

平成18年第1回西予市議会定例会会期日程表

会期3月8日(水)～3月24日(金)

(会期17日間)

| 月 日 | 曜日 | 日 程 | 備 考 |
|-------|----|----------|-----------------------|
| 3月 8日 | 水 | 本会議(開会) | ・理事者提案説明 |
| 3月 9日 | 木 | 本 会 議 | ・一般質問 |
| 3月10日 | 金 | 本 会 議 | ・質疑 ・即決議案採決及び委員会付託 |
| 3月11日 | 土 | 休 会 | |
| 3月12日 | 日 | 休 会 | |
| 3月13日 | 月 | 常任委員会 | |
| 3月14日 | 火 | 常任委員会 | |
| 3月15日 | 水 | 常任委員会 | |
| 3月16日 | 木 | 常任委員会 | |
| 3月17日 | 金 | 常任委員会 | |
| 3月18日 | 土 | 休 会 | |
| 3月19日 | 日 | 休 会 | |
| 3月20日 | 月 | 休 会 | |
| 3月21日 | 火 | 休会(春分の日) | |
| 3月22日 | 水 | 休 会 | |
| 3月23日 | 木 | 休 会 | |
| 3月24日 | 金 | 本会議(閉会) | ・委員長報告 ・質疑・討論・採決 |

平成18年第1回西予市議会定例会会議録(第1号)

- | | | | |
|-----------------|-----------|----------------------|--------|
| 1.招集年月日 | 平成18年3月8日 | 説明のため出席した者の職氏名 | |
| 1.招集の場所 | 西予市議会議場 | 市長 | 三好 幹二 |
| 1.開会 | 平成18年3月8日 | 助役 | 別宮 静 |
| | 午前10時00分 | 収入役 | 三好 藤治 |
| 1.散会 | 平成18年3月8日 | 総務企画部長 | 森 英二 |
| | 午後4時48分 | 建設部長 | 安藤 芳夫 |
| 1.出席議員 | | 産業部長 | 大森 俊彦 |
| 1番 | 田中 剛 | 生活福祉部長 | 松本 正志 |
| 2番 | 松山 清 | 教育部長 | 河野 豊昭 |
| 3番 | 宇都宮 明宏 | 明浜総合支所長 | 小玉 岩康 |
| 4番 | 松島 義幸 | 野村総合支所長 | 西本 貞夫 |
| 5番 | 元親 孝志 | 城川総合支所長 | 九鬼 則夫 |
| 6番 | 嶋川 武文 | 三瓶総合支所長 | 山本 正男 |
| 7番 | 沖野 健三 | 病院総括事務長 | 上甲 福重 |
| 8番 | 森川 一義 | 消防本部消防長 | 荒井 安憲 |
| 9番 | 亀井 秀男 | 総務課長 | 炭倉 貞明 |
| 10番 | 名本 修三 | 財政課長 | 清水 忠夫 |
| 11番 | 河野 作生 | 企画調整課長 | 清水 享司 |
| 12番 | 藤井 朝廣 | 監査委員 | 池畠 賢治 |
| 13番 | 浅野 泰義 | 1.本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 14番 | 浅野 忠昭 | 事務局長 | 吉良 孝一 |
| 15番 | 三好 幸夫 | 議事係長 | 井上千浪 |
| 16番 | 岡山 清秋 | 1.議事日程 | 別紙のとおり |
| 17番 | 酒井 宇之吉 | 1.会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 18番 | 兵頭 勇 | 1.会議の経過 | 別紙のとおり |
| 19番 | 山本 英男 | | |
| 20番 | 山本 昭義 | | |
| 21番 | 梅川 光俊 | | |
| 22番 | 鍵原 芳和 | | |
| 23番 | 菊地 ミスギ | | |
| 24番 | 宇都宮 二郎 | | |
| 25番 | 岡田 周三 | | |
| 26番 | 山本 安男 | | |
| 27番 | 平野 武男 | | |
| 28番 | 大竹 忠盛 | | |
| 29番 | 二宮 元 | | |
| 30番 | 坂本 隆重 | | |
| 31番 | 浅野 豊重 | | |
| 1.欠席議員 | なし | | |
| 1.会議録署名議員 | | | |
| | 6番 嶋川 武文 | | |
| | 7番 沖野 健三 | | |
| 1.地方自治法第121条により | | | |

| 議 事 日 程 | | | | |
|---------|---|-----|-----|---|
| 1 | 会議録署名議員の指名 (6番 嶋川武文、7番 沖野健三) | | | び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 2 | 会期の決定 (3月8日～3月24日 17日間) | 議案第 | 20号 | 西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 3 | 議会報告第1号 常任委員会の視察研修報告について | | | |
| 4 | 承認第 1号 専決処分第1号の承認を求めることについて(平成17年度西予市一般会計補正予算(第9号)) | 議案第 | 21号 | 西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 5号 宇和町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について | 議案第 | 22号 | 西予市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 6号 西予市総合計画基本構想について | 議案第 | 23号 | 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 7号 西予市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について | 議案第 | 24号 | 西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 8号 西予市長期継続契約に関する条例制定について | 議案第 | 25号 | 西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 9号 西予市市民憩の家条例制定について | 議案第 | 26号 | 西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 10号 西予市宇和運動公園条例制定について | 議案第 | 27号 | 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 11号 西予市ふれあいの森林施設条例制定について | 議案第 | 28号 | 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 12号 西予市宇和福祉センター条例制定について | 議案第 | 29号 | 西予市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 13号 西予市老人憩の家条例制定について | 議案第 | 30号 | 西予市船員法に係る証明に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 14号 西予市野村高齢者工芸館条例制定について | 議案第 | 31号 | 西予市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定 |
| | 議案第 15号 西予市農村公園条例制定について | | | |
| | 議案第 16号 西予市野村飼料混合施設条例制定について | | | |
| | 議案第 17号 西予市農林漁業後継者住宅条例制定について | | | |
| | 議案第 18号 西予市職員の管理職手当等の特例に関する条例制定について | | | |
| | 議案第 19号 西予市議会議員の報酬及 | | | |

| | | | |
|---------|---|---------|---|
| 議案第 32号 | 西予市図書館条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 46号 | 西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 33号 | 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 47号 | 西予市野村町地域文化会館建設基金条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 34号 | 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 48号 | 西予市三瓶デイサービスセンター基金条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 35号 | 西予市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 49号 | 西予市宇和町特定農山村地域活性化推進基金条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 36号 | 西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 50号 | 西予市通学費補助条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 37号 | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 51号 | 城川町人口定住促進に関する条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 38号 | 西予市農林水産業振興事業基盤整備用機械使用料条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 52号 | 宇和町丙種墓地設置及び管理条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 39号 | 西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 53号 | 宇和町稻生墓地設置及び管理条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 40号 | 西予市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 54号 | 市道路線の認定について |
| 議案第 41号 | 西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 55号 | 市道路線の廃止について |
| 議案第 42号 | 西予市林道整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 56号 | 西予市営土地改良事業の施行について |
| 議案第 43号 | 西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 57号 | 西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について |
| 議案第 44号 | 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 58号 | 西予市特別養護老人ホーム松葉寮及び西予市宇和老人短期入所施設の指定管理者の指定について |
| 議案第 45号 | 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 59号 | 西予市軽費老人ホームれんげの指定管理者の指定について |
| | | 議案第 60号 | 西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について |
| | | 議案第 61号 | 西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定に |

| | | | |
|---------|---|---------|-----------------------------------|
| | について | | 定について |
| 議案第 62号 | 西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について | 議案第 78号 | 西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 63号 | 西予市いきがいデイサービスセンターの指定管理者の指定について | 議案第 79号 | 西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 64号 | 西予市身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について | 議案第 80号 | 西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 65号 | 西予市特別養護老人ホームしいのき園及び西予市野村老人短期入所施設の指定管理者の指定について | 議案第 81号 | 西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について |
| 議案第 66号 | 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について | 議案第 82号 | 西予市湊筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について |
| 議案第 67号 | 西予市野村学園の指定管理者の指定について | 議案第 83号 | 西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 68号 | 西予市三瓶デイサービスセンターの指定管理者の指定について | 議案第 84号 | 西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について |
| 議案第 69号 | 西予市精神障害者小規模作業所の指定管理者の指定について | 議案第 85号 | 西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 70号 | 西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について | 議案第 86号 | 西予市有料駐車場の指定管理者の指定について |
| 議案第 71号 | 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について | 議案第 87号 | 平成17年度西予市一般会計補正予算(第10号) |
| 議案第 72号 | 西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について | 議案第 88号 | 平成17年度西予市授産場特別会計補正予算(第3号) |
| 議案第 73号 | 西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について | 議案第 89号 | 平成17年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第 74号 | 西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について | 議案第 90号 | 平成17年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第 75号 | 西予市野村農業公園の指定管理者の指定について | 議案第 91号 | 平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号) |
| 議案第 76号 | 西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について | 議案第 92号 | 平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算(第4号) |
| 議案第 77号 | 西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指 | | |

| | | | |
|---------|--|---------|-----------------------------------|
| 議案第 93号 | 平成17年度西予市介護 保険特別会計補正予算 (第4号) | 議案第111号 | 平成18年度西予市上水 道事業会計予算 |
| 議案第 94号 | 平成17年度西予市簡易 水道事業特別会計補正予 算(第3号) | 議案第112号 | 平成18年度西予市病院 事業会計予算 |
| 議案第 95号 | 平成17年度西予市農業 集落排水事業特別会計補 正予算(第6号) | 議案第113号 | 平成18年度西予市野村 介護老人保健施設事業会 計予算 |
| 議案第 96号 | 平成17年度西予市公共 下水道事業特別会計補正 予算(第5号) | | |
| 議案第 97号 | 平成17年度西予市上水 道事業会計補正予算(第 3号) | | |
| 議案第 98号 | 平成17年度西予市病院 事業会計補正予算(第2 号) | | |
| 議案第 99号 | 平成17年度西予市野村 介護老人保健施設事業会 計補正予算(第2号) | | |
| 議案第100号 | 平成18年度西予市一般 会計予算 | | |
| 議案第101号 | 平成18年度西予市授産 場特別会計予算 | | |
| 議案第102号 | 平成18年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計予算 | | |
| 議案第103号 | 平成18年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 予算 | | |
| 議案第104号 | 平成18年度西予市国民 健康保険特別会計予算 | | |
| 議案第105号 | 平成18年度西予市老人 保健特別会計予算 | | |
| 議案第106号 | 平成18年度西予市介護 保険特別会計予算 | | |
| 議案第107号 | 平成18年度西予市港湾 整備事業特別会計予算 | | |
| 議案第108号 | 平成18年度西予市簡易 水道事業特別会計予算 | | |
| 議案第109号 | 平成18年度西予市農業 集落排水事業特別会計予 算 | | |
| 議案第110号 | 平成18年度西予市公共 | | |

本日の会議に付した事件

| | | | | | |
|---|------------|--|--------|---|--|
| 1 | 会議録署名議員の指名 | | | | |
| 2 | 会期の決定 | | | | |
| 3 | 議会報告第1号 | 常任委員会の視察研修報告について | | | |
| 4 | 承認第1号 | 専決処分第1号の承認を求めることについて（平成17年度西予市一般会計補正予算（第9号）） | 議案第20号 | 西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第5号 | 宇和町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について | 議案第21号 | 西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第6号 | 西予市総合計画基本構想について | 議案第22号 | 西予市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第7号 | 西予市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について | 議案第23号 | 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第8号 | 西予市長期継続契約に関する条例制定について | 議案第24号 | 西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第9号 | 西予市市民憩の家条例制定について | 議案第25号 | 西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第10号 | 西予市宇和運動公園条例制定について | 議案第26号 | 西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第11号 | 西予市ふれあいの森林施設条例制定について | 議案第27号 | 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第12号 | 西予市宇和福祉センター条例制定について | 議案第28号 | 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第13号 | 西予市老人憩の家条例制定について | 議案第29号 | 西予市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第14号 | 西予市野村高齢者工芸館条例制定について | 議案第30号 | 西予市船員法に係る証明に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第15号 | 西予市農村公園条例制定について | 議案第31号 | 西予市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第16号 | 西予市野村飼料混合施設条例制定について | 議案第32号 | 西予市図書館条例の一部 | |
| | 議案第17号 | 西予市農林漁業後継者住宅条例制定について | | | |
| | 議案第18号 | 西予市職員の管理職手当等の特例に関する条例制定について | | | |
| | 議案第19号 | 西予市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 | | | |

| | | | | |
|---------|--|---|---------|---|
| | | を改正する条例制定について | 議案第 46号 | 西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 33号 | | 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 47号 | 西予市野村町地域文化会館建設基金条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 34号 | | 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 48号 | 西予市三瓶デイサービスセンター基金条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 35号 | | 西予市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 49号 | 西予市宇和町特定農山村地域活性化推進基金条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 36号 | | 西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 50号 | 西予市通学費補助条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 37号 | | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 51号 | 城川町人口定住促進に関する条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 38号 | | 西予市農林水産業振興事業基盤整備用機械使用料条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 52号 | 宇和町丙種墓地設置及び管理条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 39号 | | 西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 53号 | 宇和町稲生墓地設置及び管理条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 40号 | | 西予市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 54号 | 市道路線の認定について |
| 議案第 41号 | | 西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 55号 | 市道路線の廃止について |
| 議案第 42号 | | 西予市林道整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 56号 | 西予市営土地改良事業の施行について |
| 議案第 43号 | | 西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 57号 | 西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について |
| 議案第 44号 | | 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 58号 | 西予市特別養護老人ホーム松葉寮及び西予市宇和老人短期入所施設の指定管理者の指定について |
| 議案第 45号 | | 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 59号 | 西予市軽費老人ホームれんげの指定管理者の指定について |
| | | | 議案第 60号 | 西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について |
| | | | 議案第 61号 | 西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について |
| | | | 議案第 62号 | 西予市游の里デイサービ |

| | | | | | |
|-----|-----|---|-----|-----|-----------------------------------|
| | | スセンターの指定管理者の指定について | | | ターの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 63号 | 西予市いきがいデイサービスセンターの指定管理者の指定について | 議案第 | 79号 | 西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 64号 | 西予市身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について | 議案第 | 80号 | 西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 65号 | 西予市特別養護老人ホームしいのき園及び西予市野村老人短期入所施設の指定管理者の指定について | 議案第 | 81号 | 西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 66号 | 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について | 議案第 | 82号 | 西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 67号 | 西予市野村学園の指定管理者の指定について | 議案第 | 83号 | 西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 68号 | 西予市三瓶デイサービスセンターの指定管理者の指定について | 議案第 | 84号 | 西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 69号 | 西予市精神障害者小規模作業所の指定管理者の指定について | 議案第 | 85号 | 西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 70号 | 西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について | 議案第 | 86号 | 西予市有料駐車場の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 71号 | 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について | 議案第 | 87号 | 平成17年度西予市一般会計補正予算(第10号) |
| 議案第 | 72号 | 西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について | 議案第 | 88号 | 平成17年度西予市授産場特別会計補正予算(第3号) |
| 議案第 | 73号 | 西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について | 議案第 | 89号 | 平成17年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第 | 74号 | 西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について | 議案第 | 90号 | 平成17年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第 | 75号 | 西予市野村農業公園の指定管理者の指定について | 議案第 | 91号 | 平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号) |
| 議案第 | 76号 | 西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について | 議案第 | 92号 | 平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算(第4号) |
| 議案第 | 77号 | 西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について | 議案第 | 93号 | 平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算 |
| 議案第 | 78号 | 西予市城川食肉加工セン | | | |

| | | |
|---------|----------------------------------|-----------------------------------|
| | (第4号) | 道事業会計予算 |
| 議案第 94号 | 平成17年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) | 議案第112号 平成18年度西予市病院事業会計予算 |
| 議案第 95号 | 平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号) | 議案第113号 平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算 |
| 議案第 96号 | 平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号) | |
| 議案第 97号 | 平成17年度西予市上水道事業会計補正予算(第3号) | |
| 議案第 98号 | 平成17年度西予市病院事業会計補正予算(第2号) | |
| 議案第 99号 | 平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号) | |
| 議案第100号 | 平成18年度西予市一般会計予算 | |
| 議案第101号 | 平成18年度西予市授産場特別会計予算 | |
| 議案第102号 | 平成18年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 | |
| 議案第103号 | 平成18年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算 | |
| 議案第104号 | 平成18年度西予市国民健康保険特別会計予算 | |
| 議案第105号 | 平成18年度西予市老人保健特別会計予算 | |
| 議案第106号 | 平成18年度西予市介護保険特別会計予算 | |
| 議案第107号 | 平成18年度西予市港湾整備事業特別会計予算 | |
| 議案第108号 | 平成18年度西予市簡易水道事業特別会計予算 | |
| 議案第109号 | 平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計予算 | |
| 議案第110号 | 平成18年度西予市公共下水道事業特別会計予算 | |
| 議案第111号 | 平成18年度西予市上水 | |

開会 午前10時00分

議長 ただいまの出席議員は31名であります。これより平成18年第1回西予市議会定例会を開会をいたします。

三好市長より今定例会招集のあいさつがありません。

三好市長。

三好市長 皆さんおはようございます。

平成18年第1回西予市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年12月は大雪となり、厳しい冬を予想しておりましたが、その後比較的穏やかな天候に恵まれ、3月に入りましてからは野山も春の訪れを感じさせるようになりました。また、3月12日の初日の大相撲春場所では、郷土の誇りであります玉春日関が4場所ぶりに幕内復帰となり、明るいニュースとなっております。

議員の皆様におかれましては、年度末を迎え、公私とも何かとご多忙のところご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、合併2年目となりまして平成17年度は、西予市まちづくり計画の基本を踏まえ、財政の健全性を図りながらそれぞれの人々が喜び、それぞれの地域が輝き、市民が納得する予算の執行に心がけてまいりました。

主な建築事業としましては、健康保養地中核施設、農産物加工第2工場、乙亥会館、みかめ本館、特定漁港漁場整備、漁港利用整備事業、商店街及び卯之町町並み舗装、魚成小学校建築等であります。

また、よりよい男女共同参画社会づくりを推進するため、男女共同政策室を新設する一方、三位一体の改革により一層厳しさを増す財政状況から脱却するため、西予市行政改革大綱の策定、早期退職者制度の導入、愛媛地方税滞納整理機構への加入、指定管理者制度の導入等に取り組んでまいりました。今後、当市を取り巻く環境は、さらに厳しくなることが予想されます。そのためにも、さらなる行政改革が求められるところであり、市民の皆さん、議員各位、そして行政の相互理解と協力なしには実現することは到底不可能であります。どうか皆様には一丸となりまして、この難局を乗り越えるべくご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議員の皆様からの一般質問をお受けするとともに、私の平成18年度の市政に対する所信の一端を申し上げ、一般会計、各特別会計及び企業会計予算についてご説明申し上げます。

また、2年にわたる検討協議を進めてまいりました本市の土台となります総合計画基本構想、そのほか条例の制定及び改廃、指定管理者制度の指定等、全110案件を上程いたしております。平成18年度及びそれ以降の市政運営の方向づけを行うため、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご決定いただきますことをお願い申し上げます。

本議会が西予市の発展と市民福祉の向上に寄与できる意義あるものとなりますことを切にお願い申し上げます。簡単ではありますが招集のあいさつとさせていただきます。

議長 次に、前定例会以降における諸般の報告及び監査委員から提出されました例月出納検査結果報告書の抄本は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通しを願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

(日程1)

議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今会の会議録署名議員に6番嶋川武文君、7番沖野健三君の両名を指名いたします。

(日程2)

議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今会の会期は、本日から3月24日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、今会の会期は本日から3月24日までの17日間と決定をいたしました。

(日程3)

議長 日程第3、議会報告第1号「常任委員会の視察研修報告について」を議題といたします。

さきの第4回定例会の議決に基づきまして実施をいたしました総務常任委員会の視察研修結果について委員長の報告を求めます。

亀井総務常任委員長。

亀井秀男総務常任委員長 それでは、総務常任委員会視察研修報告を行わせていただきます。

総務常任委員長、亀井秀男。

2月19日と20日の両日、岡山県の株式会社倉敷ケーブルテレビ、玉野市市役所、四国中央市役所、四国中央テレビを訪問し、CATV事業の取り組みについて視察研修を行いましたので、その概要を報告いたします。

19日には、倉敷ケーブルテレビを視察研修いたしました。20日には、研修する岡山県玉野市のCATV事業は、倉敷ケーブルテレビが運営しているため、事前に倉敷ケーブルテレビについてその概要と施設を把握することが目的でした。倉敷ケーブルテレビは、平成9年1月に長野県のLCV株式会社、倉敷市、玉野市、総社市、株式会社ぎょうせいが出資した第三セクター方式で設立されていました。その中で玉野市の出資額は100万円ということであり、この地域においては行政支援のウエートが低くても、民間での運営が可能な地域特性がありました。

しかしながら、採算性の観点から、住宅密集地以外については民間がサービスを提供しないということで、住居がまばらに点在する場合に、拠点からラストワンマイルという末端の家庭部分までCATVのサービスをどのようにして受けられるようにするかというのが課題であるということがわかりました。

加入状況については、4市1町でケーブルを引いている18万6,739世帯のうち41%に当たる7万7,256世帯が加入しており、総世帯数で言えば、エリア全体の約4分の1を倉敷ケーブルテレビがカバーしていました。

また、サービスエリア内のインターネットへの接続サービスの3分の1を倉敷ケーブルテレビが提供しており、残り3分の2をNTTやフーなどが行っているという状況で、CATVの月額利用料は1,995円でした。

また、倉敷ケーブルテレビでは、予想していた

よりはるかに充実した規模で事業が展開されており、各家庭に映像を配信するヘッドエンド設備やプロバイダー事業を運営するサーバーなどは高耐震建物の中に設置され、大きな地震に対しても対応がなされ、かつ非常用発電機も3台準備するなど、放送局としての高い使命を担っているようでした。現在、社屋並びにスタジオを建設中でしたが、これらも地震が来てもほとんど揺れないという免震構造になっており、非常時の防災機能を高めたもので、まさに理想のケーブルテレビ局を目指していました。

20日には、岡山県玉野市、四国中央市、四国中央テレビを訪問しました。

まず初めに、玉野市についてですが、玉野市は以前宇高連絡船の港として有名でしたが、現在は造船の町として人口は約6万5,000人を有する岡山県南部に位置する市であります。ケーブルテレビ事業は民間主導で、倉敷ケーブルテレビが住宅密集地を中心に事業を展開していました。

しかしながら、市内の約3分の2の地域は、民間でのケーブルテレビ事業が採算上困難であるため、玉野市が4億4,000万円をかけて広域情報ネットワーク事業で光ファイバーの幹線を設置し、それを倉敷ケーブルテレビに期間を設けたIRU契約という方式で貸し出していました。その費用は無償であるかわりに、幹線の保守を倉敷ケーブルテレビがするという内容でした。その幹線を倉敷ケーブルテレビが利用してCATV事業をするほか、岡山情報ハイウェイにも接続されていて、さまざまなプロバイダーのサービスが受けられるようになっていました。市民からもCATV事業の充実については、各地域から要望が多かったということで、玉野市としてもブロードバンドの全地域への普及だけは最低限早期に達成したいという意向です。また、議会中継を放送するという点についても、市民の関心が高いということでした。

このCATV事業については、倉敷ケーブルテレビが主体であるため、玉野市としてはサテライトスタジオを設置し、市独自のチャンネルを開設し、行政情報を静止画と動画で24時間繰り返し放送していました。

また、月1回は自主制作番組も放送しており、災害発生時には、災害報道協定により災害情報が優先して放送される仕組みになっていました。そ

のためランニングコストは行政として年間900万円ほどの負担で事業が実施されていました。

次に、四国中央市、四国中央テレビを訪問いたしました。西予市と同日合併の四国中央市は、14年7月の合併協議会設立当初から新市の一体感を醸成するためには、地域に密着した情報を共有し、交流情報の基盤整備は不可欠と考え、合併協議会の中にCATV分科会を設け取り組んでいました。市内CATV事業は、高速道路を境に南北に分け、人口密集地域2,900世帯を第三セクターの四国中央テレビが、山間部中心の4,000世帯を市が事業主体となり、三セクエリアは18年3月開局し、自治体エリアは19年3月の開局を目指していました。合併前に地域公共ネットワーク事業で市の各公共施設を光ファイバーケーブルで結んでおり、総務省の認可を受け、余剰信線を使って、メートル当たり1信1円で三セクに貸し、CATV事業を行っており、一部放送の送受信などに愛媛ケーブルテレビの装置も利用してコストダウンを図る計画になっていました。

CATV事業は、合併後の一体感を醸成するための地域情報の共有、情報格差の是正、テレビ難視聴の解消、防災、市議会、道路の各情報発信を目的としてスタートしており、事業費は過疎債、合併特例債、合併補助金、一般財源の財源内訳となっており、市全体の伝送路施設設備に係る事業費が17から18億円の見込みということでした。

CATVの加入金は4万7,250円、エコノミーの月額利用料は1,995円で、インターネットへの接続は工事費が6万900円と月額利用料が3,600円から4,700円程度が必要になります。市から三セクへの出資比率は25%で、監査権限を有しており、財源の市補助金2億2,000万円(本体整備費の25%)については三セクが借り入れて、元利償還する際の25%を補助する方法をとっていました。

管理運営は、三セクエリアと自治体エリアで、サービス内容、保守、トラブルの対処など一連の流れが同じである方が望ましいという考えから、四国中央テレビを指定管理者に指定し、管理運営を行う予定ということです。

サービス内容としては、行政チャンネル、タウンチャンネル、ガイドチャンネルの3チャンネルとテレビは内容の選択ができる2つのチャンネル、

インターネットサービスも速度が異なる2種類、IP電話については、インターネット加入者に限りサービスを提供する計画でした。山間部の加入に関する反応は、テレビの難視聴、インターネット環境、共聴アンテナなど電波条件が悪いため、CATV事業の必要性は高いと判断しており、集落単位あるいは共聴組合ごとに改善できる手段として加入促進を進めていました。自治体エリア部分の2万9,000世帯のうち、開局時に15%に当たる4,300世帯の契約を目指していました。

今回の研修の中で、CAテレビ事業について採算がとれる部分は民間経営という基本姿勢が望ましいが、山間部分が含まれると、民間が事業主体になることは難しいため、西予市のような人口と面積規模の場合は、市が施設整備をつくり、民間が運営する方法が一番現実的ではないだろうかというアドバイスを受けました。

また、西予市の場合も四国中央市と同じように、光ケーブルと同軸ケーブルを使い構築するHFC方式であれば、伝送路が800から900キロと仮定すると、同じように17億円から18億円の事業費まで圧縮できるのではないかと。

また、現在野村CATV、八西CATVがそれぞれで運営されているため、それらをうまく連携することによりコストダウンが図られるのではないかと考えられました。

さらに、事業の実施に当たっては、業者の言いなりではなく、むだや必要以上に高額な設備導入につながるおそれなど、設計段階からノウハウを持った人のチェック機能が働くような仕組みが大切であり、1億円以上のむだを省けた事例を伺い、その重要性を感じました。

西予市のCATVは、建設計画の中で事業計画されている事業であり、情報格差を是正するため、早期実現を図る必要が強い事業であります。一方で高額の経費を投入する事業であるため、その実施においては、慎重な検討が不可欠と言えます。今回視察によって全く手探り状態から一歩前進し、CATV事業の概要を把握できたと言えます。今後はCATV検討会から答申も出ると伺っており、いよいよ実施に向かって次の段階へ前進するために、私たちもさらに研さんを深め、市民が納得できるものにしていきたいと考えているところであります。

以上で総務常任委員会の視察報告を終わります。どうも失礼いたしました。

議長 以上で常任委員会の視察研修報告を終わります。

(日程4)

議長 日程第4、承認第1号「専決処分第1号(平成17年度西予市一般会計補正予算(第9号))の承認を求めることについて」から議案第113号「平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」についてまでの110件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

森総務企画部長。

森総務企画部長 承認第1号「専決処分第1号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第1号は、平成17年度西予市一般会計補正予算(第9号)について専決処分の承認を求めるものであります。

平成18年5月に浜浜シーサイド・サンパークで開催予定の合併記念コンサート事業につきまして、2月中旬から準備に入る必要があり、そのためには今年度内に関係契約事務が必要となるため、当該経費の債務負担行為の設定について専決をしたものであります。

この補正は、歳入歳出予算総額の増減はなく、債務負担行為のみの設定であります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長 安藤建設部長。

安藤建設部長 議案第5号「宇和町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について」提案理由のご説明を申し上げます。

宇和町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定につきましては、平成15年8月4日の宇和町議会において議決をいただき、日本下水道事業団理事長板倉英則氏と、協定金額15億円、竣工期限を平成19年3月31日として協定を締結し現在施工中であります。このたび18

年度に施工予定でありました当該施設の汚泥処理設備工事について、関係機関との協議により施工時期を延長する必要が生じたため、竣工期限を平成20年3月31日に、また合併により協定名を変更する変更仮協定を去る平成18年2月13日に締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 別宮助役。

別宮助役 議案第6号「西予市総合計画基本構想につきまして」提案の理由をご説明を申し上げます。

西予市は、平成16年4月の合併以来、国の三位一体改革、緊縮財政の中にあって、財政の健全性を大原則として、それぞれの人が喜び、それぞれの地域が輝き、みんなが納得する夢のまちを創造するため、合併時に策定された西予市まちづくり計画の趣旨を踏まえつつ、グローバルに考えローカルに実践する手法で市内各地域の均衡発展を図りながら行財政運営を行ってまいりました。

いつの時代にも地方自治体にはそのまちづくりの経営指針が必要であり、地方自治法第2条第4項に総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならないと定められていることから、西予市まちづくり基本計画を包括する形で、本市としての特性、市民ニーズ、時代潮流、発展課題を明らかにし、平成18年度を初年度にいたしまして平成27年度を目標年度とした10年間にわたる基本構想と基本計画を策定したところでございます。

基本構想では、自然と文化を生かし、はぐくむまちづくり、交流と活力あふれるまちづくり、協働・自立のまちづくりを基本理念とし、目指すべき将来像を「未来へ輝くゆめ、ひと、ふれあい西予」と設定したものでございます。

さらに、暮らしを支え地域を結ぶ住みよいまち、人も自然も環境も元気で安心できるまち、人が輝き文化が薫る学びのまち、本州すっぽり西予豊かさを実感できるまち、共に考え共に創る魅力あるまちの5つを基本目標に掲げ36項目にわたる行政分野の施策大綱や基本計画で展開する各分野の施策を横断的に取り込みまして、重点的に取

り組むべきものを大計し、10項目の重点プロジェクトを掲げまして将来像の実現に向けまちづくりを進めていこうとするものでございます。

基本計画では、この5つの基本目標、重点プロジェクトに向けて36の行政分野ごとに取り組むべき施策の方向を定めたものでございます。基本構想、基本計画を今後の市政運営の指針としてまいります。その実現に当たっては、総合計画審議会の答申を尊重し、幅広い市民の積極的な参加のもと、行財政の効率的な運営を行い、広域的な視野に立って国、県の計画等との整合を図りながら進めたいと考えております。

なお、この総合計画の策定に当たりましては、市民の皆様のご提言やアンケート、また市内小・中学生による未来の西予市の絵画、また市内中学生による未来の西予市の作文と市政懇談会のご意見等を参考にし総合計画策定プロジェクトチームが原案を作成したものでございます。

さらに、総合計画策定委員会で検討を願い、総合計画審議会においてご審議をいただき成案を見たものでございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 議案第7号「西予市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

愛媛県及び県内20市町等で構成する愛媛県電子自治体推進協議会が推進している愛媛電子自治体構築の重要プロジェクトとして、電子申請受付システムが18年度から運用されることとなっております。電子申請受付システムとは、自宅や会社のパソコンから申請や届け出をインターネットを使って行うことができるようにするもので、時間や場所を気にせずに手続を済ませることができるようになります。このシステムの運用に当たり、現行条例等で書面により申請や届け出等を行うことと規定されている行政手続につきまして、電子申請受付システムによる手続を可能にするため本条例を制定するものであります。

なお、本市におきましては、平成18年度から20件程度の事務について電子申請で対応できるようにすることといたしており、それ以降、関係部署及び関係機関と協議し、随時対応できる事務

を追加する予定であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第8号「西予市長期継続契約に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

従来長期継続契約のできるものは、地方自治法上、電気、ガス、水の供給、電気通信役務の提供を受ける契約、または不動産を借りる契約に限定されておりましたが、平成16年5月の地方自治法の一部を改正する法律により、長期契約の対象となる契約を条例で定めることができるようになりました。現状では、コピー機等のOA機器をリース契約する場合、通常5年間を目安に契約期間を設定いたしますが、契約額が少額であっても、債務負担行為を行わなければ長期継続契約を締結できず、また庁舎管理や物品の保守等、毎年年度初めの4月1日から役務の提供を受ける必要がある場合でも、前年度からその契約事務を進めることができず、事務処理に支障を来しております。このように契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該事務の取り扱いに支障を及ぼすような場合でも単年度契約を締結し、次年度以降は随意契約で契約を更新している状況であります。このような現状を踏まえ、多様化する契約形態に対し、適正で効率的な実態に即した契約事務を行うため本条例を制定するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 議案第9号「西予市市民憩の家条例制定について」、議案第10号「西予市宇和運動公園条例制定について」、議案第11号「西予市ふれあいの森林施設条例制定について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回条例制定いたします3件の施設につきましては、施設の管理運営形態等から指定管理者制度の導入について検討を進めてまいりましたが、現段階では、市内に指定管理者として適当な団体がないこと及び他の同種施設が直営方式で運営されていることなどから、改めまして市の直営施設として管理運営することといたしました。この決定に伴い暫定条例を廃し、これらの条例を制定する

ものであります。

また、宇和運動公園条例につきましては、別個の条例で設置しておりました宇和運動公園運営協議会を包含し、規定しており、暫定条例の協議会設置条例をあわせて廃止しております。

なお、社会教育施設におきましても、今後施設の運営状況、運営が可能な団体の状況等を判断し、指定管理者制度への移行を引き続き検討することといたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 議案第12号「西予市宇和福祉センター条例制定について」、議案第13号「西予市老人憩の家条例制定について」、議案第14号「西予市野村高齢者工芸館条例制定について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議案書は25ページから35ページでございます。

この3件の施設につきましても、先ほどの社会教育施設と同様に指定管理者制度の導入について検討を進めてまいりましたが、同じく現段階では直営施設として管理運営することと決定したことに伴い、暫定条例を廃止し、これらの条例を制定するものであります。

なお、宇和福祉センター条例では、宇和町福祉センター及び宇和町農家高齢者創作館を一体の施設として、老人憩の家条例については、野村町より三瓶町の施設を一括して規定いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 大森産業部長。

大森産業部長 議案第15号「西予市農村公園条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市では、農業者及び農村在住者等の健康増進と憩いの場を目的として設置利用されている農村公園は、旧野村町で2カ所、旧三瓶町で4カ所、計6カ所となっております。今回対象地域と本施設の管理及び利用者の行為を明確にし、西予市全体で農村公園施設としての位置づけを適正な

ものにするため、本条例を制定するものであります。

なお、これに伴いまして暫定施行しておりました三瓶町農村公園設置条例を廃止いたしております。

続きまして、議案第16号「西予市野村飼料混合施設条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成6年に野村町畜産総合振興センター関連施設として建設され、管理委託方式により運営いたしております。畜産総合振興センターにつきましては、さきの平成17年第4回定例議会で指定管理者制度導入に伴い、その設置に関する条例を制定したところですが、飼料混合施設につきましては、畜産総合振興センターと別の機能を有しており、運営方式も異なっていることから個別の取り扱いとし、今回指定管理者制度を導入することに伴い、改めまして本条例を制定するものであります。

次に、議案第17号「西予市農林漁業後継者住宅条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

農林水産業の低迷は全国的に続いており、その後継者の確保、育成については、深刻な状況となっております。そうした後継者対策の一環といたしまして、西予市明浜町狩浜地区において、農林漁業後継者の住宅難を解消し、定住促進による地域産業の活性化を図ることを目的に、合併特例債事業で市単独賃貸住宅を建設しており、今月末に完成予定となっております。本条例は完成後の後継者住宅の管理及び入居条件等の必要な事項を定めるものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 別宮助役。

別宮助役 議案第18号から議案第26号まで関連がございますので、一括して提案理由を説明をさせていただきます。

議案第18号「西予市職員の管理職手当等の特例に関する条例制定について」、議案第19号「西予市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第20号「西予市特別職の職員で非常勤のもの

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第21号「西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第22号「西予市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第23号「西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第24号「西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第25号「西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第26号「西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」、関連がありますので一括提案説明を申し上げます。

今回の条例制定及び改正並びに廃止につきましては、国の三位一体改革やそれに伴う県予算の見直し等による大変厳しい財政事情等を考慮し、大幅な人件費削減を行うことによるものでございます。

主な内容といたしましては、職員の管理職手当及び期末手当の職務加算を50%減額するとともに、先般開催いたしました特別職等報酬審議会の答申を受けまして、特別職、教育長の給料及び市議会議員等の報酬を答申の3%減額、さらに任期中の特例措置として3%の減額を行うものでございます。

また、特殊勤務手当につきましては、業務等の見直しを行い、税等の徴収事務手当及び水道事業職員への手当を廃止し、養護老人ホーム等に勤務する職員の特殊勤務手当、消防手当等の一部を減額いたしました。これに伴い水道事業職員の職務手当等に関する条例は廃止するものでございます。

さらに、職員の県内出張における日当を廃止いたしましたしております。

今回、このように厳しい人件費抑制策を講じなければならなくなったことは、議員の皆様また職員に対し、大変申しわけなく感じるところでございますけれども、この厳しい局面を乗り切るためにも何とぞご理解を賜り、ご協力をいただきたいと存じております。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 議案第27号「西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、公務員給与に地場賃金を反映させるための地域間配分の見直し、年功的な給与上昇の抑制と職務職責に応じた給与構造への転換及び勤務実績の給与への反映を柱とした、昭和32年に現在の給与制度が確立して以来、50年ぶりの大きな給与構造改革が実施されることに伴う給与に関する法律の一部改正に準じ本条例の一部を改正するものであります。

主な内容につきましては、人事院勧告におきまして平成18年度から実施されることとされている俸給表等に準じて、若手係員層は引き下げなし、中高年齢層は7%の引き下げと行政職給与を平均で4.9%引き下げるよう給料表の改定を行い、さらに行政職給料表の現行1、2級及び4、5級の統合と級構成の再編、また現行号級の4分割と号級構成の見直し、職員の昇給時期を1月1日の年1回に統一して、勤務成績に基づく昇給制度を設けるなどの改正を行うものであります。

次に、議案第28号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、本市の組織機構の見直しによるものであります。

直面する多種多様な行政課題に柔軟かつ適切に対応するため、新たに産業部内に企業誘致や地域産業の育成及び地域資源の情報発信を所掌する産業創出課を、建設部内に公共用地の計画的かつ円滑な確保取得と未登記用地の処理を所掌する用地課を新設することに伴い、当該業務内容を追加規定するため本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第29号「西予市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例の改正につきましても、本市の組織機構の見直しによるもので、市の総合計画と密接な関係にある行政改革は、同じ課内で連携を図りながら実行しなければ効果あるものにはなりません。今回、行政改革に関する事務を総務課から総合計画を所掌する企画調整課に移管することに伴い、

本条例の一部を改正するものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 大森産業部長。

大森産業部長 議案第30号「西予市船員法に係る証明に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、船員法の改正により公認の手続が廃止となったことから、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 議案第31号「西予市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の主な改正内容は、行政財産の目的外使用許可に係る使用料を新たに設定するものであります。使用料に関しましては、各施設の設置条例等で規定しておりますが、今回の改正は、庁舎敷地等において自動販売機等を設置する場合に、1台につき年額3万1,500円、庁舎等で休憩時間内において出張販売などに一時的に宿日直室等を使用させる場合に、1回につき1,050円を使用料としてそれぞれ徴収するものであります。

また、船員法の改正により公認手数料を廃止いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 議案第32号「西予市図書館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は図書館システムの導入に伴い、市内図書館及び図書室の連携を図るため機構を改めるものであります。

本市における図書館及び図書室には、約21万冊の蔵書がありますが、それぞれの施設でしか貸し出しができず、効率的な図書の利用ができない状況でありました。この点を改善すべく今年度図書館システムを導入し、市が所有している図書に

ついては、どこからでも貸し出しが可能となったことから、宇和図書館を中央館とし、他の図書館及び図書室を分館と位置づけ、連携を図るものでございます。

次に、議案第33号「西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、施設利用の基本的事項である休館日並びに利用時間を明確にするとともに、入館料について市内施設との均衡を図るため、65歳以上の者の入館料免除を削除し有料とするものでございます。

以上、2件よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 議案第34号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

議案書は117ページからでございます。

野村町では公立の幼稚園と保育所がありますが、入園、入所の希望は保育所の方が比重が高く、野村保育所では既にこの定員を大幅に上回っております。本年4月にはさらに入所希望者の増加が見込まれるため、野村保育所の定数を120人から150人にふやすよう本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第35号「西予市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、厚生労働省老健局長通知による軽費老人ホームの設置及び運営についての軽費老人ホーム設置要綱の一部改正に伴い、事務費徴収額の改定が行われたことと、軽費老人ホームれんげの利用料金について限度額として定めていたものを国の基準に合わすとともに、使用料の分類を整理するため本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第36号「西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、敬老祝金を敬老週間中に支給できるようにするため、敬老祝金の受給対象年齢基準日を9月15日から9月1日に変更することに

に伴い本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第37号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

65歳以上の方いわゆる第1号被保険者の介護保険料については、3カ年を1期とする期間において見直しを行うことが定められております。そこで、平成18年度から20年度の第3期間中の保険料について、高齢者人口の上昇や介護保険サービスを利用される方の出現率、施設整備状況、今後の高齢者福祉施策などから、西予市第3期高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画を策定いたしております。この計画の中では、平成17年の介護保険法等の一部を改正する法律の施行を受け、低所得者への配慮や地域支援事業を創設し、介護予防重視型システムへの転換を図り、住みなれた地域で生活継続が可能な体制を整備することを加味するよう指導されております。

そこで、この内容を計画に見込み、算定された保険料について改正するものであります。

改正内容では、保険料の区分を第1段階から第5段階まで設定いたしておりましたが、従来の第2段階を収入に応じて細分化するため、第1段階から第6段階までの分類に再編いたしました。

なお、附則では、地方税法の改正に伴う激変緩和措置を設け、その対象者においては3カ年で保険料の額を段階的に基準額とする措置を講じております。

本日お配りしております参考資料を出していただいたと思います。

参考資料の第1号被保険者介護保険料比較表をつけておと思いますが、お聞きをお願いします。

この比較表では、従来の介護保険料と改正後の介護保険料、第1段階から第6段階まで比較いたしております。

まず、改正前、現行であります。基準月額保険料3,100円、これは旧第3段階のものであります。この3,100円月額であります。これが改正後は第4段階になりまして、3,800円に改正されるものであります。条例では年額で表示しておりますけれども、月額で説明させていただきます。

一番上の第1段階につきましては、従来と同じ基準で生活保護受給者と住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者、この方が対象であります。基

準額の0.5ということで50%掛けで1,550円が1,900円の引き上げとなります。

第2段階が、これが新設されまして、第2段階と第3段階に分れております。第2段階につきましては、年金収入が80万円以下の方、この方につきましては、従来基準額の75%が引き下げられまして基準額の50%ということで1,900円に、その他の第3段階であります。この方が2,850円の引き上げとなります。

第3段階は基準額と同じで先ほど説明したとおりであります。

第4段階の方につきましては、合計所得金額200万円以下の方で住民税が課税されている方ですが、基本額の25%増しということで3,875円が4,750円に引き上げとなります。

第5段階の方が、従来これは本人が住民税課税されておりました。年間200万円以上の所得のある方でございます。50%増ということで4,650円が5,700円と改正されるものであります。

次のページの分は、激変緩和措置をそれぞれ比較いたしておりますので、ご参考にさせていただきたいと思っております。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 大森産業部長。

大森産業部長 議案第38号「西予市農林水産業振興事業基盤整備用機械使用料条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

旧城川町において、昭和49年度から運用を行っております農林業基盤整備用機械につきましては、農林業基盤整備はもとより災害や降雪時の緊急対応等、大いに利活用されているところであります。

しかしながら、機械の更新や物価の変動等に伴い、保有機種と使用料との不整合を調整し、今後の経済的かつ効率的な運行に資するため、運転経費等の使用料を改正する必要があることから、本条例の一部改正をするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 安藤建設部長。

安藤建設部長 議案第39号「西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について」、議案第40号「西予市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」、議案第41号「西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

西予市の農業集落排水事業につきましては、これまで宇和町地区において、永長、神野久、田之筋、中川処理区、野村町地区においては、長谷、岡成、阿下処理区の計7処理区が完成しているところであります。従来、本市の農業集落排水処理施設の利用、廃止等の諸届け出及び分担金施設使用料の徴収事務に関しましては、地元の管理組合を通じて行ってまいりましたが、平成18年度から市が直接その事務を行う運びとなりました。

また、施設の供用開始後における新規加入者につきまして、17万円の分担金を徴収するとともに、宇和町と野村町の使用料金の格差統一を図る運びとなったことに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 大森産業部長。

大森産業部長 議案第42号「西予市林道整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、本市が行う林道整備事業について補助対象事業を拡大し、平成18年度から新規事業として道整備交付金林道事業に取り組むことに伴い、対象事業名を森林環境保全整備事業から国庫補助林道整備事業に改めること及び県単独林道整備事業において、林内作業車道の整備は受益者が限られることから、当該事業の例外として分担金徴収率を100分の67以内とすることを明記するものであります。

次に、議案第43号「西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成17年第3回定例会において、嶋川議員の一般質問でもご提案をいただいたところであります融資手続きにつきまして、現行では法人または組合にあっては、3名以上の個人保証を、個人にあっては、2人以上の確実な保証人を必要としておりますものを、連帯保証人の数をそれぞれ1人ずつ減らして要件を緩和し、融資の利用促進及び拡大を図るものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 暫時休憩をいたします。11時20分に再開をいたします。(休憩 午前11時10分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(再開 午前11時23分)

安藤建設部長。

安藤建設部長 議案第44号「西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市公共下水道使用料金については、一般家庭で排出される汚水量を基準に料金体系を設定しております。

しかし、湯屋では大量に汚水が排出され、一般用の料金では多額の使用料金となるため、加入を敬遠される可能性があり、結果として水質等の改善が図られないことになりかねません。

また、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律が定められており、湯屋用の料金を別途決定する自治体が数多く見受けられます。このような状況から、湯屋等の公共下水道使用料について、重量使用料1立方メートルにつき一律52円の料金体系を設けるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第45号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、野村町の白髭地区における水道施設の新設と城川町で中山間事業の実施に伴う今田簡易水道と杭簡易水道の統合整備及び昭和30年から昭和50年ころに設置された城川町の区域の県条例水道について、過疎化の進展による給水人口の減少により、県水道条例の基準に該当しな

くなったことに伴い、共同給水施設として引き続き維持管理を行うため所要の改正を行うものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 上甲病院総括事務長。

上甲病院総括事務長 議案第46号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、野村病院の診療科目の増設に伴う改正であります。

地域住民の要望により、良質な医療を提供することにより、住民が安心して生活できるよう心療内科、皮膚科、麻酔科を増設し、診療内容の充実を図り、地域における公衆衛生の向上と健康増進に寄与するものであります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 議案第47号「西予市野村地域文化会館建設基金条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

この基金は、野村町における地域文化会館建設の原資として活用するため設置されたものでありますが、平成17年3月に乙亥会館が完成したことに伴い、本条例の目的が達成され、基金設置の必要がなくなったため廃止するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 議案第48号、議案書147ページであります。「西予市三瓶デイサービスセンター基金条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

この基金は、西予市三瓶デイサービスセンターの円滑な運営を図るために設置したのですが、平成18年度より指定管理者制度による運営へ移行するに当たり、介護保険特別会計三瓶介護サー

ビス勘定を廃止することにあわせ廃止するものであります。

なお、同センターの運営により生じた平成17年度の収益は一般会計で受け入れ、将来の施設設備の整備に充当させていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 大森産業部長。

大森産業部長 議案第49号「西予市宇和町特定農山村地域活性化推進基金条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成15年度から農林業等活性化基盤整備計画に即し、高収益・高付加価値型農業の展開等に向けて新規作物の導入試験、産地直接販売体制の整備など、実践的なソフト活動の計画的な実施のための基金を設置し、これを原資に特定農山村地域市町村支援事業に取り組んでまいりました。このたび本年度をもって宇和町の地域における特定農山村地域市町村活動支援事業が終了しましたので本基金を廃止するため本条例を廃止するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 議案第50号「西予市通学費補助条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、市内幼稚園児及び小・中学生を対象に通学費補助事業を行っておりますが、今回事業内容の見直しに伴い本条例を廃止するものであります。

なお、他の自治体では、この事業を規則等で運用している例が多く、当市におきましても、条例廃止後は規則により事業を実施することといたしております。

主な改正内容は、補助金額が1カ月、バス定期運賃の3分の2の額としておりました遠距離通学の徒歩通学児童に年間1万2,000円、自転車通学生徒には、自転車及び雨がっぱの購入費として限度額3万5,000円、幼稚園児には大野ヶ原地区に居住し、惣川幼稚園に通園する園児のみ

年間1万2,000円をそれぞれ補助するものがあります。

また、自宅からバス停留所までの距離が、児童で4キロ以上、生徒で6キロ以上の者に、その超える距離に応じた額を補助いたしております。

なお、ヘルメット支給につきましては、西予市ヘルメット購入費補助金交付要綱により購入に係る補助を行うことといたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 議案第51号「城川町人口定住促進に関する条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、旧城川町におきまして、活力と潤いのあるまちづくりを目指し、住民の生活をより豊かに、より便利に、より快適にという定住環境づくりを進めるため、平成6年度に創設した奨励金交付制度であります。

制度の内容は、U・Iターン持ち家住宅新築祝い金、新卒者定住促進奨励金等ではありますが、これまでこの制度によって定住人口の創出と対象者の生活を支援し、地域の活性化の一助となってきました。合併前の合併協議では、すべての事務事業を全市統一する方向で調整されたところではありますが、本奨励金制度の合併と同時の見直しは、本奨励制度に3年以上居住する意思及び就業の実態、申請期間が定住後6カ月を経過すること等々の交付条件があること、また住民への周知期間が少ないこと等、対象者への不利益が生じるおそれがあるため、合併後見直しをすることを条件に合併前の制度を旧城川町地区住民に限定し暫定施行してきたものであります。今回本条例は、期間限定の暫定施行のため本年度をもって廃止いたしますが、人口定住は本市の最重要課題の一つでもあるため、今後人口定住促進を図るための効果的な施策を検討してまいりたいと考えているところであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 議案第52号「宇和町丙種

墓地設置及び管理条例を廃止する条例制定について」、議案第53号「宇和町稲生墓地設置及び管理条例を廃止する条例制定について」、関連がありますので一括して提案理由のご説明を申し上げます。

宇和町の丙種墓地につきましては、もともとは各部落で設けられていた、いわゆるみなし墓地であり、所有権の承継により旧宇和町の町営墓地として条例化されたものであります。

また、稲生墓地につきましては、国庫補助事業として共同墓地を造成し、旧宇和町の町営墓地として条例化されたものであります。

いずれの墓地も実際の管理運営は、墓地の属する行政区または墓地管理委員会が行っており、市の管理する市営墓地でない状態です。今回、丙種墓地及び稲生墓地の管理状況をかんがみ、市有施設としての墓地の位置づけを統一することに伴い本条例を廃止するものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 安藤建設部長。

安藤建設部長 議案第54号「市道路線の認定について」、議案第55号「市道路線の廃止について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回、6路線の認定と3路線の廃止をお願いするものであります。

まず、宇和町の旧町地区278号線は、主要県道宇和明浜線伊賀上バイパスの完成に伴い、起点側が県道に取り込まれ、市道としての機能を有しなくなったため、旧町地区196号線を含む全線廃止後、終点側を地域の生活道路として再認定をお願いするものであります。

三瓶町の安土96号線は、地区の重要な生活道路であります。近年本線延長上の農道沿いに住宅が建設され、農道が生活道路としての機能を有してきたため、旧路線廃止後、路線延長の上、再認定をお願いするものであります。

また、安土331号線は、市営墓地及びあらか公園に通じる道路であり、市道としての要素が強いことから、認定をお願いするものであります。

津布理332号線及び333号線は、いぶき団

地造成に伴い開設した団地内道路であります、舗装工事も完成いたしましたので、認定をお願いするものであります。

城川町の本村線は、農道として二十数年前に整備され、現在ではコンクリート舗装もされ、地区の重要な生活道路として機能しており、市道として認定をお願いするものであります。

また、稲田窪田線は、18年度から農道として県営中山間総合整備事業で改良計画があり、今回市道の廃止をお願いするものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 大森産業部長。

大森産業部長 議案第56号「西予市営土地改良事業の施行について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は平成18年度に宇和町明石地区において土地改良事業を施行することに伴い、西予市へ土地改良事業施行条例第5条の規定により議会の議決を求めるものであります。

事業内容につきましては、受益面積5.9ヘクタール、施工延長440メートルのかんがい排水工事を施工するもので、これにより効率的な農業経営を図るものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 議案第57号「西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、市民の芸術文化の向上及び福祉の増進を図ることを目的に整備された施設であり、現在財団法人宇和文化会館に管理委託し運営しております。

今回、この施設の指定管理者の候補者として、非公募により財団法人宇和文化会館を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりますは、指定管理者審査委員会による審査を行い、財団法人宇和文化会館の当該施設におけるこれまでの実績、運営方針等を審査

し、蓄積された運営ノウハウ、経営改善に対する取り組み等を総合的に勘案し、この施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、財団法人宇和文化会館の概要及び施設の運営方針概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 議案第58号「西予市特別養護老人ホーム松葉寮及び西予市宇和老人短期入所施設の指定管理者の指定について」、議案第59号「西予市軽費老人ホームれんげの指定管理者の指定について」、議案第60号「西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について」、議案第61号「西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について」、議案第62号「西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第63号「西予市いきがいデイサービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第64号「西予市身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議案書は169ページからであります。

これらの施設は、高齢者及び身体障害者の福祉の向上並びに市民の健康の活力の増進を図ることを目的に整備された施設であり、現在社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会に管理委託し運営しております。

今回、それら施設の指定管理者の候補者として非公募により社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりますは、指定管理者審査委員会による審査を行い、宇和町社会福祉施設協会のそれぞれの施設におけるこれまでの実績、運営方針等を審査し、蓄積された運営ノウハウ、経営改善に対する取り組み、地域との連携等を総合的に勘案し、これら施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、宇和町社会福祉施設協会の概要及びそれぞれの施設の運営計画概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

続きまして、議案第65号「西予市特別養護老人ホームしいのき園及び西予市野村老人短期入所施設の指定管理者の指定について」、議案第66号「西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」、議案第67号「西予市野村学園の指定管理者の指定について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの施設は、高齢者福祉の増進、知的障害児及び知的障害者の福祉の向上を図ることを目的に整備された施設であり、現在社会福祉法人野村町社会福祉協会に管理委託し運営いたしております。

今回、それら施設の指定管理者の候補者として、非公募により社会福祉法人野村町社会福祉協会を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、指定管理者審査委員会による審査を行い、野村町社会福祉協会のそれぞれの施設におけるこれまでの実績、運営方針等を審査し、蓄積された運営ノウハウ、経営改善に対する取り組み、地域との連携等を総合的に勘案し、これら施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、野村町社会福祉協会の概要及びそれぞれの施設の運営計画概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

続きまして、議案第68号「西予市三瓶サービスセンターの指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、在宅高齢者の福祉の増進を図ることを目的に整備された施設であり、現在社会福祉法人西予市社会福祉協議会に管理委託し運営いたしております。

今回、この施設の指定管理者の候補者として、非公募により西予市社会福祉協議会を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、指定管理者審査委員会による審査を行い、西予市社会福祉協議会の当該施設におけるこれまでの実績、運営方針等を審査し、蓄積された運営ノウハウ、地域との連携等を総合的に勘案し、これら施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、西予市社会福祉協議会の概要及び施設の運営計画概要につきましては、別添の参考資料を

ご参照ください。

続きまして、議案第69号「西予市精神障害者小規模作業所の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、精神障害者の福祉の向上と社会復帰、社会参加の促進を図ることを目的とした施設であり、現在宇和町精神障害者家族会に管理委託し運営いたしております。

今回、この施設の指定管理者の候補者として、非公募により宇和町精神障害者家族会まつばの会を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

選定に当たりましては、指定管理者審査委員会による審査を行い、宇和町精神障害者家族会まつばの会の当該施設におけるこれまでの実績、運営方針等を審査し、蓄積された運営ノウハウ、地域との連携等を総合的に勘案し、これら施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、宇和町精神障害者家族会まつばの会の概要及び施設の運営計画概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

以上、12議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 大森産業部長。

大森産業部長 議案第70号「西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について」、議案第71号「西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について」、議案第72号「西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について」、議案第73号「西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの各施設は、市民の憩いと交流の場として親しまれ、健康の維持増進と地域間の交流拠点として整備され、また地域産業の振興と活性化に寄与することを目的に整備された施設であります。

今回、4施設の指定管理者の候補者として、非公募によりあけはまシーサイドサンパーク株式会社を選定いたしましたので、その選定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、各施設ともに平成

13年度からあけはまシーサイドサンパークに管理運営を委託しており、施設の設置目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、さらにこれまでの経営状況分析によると、効率化に努め前向きな運営がなされており、交流人口の増加、地域振興及び活性化のための取り組みや実績が認められることなど、あけはまシーサイドサンパーク株式会社が公共の役割に広く寄与することが可能であるとともに、効率化やコスト低減の面でもその能力を十分に有しており、これら施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、あけはまシーサイドサンパーク株式会社の概要及び各施設の運営計画概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

次に、議案第74号「西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成11年度に経営基盤確立農業構造改善事業で建設されたもので、市内全域の特産品の販売開発やイベント、地域の食材を活用した食の提供と外部に向けて西予市をPRするとともに、地域の農林水産物を中心とした生産者に活力を与える拠点として位置づけられている施設であります。

今回、本施設の指定管理者の候補者として、非公募により株式会社どんぶり館を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設開館以来6年間、株式会社どんぶり館が運営管理を一貫して行ってきており、施設の設置目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、さらにこれまでの経営状況分析によって効率的健全経営運営がなされており、交流人口の増加を図るなどの各種イベントやPR活動に取り組みされるなど実績が認められること、また西予市が今後目指している地域産品の販売拠点、観光情報の発信拠点としての負託にこたえ得る人的、物的能力を持った会社であることなど、株式会社どんぶり館が公共の役割に広く寄与することが可能であるとともに、効率化やコスト低減の面でもその能力を十分に有しており、この施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、株式会社どんぶり館の概要及び事業計画

については、別添の参考資料をご参照ください。

次に、議案第75号「西予市野村農業公園の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成11年度に地域農業基盤確立農業構造改善事業で建設されたもので、乳製品の加工販売及び地域食材の提供等を通じた総合交流ターミナル施設として、都市住民との交流、地域農産物の流通及び地域情報の受発信を行うことにより、農村の活性化を図る施設であります。

今回、本施設の指定管理者の候補者として、非公募により株式会社野村町地域振興センターを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設開館以来8年間株式会社野村町地域振興センターが管理運営を一貫して行ってきており、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、さらにこれまで特産品の開発、交流人口の増加を図るためのイベントやPR活動に取り組むなど実績があること、また施設を利用した乳製品製造及び地域食材の供給は、西予市のブランドづくり、地場産業の振興にもつながるものであり、そうした事業展開を確実に実行する能力を持った会社であることなど、株式会社野村町地域振興センターが公共の役割に広く寄与することが可能であるとともに、効率化やコスト低減の面でもその能力を十分に有しており、この施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、株式会社野村町地域振興センターの概要及び事業計画については、別添の参考資料をご参照ください。

議案第76号「西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成13年度に経営構造対策事業で建設されたもので、市内で生産された農産物を処理、加工、出荷の一貫体制を行うことにより、地域農産物の流通及び地域情報の受発信を通して、農家所得の向上と地域雇用の創出及び地域活性化を図る施設として位置づけられている施設であります。

今回、本施設の指定管理者の候補者として、非公募により株式会社グリーンヒルを選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求める

ものであります。

その理由といたしましては、施設開館以来4年間株式会社グリーンヒルが運営管理を一貫して行ってきており、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、さらにこれまでの経営状況分析によって効率的健全経営、運営がなされており、農業振興、農家所得の向上、雇用の創出を図るための事業の実績が認められること、また製品の販売を株式会社ファンケルに一括しているため、安定販売を持続するためにも市、東宇和農協、株式会社ファンケルが合同出資した当社が妥当であることなど、株式会社グリーンヒルが公共の役割に広く寄与することが可能であるとともに、効率化やコスト低減の面でもその能力を十分有しており、この施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、株式会社グリーンヒルの概要及び事業計画については、別添の参考資料をご参照ください。

議案第77号「西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について」、議案第78号「西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について」、議案第79号「西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について」、議案第80号「西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について」、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの各施設は、市内農畜産物の加工販売を行い、またこれらの施設を通して都市との交流促進を図ることなど、地域の活性化に寄与するために設置された施設であります。

今回、4施設の指定管理者の候補者として、非公募により株式会社城川開発公社を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、まず各施設は株式会社城川開発公社が、旧城川町産業開発公社の事業全般を継承してきており、施設の運営や経営に関するノウハウが蓄積されていること、さらにこれまでの経営状況分析によると、効率化に努め、前向きな運営がなされており、人的、物的能力を含めた実績が認められることなど、株式会社城川開発公社が公共の役割に広く寄与することが可能であるとともに、効率化やコスト低減の面でもその能力を十分有しており、これら施設の管理を引

き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、当社の概要及び各施設の事業計画につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

議案第81号「西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市明浜農産物集出荷施設は、西予市明浜地域における有機農業による農産物を産地直送により消費者へ届け、消費者のニーズに対応し、顔の見える販売体制を確立し、地域産品の多様な利活用を図るとともに、交流を主体に地域農業の活性化を促進することを目的に、農林水産省補助により平成6年3月に整備された施設であります。

今回、本施設の指定管理者として公募を行った結果、1社から申請の提出があり、西予市産業部指定管理者審査委員会での審査の結果、農事組合法人無茶々園を指定管理者の候補者として選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、まず西予市明浜農産物集出荷施設の設置目的と無茶々園が管理運営を行うに当たっての経営運営方針が合致していること、さらに無茶々園は、地域振興及び地域の発展を図ることを経営の基本理念ととらえており、公の施設としての効用が最大限発揮できることなど、農事組合法人無茶々園が施設の効率的、効果的な管理運営を実現できる人的、物的能力を有し、指定管理者としての能力を十分有していると判断したものであります。

なお、農事組合法人無茶々園の概要及び運営計画概要については、別添の参考資料をご参照ください。

議案第82号「西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成14年度に新山村振興等農林漁業特別対策事業で建設されたもので、市内で生産される農林水産物を活用し、特産品の開発、加工品の試作研究及び販売活動を行うことにより、地域農産物の流通、販売拡大と農業者の生産、経営意欲の向上に努め、農林業の振興並びに農山村地域の活性化を目的としている施設であります。

今回、本施設の指定管理者の候補者として、非公募により溪筋農産物加工組合を選定いたしました

たので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、開設以来3カ年間、浜筋農産加工組合が運営管理を一貫して行っており、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、さらにこれまでの経営状況分析によって効率的健全経営運営がなされており、地元組織で運営されることにより、地域農業者の生産、経営意欲の向上を図るための事業実績が認められることなど、浜筋農産物加工組合が公共の役割に広く寄与することが可能であるとともに、効率化やコスト低減の面でもその能力を十分有しており、この施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、浜筋農産物加工組合の概要及び事業計画については、別添の参考資料をご参照ください。

次に、議案第83号「西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成5、6年度に畜産活性化総合対策事業及び愛媛県アグリトピア構想推進事業で建設されたもので、市内畜産農家の生産性向上、経営体質の強化、担い手の育成確保を図り、合理的な営農活動の推進を目的としている施設であります。

今回、本施設の指定管理者の候補者として、非公募により東宇和農業協同組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、施設開館以来12年間、東宇和農業協同組合が運営管理を一貫して行っており、目的達成に関するノウハウが蓄積されていること、さらにこれまで効率的健全経営運営がなされており、地元組織で運営されることにより、地域農業者の生産、経営意欲の向上、経営体質の強化を図るための事業の実績が認められること、また当施設は、東宇和農協畜産部、愛媛県酪連、西予農業指導班等の関係機関の総合事務所として活用しており、本市の畜産の拠点施設として定着していること、以上の点により、東宇和農業協同組合が公共の役割に広く寄与することが可能であるとともに、効率化やコスト低減の面でもその能力を十分有しており、この施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、東宇和農業協同組合の概要及び事業計画については、別添の参考資料をご参照ください。

議案第84号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

大野ヶ原育成牧場は、昭和46年に国営装置開発計画の決定を受け、山林原野開発を進め、49年から乳牛の放牧を行っており、その後酪農家からの要請により、51年から現在まで県酪連が事業委託を受け経営を行っております。

今回、牧場の指定管理者の候補者として、非公募により愛媛県酪農業協同組合連合会を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

この施設には、現在夏期・冬期平均180頭程度の放牧頭数があります。牛乳を生産できるようになるまでの期間20カ月程度、子牛の飼育を行っており、酪農家の飼養コスト低減による東宇和酪農団地振興のために重要な役割を担っております。愛媛県酪農業協同組合連合会は、農家及びJA等の生産者団体と密接なつながりがあり、委託当初から30年近くの実験と大野ヶ原の過酷な自然環境の中で培った飼養技術もあり、地元生産者にとっても大きな効果を上げることが期待されることから、施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、愛媛県酪連協同組合連合会の概要等については、別添の参考資料をご参照ください。

議案第85号「西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、畜産堆肥の製造、販売を行っており、地域の環境保全はもとより耕畜農家の連携を強め、農業経営の安定化に寄与することを目的として設置されているものです。

今回、本施設の指定管理者の候補者として、非公募により東宇和農業協同組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、まず現在も堆肥センターの運営管理をしており、堆肥生産に関するノウハウが蓄積されておること、また物流化等の販売業務を通じ、流通コストの低減による安価な堆肥の販売と西予ブランドなど、畜産地帯としての信用ある堆肥の供給が図られること、さらに西

予市における農業振興事業の核となる組織であり、耕畜連携による農業振興対策の対応が行われることなど、東宇和農業協同組合が公共の役割に広く寄与することが可能であるとともに、効率化やコスト低減の面でもその能力を十分有しており、この施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、東宇和農業協同組合の概要及び事業計画につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

次に、議案第86号「西予市有料駐車場の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市有料駐車場は、自動車を利用する外来者の一時的な利便に供し、地域の発展に寄与することを目的として、昭和48年に第一駐車場、昭和54年に第二駐車場、平成7年に第三駐車場の整備をまいりました。

今回、審査委員会での協議の結果、本施設の指定管理者の候補者として、非公募により宇和町駐車場管理組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めめるものであります。

その理由といたしましては、まず駐車場付近には商店街及び観光拠点となる施設があり、商工及び観光の発展につながる管理運営を行うに当たっての経営方針が設置目的に合っていること、さらに同組合は、地域の状況に熟知しており、効率的、効果的な管理運営が可能であることなど、宇和町駐車場管理組合が総合的に施設の管理運営を実現できるものと判断したものであります。

なお、宇和町駐車場管理組合の概要及び事業計画につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

以上、17議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 暫時休憩いたします。午後1時20分に再開をいたします。（休憩 午後0時10分）

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 午後1時19分）

三好市長。

三好市長 議案第87号「平成17年度西予市一般会計補正予算（第10号）」について提案理

由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、物件費等々の予算見積もりの際の過大、過小による増減額と工事請負費の入札減少金及び災害復旧費の査定結果による減少金が主なものであります。

このほかバス路線維持対策補助金や住宅新築資金特別会計繰出金及び国民健康保険特別会計施設勘定繰出金への計上をしております。

また、農林水産業費につきましては、かんきつの寒風、雪害対策支援事業としての補助金の計上や間伐材出荷推進事業に対する補助金を計上し、商工費については、中小企業振興資金利子補給金や乙亥会館の指定管理者委託料を計上しております。

本予算の補正額は10億3,889万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を271億1,596万8,000円と定めるものであります。

以上、ご説明いたしました。詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 清水財政課長。

清水財政課長 それでは、予算書の44ページをお開き願います。

44ページの11節の中の修繕料459万8,000円につきましては、魚成小学校進入路の改修に伴う光ケーブルの電柱移転費とその他の電柱移転に係る追加費用を計上しております。同じく13節であります。ソフトウェア開発保守委託料1,620万8,000円の減額は、統合型GISシステムの入札減少金であります。

53ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金5,081万9,000円は、17路線にわたる過疎バス路線維持対策補助金を計上いたしております。

55ページをお願いいたします。

28節繰出金1,880万5,000円の減額につきましては、主に保険税軽減分と財政安定化支援事業部に係ります交付金が決定したことによるものであります。

次に、56ページをお願いいたします。

15節工事請負費259万4,000円につき

ましては、隣保館の汚水布設替えに伴う経費を計上しております。

59ページですが、20節の中の重度心身障害者医療扶助費2,900万円の減額は、これは過大見積もりと高額療養費の対象になったことで、国保会計より一般会計に戻入されたことが主な理由となっております。

次のページ、60ページですが、28節繰出金1,098万8,000円につきましては、住宅新築資金貸付特別事業会計の円滑な事業を推進するために一部繰り出しを行うものであります。

62ページをお願いいたします。

20節の中の被用者小学校3学年終了前特例給付費800万円の減額は、当初の見積人数を1万5,312人としておりましたが、これが実績予定では、1万4,002人の見込みとなるためであります。

次に、64ページをお願いいたします。

20節の中の医療扶助費1,487万3,000円の減額につきましては、退院促進と地域生活の助長強化によるものと、そしてレセプト審査体制の強化により成果を上げたことが原因となっております。

次に、65ページの28節であります。繰出金467万6,000円でございますが、これは田之浜診療所、狩江診療所の診療報酬の減収に伴う繰出金であります。

次に、71ページをお願いいたします。

24節上水道事業会計出資金1,140万円の減額につきましては、マクロ化施設の設備の変更による減額であります。

次に、73ページをお願いいたします。

15節工事請負費1,330万円の減額につきましては、明浜町の後継者住宅建設事業に係る入札減少金であります。

次に、74ページをお願いいたします。

19節負担金補助の中のかんきつ寒風、雪害対策事業補助金243万2,000円につきましては、これは1反当たり2,500円を基準にいたしまして県が3分の1、市も3分の1を補助するものであります。

81ページをお願いいたします。

19節間伐出荷推進事業補助金1,101万2,000円は、最終見込み額を追加計上をいたしております。

85ページをお願いいたします。

19節の中の中小企業振興資金利子補給金212万1,000円は、借入件数の増により追加するものであります。

次に、88ページをお願いいたします。

13節の中の施設整備管理委託料1,141万9,000円でございますが、これは主に乙亥の里の運営管理費を追加計上するものであります。その主な理由といたしまして、入り込み客の過大見積もり、そして公共下水道使用料の過小見積もり、さらに燃料費の高騰によるものが主な理由となっております。

90ページをお願いいたします。

15節の工事請負費8,623万6,000円の減額につきましては、県の補助が不採択になったための減額措置であります。

次に、93ページであります。28節繰出金5,242万5,000円の減額につきましては、主に施設整備費において、消費税の還付金の充当及び事業費の減額に伴うものであります。

次に、94ページをお願いいたします。

15節工事請負費2,300万円の減額は、入札減少金が主なものとなっております。17節公有財産購入費1,300万円の減額は、次年度事業で実施するための減額措置であります。

次に、102ページをお願いいたします。

15節工事請負費1,300万円の減額につきましては、魚成小学校建設事業による入札減少金であります。

以上でございます。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 議案第88号「平成17年度西予市授産場特別会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ36万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,188万2,000円とするものであります。

それでは、3ページの歳出につきましては、施設授産場費の事業費で、従業員賃金等を36万3,000円減額し、2ページの歳入では、事業収入56万円を減額し、繰入金19万7,000円を増額いたしております。

次に、議案第89号「平成17年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から5万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,872万5,000円とするものであります。

3ページの歳出につきましては、事業費5万7,000円を減額し、2ページの歳入では、償還金の貸付金元利収入1,089万9,000円、県補助金14万6,000円を減額し、繰入金1,098万8,000円を増額いたしております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 議案第90号「平成17年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、繰上償還が6件発生したことにより、償還金が増額したことを受け、一般会計繰入金が必要となり、歳入歳出をそれぞれ542万8,000円減額するものです。これにより歳入歳出予算の総額は6,620万6,000円となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 議案第91号「平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。

今回の補正は、国民健康保険税、国庫支出金、基金繰入金と総務管理費並びに保険給付費及び共同事業拠出金等の調整を行うのが主なものであります。

それでは、5ページの歳出からご説明いたします。

総務管理費で482万4,000円の減額、保険給付費で8,468万7,000円の増額、共同事業拠出金で519万4,000円、保険事業費で320万円、基金積立金で39万1,000円をそれぞれ減額し、繰出金で157万7,000円を増額いたしました。

3ページの歳入では、国民健康保険税で2,293万円、国庫支出金で6,450万7,000円を増額し、県支出金で5,255万6,000円の減額、療養給付費交付金で3,254万3,000円、共同事業交付金で5,281万8,000円増額し、財産収入で39万1,000円、繰入金で4,472万4,000円、諸収入で246万1,000円、連合貸付金で1万1,000円をそれぞれ減額いたしております。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ7,265万5,000円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を52億5,089万7,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算についてであります。今回の補正の主な内容は、歳出では総務費と医業費の精査による減額、歳入では外来収入の精査による減額とそれに伴う一般会計繰入金、事業勘定繰入金の増額であります。

それでは、診療所別にご説明をいたします。

24ページの依津診療所をお願いいたします。

依津診療所の歳出では、総務費の施設管理費を19万2,000円増額、研究研修費を26万円減額、医業費を174万円減額いたしました。

次、23ページの歳入では、診療収入を94万5,000円減額、繰入金を86万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を1億64万円といたしました。

次に、32ページの狩江診療所の歳出では、総務費の施設管理費を10万8,000円増額、研究研修費を24万円減額、医業費を76万3,000円増額いたしました。

31ページの歳入であります。診療収入を106万9,000円減額、繰入金を170万円増額し、歳入歳出予算の総額を8,002万6,000円といたしました。

次に、40ページの高山診療所の歳出であります。総務費の施設管理費を69万円減額、研究研修費を9万円減額、医業費を38万3,000

円減額いたしました。

39ページの歳入では、診療収入を136万8,000円減額、繰入金を20万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を8,574万4,000円といたしました。

次に、48ページの田之浜診療所の歳出では、総務費を9万8,000円減額、医業費を14万円減額いたしました。

47ページの歳入では、診療収入を295万8,000円減額、繰入金を266万2,000円増額、諸収入を5万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を2,012万2,000円といたしました。

次に、56ページをお願いいたします。

坂石診療所の歳出では、医業費を30万円減額いたしました。

55ページの歳入でありましたが、診療収入を38万9,000円減額、繰入金を8万9,000円増額し、歳入歳出予算の総額を336万1,000円といたしました。

次に、62ページをお願いいたします。

惣川診療所の歳出では、総務費を352万3,000円減額、医業費を110万円増額いたしました。

次、61ページの歳入でありましたが、診療収入を40万円減額、繰入金では他会計繰入金を168万3,000円減額、事業勘定繰入金を34万円減額し、歳入歳出予算の総額を1,415万7,000円といたしました。

次に、70ページをお願いいたします。

土居診療所の歳出では、総務費を491万円減額、医業費を600万円減額いたしました。

69ページの歳入では、診療収入を905万3,000円減額、他会計繰入金を255万1,000円減額、事業勘定繰入金を113万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1億5,064万1,000円といたしました。

次に、78ページをお願いいたします。

杉之瀬出張診療所の歳出では、総務費を553万2,000円減額、医業費を12万円減額いたしました。

次、77ページの歳入でありましたが、診療収入を445万2,000円減額、諸収入を120万円減額し、歳入歳出予算の総額を1,654万円といたしました。

次に、86ページをお願いいたします。

遊子川出張診療所の歳出では、総務費を32万6,000円増額いたしました。

85ページの歳入でありましたが、診療収入を41万2,000円減額、繰入金を69万4,000円増額し、諸収入を4万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を615万2,000円といたしました。

続きまして、議案第92号「平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出において不用額の見込まれるものを減額し、歳入歳出それぞれ622万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を70億932万1,000円とするものであります。

それでは、7ページの歳出につきましてご説明をいたします。

まず、歳出につきましては、一般管理費を572万8,000円減額いたしました。内訳は給料が260万円、職員手当等が151万円、共済費が44万円、賃金が8万円、役務費である第三者求償事務委託手数料等が66万円、委託料のうち電算共同処理費が40万円、コピー使用料が1万円、備品購入費が2万8,000円の減額であります。

また、医療諸費のうち審査支払手数料診療報酬を50万円減額いたしました。

次、6ページに戻りまして、歳入につきましては、現年度審査支払手数料交付金を50万円減額いたしました。これは、歳出の審査支払手数料診療報酬を減額したことによるものであります。

また、一般会計繰入金を572万8,000円減額いたしております。これも歳出の一般管理費を減額したことにより、その充当財源である一般会計繰入金の事務費分を減額したものであります。

続きまして、議案第93号「平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、年度末精算に当たり歳入歳出ともに調整を行うものであります。

それでは、予算の説明を申し上げますが、本予算の事業勘定では、歳入歳出それぞれ1,118万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を

39億8,892万2,000円といたしました。

4ページの歳出からご説明いたします。

総務費の総務管理費で166万8,000円、賦課徴収費で22万2,000円、介護認定審査会費で125万6,000円を減額いたしました。保険給付費では、介護サービス等諸費を2,120万8,000円減額し、支援サービス等諸費で1,360万4,000円、高額介護サービス等費で641万4,000円を増額し、特定入所者介護サービス等費用685万3,000円減額いたしました。

次、3ページの歳入の説明をいたします。

保険料の介護保険料を592万4,000円、国庫支出金の国庫負担金を141万2,000円減額し、国庫補助金を80万7,000円増額いたしました。

県支出金の県負担金を818万円、支払基金交付金を1,634万4,000円減額し、繰入金の一般会計繰入金を495万8,000円減額し、基金繰入金を2,482万2,000円増額いたしました。

次に、施設勘定予算についてありますが、18ページをお願いいたします。

明浜特別養護老人ホーム勘定の歳入歳出予算それぞれ2,423万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億2,262万2,000円といたしました。

歳出では、総務費の施設管理費を1,258万7,000円、研究研修費を16万円、サービス事業費の居宅サービス事業費を100万円、施設介護サービス事業費を552万円、施設整備費を57万8,000円、基金積立金を6万6,000円、諸支出金の繰出金を500万円減額し、予備費を67万5,000円増額いたしております。

17ページの歳入であります。サービス収入の介護給付費を1,873万円、予防給付費収入を6万円減額し、自己負担金収入を554万8,000円、特定入所者介護サービス等収入を124万4,000円増額し、分担金及び負担金の負担金が6,000円、財産収入の財産運用収入を6万8,000円、基金繰入金を1,215万9,000円、諸収入の雑入を5,000円減額いたしております。

次、32ページをお願いいたします。

明浜居宅介護支援勘定では、歳入歳出それぞれ64万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,166万5,000円といたしました。

歳出では、総務費の施設管理費を57万円、サービス事業費の居宅介護支援事業費を7万円減額いたしました。

次、31ページの歳入であります。サービス収入の介護給付費収入を45万3,000円減額し、予防給付費収入23万1,000円増額、繰入金の他会計繰入金を41万8,000円減額いたしました。

次、40ページをお願いいたします。

明浜デイサービス勘定では、歳入歳出それぞれ97万2,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を3,238万5,000円といたしました。

歳出では、総務費の施設管理費を59万8,000円、サービス事業費の居宅介護サービス費24万円、予備費を13万4,000円減額いたしました。

39ページの歳入では、サービス収入の介護給付費収入を280万8,000円、予防給付費収入を50万円、自己負担収入を100万円増額し、繰入金の他会計繰入金を500万円、諸収入の受託事業収入を28万円減額いたしました。

次に、50ページをお願いいたします。

城川居宅介護支援勘定の歳入歳出予算は、総額に増減はございません。

歳出では、総務費の施設管理費を15万円減額し、サービス事業費の居宅介護支援事業費を15万円増額いたしております。

49ページの歳入では、サービス収入の中で53万8,000円を相殺いたしております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいませうようお願い申し上げます。

議長 安藤建設部長。

安藤建設部長 議案第94号「平成17年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、多田地区及び和泉地区営農飲雑用水施設事業に伴う負担金の増額と地方債の補正、田之筋簡易水道の恵比須橋かけかえ

工事に伴う配水管架設工事の工事請負費を減額補正するもので、歳入歳出予算からそれぞれ822万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億6,012万7,000円と定めるものでございます。

12ページからでございますが、歳出の主なものといたしまして、総務管理費において、多田地区及び和泉地区営農飲雑用水施設事業に係る負担金を794万円増額計上いたしております。このほか積立金を460万円減額し、このほかの増減とあわせて348万4,000円増額いたしております。施設整備費においては、県道平野坂戸線の拡張による恵比須橋かけかえ工事に伴う田之筋簡易水道配水管仮設工事費を100万円減額、上松葉水道施設の配水管布設工事を1,000万円減額計上いたしており、このほか白髭地区用水施設整備事業の事業費の減に伴う工事請負費の減額等を合わせて1,859万8,000円の減額補正をいたしております。さらに、予備費を689万2,000円増額計上いたしております。

これらに対する財源といたしまして、8ページでございますが、白髭地区用水施設整備事業に係る国庫補助金488万1,000円、工事補償金830万円をそれぞれ減額し、また地方債270万円、繰入金86万6,000円をそれぞれ増額するなど、このほかの増減をあわせて充当いたしております。

続きまして、4ページでございますが、繰越明許費についてご説明いたします。

地方自治法第213条の規定に基づき、平成17年度から平成18年度へ予算を繰り越して使用することができる経費の額を白髭地区用水施設整備事業の7,950万円と定めるものでございます。

次に、地方債の補正でございますが、起債の限度額をあわせて4,720万円に補正するものでございます。

次に、議案第95号「平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出からそれぞれ1,104万2,000円減額し、歳入歳出総額を9億1,091万7,000円と定めるものでございます。

11ページでございますが、今回の補正の主な

歳出につきましては、施設管理費における維持管理費85万円の減額、施設整備費における工事請負費及び委託料等による1,019万2,000円の減額でございます。

7ページでございますが、歳入につきましては、寄附金が85万円、施設整備費分担金30万1,000円、県補助金655万円、繰入金284万8,000円、市債300万円をそれぞれ減額補正いたしております。

なお、繰越金におきまして26万2,000円の増額、雑入におきましては、県よりの補償金等の額が決定いたしましたので224万5,000円増額計上いたしております。

また、今回の補正では、地方債の限度額の減額に伴います地方債補正をそれぞれ行っております。

次に、議案第96号「平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算からそれぞれ1億2,051万3,000円減額し、歳入歳出予算を11億9,640万4,000円と定めるものであります。

10ページからでございますが、歳出につきましては、事業費用の施設整備費、施設管理費の減額と公債費の減額でございます。歳入では、市債及び繰入金の減額と雑入及び分担金の増額となっております。

詳細をご説明いたします。

施設整備費において、補助対象事業の進捗に伴う工事請負費を7,103万4,000円、測量委託料を3,282万円、それに伴う事務費等76万5,000円を減額するものであります。

次、施設管理費で、野村浄化センター維持管理委託料を1,194万円減額し、公共下水道接続推進奨励金を200万円増額し、公債費において590万円を減額するものであります。

8ページの歳入でございますが、歳入といたしましては、繰入金5,242万5,000円、市債9,080万円の減額と雑入1,521万2,000円、分担金750万円の増額であります。

また、今回の補正によります継続費の補正、地方債の限度額の減額に伴います地方債補正をそれぞれ行っております。

続きまして、議案第97号「平成17年度西予

市上水道事業会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、資本的収入における企業債の減額及び一般会計出資金を減額するものであります。

まず、収益的収入及び支出の補正についてご説明いたします。

4ページでございますが、支出では、営業費用として282万2,000円と営業外費用として60万円をそれぞれ減額いたしております。これは、主に人件費に係る減額と受水費ほか営業活動に要する費用を減額補正するものであります。この人件費の減額補正に伴いまして、第4条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費を246万5,000円減額し、1億1,116万9,000円とするよう補正をいたしております。

3ページから収入でございますが、営業収益、営業外収益を合わせて333万6,000円の減額となっております。これは、主に明浜事業会計で給水収益を368万9,000円減額したことによるものであります。これによりまして、収益的収入の総額は6億4,072万3,000円、支出の総額は6億5,319万5,000円となりました。

次に、資本的収入及び支出の補正についてご説明いたします。

6ページでございますが、支出では、明浜上水道事業会計において狩江配水池水位調整弁修理調整工事に係る工事請負費として130万円の増額計上をいたしております。

5ページでございますが、収入の主なものとして、宇和上水道事業及び野村水道事業で行っております高度浄水施設整備事業に係る企業債を7,800万円減額し、また一般会計出資金を1,140万円減額計上いたしております。この出資金は、宇和上水道事業会計に対する高度浄水施設整備事業に係る出資金であり、マクロ化施設に使用する設備の変更により事業費が減額となったことによるものであります。このほか宇和上水道事業の配水管移設工事に伴う西日本高速道路株式会社からの工事負担金の減額や一般会計負担金の増額等を合わせて8,835万3,000円を減額いたしております。これによりまして、資本的収入の総額は7億2,528万7,000円、支出の

総額は10億5,208万3,000円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額を補てんする財源を第3条の括弧書きのとおり補正いたしております。

次に、2ページの建設改良費の繰り越しについてご説明いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成17年度から平成18年度に繰り越して使用することができる経費を宇和上水道事業会計の400万円と明浜上水道事業会計の92万4,000円と定めるものでございます。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 上甲病院総括事務長。

上甲病院総括事務長 議案第98号「平成17年度西予市病院事業会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は宇和病院分で、損益勘定では医業収益と医業費用を減額し、医業外費用などを増額するものであります。

支出の部で、医業費用では、当初予算に計上しております給与費、外来収益の減に伴う材料費の減額を行い、経費につきましては、使用患者の増加に伴う人工呼吸器リース料、CTの入れかえによる資産減耗費、医業外費用では、一時借入金利息などの増額を行い、支出合計2,178万4,000円の減額補正を計上いたしております。

収入の部では、見直しより外来収入2,178万4,000円を減額計上しております。

以上の補正により、病院事業収益、病院事業費用それぞれ37億7,610万7,000円となっております。

次に、資本的勘定であります。資本的収入及び資本的支出をそれぞれ減額するものであります。

支出の部では、CT及び多人数用透析液供給装置など医療機器購入の執行に伴い入札減の1,270万4,000円を減額し、これに伴い収入の部では、企業債1,274万5,000円を減額するものであります。

以上の補正により資本的収入の合計は1億5,993万1,000円、資本的支出の合計は2億

8,851万7,000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する1億2,858万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 議案第99号「平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、施設事業費用の材料費と経費を調整するものでありまして、これにより収益的収入及び支出の既決予定額に変更はございません。

3ページをお願いいたします。

主な内容では、施設療養材料費及び修繕料等を増額するために給与費を減額し、1項の施設運営事業費用の中で調整させていただいております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、議案第100号「平成18年度西予市一般会計予算」について、平成18年度予算案並びに諸議案のご審議をお願いすることに当たり、今後の市政運営の所信並びに予算編成の概要を申し上げます。

私は、4万7,000人の市民の皆様から本市のかじ取りを託され、ことしの5月で市長就任3年目を迎えようとしております。私は皆さんとともに西予を思い切り創造のまちづくりをテーマとして、それぞれの人が喜び、それぞれの地域が輝き、みんなが納得する町を創造するために全身全霊で取り組んできたところであります。

また、就任から今日に至るまでさまざまな重要案件の解決のために、決断をする立場の者として責任の重さを日々痛感しておりますとともに、その決断に当たっては、西予市がもっと光輝く町にしようとの願いを持ちながら皆様にご賛同、ご協力を得て実行に移してまいりました。ここに改めて議員の皆さん、そして市民の皆様日々のご協力に対し心から感謝を申し上げます。

合併して3年目を迎えようとしている西予市、時間は間違いなく刻まれております。ゆったりと時を刻んできました旧5町時代と比べ、今や国の構造改革の流れによって、地方では待ったなしの改新を迫られています。そして、この待ったなしの改新を私たち一人一人は、どのように受けとめ、対処すべきか、真剣に取り組んでいかなければ、あしたへの展望を開くことはなかなか容易なことではありません。その改革の旋風が吹き荒れた去年は、改革を唱えればすべてよしの雰囲気でありました。

しかし、改革には痛みを伴うことを忘れてはなりません。また、時を同じくして日本経済は踊り場を脱したと言われ、長きにわたってバブル後遺症から正常化し、上昇に転じたものと思われま

す。しかし、町にとってこの改革の影響や日本経済の恩恵が、いつどのような形であらわれてくるか、図りかねるといのが現実であります。ケインズ経済政策の公平分配を否定して、ハイエク経済政策としての傾斜配分の新自由主義が日本政府の経済政策の主流と言われており、条件不利の地方では、切り捨てられるのではないかと大変心配をしております。このような中、負を正とするためには、地方自身が輝くことが必要であり、すなわち西予市が光り輝くことであります。

合併して間もなく丸2年、私は西予市まちづくり計画に盛り込まれました事業を確実に整備してまいりました。これは市民の満足度を増し、市外へのアピール力をつけることが目的であり、さらには基幹産業である農林水産業を含め新しい地域資源を結び、西予市の魅力を高めるためであります。今やどこの地方財政も厳しい状況下に置かれております。西予市も例に漏れず、大変厳しい状況ではありますが、夜明け前の暗さであることを信じ、ハイエク経済政策に負けない西予市づくりを皆さんとともに築いてまいりたいと考えておりますので、皆様のご協力を心からお願いする次第でございます。

さて、既にご承知のとおり国の18年度一般会計総額が前年度比で減少するのは4年ぶりで、平成10年以来の低水準となっております。

また一方、国と地方とを合わせた借入金残高は、平成17年度末には770兆円となる見込みで、国も地方も未曾有の財政危機に瀕していると

ころでございます。このような中、新年度の予算編成に当たりましては、国の推し進めております三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の一般財源化と地方交付税の大幅な削減などの影響により、いまだ経験したことのない大変厳しい予算編成を強いられてまいりました。

しかしながら、お金がない、厳しい厳しいというだけのマイナス志向になっても事態は一向に変わることはありません。むしろこのような地方分権の時代だからこそ発想の転換を図り、この場をチャンスととらえて一歩でも二歩でも前進しなければならないと思っております。

そこで、18年度の重点的な取り組みとして、次の7つのテーマを掲げ、職員ともども一生懸命邁進し、市長の使命を果たすべく全力を尽くしてまいります。

その第1点目として、効率性の高い行政組織の構築に向けた組織機構の見直しを図ります。

行政を取り巻く環境は、刻々と変化している中で、より市民満足度の高い行政サービスを提供していくためには、市民サービスの最前線である各部署の機能を一層強化していかなければなりません。このため、企画調整課に施策の遂行を迅速にするための政策秘書室を新設します。

また、市内への企業誘致を積極的に行うとともに地域産業の育成や雇用の拡大、歳入財源の確保、地域の活性化を図るために産業創出課を新設します。

また、社会経済情勢の目まぐるしい変化の中で公共用地の確保を計画的かつ適切に行うことが求められており、複雑化する用地交渉に対応できる職員を配置し、公平でスムーズな用地取得を行うとともに、旧町時代の公用地の未登記部分の処理を早急に実施するために、野村総合支所庁舎内に本庁建設部直轄の用地課を新設します。

第2点目として、ごみ減量化に取り組む1億円の削減を目指します。

ごみの処分費は年々増加の一途にあり、市の財政は大きな負担を強いられており、教育福祉分野などなどに配分する予算を縮小しなければならない時代が起きつつあります。このような非常事態を回避するためには、私たち一人一人がごみを減らすという強い認識を持ち、ごみ減量化による財源を西予市の宝である子供たちの教育費や弱者の方々の支援費に予算を回すという賢い選択が必要

ではなかろうかと思っております。

しかし、それを選択するのは市民の皆様です。それがゆえに市民の皆様にはこの西予市においてごみの収集、運搬、処理、処分に係る経費が、皆様からお預かりしております市民税の約20%に当たる年間約6億円という膨大な経費を要し、1日当たり約164万円のお金が焼かれたり、捨てられたりしている現実があることをいま一度お考えをいただきたいと思っております。私たちは、この四半世紀において便利だけを追求してきたと言っても過言ではありません。2004年にノーベル平和賞を受賞したケニアの環境副大臣ワンガリ・マータイさんは日本の美徳の真髄とも言える言葉「もったいない」を世界に通じる環境標準語にしようとしています。私たちもこの「もったいない」の原則に立ち返り、3R活動のいわゆる消費削減、再使用、資源再利用を積極的に実践し、全員の力で1億円削減に努め、よりよい町を築いていく必要がありますので、どうかご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第3点目は、スポーツ立市構想樹立に取り組みます。

スポーツやレクリエーションは地域住民の健康や体力の増進に役立つだけではなく、住民相互の親睦あるいは交流を深め、地域社会を形成する上で、欠かすことのできない非常に重要な役割を担っております。

さらに、元気なまちづくりを形成するためには、老若男女がこぞって日々のスポーツを通して体力づくりを行い、住民一人一人が健康であり、笑い顔が絶えない環境を築くことが最も大切であると考えております。

そこで、平成18年度中においてスポーツ立市振興計画の策定を行い、その計画に沿ってスポーツ団体、クラブの育成を図るとともにスポーツ指導者の育成を推進いたします。

また、本市の地理的特性を生かしたレジャースポーツの普及、あるいは各分野で活躍しているメジャーなスポーツ団体を招待し、スポーツ交流の推進に努めてまいります。

第4点目は、企業誘致と地場産業の育成、販路拡大の促進に積極的に取り組みます。

冒頭にも触れましたが、日本経済は回復基調にあると言われております。しかし、これは都心部や一部の地域であって、私たちの住んでいるこの

地域には、景気回復の兆しがなかなか見えず、特に当市のような第1次産業主体の地域では、まだまだ先のことではないかと心配をしております。このような地域格差が進行する中で、今まで進めてきた経済政策はどうであったのか、またこれからの西予市はいかにして地域経済を活性化していくべきか、大きなテーマを突きつけられています。私は活力のあるまちづくりを進めるために、従来手法のような町の体制あるいは一過性にすぎない支援対策などでは、発展の望みを見出すことはなかなか困難であると思っています。やはり西予市の特性や人のよさに焦点を当て、積極的に攻めの施策を実行していくことが必要であろうと考えております。

また、幸いにして西予市は南予地方の中心部に位置しており、この立地条件を生かし、西予市のメリットを強く打ち出しながら、適地性のある企業の誘致を進めていくことが重要であると認識しております。このため、新年度から産業創出課を新設し、つまり攻めの体制づくりを固めた上で、全国津々浦々の企業に対して、本市の立地特性をアピールし、また情報の収集を行いながら企業誘致に取り組むとともに、地場製品の販路拡大の促進に実益を上げてまいります。

第5点目は、福祉バスと温泉施設巡回バスの運行に取り組みます。

本地域は、ご案内のとおり県下20市町の中で2番目に広い面積を有し、東西に長く伸びた地形の中で数多くの集落が点在しています。このために公共交通体系の確立を図ることは容易でなく、高齢者、身障者、子供たちの交通弱者の皆様には、大変不便を来しているところでございます。今回、こうした現実を少しでも解消するため、病院や公共施設への足となる福祉モデルバスを野村地域において運行したいと考えております。そして、運行実績次第で、市内全域を対象にすべきか等々、さまざまな角度から検討研究を進めてまいります。

次に、温泉施設巡回バスについてであります。高齢社会の進展により健康保険事業や介護保険事業費は年々ふえ続け、老人保健に要する費用が68億7,230万5,000円、介護保険は39億9,491万2,000円という多額の財源が必要で、非常に西予市財政を圧迫している状況にあります。

また、健康づくり事業として健康な65歳から活発的な85歳を目指す生活習慣予防対策事業の充実を図っていくために、市内の温泉4施設を最大限利用しながら高齢者等の健康と福祉の向上を目指したいと考えています。このため、高齢者等交通弱者の皆様にとっては、これらの温泉施設までの交通手段が乏しく、利用できがたいものとなっていますので、5月から7月の3カ月間温泉施設を結ぶ無料巡回バスを試行運転し、市民の健康増進と温泉施設の活性化を図っていきます。

第6点目として、西予市のアピール運動を展開していきます。

本市には、それぞれの地域独自の歴史や自然、それにはぐくまれた生活、文化、産業など地域資源が豊富に存在しています。それらの地域資源を十分に生かした魅力のあるまちづくりを推進するため、住民こそって内外に西予市のよさを高らかにアピールし、知名度を確立していく必要があります。例えば、文化面では、城川のかまぼこ板の絵の展示会は、世界に名をはせていることは、ご案内のとおりであり、こうした郷土の自慢をしっかりとアピールし、さらにこれらの牽引力により地域経済の波及効果を生んでいただきたいと思います。

また、明浜の無添加ジュース、このジュースは一部の消費者あるいは東京の某スーパーマーケットには大変好評であるとともに、雑誌名「BRUTUS（ブルータス）」の企画部門では、日本一おいしいジュースとして掲載され、品質的には絶対の自信があるにもかかわらず、アピールの低さにより、消費拡大に至っていないのが現状ではなからうかと思っております。こうした現状を踏まえ、西予市の知名度を高め、地域資源の付加価値をつけていくために、行政、住民が協働の体制づくりを行うほか、自分たちの地域資源のよさをいま一度見つめ直し、誇りと自信を持って全国にアピールする運動を展開していきます。

第7点目は、健全な財政を構築するため、確固たる信念を持って取り組みます。

合併して丸2年が経過する中で、合併しても何もよいことがないという声をよく耳にしますが、これは大変誤った認識の方々の発言ではなからうかと思ひ、まずこの点について触れてまいります。

今日では、日常用語となっている三位一体の改

革であります。合併前の段階では、全くその影すら見えなかったために、何ら財政上の問題は浮上することなく明るい展望を見据えていたのは偽るものでもございませんし、皆様もそのように受けとめられておられたとっております。

しかし、合併直後から今日に至るまでの三位一体の改革による財政の影響は、想定をはるかに上回るもので、しかも財政力の脆弱な地方自治体にとっては、この改革が自治体運営において致命的になると思っております。このような大きな改革の波を引き起こした国の一方的な方針に対して、全国の自治体は大変憤りを持っていますが、しかし現実からは逃避することはできず、またこれらも自立した自治体として存続できるかどうかの瀬戸際に立たされている以上、歳出等々の徹底した見直しを行うなど、さまざまな自助努力を払い、一生懸命歩んでいるのが西予市のみならず全国自治体の姿でございます。これらの現実の姿をかいま見ますと、合併しない町つまり小さな単体の町を選択した町は、体力的な弱さから、いずれこの改革の波に押し流されてしまうことは、火を見るより明らかであると思っております。中には合併しないで独自の行き方をされている町も確かにありますが、この実態はどうでしょう。本当に真の住民サービスが行き届いているのでしょうか、疑問を抱かざるを得ません。私は、やはり旧5町が特徴のある要素を持ち合い、西予市という大きな自治体として体力をつけていたからこそ、今回の改革の波を受けとめられ、そして合併前の建設計画の事業も可能になったものではないかと思っております。

さて、本題に入りますが、安定した市政運営に欠かせない健全財政の構築に向け、我々は歳出の徹底した見直しに取り組んでいかなければならないと考えております。西予市の財政力は、自主財源の市税がわずかに12%で29億円、そのほかの財源を合わせても自主財源が約2割しかない、いわゆる2割自治体であるとともに地方交付税の依存度は高く、歳入財源の約4割を占め、他市に比べて非常に財政力の弱い財政構造となっております。このような中で三位一体改革の影響は、16年度において約6億3,000万円、17年度約3億1,200万円、18年度の見込みは6億8,700万円の減少であり、国の依存財源に頼る本市にとっては、いかに三位一体の改革が大き

な影響を受けていることが、おわかりになるのではないのでしょうか。

一方、歳出の面では、合併の中で旧町職員はすべて引き継ぐこととなったために、同規模の自治体に比べ職員数は多く、人件費には歳出の約2割近くを占め、また起債残高も17年度末の見込みでは340億円に達し、年々公債費がふえる見通しであります。さらに、社会保障費の増大や特別会計への繰出金も増加しております。

また、合併直後の財政調整基金約19億円が18年度予算に繰り入れいたしますと、残り5億円弱まで縮小され、西予市の財政状況は黄色信号が点滅し始めたと言っても過言ではなく、今後は職員、住民の皆様全員が強い危機意識を持って、この難局を乗り越えなければなりません。このため18年度予算において特別職給与及び議員報酬を6%カット、一般職員の管理職手当を2分の1減額、さらに期末手当の職務手当を2分の1減額、また超過勤務手当、特殊勤務手当の見直しを行うほか、県下20市町に先駆けて早期退職者募集制度を導入し、正職員の削減また22条職員の事務補助職員についても削減を図り、人件費の削減には最大限努めております。そこで、これらを合計しますと2億312万8,000円の人件費削減になります。

しかし、西予市が生き残るための手段とはいえ、私は職員の立場にあわせ持ちますと、自身の身を切られる思いでございます。そのほかには各種団体の補助金についても見直しを行います。そもそも補助金の支出につきましては、ご案内のとおり、地方自治法に規定されており公益上の必要性が認められ、かつ自助努力をもって不足する部分を補助するというものであります。

しかし、現状では、各団体が既得権化を主張している部分、あるいは単なる財政的支援になっている状況が見受けられます。当市といたしましても、この逼迫した財政事情では、このような補助金の要望についてはこたえることが困難な状況になっておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、そのほかの見直しとして、公共事業投資の削減に向かわざるを得ません。当市のような過疎地域では、まだまだ社会資本整備がおくれ、また公共事業そのものが地域経済を支える目的を持っており、大変重要な位置づけになっております

が、しかし身の丈に合った投資でなければ、後年度において公債費の増加により財政の硬直化が進み、社会保障費等々の分野に対応することができかねるとともに、今の若者に負担を強いるような後世につけを回すことは回避しなければならないと考えております。そのため、平成17年度当初予算比で27.8%の減、予算額で約16億円の減額としております。

また、事務的経費については、旅費のカット、消耗品の2割カット、さらに施設の維持管理費の見直し等々、歳出の徹底した削減を図っていきます。

よく使われる言葉で入るをはかりて出づを制すはよく言われますが、それと同時に、先をはかりて今を制すという視点が重要であり、今削減できるものは削減をし、見直しのできるものは見直しを図る確固たる信念を持って健全財政の構築に取り組んでまいります。

しかし、市民の皆さん及び職員には、当面の間痛みを伴うことになってまいります。事情をご賢察いただき、ぜひご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

以上、就任3年目となる私の考えを述べてきました。

それでは次に、平成18年度予算案の概要についてご説明をいたします。

平成18年度の予算は、次の3つの基本的な考えのもとで予算編成をいたしております。

その第1点目として、すべてにおいて国の改革は避けて通れないことを認識し、西予市が埋没しないため、足元を見据えた上で将来が展望できる予算、2点目として、それぞれの部門が市経営の自覚を持ち、さらに市民サービスにこたえることのできる予算、3点目として、西予市行政改革大綱の基本理念を踏まえ、推進項目、具体的項目を実践し、一歩でも二歩でも目標に近づく対策を主眼とした予算、この3つの方針のもとで平成18年度各会計予算は、一般会計236億1,000万円、特別会計202億1,862万6,000円、公営企業会計55億3,699万7,000円、全会計総額では493億6,562万3,000円となり、一般会計では前年度比7.4%の減で、18億8,000万円の減額となっております。

以下、一般会計予算案の新規事業となる事業に

ついて款項の区分を基準とした目的別分類についてご説明いたします。

初めに、議会費でございますが、議会活動を広く市民に周知するための議会だよりの経費や各常任委員会に係る研修費を計上しております。総額で2億3,020万5,000円としております。

次に、総務費でございますが、限られた財源に合った歳出に向けての経営革新の必要性から、行政評価システムの構築に係る費用を計上しております。また、将来的には、本庁一本化が避けて通れないために、庁舎建設の調査研究費の計上や悪質滞納者に対し、しかるべき措置をとるための地方税滞納整理機構への負担金を計上しております。そのほかにコミュニティー施設の整備では、野村町の松溪下コミュニティーセンター、日の地集会所、手都合集会所の建設事業費を計上しております。総額で22億5,229万3,000円としております。

次に、民生費でございますが、障害者の自立支援対策として宇和ひまわりの郷への施設整備補助金を計上しております。また、園児たちが健やかに成長できるように宇和保育園用地購入費や地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域子育て支援センター事業費の計上、さらに働きながら安心して子育てができるような延長保育の支援費や児童手当の支給対象年齢が小学校3学年終了前であったのが、小学校修了前に引き上げられることに対し所要の措置をしております。このほか三瓶住民の懸案事項でありました特別養護老人ホームかめの杜への建設補助金を計上しております。総額では57億4,589万1,000円としております。

次に、衛生費でございますが、市民の健康維持を図るための各種健康診断事業費や健康づくりセミナーの開催経費を計上しております。また、宇和清掃センターの解体や西部及び東部衛生センターのし尿処理施設の更新あるいは集約について一般廃棄物処理基本計画に係る経費を計上しております。さらに、公共下水道等の普及に伴う水需要の増加のための対応として、宇和町上水道第4次拡張事業の出資金の計上、河川等の水質汚濁を防止するために引き続き合併浄化槽設置補助金を計上しております。総額で19億2,518万8,000円としております。

次に、農林水産業費におきましては、本市の基

幹産業である農業の振興を図るため、ミカンの改植や園地の整備費を計上しています。また、西予市米のブランド化に向けた取り組みとして、農産物処理加工施設事業やキュウリ選果機導入補助金の計上、さらに中山間地域総合整備事業費や後継者住宅の土地造成費を計上しています。このほか林業の振興を図るため、西予市産材木造住宅建築促進事業や間伐材出荷促進対策事業、また林道整備には、林道竜王線舗装工事ほか4件の開設工事費を計上しています。

次に、水産業費につきましては、三瓶に活魚センターを整備し、漁獲物の付加価値を高める漁家経営の安定を図ります。また、高山・田之浜特定漁港整備ほか3件の漁港整備費、周木漁港整備費の測量設計調査費や二及漁港内の浮き棧橋係留施設整備ほか2件の漁港整備費を計上しています。総額で36億9,664万6,000円としております。

次に、商工費でございますが、商工業の経営者を支援するために中小企業振興資金の融資額の確保を図っています。また、融資を容易にするため保証人の数を法人では3人から2人に、個人では2人から1人に減らしております。さらに、三瓶中心市街地活性化事業として、17年度に引き続き市街地の街路整備を行い、良好な町並み整備を図ります。また、明浜シーサイド・パーク交流施設整備事業として、ジュース加工施設の衛生面上からの改修工事費の計上と町おこし事業の展開としてシーサイド・パークを舞台にした合併記念コンサート事業を行います。そのほか積極的に企業誘致、販路拡大を進めるための経費を計上しています。総額で4億6,128万3,000円としております。

次に、土木費でございますが、当市の道路整備はまだまだ未整備区間が多く残されている現状からして、財政事情の厳しい中ではありますが、建設計画に基づきできる限りアクセス道路や生活道路としての市道整備を図っていきます。そこで、市道改良工事として、宇和町では伊賀上277号線ほか12本、野村町では荷刺大西鎌田西線ほか7本、城川では本村窪ケ市線ほか4本、三瓶町では周木209号線ほか4本の改良工事費を計上しています。また、河川改修工事や都市下水路整備工事費の計上、そのほか公共下水道事業の建設事業費や償還金に充当するための繰出金をそれぞれ計

上しています。総額で19億9,087万5,000円としております。

次に、消防費におきましては、災害救急に速やかに対応できる体制の整備を図るために、救急自動車1台、ポンプ自動車1台、小型動力ポンプつき積載車6台等を導入し整備します。また、耐震性貯水槽や渓筋分団遊子川詰所を整備する費用を計上しています。そのほか2004年6月に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の成立に伴い、地方公共団体は国の方針に基づき、その地域における住民の生命・身体及び財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小限度にすることができるよう万全を期さなければならぬために、18年度中に国民保護計画を策定します。総額で9億1,897万2,000円としております。

次に、教育費におきましては、西予市の未来を担う子供たちの個性を伸ばし、豊かな感性を養うとともにたくましく生きる力をはぐくむため、全市内の小学校6年生を対象に児童海外派遣事業の実施や科学実験でおなじみの米村伝治郎氏を招聘し、小・中学生2,000名を対象とした科学教室を開催する経費を計上しています。また、障害等のある児童のために、引き続き学校生活支援員を配置することといたしました。さらに、施設整備につきましては、17年度の継続事業である魚成小学校改築事業や三瓶中学校体育館新築事業の設計調査費を計上しています。そのほか青少年から大人までが抱える諸問題を重視し、18年度においても市民セミナーを開催するとともに、市民の体力向上と健康増進を図るため、スポーツ立市振興計画の策定費やJ1で活躍の各選手を招聘し、サッカー教室や選手との紅白戦などを実施して、広く市民に観戦の機会を提供します。総額で25億3,312万円としております。

以上、歳出予算の目的別の概要でございましたが、引き続きまして歳入についてご説明いたします。

まず、市税につきましては、市民税は税制改正による1億3,351万2,000円の増、一方固定資産税は評価がえによる7,773万7,000円の減となり、市税総額では前年度比1.4%増で、金額にして4,057万3,000円の増額としています。また、地方譲与税につきましては、三位一体の改革による税源移譲の所得譲

与税がこの科目に含まれるために、前年度より25.3%増で1億3,678万7,000円の増額としています。

次に、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得交付金、地方特例交付金につきましては、17年度実績に基づき算出した額の全額を計上しております。

次に、地方交付税につきましては、地方財政計画で5.9%の減となっておりますが、この指標として17年度の国勢調査の数値を使った見込み額の相当額を計上し、4億922万2,000円の減額としております。

次に、国庫支出金及び県支出金につきましては、三位一体の改革による国庫補助金負担金改革の影響によるものと普通建設事業の抑制によって前年度より8億5,093万円の減額となっております。市債につきましても、普通建設事業費の抑制と次世代に負担を転嫁させないために起債の発行を最大限抑えるものとしており、前年度より6億9,870万円の減額としております。

以上、説明してまいりましたが、18年度予算は三位一体の改革の影響と公債費や社会保障費等々の増加の要因によりまして超緊縮型の予算となっておりますが、しかしこの限られた財源を有効に活用して、政策の効果を最大限発揮しなければならぬと思っておりますので、どうかよろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。私の市政運営に対する所信の一端と平成18年度予算の概要について申し上げたものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。ひとつよろしく願いいたします。

議長 暫時休憩をいたします。3時10分に再開をいたします。(休憩 午後2時53分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(再開 午後3時10分)

清水財政課長。

清水財政課長 それでは、まず初めに、歳入からご説明を申し上げます。

16ページをお開き願います。

16ページの1項であります。市民税1億3,351万2,000円の増額につきまして

は、税制改正による定率減税の半減、それから老年者控除の廃止、均等割の夫婦一律課税、その他各種控除の改正によるものであります。

次のページ、17ページであります。2項の固定資産税7,773万7,000円の減額につきましては、18年度は評価がえの年に当たりまして、家屋の経年補正等によって減収になるものであります。

20ページをお願いいたします。

20ページの1目所得譲与税1億3,418万3,000円の増額につきましては、これは三位一体の改革により税源移譲される額が3兆94億円でありまして、これを都道府県へ2兆1,794億円を配分します。そして市町村へは8,300億円の配分となっております。この8,300億円のうち17年度分の4,464億円を除いた3,836億円を納税義務者数及び課税総所得金額等の額を用いて算出した額が1億3,418万3,000円となります。

次に、24ページをお願いいたします。

1項の地方交付税107億7,208万5,000円につきましては、18年度地方交付税総額が15兆9,100億円で、前年度比5.9%の減となっておりますので、これらを踏まえまして算出をいたしております。

次に、26ページをお願いいたします。

1目民生費負担金7,831万8,000円の増額は、次ページの27ページであります。27ページ2節の保育所保護者負担金、公立保育所、私立保育所の負担金の増が主な要因となっております。

次に、27ページであります。1目総務使用料2,112万円の減額は、これは指定管理者制度に移行したための宝泉坊施設使用料の減額であります。

次に、2目であります。民生使用料4,397万3,000円の減額も、今ほどの理由と同様に、游の里健康センター入浴料の減額であります。

次に、28ページをお願いいたします。

5目商工使用料4,488万3,000円の減額も、これも同様に宝泉坊口ッジ宿泊料の減額が主なものであります。

次に、33ページをお願いいたします。

1目の民生費国庫負担金1億124万3,00

0円の減額につきましては、主に児童扶養手当等の国庫負担率が引き下げられたことによるものがあります。

次に、34ページをお願いいたします。

6目土木費国庫補助金1億3,166万3,000円の増額の主な理由は、道路新設改良に伴う補助金が、県補助金から国の交付金に変わったことによるものであります。したがって、土木費県補助金はこれに比例いたしまして減額計上しております。

37ページをお願いいたします。

2目民生費県補助金5,508万4,000円の減額は、主に介護予防事業に対する県補助金が法令の改正によりまして、4月1日から介護保険に移行することによるものであります。

38ページをお願いいたします。

4目の農林水産業費県補助金3億9,761万4,000円の減額につきましては、17年度事業の中で大きくウエートを占めていたミカンの光センサー及びトマトの光センサーの導入補助金、これが3億9,250万円が含まれておりました。そういったことによる減が主なものであります。

39ページをお願いいたします。

7目教育費県補助金2,165万8,000円の主な増額は、魚成小学校を木造建設にしたことによりまして2,000万円の補助が県からおりてまいります。

45ページをお願いいたします。

1目財政調整基金繰入金につきましては、17年度末の基金残高が10億6,471万5,000円の見込みでありますので、今回当初予算でこの5億7,690万円を取り崩しいたしますと4億8,781万5,000円となります。

また、47ページの一番下の行であります、31目の減債基金これを新たに2億円を繰り入れしております。

次に、62ページであります、20款の1項市債であります、本年度は7億2,860万円の減額で、31億6,880万円の借り入れを見込んでおります。主な起債は、合併特例債の12億7,560万円、過疎対策事業債3億5,870万円、辺地対策事業債1億7,560万円など有利な起債を活用してまいりたいと考えております。

次は、歳出でございますが、歳出につきましては、新規事業並びに主な事業についてご説明をいたします。

63ページをお願いいたします。

1目の議会費886万5,000円の減額につきましては、主なものといたしまして、議員報酬6%の減によるものであります。

次に、68ページをお願いいたします。

13節委託料の中の行政評価システム構築支援委託料590万円でございますが、これは社団法人日本能率協会の支援を仰ぎながら、自治体における環境の変化と経営革新の取り組みを積極的に行うための費用を計上しております。

次に、79ページをお願いいたします。

19節の中の防犯灯電気料補助金893万6,000円につきましては、本年度より補助金の抜本的な見直しによりまして、この防犯灯の電気料の補助率を6割に統一いたしております。

次に、82ページをお願いいたします。

82ページの中の16目は、新たな科目として庁舎建設調査研究費を計上していますが、現予算は暫定的な予算としております。

また、主に検討委員報酬と旅費の計上となっております。

同じく82ページであります、17目も新たな科目の創設であり、政策調整費を計上しております。

次に、85ページであります、19節愛媛地方税滞納整理機構負担金550万円でございますが、これは税負担の公平性と歳入の確保を図るために、愛媛県と県下20市町が地方税滞納整理機構を立ち上げる経費をここに計上いたしております。

次に、99ページをお願いいたします。

15節工事請負費1,900万5,000円は、野村町の松溪下コミュニティーセンターの建設事業費を計上しております。次、同じく19節であります、誇れる地域づくり活動支援事業補助金1,000万円ですが、これは補助金の統一性により新たに創設したものであります。集会所整備や地域文化伝統施設整備等々を行うために支援するものであります。

次に、100ページをお願いいたします。

100ページの上段で、地域自治活動支援補助金1,863万3,000円もこれも同様に、補

助金の統一性によるものであります。1世帯当たり1,000円で積算した額を各地区に対し交付いたします。ただし、20世帯未満の地区にあつては2万円を交付することとしております。同じく15節工事請負費2,110万5,000円ですが、これは野村町の日の地集会所と手都合集会所の建設事業費を計上しております。

次に、106ページですが、28節繰出金4億6,114万9,000円ですが、これは国保会計の安定化を図るために法的な基準と市単独分と合わせた額を繰り出すものであります。主に国保事務に係る人件費、出産一時金、保険税の軽減分を繰り出しをいたします。

次に、113ページをお願いいたします。

19節の中の9,818万円ですが、これは三瓶町に建設予定の特別養護老人ホームかめの杜に対する建設補助金であります。

次に、114ページをお願いいたします。

28節繰出金といたしまして12億3,624万円を計上しております。この主なものといたしましては、介護保険6億3,977万9,000円、老人保健5億8,102万7,000円の繰出金となっておりますが、そこで繰出基準といたしましては、介護給付費12.5%、人件費の全額、事務費に係る費用の全額となっております。

また、老人保健の基準につきましては、18年9月までが医療給付の7.7%、10月以降が8.3%、さらに人件費事務に係る費用を繰り出すものであります。

次に、116ページですが、17節公有財産購入費とその下の19節のひまわりの郷施設整備補助金590万円につきましては、宇和養護学校を卒業される障害者の就労の場を提供するために、社会福祉法人ひまわり育成会に土地の無償貸与を行い増員を図るものであります。

118ページをお願いいたします。

7節賃金44万4,000円ですが、これは野村地区において4月から6月までの福祉バスの試行運転に係る賃金を計上いたしております。

次に、121ページをお願いいたします。

15節工事請負費4,122万円ですが、これは地方改善対策として、野村町の奈良野名場連線の道路改良事業費を計上いたしております。

次に、123ページをお願いいたします。

17節公有財産購入費は、宇和保育園の用地買収に係る費用でございます。宇和保育園では、年々入園の申し込みがふえ、保護者の要望にこたえることができない状況が続いております。そこで、今回1,577平米の土地を取得するものであります。その下の19節保育対策等促進事業補助金868万6,000円につきましては、育児不安等についての相談や子育てサークル及び子育てボランティアの育成、支援等々を行うための支援事業費であります。

また、次世代育成事業対策交付金1,200万円は、主に宇和施設協会と三瓶ひまわり保育園の延長保育に対する支援費を計上いたしております。

次に、124ページをお願いいたします。

20節扶助費の中の5,916万円と1億3,182万円ですが、これは給付の対象者が17年度までは小学校3年生まででありましたが、今回の法改正の見込みによりまして、小学校修了前までとなりますことにより、前年度より5,922万円の増額となっております。

次に、151ページをお願いいたします。

21節の貸付金ですが、これは明浜上水道事業会計へ貸し付けするものであります。貸付条件といたしまして、元金均等方式で5年据え置き10年以内の償還契約にいたしております。24節の中の1億2,800万円ですが、これは宇和町上水道第4次拡張事業の一部を一般会計におきまして公営企業債を起こし、その借り入れ部分を上水道会計へ出資するものであります。

次に、159ページをお願いいたします。

17節公有財産購入費は、明浜後継者住宅建設事業に係る用地取得費用であります。買収予定面積は約83坪であります。その下の19節の耕種作物共同利用施設整備事業補助金1,500万円ですが、これは東宇和農協が保有してまます魚成加工施設内で精米機器を導入し、生産から販売の一貫したシステムを構築して自己ブランドの確立で流通拡大を図るための支援費であります。

次に、160ページをお願いいたします。

160ページの中段あたりで、園芸産地再編整備事業費補助金662万3,000円であります

が、これはかんきつの産地競争力の強化に向けて、園地内にトラック等が通れるように園内道を整備するための支援費であります。同じく新山村振興農林業特別対策事業補助金9,750万円は、キュウリ、ナス併用選果機導入に係る補助金を計上しております。これは現状の選果機が導入から15年が経過し、老朽化が進むとともに出荷数量を処理することが困難な状況に至ったためのものであります。

次に、161ページをお願いいたします。

28節農業集落排水事業特別会計繰出金2億2,357万6,000円は、借入分の元金利子を一般会計から補てんするもので、前年度より1,499万8,000円の増加となっております。

次に、166ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金の計上は、農地整備を図るための事業費の負担金でありまして、県営補助整備事業費7,125万円、西部中山間地域整備事業費4,251万円、同じく東部9,450万5,000円、同じく佐田岬半島東1,950万円、県営畑地総合整備事業費5,250万円をそれぞれ計上をいたしております。

次に、170ページであります。19節の中の中山間地域等直接支払交付金2億9,656万7,000円を本年度も計上いたしております。

171ページであります。13節管理運営業務委託料6,320万円の主なものは、あけはましーサイドサンパーク株式会社へ2,100万円、野村の株式会社地域振興センターへ2,400万円、城川開発公社へ1,800万円を委託料として支出するものであります。

次に、172ページをお願いいたします。

24節の出資金1,000万円でございますが、これは城川開発公社が経営の拡大を図ったことに伴い、資本金の充実性が求められることになったためであります。

次に、175ページをお願いいたします。

15節工事請負費2億3,067万4,000円につきましては、森林居住環境整備事業として、野村地区では林道白木ヶ城線開設工事、林道中筋鉢ヶ森線開設工事、小振鍵山線の開設工事費を計上しております。

また、宇和地区では、林道竜王線、あるいは城川地区では、程野桂線の舗装工事を計上いたして

おります。

次に、176ページであります。19節西予市産材木造住宅建設促進事業補助金1,500万円でございますが、これは西予市の森林で生産された木材の利用を促進し、住宅や公共施設等の木造化や木質化を推進するために、17年度に引き続きまして本年度も重要施策といたしまして取り組みをする事業を計上いたしております。その下の間伐材出荷促進対策事業補助金1,360万円につきましては、城川町が平成13年度から山いきいき運動として事業の展開を図ってきていたが、この事業を全市に適用する経費をここで計上いたしております。

180ページをお願いいたします。

19節森林整備地域活動支援交付金7,670万7,000円でございますが、これは中山間地域直接支払交付金と同趣旨のものであります。

次に、183ページをお願いいたします。

15節工事請負費4,271万円は、三瓶と明浜の漁場におきまして、波型魚礁を設置いたします。これによりまして良好な漁場を造成することになってまいります。そういった費用をここに計上いたしております。

次に、同じく183ページであります。19節の中の八西地区漁協合併関連施設整備補助金7,063万2,000円につきましては、三瓶魚市場において活魚水槽を整備するものであります。このことによりまして、今までは鮮魚として処理せざるを得なかった漁獲物が活魚として転換ができ、漁獲物の付加価値を高め、経営の安定化を図れるための支援費をここに計上いたしております。

次に、186ページをお願いいたします。

13節の中の測量設計委託料3,760万円につきましては、周木漁港漁村再生交付金事業及び田之浜漁港整備事業に伴う測量設計費であります。その下の15節工事請負費7億4,220万円につきましては、明浜地区における特定漁港漁場整備事業、同じく高山漁港環境整備事業、高山漁港海岸東護岸局部改良事業費を計上いたしております。

また、三瓶地区では、二及漁港内の浮き棧橋係留施設整備事業と垣生漁港漁村再生交付金事業費を計上いたしております。

189ページをお願いいたします。

21節貸付金につきましては、中小企業振興資金といたしまして4,300万円を計上いたしております。

次に、190ページであります。15節工事請負費8,200万円でございますが、これは三瓶の中心市街地の街路整備事業費をここに計上いたしております。

次に、192ページをお願いいたします。

15節工事請負費6,169万8,000円につきましては、明浜ふるさと創生館内のジュース加工施設を改修する工事費が主な計上となっております。

次に、196ページをお願いいたします。

6目の合併記念事業費750万円は、ビッグウェーブを明浜からをテーマとして南こうせつピクニックコンサートを5月7日に明浜シーサイド・サンパークにおきまして開催予定の経費を計上いたしております。

次に、197ページであります。7目の産業創出事業費であります。これは企業誘致を積極的に展開するために新たな科目を新設いたしております。

次に、201ページをお願いいたします。

15節工事請負費8,233万3,000円につきましては、がけ崩れ防災対策事業費で、宇和地区では3カ所、野村地区3カ所、城川地区5カ所の事業費を計上しております。

次に、204ページをお願いいたします。

15節工事請負費6億6,026万5,000円につきましては、各地域の道路新設及び改良の事業費の計上となっております。宇和町では13本、野村町は8本、城川町5本、三瓶町5本の市道を整備するものであります。

次に、205ページであります。17節の公有財産購入費と22節物件補償費は、主に三瓶町の周木209号線と蔵貫230号線改良工事に伴うものであります。

次に、209ページをお願いいたします。

28節の公共下水道事業特別会計繰出金は2億2,193万7,000円の計上で、前年度比2,441万9,000円の増額となっております。その下の15節工事請負費3,660万円は、主に野村町の大田地区排水路改修工事と明浜町のすてきな集落整備事業費を計上いたしております。

次に、211ページをお願いいたします。

15節工事請負費9,640万円でございますが、これは卯之町町並み舗装整備事業と卯之町2丁目の196号線道路改良事業費であります。

次に、222ページであります。15節工事請負費4,418万円でございますが、これは浜筋分団詰所ほか2カ所の改築事業費と耐震性貯水槽5カ所の工事費を計上いたしております。同じく18節備品購入費9,143万円につきましては、救急自動車1台とポンプ自動車1台、さらに小型動力ポンプ積載車6台、小型動力ポンプ3台を購入し配備するものであります。

223ページをお願いいたします。

13節の中の336万円は、国民保護計画書作成委託料をここに計上いたしております。

226ページをお願いいたします。

13節の中の児童・生徒海外派遣委託料1,950万2,000円でございますが、これは西予市の次世代を担う人材を育てる事業の一環といたしまして、中学3年生40名を対象にオーストラリアへ派遣する事業費であります。

また、今回新たに全市内の小学6年生30名を対象にしたグアムへの派遣事業も含まれております。その下の西予市児童・生徒豊かな体験事業委託料240万円につきましては、児童・生徒に自然科学に対する探究心と豊かな情操を育てるために米村伝治郎氏の講演料をここに計上いたしております。

なお、小学生は4年以上を対象とし、中学生は全生徒を対象に三瓶体育館と城川中学校体育館の2会場に分けて実施をいたします。

232ページをお願いいたします。

15節工事請負費1,319万7,000円は、これは野村の大和田小学校の屋内運動場の屋根改修工事費を計上いたしております。

次に、234ページをお願いいたします。

3目の学校建設費4億7,582万7,000円につきましては、魚成小学校校舎改築工事費と旧城川西中学校体育館の改修費を計上いたしております。

次に、240ページをお願いいたします。

13節委託料800万円は、三瓶中学校屋内運動場新築設計委託料をここに計上いたしております。

245ページをお願いいたします。

13節市民セミナー委託料120万円でございますが、これは中高校生の非行防止、薬物汚染の拡大の予防と更生にける活動に取り組みを続けております、別名夜回り先生こと水谷修氏を招聘する費用をここに計上いたしております。その下の城川町史編集業務委託料420万円は、城川町史の完結編として700部を製本する費用を計上しております。

256ページをお願いいたします。

19節の中の全国人権同和教育研究大会参加補助金372万円ではありますが、これは18年度愛媛県において全国大会が開催されるための参加費用を計上いたしております。

次に、270ページをお願いいたします。

13節の中のサッカー教室指導委託料300万円につきましては、野村地区と三瓶地区の2会場においてプロサッカーチームを招聘し、小・中高生徒及び一般愛好者を対象にサッカー教室を実施する費用であります。

280ページをお願いいたします。

1目元金ではありますが、本年度3億8,507万7,000円で、前年度比2億3,098万8,000円の増加となっており、主に合併特例債の償還の発生とそして合併前の過疎債及び臨時財政対策債の増加が主なものとなっております。

なお、281ページの2目の利子は5億6,934万4,000円で、前年度比4,019万円の増加となっております。

以上でございます。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 議案第101号「平成18年度西予市授産場特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

特別会計予算書の2ページ、3ページであります。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,322万円といたしております。

歳出の主なものは、施設授産場費の事務費で人件費等1,546万9,000円、事業費で賃金等777万円であります。

歳入は、手袋加工賃金の施設授産場事業収入390万1,000円、繰入金で一般会計繰入金及び保護施設事務費繰入金1,931万7,000

円を予定いたしております。

続きまして、議案第102号「平成18年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について提案理由のご説明をいたします。

19ページからであります。

今予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ2,407万9,000円といたしております。

27ページからの歳出の主なものについて説明いたします。

住宅新築資金並びに改良資金に借り入れている公債費の元金1,862万8,000円と利子428万4,000円であります。

25ページの歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

住宅改修資金貸付元利収入79万8,000円及び住宅新築資金等貸付元利収入1,910万7,000円、住宅新築資金等貸付助成事業費県補助金241万9,000円、繰入金29万9,000円、繰越金145万6,000円を計上いたしております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 議案第103号「平成18年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

予算書のページ31ページから39ページに記載をさせていただいております。

この奨学資金は、西予市出身の優秀な学生生徒であって、経済的理由により就学が困難な者に対し定額を無利子で貸し付けるものであります。本予算は、新規貸付予定者33名、継続貸付者114名、計147名分及び運営費を合わせまして5,627万8,000円計上いたしました。

歳入につきましては、償還金等5,627万8,000円を計上し、運営するものであります。

なお、奨学資金の貸しつけに当たっては、西予市育英会理事会に諮り、公正な決定運営を図ることといたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 議案第104号「平成18年度西予市国民健康保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

国保特別会計予算につきましては、事業勘定予算と11の診療所勘定予算で構成されております。

まず、事業勘定予算よりご説明を申し上げます。41ページからであります。

平成18年度の予算編成に当たりましては、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、医療費の動向、医療制度改正の対応と国が示す留意事項に基づき編成をいたしました。今後とも保険給付費介護納付金の増加が見込まれることなどから、財政状況は一層厳しい状況になることが予想されますので、健全な財政運営のための最重点課題である保険税収入の確保や医療費適正化対策等を考慮し、そのために必要な経費を計上いたしております。

それでは、45ページの歳出からの説明をいたします。

1款総務費9,293万8,000円、2款保険給付費37億7,898万3,000円、3款老人保健拠出金9億6,962万9,000円、4款介護納付金3億1,678万9,000円、5款共同事業拠出金1億96万4,000円、6款保険事業費4,578万4,000円、9款諸支出金733万3,000円、10款予備費で1,889万5,000円を計上いたしております。

歳入につきましては、43ページであります。1款国民健康保険税13億2,982万6,000円、4款国庫支出金は18億1,531万5,000円、5款県支出金2億7,987万7,000円、6款療養給付費等交付金10億7,679万3,000円、9款繰入金7億4,264万5,000円、11款諸支出金3,520万9,000円を計上いたしております。

以上によりまして事業勘定予算は、歳入歳出それぞれ53億3,131万7,000円といたしております。

次に、診療施設勘定予算についてご説明を申し上げます。

各診療所の受診者は減少傾向にあり、診療収入も減収が見込まれ、一般会計からの繰入金に頼る傾向が強くなり、年々厳しい経営を余儀なくされ

ていますが、経費節減に努め、物心両面にわたる経営の改善に積極的に努め、今後とも地域になくしてはならない診療所づくりを目指す所存であります。

それでは、47、48ページの明浜町の各診療所勘定歳入歳出予算総額及び診療収入の占める割合並びに一般会計繰入金は、俵津診療所が総額8,322万9,000円であり、診療報酬は6,495万6,000円でありまして、診療収入が占める割合は78%であります。一般会計繰入金1,708万1,000円あります。

次に、49、50ページの狩江診療所につきましては、7,811万4,000円であり、診療収入3,995万8,000円で、割合は51.2%、繰入金は3,242万4,000円あります。

次、51、52ページの高山診療所は8,534万3,000円で、診療収入4,911万1,000円で、割合は57.5%、繰入金は3,519万円あります。

次、53、54ページの田之浜診療所では2,003万4,000円で、診療収入1,523万円、割合は76%で、繰入金461万2,000円あります。

次に、野村町の各診療所勘定であります。55、56ページの坂石診療所は341万8,000円で、診療収入120万2,000円、割合は35.2%で、繰入金153万4,000円あります。

次、57、58ページの惣川診療所は896万2,000円で、診療収入が733万9,000円、割合は81.9%で、繰入金はありません。

次、城川町の各診療所勘定予算総額であります。59、60ページの土居診療所について説明いたします。

1億5,089万7,000円で、診療収入が1億73万6,000円、割合が66.8%で、一般会計繰入金は2,281万9,000円あります。

61、62ページの杉之瀬出張診療所におきましては、1,988万3,000円で、診療収入が1,980万9,000円、割合が99.6%であります。

次、63、64ページの遊子川出張診療所についてであります。536万1,000円で、診

療収入が466万3,000円、割合は87%で、いずれも繰入金はありません。

次に、三瓶町の各診療所勘定予算総額であります。65、66ページの二及診療所が4,820万5,000円で、診療収入が4,699万8,000円、割合が97.5%であります。

次、67、68ページの周木診療所が4,559万9,000円で、診療収入は4,453万6,000円で、割合は97.7%、いずれも一般会計からの繰入金はありません。

なお、本予算案につきましては、3月1日に会開催いたしました国保運営協議会におきまして慎重なご協議をいただき、本日もご提案申し上げる次第でございます。

続きまして、議案第105号「平成18年度西予市老人保健特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成14年10月の老人保健法改正以後、老人医療受給対象年齢が75歳に引き上げられたため、平成19年9月までは毎年老人医療受給対象者は減少するものの、急速な高齢化の進展、医療技術の高度化、慢性的な生活習慣病の増加等、さまざまな要因により1人当たり老人医療費は年々増加を続け、医療費の減少は余り望めない状況にあります。このような状況の中、平成20年度には新しい独立した高齢者医療保険制度が創設され、今年度においても患者負担の一部見直しが行われますが、このことも踏まえ今年度の予算編成を行いました。

それでは、予算書265ページをお開き願います。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億1,951万1,000円と定めるものであります。

歳出の主なものにつきましては、276ページからとなっております。

総務費で4,667万6,000円、医療諸費で医療給付費67億5,504万円、医療費支給費9,159万6,000円、審査支払手数料2,566万9,000円を医療受給者及び前年度の医療費実績額の伸び率等を考慮して、合計68億7,230万5,000円を見込み計上いたしております。これは前年度とほぼ同額となります。また、予備費として52万4,000円を計上いたしております。

次、271ページに戻っていただき、歳入について説明いたします。

医療費に対する支払基金交付金として36億3,062万2,000円、審査支払手数料交付金として2,550万9,000円、合わせて36億5,613万1,000円を計上いたしております。

また、医療に対する国庫負担金におきましては、医療費負担金として21億3,467万7,000円、県負担金につきましては、医療費県負担金として5億3,366万9,000円を計上いたしております。一般会計繰入金につきましては、医療給付費分5億3,367万円、事務費分4,735万7,000円、合計5億8,102万7,000円を計上いたしました。また、諸収入として第三者納付金を1,400万円計上いたしております。

歳入においては、平成14年10月の老人保健法改正以後、段階的に交付金割合の引き下げと公費割合の引き上げが毎年10月に4%ずつ行われるため、医療給付費と予算額は前年度とほぼ同額であるにもかかわらず交付金が減少し、公費である国庫負担金、県負担金、一般会計繰入金が増加する結果となりました。

続きまして、議案第106号「平成18年度西予市介護保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

介護保険は高齢者の自立を支援することなどを目的として平成12年度に始まりました。今回の制度改正では、介護予防を重視し、高齢者の介護が必要になることを防いだり、介護が必要となっても、それ以上悪化しないようにして自立を支援する等の改正が行われます。この改正に伴い、歳出において、地域支援事業費を新たに新設するものであります。

それでは、予算書291ページをお願いいたします。

本予算の事業勘定の歳入歳出予算の総額は、41億7,998万7,000円と定めるものであります。

歳出では、1款総務費の1項総務管理費で1億595万5,000円、2項賦課徴収費115万1,000円、3項介護認定審査会費2,692万円、4項趣旨普及費6万6,000円でございます。2款保険給付費の1項介護サービス等諸費

で37億5,140万1,000円、2項支援サービス等諸費1,600万円、3項その他諸費530万円、4項高額介護サービス等費で4,200万円、5項特定入所者介護サービス等費1億8,020万3,000円、6項介護予防サービス等諸費8,000円でございます。3款の財政安定化基金拠出金が430万7,000円、4款基金積立金は1,000円、6款拠出金が50万2,000円、7款予備費が608万6,000円、8款として地域支援事業費が今年度新設されて4,008万7,000円を計上いたしております。

次に、289ページへ戻っていただきまして、歳入では、1款保険料で6億1,272万3,000円、2款使用料及び手数料が2,000円、3款国庫支出金の1項国庫負担金で7億9,898万3,000円、2項国庫補助金3億7,709万8,000円、4款県支出金の1項県負担金で4億9,936万5,000円、2項県補助金638万円、5款支払基金交付金で12億4,406万1,000円、6款財産収入は1,000円、7款繰入金、1項一般会計繰入金が6億3,977万9,000円、2項基金繰入金は1,000円のみ、8款繰越金も1,000円、9款諸収入が5万6,000円と10款分担金及び負担金は153万7,000円を予定いたしております。

次に、295ページをお願いいたします。

明浜特別養護老人ホーム勘定でございますが、歳入歳出予算の総額は3億2,653万円と定めるものでございます。

歳出の主なものが、1款総務費の1項施設管理費で2億7,518万8,000円、2項研究研修費23万円、2款サービス事業費の1項居宅サービス事業費227万9,000円、2項施設介護サービス事業費3,773万7,000円、3款施設整備で374万4,000円、6款諸支出金で400万円、7款予備費333万1,000円であります。

次、293ページの歳入では、1款サービス収入、1項介護給付収入で2億5,814万8,000円、3項自己負担金収入4,346万円、4項特定入所者介護サービス等収入2,437万7,000円を予定いたしております。

次が、298ページの明浜居宅介護支援勘定の

歳入歳出予算総額は2,230万7,000円と定めるものであります。

歳出では、1款総務費で2,022万8,000円、2款サービス事業費で90万2,000円、7款予備費117万7,000円でありませぬ。

297ページの歳入では、1款サービス収入1,152万8,000円、5款繰入金1,077万7,000円を予定いたしております。

次に、300ページをお願いいたします。

明浜デイサービス勘定の歳入歳出予算の総額は2,814万2,000円と定めるものでございます。

歳出では、1款総務費2,502万9,000円、2款サービス事業費で208万3,000円、7款予備費103万円でございます。

299ページの歳入では、1款サービス事業収入2,006万6,000円、5款繰入金400万円、7款諸収入で407万4,000円を予定いたしております。

次に、302ページをお願いいたします。

城川居宅介護支援勘定の歳入歳出予算の総額は1,522万3,000円といたしております。

歳出の主なものは、1款総務費1,381万1,000円、2款サービス事業費141万円でありませぬ。

301ページの歳入では、1款サービス収入1,056万3,000円、5款繰入金465万7,000円を予定いたしております。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 安藤建設部長。

安藤建設部長 議案第107号「平成18年度西予市港湾整備事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

416ページをお願いします。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ132万1,000円と定めるものであります。

歳出では、長期債元金及び利子償還金132万1,000円を計上いたしております。財源につきましては、一般会計繰入金を充当いたしております。

次に、議案第108号「平成18年度西予市簡

「易水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成18年度に実施します事業の主なものとして、恵比須橋かけかえ工事に伴う水道管布設替え工事、それから三瓶町の新南水源地削井工事を実施するほか、多田地区営農飲雑用水施設事業を昨年に継続して行うこととし、歳入歳出の総額をそれぞれ4億861万8,000円と定めるものがあります。

歳入歳出予算からご説明申し上げます。

433ページをお願いします。

歳出の主なものとして、総務管理費において、人件費のほか中山間事業負担金として3,250万円を計上し、合わせて1億5,906万9,000円を見込んでおります。

また、ページは436ページですが、施設整備事業費において、恵比須橋かけかえ工事に伴う田之筋簡易水路配水管移設工事の工事請負費として1,000万円、これは平成17年度に仮設工事を行い、今年度本設工事を行うものであります。また、新南水源地削井工事の工事請負費として1,050万円を計上し、多田地区営農飲雑用水施設事業の工事請負費を県工事受託分1億円、単独分900万円を計上いたしております。そのほかの工事請負費、委託料等合わせて1億7,221万円を見込んでおります。このほか公債費償還金7,565万6,000円、予備費168万3,000円を計上いたしております。

これらに対する財源の主なものとして、ページ数は427ページですが、給水収入1億2,017万1,000円、受託事業収入1億円、一般会計繰入金9,440万5,000円を含む繰入金1億2,179万1,000円、市債4,540万円、このほか分担金及び負担金、財産収入、繰越金、諸収入等を合わせまして2,125万6,000円を見込み充当いたしております。

次に、ページ数で423ページでございますが、地方債ですが、多田地区営農飲雑用水施設事業に係るもの及び新南水源地削井工事ほかに係るものであり、限度額を4,540万円と定めるものでございます。

次に、議案第109号「平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

第1条の歳入歳出予算でございますが、歳入歳

出総額をそれぞれ12億4,368万6,000円と定めるものでございます。

本年度の西予市農業集落排水事業につきまして、主な事業といたしましては、汚水処理を実施しております7地区の施設及び8月から全面供用開始予定であります石城地区の処理施設の計8施設の維持管理業務と継続で施設整備を進めております宇和町石城地区、多田地区及び明間地区の施設整備であります。

平成18年度の予算の主なものは、ページ数で460ページからでございますが、施設管理費といたしまして4,704万6,000円計上しておりますが、処理施設の維持管理に關します光熱水費1,530万3,000円、くみ取り手数料1,088万5,000円、機械器具保守点検委託料1,804万3,000円等でございます。また、本年度より使用料の徴収を市の方で行なうこととなりましたので、それに伴い必要な口座振替手数料、郵券料につきましても予算を計上いたしております。

次に、ページ数で461ページからですが、施設整備費であります。9億7,860万9,000円を計上しており、その主なものは、人件費の一般職給料1,181万3,000円、職員手当等815万3,000円、消耗品費等の需用費で1,120万6,000円、工事設計の委託料7,597万5,000円、処理施設及び管路施設整備のための工事請負費8億6,390万5,000円を計上しております。次に、公債費であります。2億994万3,000円を計上しております。これは今までに建設された施設整備費に対します元利償還金であります。元金1億5,190万2,000円、利子5,804万1,000円をそれぞれ計上いたしております。また、予備費として808万8,000円を計上いたしております。

次に、445ページですが、歳入の主なものにつきましては、汚水処理に伴う施設使用料4,760万9,000円、施設整備事業に受ける受益者の分担金2,830万5,000円、県補助金5億5,020万円、石城地区全面供用開始までの維持管理費用に係る財源としての給付金が256万4,000円、市債の元利償還金並びに施設整備費等として一般会計繰入金2億2,357万6,000円、前年度からの繰越金で1,158

万2,000円、消費税還付金並びに新規加入者に係る分担金等による諸収入2,585万円、市債で3億5,400万円を充当いたしております。

また、ページ数で451ページでございますが、地方債の限度額、起債の方法、利率、それから償還の方法を第2表により定めております。

続きまして、議案第110号「平成18年度西予市公共下水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

西予市の公共下水道事業についてであります。平成16年度末より供用開始している野村処理区では平成11年度から、また平成18年度中に供用開始予定の宇和処理区では、平成12年度からそれぞれ事業に着手いたしております。平成18年度に実施する主な事業につきましては、宇和処理区では延長が約4,400メートルの管路整備工事及び宇和浄化センターの污泥処理設備工事を、また野村処理区では延長約2,000メートルの管路整備工事をそれぞれ予定いたしております。

それでは、予算の説明に入ります。

本予算は、歳入歳出予算総額を10億8,936万2,000円と定めるものであります。

ページは474ページからでございますが、地方債でございますが、限度額を5億1,100万円、利率4%以内などを定めるものでございます。

歳出の詳細をご説明いたします。

ページは481ページからでございますが、事業推進費の97万円でございますが、宇和処理区における公共下水道事業の推進及び普及促進などに要する経費でございます。次に、施設整備費として9億8,664万7,000円を計上いたしておりますが、主なものといたしましては、一般職の給料2,535万1,000円、職員手当等1,797万8,000円、管路実施設計、浄化センター建設工事委託料等の委託料で2億1,451万9,000円、管路整備工事に関します工事請負費7億1,080万円等であります。

ページは484ページからでございますが、施設管理費3,766万4,000円でございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、平成17年3月31日に供用開始いたしました野村処理区の施設維持管理費用として臨時雇い賃金75万

6,000円、消耗品費、光熱水費等の需用費で577万5,000円、浄化センター維持管理委託料等の委託料1,792万円、公共下水道接続奨励金703万円等、また宇和処理区におきましては、一部建設が完成予定であります宇和浄化センターの維持管理費用4,884万円等を計上いたしております。

財源といたしましては、ページで477ページからでございますが、公共下水道国庫補助金3億50万円、市債の元利償還金及び施設整備費等として一般会計繰入金2億2,193万7,000円、前年度繰越金500万円、消費税の還付金等を雑入として1,744万5,000円、市債として5億1,100万円、野村処理区の事業費分担金2,250万円及び施設使用料1,098万円を充当いたしております。

続きまして、議案第111号、これ別冊になっております公営企業会計の方の予算をお願いいたします。

議案第111号「平成18年度西予市上水道事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成18年度においては、宇和上水道事業会計において第4次拡張事業として、高度浄水施設整備事業及び緊急時給水拠点確保等事業を実施してまいります。また、野村上水道事業においても、第7次拡張事業を継続実施しております。

1ページでございますが、まず業務の予定量についてご説明いたします。

給水戸数につきましては、宇和上水道事業5,600戸、明浜上水道事業2,170戸、野村上水道事業2,390戸、三瓶上水道事業3,110戸の合わせて1万3,270戸を予定いたしております。また、西予市全体における1日平均給水量を1万2,317立米、年間総給水量を421万9,600立米と予定いたしております。

続きまして、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

費用の主なものでは、営業活動に係る営業費用として5億4,530万8,000円、企業債償還金利息等の営業外費用として1億112万5,000円、このほか特別損失、予備費等を合わせて水道事業費用の総額を6億5,312万8,000円と計上いたしております。

これに対しまして収益の主なものは、営業活動

に基づく給水収益の6億1,994万円でありませんが、これらを含む営業収益で6億2,725万7,000円、営業外収益で1,040万円を見込み、このほか特別利益と合わせて水道事業収益の総額を6億3,768万7,000円と見込んでおります。水道事業費用が収益に対し上回るため、営業運転資金として、一般会計から長期借入金2,258万3,000円を借り入れることとして定めることといたしております。

次に、2ページですが、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

支出の主なものは、宇和水道事業会計における第4次拡張事業ほかの工事請負費5億5,000万円、野村水道事業会計における貝吹配水管工事請負費ほかで3,250万円、三瓶上水道事業における津布理配水池計装テレメーター盤の復旧工事ほかの工事請負費で1,650万円であり、これらを含む建設改良費として6億7,360万8,000円を計上いたしております。また、企業債償還金1億664万1,000円、予備費100万円を合わせまして資本的支出の総額を7億8,124万9,000円と計上いたしております。

これに対して資本的収入の主なものは、国庫補助金7,300万円、企業債で2億5,700万円、一般会計からの出資金1億2,800万円であり、このほか工事負担金、他会計繰入金を合わせて資本的収入の総額を5億29万8,000円と見込んでおります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補てん財源は、総則の第4条括弧書きの中で説明しておりますとおりでございます。

次に、企業債でございますが、宇和水道事業会計における高度浄水施設整備事業及び緊急時給水拠点等確保事業ほかの建設改良費と三瓶上水道事業における建設改良費に係るもので、限度額を2億5,700万円と定めるものでございます。

3ページでございますが、また一時借入金の限度額を2億4,000万円、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費1億851万円、公債費10万円、棚卸資産購入限度額を1,600万円とそれぞれ定めるものでございます。

以上、5議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 上甲病院総括事務長。

上甲病院総括事務長 議案第112号「平成18年度西予市病院事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

公営企業会計予算書133ページをお開きいただきたいと思っております。

第2条の業務予定量からご説明申し上げます。

病床数は一般病床210床、療養病床52床、感染床2床の合計264床であります。年間患者数は入院8万8,300人、外来14万8,715人で、1日平均患者数は、入院242人、外来607名を見込んでおります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入は、第1款事業収益は35億742万7,000円を計上しておりますが、その内訳は、外来・入院の診療収入、室料の差額、人間ドックや健診収入などの医業収益34億3,456万9,000円、企業債利息に対する一般会計からの補助金など医業外収益が7,281万8,000円でございます。

支出では、第1款事業費用として35億742万7,000円を計上しておりますが、その内訳は、職員の人件費や事務費、材料費、経費などの医業費用が33億6,925万9,000円、企業債の支払い利息など1億3,812万8,000円でございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

まず収入で、第1款資本的収入として6,317万2,000円で、内訳として出資金4,719万円は企業債の償還に係る一般会計負担金でございます。新規の企業債として1,598万2,000円を計上しておりますが、これにつきましては、次の第5条に表しております宇和病院の乳房用エックス線撮影装置、脳波計の起債分であります。

次に、支出の方でございますが、建設改良費5,839万9,000円と企業債償還金9,057万1,000円の総額1億4,897万円あります。建設改良の主なものは、宇和病院で乳房用エックス線撮影装置、脳波計、全自動散薬分包機、ECG患者監視モニター、内視鏡用抗原装置、蒸気ボイラーなどあります。野村病院で

は、電子内視鏡システム、ベッドサイドモニター、マルコ洗浄消毒装置、医療テレメーター、温冷配膳車、病棟オーダーリングシステムなどが主なものであります。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額8,579万8,000円は、過年度分損益留保資金で補てんするものであります。

第3条、4条のご説明をいたしました但、詳細につきましては、137ページから139ページにかけて病院事業会計予算実施計画書、140ページから150ページに宇和病院、151ページから160ページに野村病院の予算明細書を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

第5条の起債でございますが、これは企業債についての限度額1,598万1,000円、利率4%以内などを定めるものでございます。

次に、第6条は一時借入金の限度額を5億円と定めさせていただいております。

第7条として、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費18億9,021万9,000円、公債費350万円と定めております。

第8条は、棚卸資産の購入限度額を9億5,000万円と定めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 議案第113号「平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

介護老人保健施設は、介護保険サービスの中核を担う施設としての役割がますます期待されてきております。提案いたしました本案は、歳入歳出それぞれ4億1,707万6,000円とするものであります。

業務の予定量は入所定員が80人で、入所1日平均79人で、入所率98%を予定いたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出でございますが、資産購入費、企業債償還金2,914万7,000円を計上いたしております。不足する額は全額過年度損益勘定留保資金で補うようにい

たしております。

なお、詳細につきましては、171ページから実施計画書等を記載しております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次会はあす3月9日午前9時より一般質問を行います。

散会 午後4時48分

平成18年第1回西予市議会定例会会議録(第2号)

1.招集年月日 平成18年3月9日 教 育 長 二 宮 宇 明
 1.招集の場所 西予市議会議場 総務企画部長 森 英 二
 1.開 議 平成18年3月9日 建 設 部 長 安 藤 芳 夫
 午前9時00分 産 業 部 長 大 森 俊 彦
 1.散 会 平成18年3月9日 生活福祉部長 松 本 正 志
 午後1時59分 教 育 部 長 河 野 豊 昭

1.出席議員
 1番 田 中 剛 明浜総合支所長 小 玉 岩 康
 2番 松 山 清 野村総合支所長 西 本 貞 夫
 3番 宇都宮 明 宏 城川総合支所長 九 鬼 則 夫
 4番 松 島 義 幸 三瓶総合支所長 山 本 正 男
 5番 元 親 孝 志 病院総括事務長 上 甲 福 重
 6番 嶋 川 武 文 消防本部消防長 荒 井 安 憲
 7番 沖 野 健 三 総 務 課 長 炭 倉 貞 明
 8番 森 川 一 義 財 政 課 長 清 水 忠 夫
 9番 亀 井 秀 男 企画調整課長 清 水 享 司

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 吉 良 孝 一
 議 事 係 長 井 上 千 浪

1.議 事 日 程 別紙のとおり

1.会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1.会 議 の 経 過 別紙のとおり

1.欠 席 議 員

20番 山 本 昭 義

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
 助 役 別 宮 静
 収 入 役 三 好 藤 治

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

議長 ただいまの出席議員は30名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありであります。

(日程1)

議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許可いたします。

5番元親孝志君。

5番元親孝志君 おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきますと思います。

昨日、市長より平成18年度の当初予算の説明がありましたが、大変厳しい予算になっております。そこで、これから5年、10年後の西予市の財政見通しが一体どうなるのか、そのことにつきまして、まず質問をさせていただきたいと思っております。

三位一体の改革のあらしが日本じゅうの地方自治体の財政を直撃いたしております。三位一体とはもともと宗教用語であり、今問題になっている三位一体の改革の三位とは国庫補助金、地方交付税の削減と税源移譲を指しており、三位一体という言葉を使うとすれば国と県と市町村の関係がまさしくそれに該当すると思っております。国がくしゃみをすれば市町村が風邪を引くという、非常に密接な関係にあることは申し上げるまでもありません。これから行われるすべての国の改革は、西予市にすべて降りかかってまいります。

三位一体の改革とは、これ自体が目的ではなくあくまでも手段であります。本来の目的とは、財政改革と地方分権であり、これを達成する手段が三位一体の改革ということになります。なぜ、これほどまでに三位一体の改革が重要であり急を要するのか、それは言うまでもなく国の財政が待っ

たなしの段階に来ているからにほかなりません。

今、国と地方を合わせた債務残高は、2005年9月の段階で800兆円を突破しました。借入れも含めると、既に1,000兆円を超えているというのが大方の見方であります。国の税収が50兆円規模ですので、税収の1割を返済に充てたとしても200年かかる計算になります。しかし、現実には借金を返済するのに毎年新たに30兆円借金をして返済しているのが現状であります。1,000兆円という借金のお化けが出ているにもかかわらず、だれも驚かない、まことに不思議な国だと私は思います。こんなことがいつまでも続くとは到底考えられません。

そこで、出てきたのがプライマリーバランスの黒字化であります。プライマリーバランスの黒字化とは、過去の借金の元利償還金をとりあえず除いた国の歳入歳出を、借金をしないで予算が組めるようにしようという考え方であります。ちなみに、2005年末のプライマリーバランスは15兆9,000億円の赤字でした。政府はこれを2011年までに黒字化すると言っております。15兆円という金額が一体どれぐらいの金額なのか、到底ぴんときません。そこで、国の一般会計の中から、この金額に該当する予算を調べてみますと、ちょうど地方交付税額がほぼこの金額に該当します。要するに、今後5年間で地方交付税をゼロにするに等しい額の歳出削減を国は実施しなすと言っているわけであります。いろいろ不満があっても、国が財政破綻を起こさないためには避けて通れないハードルであります。

プライマリーバランスの黒字化を実施した場合、西予市は一体どうなるのでしょうか。先ほど申し上げましたように、地方交付税をゼロにするに等しい額の歳出削減を実施しない限り、この目標は到底達成できません。西予市の平成17年度の地方交付税額は118億円であります。これに等しい額の削減が今後5年間で実施されるとすれば、単年度で22億円から23億円の削減ということになります。

先般の財政課長の説明によれば、18年度の当初予算額は前年度対比23億1,000万円の減額ということでありました。偶然かもしれませんが、数字が一致いたします。他の条件が変わらないとすれば、来年度以降も毎年20億円に近い額が減額されるということになります。5年間で1

00億円の減額ということでありませぬ。

そもそも西予市の適正な予算規模とは一体幾らなのでしょう。国が適正な財政運営を将来行うと仮定すれば、当然毎年発行している30兆円の赤字国債をやめなければなりません。そうすると国の一般会計規模が50兆円規模になります。今の60%であります。これが今の日本の適正財政規模であり、これを西予市に当てはめると、17年度の当初予算額が250億円規模でありますので、これの60%すなわち150億円が当面の適正財政規模ということになります。100億円減額になります。これも先ほどの額と一致いたします。

結論を申し上げますと、そう遠くない時期に西予市の財政規模は150億円近くになると考えるのが正しいのではないのでしょうか。もし、そうならなかったとしたら、消費税が15%以上になっているか、この国が財政破綻を起こしているときだと私は思います。

1月15日付の愛媛新聞に自治体破綻法浮上という記事がありました。三位一体の改革後の課題として、多額の借金を抱えた地方自治体を民間企業のように破綻再建させる新たな法制度の導入が今検討されております。また、同じ日に財務大臣が、歳出面の見直しは聖域なくやる、社会保障や地方交付税の改革なしには進まないというふう述べられ、2007年度はさらに一段の歳出抑制に取り組む方針を明らかにされております。西予市として、これにどのように立ち向かうのか、抜本的な改革を実施しなければ破綻法の適用を受けることになりかねないのではないかと心配をいたしております。年度当初に当たり、西予市の将来の短期、中期の財政見通しをどのように見ておられるのか、あわせて市長の改革への取り組みの決意について伺いをいたします。

次に、第2点目といたしまして、自治基本条例の制定について伺いをいたします。

さきの12月の一般質問におきまして、山本英男議員が同じ質問をされ、助役の答弁では、条例制定はいわば時期尚早であり今後の市政運営の一考にしたいという程度の答弁でありましたが、あえて再度質問させていただきたいと思っております。

自治基本条例、一般的にはまちづくり基本条例と言っている自治体がほとんどですが、これは答弁にもありましたように地方自治体の憲法であり

ます。新しい国がスタートすれば、まず取りかかるのが憲法の制定であります。今回の平成の大合併が過去の2度の合併と大きく違う点は、過去の2度にわたる合併は中央集権国家としての体制固めであったのに対して、今回の平成の大合併は地方分権社会への体制づくりという、全く180度方向転換をするための合併であるという点であります。いわば明治以来続いた廃藩置県から廃県置藩に逆戻りをするという新しい国づくりが今始まろうとしているわけでありませぬ。今日までの自治体運営には地方自治法が厳然として存在し、地方が口を挟む余地は全くといっていいほどありませんでした。しかし、今地方自治法の改正も含めて大幅に変わろうといたしております。そのような時代変化の中で大ざっぱに言えば、自治法をバイブルとする時代は終わったと考えるべきではないのでしょうか。

当然それに変わる新しい仕組みとして、条例の制定が全国で始まっているのではないかと思います。特に、地方分権の推進で自治体の枠組みや自治を実現する仕組みを整えることが必要不可欠になってまいりました。今の自治法では、市民参加や市民協働、情報公開などの自治運営に当たっての基本となる事項に関する規定が存在しません。これでは不十分であり、これでは理想とする分権社会をつくることはできません。西予市には市民憲章もまだできておりませぬ。合併という新しい枠組みができて、このまちが何を目指して今後どのようなまちづくりを進めていくのか、市民にわかる形を示さなければなりません。過去の憲章のようにおざなりのものではなく、だれからも愛されだれでもが口をついて出てくるような生きた憲章、条例制定が必要不可欠だと思います。例えば昨年、総務常任委員会で視察を行いました群馬県草津町の町民憲章には「歩み入る者にやすらぎを去りゆく者にしあわせを」と書かれておりました。観光を基幹産業とする草津町に最もふさわしい憲章であると私は感心をいたしました。

このように市民憲章、自治基本条例の制定は、これから始まる行政と市民の協働作業の指針であり、以前のようなつくるのが目的の憲章、条例ではなく、使うことを目的とした憲章、条例をつくるべきだと思います。例えば、市長のあいさつの中には、頻繁に市民憲章、まちづくり、条例が引用され、市民と行政は条例に照らし合わせて議

論できるような関係を持つべきだと思います。条例は行政がつくるものと思われがちですが、立法権を持つ議会がつくることも可能であります。しかし、今回はあえて、行政、議会、市民の協働作業でつくるべきだと思います。そのことによってお互いが尊重し合い、利用しやすい生きた憲章、条例ができるのではないかと思います。

西予市はスタートに立ってどれだけの条例がくれるのか、このできいかんがこれからの西予市を決めるのではないかと思います。再度理事者の考えをお伺いしたいと思います。

最後に、リーダーの育成についてお伺いをいたします。

戦国時代甲斐の国主武田信玄が、「人は城、人は石垣、人は堀、情けは見方、仇は敵なり」と言った言葉は余にもよく知られた言葉であります。時代がどのように変わっても人の大切さは今も昔も全く同じであります。自治体であれ会社組織であれ、地域社会においてもそれを動かすのは人であり、よくするも悪くするもつまりは人です。このような中で、地域社会においては極端に若者が減少いたしております。少子・高齢化はとどまるところを知らず、限界集落といわれる地域が毎年ふえております。

このような現状の中で、一番心配されることは地域のリーダーが不在になることであります。以前はどの村にも口やかましく地域の世話をする世話役がいました。あるいは全国の農産物の産地に行けば、それを押し広めた強力な集落営農のリーダーがいたことがわかります。しかし、今第1次産業の衰退とともに、とにかく集落にリーダーがいなくなりました。特に戦後の民主化は個人主義を極度に助長し、田舎においてすら例外でなくなりました。これから財政がさらに厳しくなることを想定すれば、当然自立することが求められ地域のことは地域でやるしかありません。しかし、残念なことは、これをリードしていくリーダーがいなくなっているという現実であります。

このような現状を見かねて、農水省も2006年度の新規事業で集落営農のリーダー育成を喫緊の課題と位置づけ、集落営農育成確保緊急支援事業を立ち上げました。集落の方針づくりから組織化、法人化までを後押ししてもらいリーダーを育成するに対して20億円を計上し、全国500地区を想定して活動費を助成する方針であります。

これとは別に自治体の人材育成も活発であります。徳島県上勝町の人づくりの取り組みとしての一休塾、内子町では昭和60年から農家、役場、農協等で構成する知的農村塾を開催していることは有名であり、それぞれに効果を上げていることも事実であります。

いずれにしても人づくりは息の長い取り組みであり、まさにローマは一日にして成らずであります。西予市においても、人づくりに対して真剣に取り組むべきであると私は思います。厳しい財政の中でメリハリをつけ、特化すべきことは思い切って特化すべきだと思います。夢のあるまちづくりとは、とりあえず人づくりだと私は思います。講義、研修、実践を繰り返し強靱なリーダーを育成すべきであり、そのための投資として優秀な講師陣、研修費、活動費を支援すべきだと私は思います。21世紀、西予市が豊かで誇りあるまちになるためには、とりあえず優秀な地域リーダーづくりから始めるべきだと思いますが、市長の考えをお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 どうもおはようございます。

きょうは傍聴席にこのように多くの方が来ていただきまして、本当にありがとうございます。このような一般質問のときに、これだけの方が来ていただきますと、私ども議員の方々も気合いが入るし、緊張したいいい影響の討論ができるのではなからうかと、このように思っております。

元親議員の質問にお答えいたしますけれども、いつもすごく勉強されておられまして鋭い質問でありますので、私どもも心を入れて答えなくちゃいけないと、このように思っております。

まず、私の方からは、今の一番最初の今後の財政見通しと改革断行の決意についてご質問にお答えしたいと思っております。

財政見通しに伴う改革の断行でございますけれども、これにつきましては昨日私の方の所信表明演説で詳細にわたって述べました。したがって、重複は避けさせていただきますけれども、基本的には入るを図りて出るを制す、先を図りて今を制すの精神で、この改革を進めていきたいと、このように思っております。

今、国の言われておりますプライマリーバランスについて少し言わせていただきますと、今議員も質問の中で言われました、歳出のみでプライマリーバランスを黒字化するという考えで国はあるのではないんじゃないかと私は思っております。歳出削減というのは一つの大きな、最初は出してきておりますけれども、基本的には経済理論的に言いますと、この経済理論に基づく経済政策ということから考えてみますと、経済成長率を高目に誘導をいたしまして長期金利を低位安定とした場合には、経済活性化に伴う税収の自然増ということになるかと思えます。これは経済理論ではありますが、そこを一つの考えに持っていることは間違いないと、このように思っております。だから、政府はプライマリーバランスの黒字化に向けて、今の私の言った考えやあるいは税制改正等々諸政策で実施するのではないかと、このように私は期待をしております。

西予市の財政見通しでございますけれども、今までずっとお示しをさせていただきました数値でございますが、この平成16年度決算における主な政策の報告書、これも出させていただきました。その中の21ページに歳入と歳出のことを細かく、小さい数でありますが出させていただきます。これは平成30年度までの数字を示したところでございますけれども、平成30年の段階で193億円ぐらいの数字をこのように見通しておりますが、現在のところ、これが私どもが中・長期的に見る数字としては、現段階においては現市政が一番近いと、このように思っております。

以上です。

議長 別宮助役。

別宮助役 元親議員の自治基本条例、さらには市民憲章につきましてお答えをいたします。

合併前の旧町には、1町を除く4町で町民憲章が制定をされておったわけでありまして。これはまちづくりのシンボルとして町民の心の支えになっておりました。こうした憲章は、法律として扱われるものではなく、町の個性や象徴、また誇り、市民の理想や志、あるいはまた誓約的な意味合いを持つものであるかと思うわけでございます。

市民憲章は、市民にその意義が理解され、自発

的行動意欲を喚起をいたしまして、実践運動を通してその精神が広がり、市民参加のまちづくりの総合的な根拠となり続けるならば、そこに市民の町への誇りや愛着が生まれ、夢のあるまちづくりの基礎となるものと考えております。

この市民憲章につきましては、合併協議の中でも合併後制定をする、このような取り組みになっておるわけでございます。先ほど元親議員の方からご指摘がございましたとおり、西予市民に最もふさわしく、だれもが理解でき実践できる皆さんに易しい憲章を制定するようなことを検討してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

2点目の自治基本条例でございますけれども、自治体が制定する各種の条例は行政運営上の根拠となるものでございます。住民の権利、義務、負担の根拠、あるいは行政運営の内部管理や公の施設の設置及び管理に関するものなど適用対象を規定をいたし、義務、強制力、罰則といった法的実効性が生まれてくるものであろうというふうに思っております。

自治基本条例は、日本憲法の理念いわゆる主権が国民に存すること、国政が国民の厳粛な信託によるもの、権威は国民に由来し、権力は国民の代表がこれを保持し、その福祉を国民が享有することの憲法の理念をヒントにまちづくりを推進する手法として、各自治体の主体は市民であることを明確にする、このようなものであろうかというふうに思っております。したがって、この条例ができますと、自治体の憲法としての総合計画や他の条例よりも上位に位置する、市が定めます最高規範となります。市は他の条例等の制定、改廃に当たりまして、基本はこの条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければなりません。

これまでは、それぞれの条例等により行政を運営してまいりました。特に支障はないわけでございます。本定例議会に提案しております西予市第1次総合計画の基本理念といたしまして、協働、自立のまちづくりを掲げております。この協働、自立が、地方分権社会の構築が進められる中、これからのまちづくりの一つのキーワードになってくるといふふうに考えております。

行政、市民の協働によるまちづくりを進めていく上では、地方自治の本旨にのっとり、市民とその信託を受けた市、議会、市長との間で、将来に

わたり共有すべき考え方や自治を実現していくための仕組みをみずから定めることというは大変重要だというように考えておりますし、行政手法の選択肢としてさらに今後研究を深めていきたいと、このように考えておるわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 続きまして、地域リーダーの育成についてお答えをいたしたいと思っております。

まちづくりの主役は、いつの時代にもありましてそこに住む住民が主役であり、町という舞台でまちづくりを演じるのは紛れもなく住民お一人お一人でございます。

しかし、幸せを追求するそうした活動には必ずその核になるリーダーが必要でありますし、またこれまで存在しておりました。これが、まちづくりは人づくりといわれるゆえんではないかと思っております。知識だけでなく高い識見と情熱、みずから考え行動できる魅力ある人のところには、魅力ある人を育てるシステムが自然と生まれてまいります。人づくりのためには、そのシステムづくりが大変重要になってくると思っております。人は必ず年をとっていきますので、次世代の担い手を常に育てていかなければなりません。これは地域コミュニティづくりだけのものだけではなく、農林漁業や商工業などあらゆる分野で言えることであります。

こうしたすぐれた経営者や地域リーダーを養成するためには、これまでも行政や農林漁業関係者を初め関係機関が連携して、認定農業者の育成や新規就農者の掘り起こし、中核担い手の集団的組織化及び支援、経営相談あるいは指導、マーケティング等の情報提供、また公民館や社会教育等を通じて鋭意取り組んできたところであります。人は語るべき人生を持ち、親は子へ、子はそれを孫へ伝えるということがあります。それぞれの分野で活躍いただいている優秀なリーダーが農林漁業、商工業にあってはすぐれた経営を、地域づくりにあっては熱き思いの郷土愛を、子や孫に永々と継承していただければ産業が、町が輝きを増してまいります。

今後、いろいろな外郭団体が主催する地域おこし研修会やまちづくり活動事業、講師等派遣事

業、アドバイザー事業等がございますので、これらも活用しながら、また行政の各事業課が総合的な連絡調整を行って、経営や地域づくりの優秀なリーダー養成に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 5番元親孝志君。

5番元親孝志君 ここでは2点まで再質問ができるということでございますので、2問再質問させていただきたいと思っておりますが、その第1点目として、3月6日、ここで全員協議会が行われました。その折に、市長の答弁にありましたが、今の第三セクターの経営状況が非常にどことも悪いと。その悪い原因というのは、それをつくる段階で、市長は英語でニーズとウオンツということを使われましたが、必要だからつくったのではなく欲しいからつくった、だからスタートの段階で若干の誤りがあったがゆえに、今の現状の第三セクターの運営が非常に厳しいというふうな説明がありまして、私もまさにそのとおりだというふうに非常に理解をしたわけでございますが。

そこで、今度は逆に、私市民の立場で行政に申し上げたいわけですが、これからの行政運営ですが、行政は何がしたいかというのではなく何をしなければいけないか。これは先ほどの第三セクターの問題と同じ局面になるのではないかなというふうに思っております。それは、何を言いたいかといいますと、昨日市長の方からいろいろ説明がありましたけれども、その中で市長の施政方針7重要施策と、7項目の重要施策が上げられましたけれども、その中で私1つ抜けとるんやないかなということを感じました。それは何が抜けるかということ、今の情報化社会に対応する市長の姿勢がそこに上げてないということでもあります。情報化社会とは、今のケーブルテレビあるいはまたインターネットのブロード環境づくりでございますけれども、今日本の社会で一番必要とされるのは、私はまさにこれだというふうに認識をいたしております。ところが、7つの重要施策の中に、西予市はこれを上げておられません。これは財政が厳しいから避けておられるのか、それとも市長みずからその必要性を認めておられないから今回の重要施策に上がってないのか、この点を

まず1点、お伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、再質問についてお答えをさせていただきます。

後ほどニーズとウオントのことも、別の議員の方のご質問にお答えしようという考えではありましたが、今ほど出ましたのでニーズとウオントの違い、必要性和欲との違いについて、私は基本的にそういう行政はやはりニーズで動くべきだという考え方を持っておりますので、これもまたご理解をいただきたい、このように思っております。

今ほど言われました情報社会への対応ということで、昨日の私の施政方針の中の7つの重点の中から抜けておると言われまして、非常に私も心配をしながら聞いておったところでありますが、あくまでもあれはまず18年度の予算に対する重点的な施政方針でありまして、情報化社会に対する対応というのは、していかななくてはいけない重要なことであることは認識をしております。

特に、CATVにつきましては、まだ答申を受けていないという段階でございまして、答申を受けた上で今後どのようにしていくかということ、また議員の皆さんや市民の皆さんと一緒に決断をさせていただくと。だから、答申を受けん段階で予算計上はなかなかできづらいというところでありまして、CATVの必要性っていうのは皆さんも認識されておられますし、議員の皆さんも研修、昨日もありましたけれども視察研修で十分勉強されておられるところでありまして、このことについては答申を受けた後に判断をし、必要であれば予算計上というふうに向けていきたいと思っております。今はその段階でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長 5番元親孝志君。

5番元親孝志君 第2点目といたしまして、地域リーダー育成について再質問させていただきたいと思っております。

失礼な言い方をしますと、今の森企画部長の答

弁は少し概論というんですか、客観論的過ぎるんじゃないかなと。もう少しせっぱ詰まったものが私は欲しかったんですけども。

といいますのは、先般私は鳥取県の智頭町という町に行っていました。鳥取県智頭町の中でも一番田舎であります新田地区という世帯数17戸、人口50名という小さな村に視察に行ってきたわけですが、そこで非常に関心をいたしましたのは、わずか17戸の過疎高齢化の見本のような村で毎月1回カルチャー教室を実施されておりました。平成11年からスタートして、この前行ったときに70回目を数えておりました。

そこで一番びっくりしたのは、その講師の方々のリストであります。それを見てさらにびっくりしたんですけども、もう日本で名のある例えば中坊弁護士さんですとか、それから東大名誉教授でありました大森彌、地方自治の最高権威者といわれておりましたが、そういう方ですとか、それから尼崎市の市長、白井文市長ですとか、そういった面々がずらっと並んで、それを毎月1回開催をされておるということに大変驚きを感じたわけですが、今まさにそういうふう全国的に、やはり地域のリーダーの育成をどうするかということは真剣に取り組まれております。西予市においてはそういった傾向が私は若干見えてないんじゃないかなという思いがいたしておりました。これからの町をつくるということは、先ほども言いましたけれども人がつくるわけでありまして、どうしても人の教育をしていかなければこれからの西予市、幾ら目標を掲げても達成できないんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、この核となるリーダーはやはり行政主導で私はつくっていただきたい。そのためにはそれなりの投資が要りますので、それは行政として惜しまれては困るんじゃないかなという思いで質問をさせていただきましたので、森部長に再度お伺いしますが、市として私の今の質問に対して、今後取り組んでいく気持ち、実際に市政、行動に移す気持ちがあるかないか、そのことを再質問させていただきまして終わりたいと思っております。

議長 三好市長。

三好市長 一応、今の元親議員の質問について森部長の方でありましたけど、私の方にちょっと答えさせていただきます。

今、鳥取県の智頭町の新田地区というところですが、すごいところだなあと聞いておりますし、そういうところの研修に行かれたことにも驚きを感じております。私もぜひ一緒に連れていっていただいたらありがたかったなと、このような思いでありますけれども、今言われる中で思い出しておりましたのが、ケネディー大統領が最初に大統領に出て所信をやられた教書の中で、いわゆる国民は自分に何をしてくれるのではなしに自分が国に何をできるのかということが大事だっていうことをケネディーが最初に言うておりますが、今からやはり地域のリーダーを考えたときには、地域のリーダーがみずから自分らがこの西予市に何ができるのかという発想でやられているところが、やはりすばらしくなるのではなからうかと思っております。恐らく新田地区というところはそういうところではなからうかと思ひながら聞かせていただきました。

なるほど行政指導でリーダーを育て上げることも確かに大切でございますけれども、しかしながらそれ以上に大事なことは、地域の中でみずからリーダーが育っていくと、そういう環境づくり、そういうリーダーが地域の中で育つて、そういう役割を果たしていただいたらありがたいなと思っております。行政も地域リーダーに向けてのいろいろな育成については努力をいたしますが、ともにそういう力も発揮していただきたいと、このように思うところでございます。

以上です。

議長 次に、26番山本安男君。

26番山本安男君 平成18年第1回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきましたので、通告により質問させていただきます。

質問の前段に一言申し上げさせていただきますが、以前の一般質問の中でご提案をしておりました西予市内小学校全児童に対して防犯ベルの貸与についてであります。本年度貸与時期の差はありましたけれども、全小学校に配備が完了し、西予市内小学校足並みそろえた防犯ベルの貸与の対策ができ上がりましたと教育部よりの報告をいた

できました。大変喜んでおるものでございます。また、数々の防犯対策の実施においては、西予警察内の防犯協会の協力や教育委員会、ライオンズクラブ、また地域のボランティアの方々の支援があり実施できましたとの報告も聞き及んでおります。その真心からのご支援に対して、大変感謝いたしているものでございます。今後さらに官民力を合わせて、未来を託す幼い児童の身辺に起こっている残忍な被害から守るために、防犯意識の向上に努力することをお誓い申し上げて質問に移らせていただきます。

初めに、公営住宅階段に手すりの設置についてお伺いをいたします。

ご存じのとおり、公営住宅下松葉団地は3棟から成り立っております。建築後、約26年から28年たっているとされておりますが、3棟とも3階建てであります。全く手すりがつけられていない団地となっております。

3階に入居されておりますIさんは10年ほど住居されておりますが、奥さんが身障者で足が悪くなり、3階までの上りおりにご主人の手を借りながらの生活で、手すりのない階段に大変苦慮されておられます。また、団地内の3棟の数の方に聞き取り調査を行ってみますと、将来は必ず手すりをつけてほしいとの声が返ってきました。ちなみに、団地内の身障者の方の世帯は15世帯と聞き及んでおる状態ですので、手すりの必要性が高いと思われれます。一人の人間の生命は地球よりも重いとあります。手すりは転倒防止策の一つでもありますし、安心、安全の公営住宅へ改善すべきだと思います。

以前に市の方にも要望し、担当の調査員も下見に来ているとのことでございますが、手すりの設置について今後どのような計画でしょうか、お伺いをいたします。

次に、古代ロマンの里づくり進捗状況についてお伺いをいたします。

産・官・学いわゆる地域、行政、大学が協働で、三位一体になって発掘調査が進められております。歴史を掘る、文字どおりの古代文化の足跡をたどり、今ここに日の目を見る古代ロマンの里が開かれるときが来たことを思いますと、胸の高鳴りを覚えます。

私は、旧宇和町議会の折に、ある方から私の山に古墳があるが宇和町がもう少し管理をしてほし

いと要望を受け、一般質問に取り上げたことがあります。その中で、宇都宮町長当時は、愛媛大学考古学研究室の下條信行教授に依頼して発掘調査を行っているとの答弁があり、古代遺跡と里山の共生を求めて発掘し保存して、住民が活用できるものに仕上げたいとの答弁でありました。それが、今の古代ロマンの里構想の産声であり、第一声であったわけでございます。以来10年余りの発掘調査を重ねて、宇和の古墳が歴史上重要な位置にあることが見えてきたと大学側では報告されております。

遺跡には、永長上横田遺跡、田苗真土遺跡、山田細狩遺跡、岩木原田遺跡、上松葉谷川遺跡、笠置峠古墳、岩木赤坂古墳等、代表的な7つの遺跡をつづりましたけれども、いずれも南予最古の弥生土器や南予最古の竪穴住居石室、またよろいかぶとを出した赤坂古墳等、1000年から1600年前の文化遺産であるといわれております。宇和盆地になぜこのような形で古墳が存在しているかを調査し保存して、後世につなげる責務があると私は思うのであります。大学教授の方々、学識経験者の方々も大変応援をいただいております。これまでの古代ロマンの里構想、発掘調査や整備上の現状、これまでの経過を関係各位に中間発表としてお尋ねをしたいと思います。

終わりに、考古館の建設についてお尋ねをいたします。

古墳から出たものや地域の出土品の展示室、復元や整理が行われる場所、または立体地図や写真展示等が行える考古館的な建物が必要であると思われる。建設場所の設定はどのようになっておられるのかも関係各位にお尋ねをしたいと思います。

以上2点、よろしく願いいたします。

議長 安藤建設部長。

安藤建設部長 山本議員の1点目、公営住宅階段に手すりの設置についてのご質問にお答えいたします。

公営住宅は、住民の福祉を増進する目的を持って供給される施設であります。このため公営住宅及び共同施設の管理を適正かつ合理的に行い、入居者に対しては、当該施設には必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持管理するよう義務づけられております。

議員ご指摘のとおり、公営住宅下松葉団地は昭和53年から55年に3棟とも3階建てで建設され、階段9カ所は手すりが設置されていない現状であります。入居者につきましては、65歳以上の高齢者が15名、また歩行に支障を来している方が3階に入居されていますので、手すり等の整備が必要であると認識してるところであります。このことにつきましては、平成18年度より入居者の皆様と協議の上、手すりの設置に急を要する場所から整備を図り、入居者の安全確保に努めたいと考えております。

今後、公営住宅に関する管理につきましては、入居者の方々と調整を図り、住み心地のよい安全で安心な住宅管理に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 山本議員の古代ロマンの里づくりについての質問にお答えをしたいと思います。

まず、平成7年の岩木赤坂遺跡の発掘調査以来、旧宇和町における弥生時代並びに古墳時代の主要な遺跡を愛媛大学考古学研究室の協力を得ながら調査をしてまいってきております。特に、古代ロマンの里構想では、古墳時代の笠置峠古墳、小森古墳、岩木赤坂古墳、ナルタキ古墳などを重要な拠点として位置づけられました。このうち笠置峠古墳とナルタキ古墳の発掘調査が今年度までで終了いたしました。この発掘後の整理研究も愛媛大学が中心に進められており、先ほど山本議員が言われましたように、古代の宇和盆地が南予の中心的役割を果たしたことが判明してまいりました。

こうした成果をもとにした本構想は、これまでの議論で基本的な全体計画が固まり、今後は笠置峠古墳の整備、ナルタキ地区の整備など個別の整備についての議論を進めていく必要が出てきました。昨年度、県の補助を受けて笠置峠古墳の竪穴式石室の複製を作成するなど、既に一部については整備に向かって取り組んでいる現状であります。

また、出土品の展示など学習拠点となる考古館の建設予定地については、現在のところ白紙の状

態であり、建設予定地選定委員会のあり方等について行政内部で十分検討をしながら、議会等の助言もいただきながら、このことについては進めてまいりたいというふうに考えております。

議長 26番山本安男君。

26番山本安男君 手すりの設置については前向きなご答弁をいただきまして、まず下松葉団地の皆様方には時期おくれのいいお年玉ができたこと、このように解釈いたしております。今後さらに、安全対策を目指して心配りをしていただきたいと思っております。

2点目の古代ロマンの里の構想の件ですが、もう少し具体的に時間をとって発表をしていただきたかったのでございますが、地域の活用方法についてで1点だけ質問させていただきますと、地元の関与と申しますか、地元住民の手をかりながらの発掘調査でございましたし、今後またいろんな意味で利用していく上において、学校、教育の上から生徒諸君のボランティア的な関与、こうしたものにもぜひ利用しやすいような形で教育部の方で対案ができていますかどうか、この点についてお伺いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 山本議員の地元と申しますか、この古代ロマンの里構想ででき上がった構想についての利用あるいは運営、こういったようなものについては、やはりすべての市民の方が利用できて、しかもそれに参加ができるような方法をとっていききたいというふうに思っております。

ただ、今現在、古代ロマンの里が旧宇和町の石城地区を対象に出発をしておりますので、その石城地区というのは5つの集落を集めた意味での石城地区ということにとらえていただいたらと思うんですけれども、その中にあります石城小学校、ここの児童・生徒、この子らの体験学習あるいは総合的な学習の時間で利用をしていくと、あるいは笠置文化保存会、こういったような地元の文化団体、こういったような方々が展開している地域おこし、村づくり、こういったようなものについても、この古代ロマンの里構想の中に盛り込

んでいけるまちづくりをしていきたいというふうに考えております。

議長 次に、31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 私は、先ほど元親君が今後の西予市、将来にわたっての市が何をすべきかということについて質問をいたしました。私はもう喫緊のことについて質問いたしたいと思いません。

その1つ、平等の定義と意識改革を、2つ目、結婚の意義と子育て支援をとということで質問いたします。

合併して満2年を迎えようとしておりますが、西予市は1つであり平等であるべきとはだれもが願うところであります。しかしながら、いつも市長が申されるように、西予市は実に日本列島を凝縮したように、地形そして大きな気候の違いがあります。当然のことですが、歴史、文化、風土それぞれ旧5町それぞれ異なっております。それらの違いを考えたとき、すべてを一律平等にすることは到底無理なことであると思っております。

しかし、平等、対等、これは最小限の約束事項であり当然であると思っております。しからば平等の定義をどこに置くかであると思っております。私は、平等とは住む地域において住民の満足度ではかるべきであると思っております。例えば、水道料金がある地域では月額2万円であり、またある地域では月額5,000円というところもあります。当然のことですが不平等であり、統一すべきということになります。しかし、前者は公的施設ですべてを公費で賄っておる、後者は金額は安いけれど管理は個人また地域で行うため、干ばつ、豪雨、洪水等小さな天気の変化にも左右され、絶えず取水口に走るなど多大の労力や心労が必要となっております。これらを相殺すれば双方の満足度、裏を返せば不満足度は平等であると思っております。料金の差があるから、また労力がかかるから不平等という考えは改めなければならないと思っております。

ほかにも不平等と思われることがありますが、中にはそれが平等であったり、また反対に平等と思われることが実際は不平等であることも認識しなければなりません。かといって、その状態をいつまでも放置することは許されません。行政として、それぞれの地域が文化的で心身とも

に平等で生活ができるように、何事にも優先して自省を図るべきだと思います。平和で安全、安心の西予づくりをするために、一層頑張らなければならないと思います。

加えて申しますが、実は私、先般、大先輩との意見交換をする機を得ました。先輩は旧5町それぞれに特性を持っている。それを違いを違いと認め、その特性を生かせる産業の育成を図るべきである。農林産業においても地域ならではの新製品を発掘すること。1次産業、また1・5次産業、または流通に至るまで一括して行う。地域、農業、行政が一丸となって行うべきである。すなわちブランド化などゾーンづくりが大切であると力説されました。まさに、私もそのとおりであると思います。

2点目、結婚の意義と子育て支援を。

結婚問題と少子化問題は表裏一体であることは、ご案内のとおりであります。西予市においても結婚推進委員を立ち上げ、カップルづくりに精力的に取り組んでおられることは高く評価されます。しかし、その成果がなかなか上がらないのが現実であります。1つには、市内に若者の働く場所のないこと、また学校を過ぎれば都会に若者が流れていくこと、これは危惧すると思います。私が思うには、結婚を単なる男女の結びつきと勘違いをしているものがあるのではないかと疑念を持つものであります。

結婚の意義について内閣府が行った世論調査では、男女ともに上位3位までは次のような結果がありました。1位は、精神的に安らぎを得ることができる。2位、子供を産み育てることは生きがいを感じる。3、お互いにすべてを高め合える仲間であるので人間として成長できるとありました。まさにそのとおりであります。私はその上に、結婚は人間社会を維持発展させるための基礎であり、社会構成の基盤をなすものであると考えてるのであります。

したがって、結婚はこの世に生を受けたものの義務であるといっても過言ではないと思います。現実の社会の構造を見ましても、医療・福祉、特に老後の介護、年金等を考えたとき、昔のように幼児、幼年、少年、成年、壮年、そうして老年と人口のバランスのとれた社会に戻らなければ、安定した社会はできないと思います。高齢者が安心して暮らせるのも若者のおかげであるという、そ

の気持ちも持たねばならないと思います。しかし、このことは順送りであります。そういうことを肝に銘じなければならないと思います。若者が結婚もせず子供の養育を怠ったならば、社会制度はたちまち崩壊することは火を見るよりも明らかであります。今市民全体が危機意識を持って取り組む必要があると思います。

そこで、提案ですが、苦しい中でも結婚をして子供を育てる、家庭を支えるために、市民全体で広く薄く子育て支援を行うために、子育て支援税なるものをお願いし、全市民で子育てをサポートする体制をつくれれば、未婚の方も結婚への考えが変わるのではないかと思います。何よりも市民全体が子供は我々の子供である、宝であるという意識が高まれば、現在危機を抱きながら登園、登校の幼児や児童・生徒の安全性が高まるものと確信をするのでございます。市民の皆様のご理解とご協力、そして市長、理事者のお答えをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、浅野豊重議員の平等の定義と意識改革について、ご質問についてお答えさせていただきます。

今ほどの浅野議員のご質問は、権利の平等を問われとるのではなしに、恐らく行政条件の平等を問われておるといふご質問だと思いますので、その観点からお答えさせていただきたいと思いません。

議員が言われる平等とは住む場所における満足度であると、実にこれは名言であると思っておりますし、私も賛同するところでございます。私はこのことをグローバルに考えてローカルに実践しようと言わせていただいております。西予市は海あり山あり里あり、あるいは川がその間にぬってありまして、実に自然に富んで起伏のある地形でございます。したがって、そこでの生活実態も、それから生まれた風習や習慣やあるいは伝統芸能も異なっておるといふのが実態でございます。合併した1つの西予市が、それを一定の枠にはめるような行政施策を当然すべきではないと思いません。大切なことは、違いを認め合うということだと思います。例えば、道路の整備一つとって

も、リアス式海岸や平野部、あるいは山岳地帯での1平方当たりの投資額は異なっております。一定のそれで予算額を投資することは不平等であると思っております。

しかし、水道料のような生活環境整備においては、市内の例えば上水道の料金を考えてみますと、高いところと安いところで2.5倍の差がありますけれども、これはどうかと思っております。やはりこれは行政課題として取り組んでいく必要があるのではなからうかと、このように思います。

先ほども元親議員のご質問の中に再質問で答えさせていただきましたが、ニーズとウオントツであります。すなわち必要なものと欲によるものとの違いを行政はしっかり把握する必要があると思っております。旧5町の住民の方が隣の町にあるから自分の町にもあるべきであるという1つのウオントツから、西予市には4つの温泉ができてしまいました。このことが赤字体質の連鎖が生まれておるといってございまして、このようなウオントツの平等要求は今後避けるべきであると、私はこのように思っております。私はまとまりのある西予市を創造するために、全体を見ること、違いを認め合うことを根本として、グローバルに考えてローカルに実践すると、ともに作る西予市を考えていきたいと思っております。

以上です。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 それでは、2点目の結婚の意義と子育て支援をについてお答えをいたします。

西予市はもちろんでありますが、日本国内におきましても、少子化問題は国政の大きな課題として取り上げられております。政府は少子化対策の担当大臣を設置して、その対策を強化しているところでありますが、この西予市におきましても出生人口が年々減少しているのが現状であります。ここ10年間の動向を見ましても、平成7年の西予市全体の出生者数は369名でありましたが、平成17年には281名と、88名、24%の減少であります。少子化問題は将来の社会の維持、発展を考えると非常に重要な問題であり、その対策を強めていかなければならないことは論を待

つまでもありません。少子化の原因につきましては、いろいろなことが考えられるわけですが、まず高学歴化による晩婚化、男女の未婚者の増加が大きな理由であろうと思われま

す。浅野議員のご指摘にもありましたように、男女の結婚とはお互いの愛をさせることは言うまでもありませんが、家庭をつくり社会を構築していくという大きな役割を担っていくのも事実であります。西予市におきましては、子育てを支援していくために、平成16年度に西予市次世代育成支援行動計画を策定し、子育て支援ネットワークを構築して西予市内での子育て支援を推進しておりますが、さらに関係機関との連携強化を図り、子育てに適した環境づくりに努めていかなければならないのはもちろんのことです。

その一つの方法として、子育て支援税を創設して市民の意識の向上と子育て支援に充てるようご提案していただきましたが、確かに市民全体の意識、啓発と財源確保のための目的税の創設は大きな意味合いを持ち、大きな力を発揮するものと思われま

す。愛媛県が県内の森林資源を守り育てていくために環境税を課して、県民ぐるみで取り組みを進めていることはご承知のとおりであります。しかしながら、この税の創設は市民に大きな負担を強いることも事実であります。また、子育て支援は1つの自治体だけの問題ではなく、年金問題を初めとして日本国内全体での大きな問題であります。西予市としても独自のアイデアと施策を子育て支援の問題に取り組んでいく必要があるということは認識いたしております。

西予市では、本年4月からごみの分別を細分化して資源化を図り、ごみの減量化に努めて1億円の削減を目指していますが、例えばそれによって生み出される財源を子育て支援に回していくことも一つの方法であります。市民一人一人の皆さんのごみの減量化へ努力していくことが西予市の子育てにつながっていく、そのようなシステムづくりも検討してまいりたいと思っております。

また、具体的な子育て支援のニーズの把握にも努めてまいらなければなりません。そこで、子育てに関する具体的な問題、課題、意見等を受け付けることのできる子育て支援相談窓口をつくってまいります。浅野議員ご指摘のとおり、子育て支援は西予市の未来にとって大変大きく重要な課題であります。関係機関との連携のもと積極的に推

進してまいりたいと、このように考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長 31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 前向きなお答えをいただきましてありがとうございます。が、ともすればこれは市民に対する意識改革のみにとらえられるような感じもいたしますが、行政としてこれらの改革が可能になる誘導的そして機運を高めることが、これは何より必要であるというように考えますので、もう一度市長のかたい決意をお願いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、浅野議員の再質問でございますけれども、かたい決意ということでございますが、これは私どもが行政をやる以上、住民の方のいろいろな思いを行政の中に反映するというのが根本でございますので、そういうご質問を受けたことについてお答えしたことについては、行政の中でしっかりとらえてやっていくということにさせていただきます。

以上でございます。

議長 暫時休憩をいたします。10時30分に再開をいたします。(休憩 午前10時15分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(再開 午前10時30分)

16番岡山清秋君。

16番岡山清秋君 きょうは兵頭議長の奥さんも見えておられるようでございますので、気合いを入れてやりたいと思います。

私は体育系の人間とっております。現在も体育関係またソフトボール協会等のお世話もさせていただいている関係で、そちらの方の質問といたしますが、ご提案を1件だけ述べさせていただいたと思います。

お手元に配付しておりますように、国体の誘致と指導者並び選手の育成についてということになります。

ご承知のとおり、愛媛県では2017年に愛媛国体として開催県として決定したところであります。60年に1度の国体会場となることは、我々県民にとってもこの上ない喜びであると思いません。愛媛国体を成功させるには県民が一丸となり、この大会の取り組みに準備万端整えていくことが重要であると考えます。

今期の冬季オリンピックでは、多くの国々から多くの選手と多種目の競技が展開されたところでありますが、我が国の参加チームもおおのメダル取得の希望を抱いて日ごろの練習成果をいかなく発揮されたと思いますが、なかなかメダルに届くにはいま一步であり残念と思っておりましたが、フィギュアスケートの荒川選手の見事な演技で待望の金メダルを見ることができ、世界中の誰もが感動をし、人々に希望と勇気を与えてくれました。

愛媛県では、先日オープン試合を白星でスタートした愛媛FCの勝ち上がりもあり、2005年には四国アイランドリーグの設立によりリーグ戦が展開されており、今後においてサッカーに野球にと期待をされているところであります。愛媛県体育協会でも2017年の国体に向け、スポーツを通じて青少年の育成とジュニア層の競技力の強化を目指して、県体育協会長の亀会長を中心に、スポーツを愛する県民として、現在「ひめっこ募金」をスタートしているところであります。

国体の選手として出場するためには、並大抵の努力では切符を得ることは難しいことであると思われれます。県下において運動施設の完備された市町村も多くあると思われれますが、西予市の中でも過去において国体に参加された方も数多くあり喜ばしいことでありますが、我が西予市からソフトボールや相撲、柔道、剣道等の種目の誘致並びにチームの育成とそして指導者、選手の育成をしたいものと考えます。スポーツをすることで心身ともに豊かで健全な育成ができるものと思われれます。

現在、西予市内にはソフトボールの公認審判員の3種の取得者が100人、2種が20人、1種が15人おります。ちなみに、3種の審判員は県内の大会の審判ができ、2種審判員は四国大会までのゲーム審判ができます。1種審判員は全国大会の審判ができることになっております。愛媛国体までにはかなりの1種審判員が、この西予市の

中にも育つことと思われま。種目の誘致が成功すれば、彼らの意欲もわいてくるのではないでしょう。

三好市長が描かれているスポーツ立市のまちづくりに絶好の題材であると私は考えます。現在全国的に、少子化を過ぎ超少子化時代を迎えたところではありますが、スポーツ熱を上げることは進行している過疎化に歯どめをかけ、超少子化の解消にもつながるものと信じております。若者に夢を与えてやるということも私どもの仕事ではないでしょうか。

16年に合併した西予市には、現在野村球場と宇和球場の2つの球場があります。昨年できた野村町の乙亥会館もあります。少し手を加えればどこにも引けをとらない施設だと思えます。全国的に経済状況の悪い中、県も西予市も財政状況は極めて厳しいものがあり、現在も私の後方から清水財政課長がにらみつけている、そう思っておりますが、少しずつ景気も上向きであり10年後のことでもあります。市内各地の多目的グラウンドの整備をしつつ各団体とも協議をされ、ぜひ種目の誘致、いち早く手を上げていただき、また指導者と選手の育成の強化が必要であると私は考えますが、少年少女に希望の持てる市長のお考え、また担当所管のお考えをお伺いし、私の質問を終わります。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、岡山議員の質問についてお答えをさせていただきます。

岡山議員自身が非常にスポーツを愛されスポーツ万能であるということもありますし、スポーツの体協の指導者という立場もあらわれて、この国体の誘致には並々ならぬ思いがあつてのご質問だと、このように思っております。

国体誘致種目につきましては、愛媛県が手づくり国体を提唱されておりますように、西予市としても現状のスポーツ施設の有効利用等、選手、役員等の派遣人員に対する宿泊施設等も考慮して、誘致種目の選定をしたいと考えております。

質問にありますソフトボールにつきましては、誘致の施設基準は規定の競技場が8面 2会場以上での可能もありますが 必要で、選手、役員の宿泊人員は864名の確保が必要となります。

相撲の場合は、規定の競技場1会場で、選手、役員の宿泊人数は611名となっております。

西予市の現有施設では、乙亥会館の相撲施設が国体種目の選定基準を満たしておりますので、相撲競技とソフトボール競技を誘致したいと、このように考えております。その他の種目につきましては、近隣市町村の動向を配慮しながら協力体制を整えていきたいと思っております。

平成18年度には、スポーツ立市ビジョンを策定いたしますので、この中で議論をし、競技性、レジャー及び健康づくりの各方面を網羅した新しいスポーツの振興策を構築します。2017年の愛媛国体に向け、若者に夢を持たせる競技スポーツの推進と、楽しみながら健康づくりを目的にしたスポーツの取り組みを今後とも考えていきたいと思っております。

再度であります。ぜひとも相撲はとれると思っておりますが、ソフトボールについても近隣市町と一緒に連携をしてやって、ぜひ国体の誘致に向けてやっていきたいと、このように思っております。

以上です。

議長 16番岡山清秋君。

16番岡山清秋君 ただいまの答弁、前向きな答弁だったと思えます。子供たちも多分、今後喜んだ結果になるのではなかろうかと思えます。

これは10年、11年後のことです。当然今の小学生の低学年の児童たちがほとんどの対象になるのではなかろうかと思えます。今後においては、そういった意味においても各市内の学校関係、指導者関係、連絡を密にさせていただいて、これから優秀な選手の人材をつくり上げていただきたいと思えます。

そして、今答弁の中には相撲とソフトボールと言われましたけれども、相撲は確かに立派な施設がありますが、ソフトボールについては先ほど私はあえて野村球場と宇和球場と申しましたけれども、国体の開催のみならばそれで十分対応はできると思うんですが、国体をやるとなればそれまでのあらゆる施設の当然整備も今からしなければならぬと思えます。どうせするのならば、先ほど言いましたように、多目的グラウンド等の市内のグラウンドを整備されて国体に間に合わずよう

すれば、国体のみならずその前後においても、国体、全国レベルの大会等が誘致できるはずです。国体は11年後ですけれども、それまでに整備ができればレベルの高いいろんな種目が誘致できると思います。

そういう意味においても、国体のみならず前後においても、そういったことが可能であるということもこれからの施設の整備づくり等に頭を置いていただいて、全国レベルの大会をすとなれば先ほど市長も申したように、かなりの人がこの西予市にやってくるわけです。当然宿泊もしなければなりません。地域の活性化にもつながるだろうと思います。そういった意味におきまして、ぜひともそのような夢を現実のものにさせていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長 答弁は要りますか。

(16番岡山清秋君「要りません」と呼ぶ)
要望といたします。

次に、14番浅野忠昭君。

14番浅野忠昭君 通告により、3点につきまして一般質問を行います。

まず、医療と健康づくりについてお尋ねをいたします。

平成17年度西予市国民健康保険特別会計当初予算を見ますと、52億3,200万円となっています。また、西予市老人保健特別会計予算は69億2,011万円となっております。合計いたしますと121億5,211万3,000円となり、毎月10億円が医療費として支払いをされている勘定となります。もちろん我々の医療と健康を守るためでもありますので、仕方のないこととはいえ、今後我々団塊の世代が定年を迎え高齢化はますます進行することが予想される今、医療費も増大してまいります。国民健康保険の基金も底をついているようでありますので、国民健康保険税の値上げも考えられるのではないかと思います。今後の見通しについてお伺いをいたします。

また、病人になるのを手をこまねいて待っているのではなく、予防面についてもいろいろ施策はされていることであろうと思いますが、具体的にお教えいただきたいと思います。

私は医療費のPRをすべきであり、意識改革が必要ではないかと思えます。それは自分の健康は自分で守るということであり、元気な中高年をつくることではないでしょうか。そのためには国保の担当の市民生活課、予防面や栄養指導を行っている健康づくり推進課、高齢者学級などの担当の生涯学習課、具体的に体を動かし楽しんでする軽スポーツの習得などの文化体育振興課などの横の連携が必要ではないかと思われます。このことはどの分野についても言えることで、旧態依然の縦割り社会から脱皮をしていただきたいと思います。そのような連携は取っているのか、市の指導方針についても伺いをいたします。

特に、市長は西予市をスポーツ立市と位置づけられていますが、青少年の競技スポーツだけでなく、健康や医療費の削減につながるスポーツ立市であってもほしいと思います。この推進に当たっては、大まかな指導でなく各地域での末端浸透は大切であり、西予市には67名の体育指導委員さんが配置されていると聞いておりますが、体育指導委員の内容等をお伺いをいたします。

また、各種の委員の削減には私は賛成ではございませんが、体育指導委員については、予算面や人員の確保については厳しい財政事情ではありますが、市民の健康をつくり守っていくという大切な役割があると思われしますので、柔軟な姿勢で臨んでいただきたいと思います。市当局のお考えをお伺いいたします。

第2点は、事務の改善であります。

合併のすり合わせと見直しは種々されているところでございますが、事務の改善や見直しについてはどのように改善されているのかお尋ねをいたします。

先日、私はある課長さんのところに行きました。決裁中でありましたので、しばらく待たせていただくことにしました。決裁中の文書挟みが山のようになっておりましたが、手際よく印鑑を押していました。終わったなと思い近寄ろうとすると、今押した書類を印鑑をかえて、また押していくではありませんか。あれっと思い、終わるのを待って何で2回も押すのと尋ねますと、課長専決というのがあり、金額も100万円まではすべてこのようにしなくてはならないということでした。仕事とってしまえばそれまでですが、今の時代にもっと便利にできないことはないと思われ

ます。パソコンの機能からしても、金額で専決人を打ち出しできれば、2度押しは不必要だと思われます。

私は仕事の手抜きを奨励する気はありません。新規採用者は退職者の2分の1ということであり、人が減るということは、毎年職員の仕事の量はふえてくるということです。職員にはむだな仕事はささず、合理的でスムーズな事務処理となりますよう、事務の改善等に配慮を望むものであります。その余った時間を新しい西予市のために努力していくのが、本来の事務改善ではないでしょうか。基本的な考え方をお伺いいたします。

第3点は、西予市の人づくり政策と地域の振興計画についてお尋ねをいたします。

平成18年度予算も、三位一体改革の影響により、非常に苦勞されたと聞いております。各種事業の大幅削減や見直し事業もあったと思われます。しかしながら、人づくり、人材育成についてはよどみ停滞なく推進すべきものだと考えます。私は、まちづくりの基本は人づくりであろうと思っておりますが、人材育成の方策をお伺いいたします。

私の友人に内子町の方がおります。内子はそれぞれの地区住民と行政との協働で地域の振興計画が作成されていると聞きました。これは旧町単位でなく、小学校、公民館単位の計画であります。各地区で、自治会単位で職員も張りつけて計画書を作成したと聞きました。西予市の総合計画も、それぞれ個々の自治会の上に立った総合計画であるのが本来の姿ではないかと思われま。

西予市は514平方キロという、県下の市の中では最大の面積を持っております。海拔もゼロメートルから1,400メートルと温度差、気候、言葉も皆違います。それぞれ個々の町の顔や、同じ町でも地区や自治区の顔を大事にし、西予の融和、融合を図る必要があると思えます。そのためには、自分たちの地域の未来を見詰め、総合していかなければなりません。西予の人材育成とあわせて地域の計画づくりを考えていかなければならないと思えます。お考えをお伺いいたしまして、以上で一般質問を終わります。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 それでは、1点目の医療と

健康づくりの前段部分についてお答えをいたします。

国民健康保険制度につきましては、被保険者の高齢化や低所得者層の増加などの構造的な問題を抱える中、近年の不況に伴う所得の減少により、極めて厳しい状況にあります。平成17年度の決算見込みでは、現段階で財政調整基金は約5,600万円取り崩すようにしておりますが、国の特別調整交付金の交付決定額によっては基金を取り崩さなくても決算できるのでないかと考えております。平成18年度の予算案につきましては税率を据え置きにしておりますが、不足する財源として財政調整基金を約2億8,000万円取り崩して計上をいたしております。それにより、基金残高は平成18年度末で約5,500万円となりますが、18年度の老人保健医療費の抛出額については、算定計数の減少により当初予算計上額よりも減額されると思われましますので、基金残高は幾分ふえてくるのでないかと推測いたしております。

また、老人医療につきましても、急速に進展する高齢化とともに生活習慣病の増加、医療技術の高度化等により、1人当たりの医療費はふえ続けることが予想されております。今後の医療費の伸びによっては近い将来保険税率の引き上げもやむを得ない状況でないかと心配をいたしているところであります。

国保財政の認識を深めていただくためにも、広報せいよでの掲載を初め、医療費通知、重複受診、多受診者の訪問指導等による医療費の現状周知と受診コードの見直し等を図っておりますが、老人医療費の場合は加齢による病気の発生で、高齢化が続く限り、その抑制には限度があるのではないかと考えております。

医療費を抑制する手段として、国保会計では保険事業費を計上して、健康づくり推進課と歩調を合わせて、昨年には「西予市健康づくり計画2014、元氣だ西予」を策定し、健康づくりスローガンを発表いたしました。この計画の基本方針に基づき、医師会、保健師、栄養士、保健推進委員が中心となって健診事業、生活習慣病予防の健康教育、栄養教育を行い、すべての市民が元氣で安心して生活できる活力ある社会の実現を目指し、1次予防、2次予防に取り組んでおるところであります。

近年の死亡の最大原因はがん、心臓病、脳卒中

であり、いずれも生活習慣が大きく関与いたしております。生活習慣を改善し、疾病予防を図るために、今月の12日に第2回目の西予市健康づくりセミナーを宇和文化会館で開催いたしますので、市民の皆さんや議員各位におかれましてもぜひご参加をいただきたいと存じます。

また、昨年オープンいたしましたクアテルメ宝泉坊における温泉を利用した水中運動教室も大変好評であります。健康づくりにも大変有効な運動でありますので、皆さんのご利用を期待いたしております。

さらに、介護予防面におきましては、本年4月より新しく地域支援事業が創設され、この中で65歳以上のすべての高齢者を対象に健康診査、要介護、要支援になるおそれのある高齢者を対象とした運動機能の向上、栄養改善、閉じこもり予防を含めた介護予防事業なども実施いたしますので、市民の皆さんが積極的に自分の健康は自分で守る意識を身につけていただきたいと、このように考えております。

なお、今後の取り組みにつきましては、ご指摘いただきましたように、健康づくりについての連携は必要かつ重要なことであると認識いたしておりますので、市長部局はもちろんのこと教育部局との連携も深め、市民生活課、健康づくり推進課、生涯学習課、文化体育振興課の4つの課が連携を取りながら各事業を推進し、市民の意識改革を含め、平均寿命だけでなく健康寿命の延伸を図り、医療費の抑制や元気な中高年の増員に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 浅野議員のスポーツ立市の位置づけ、体育指導委員の職務内容、社会教育分野における人づくりについてお答えをいたします。

スポーツ立市に向けての基本構想については、18年度中に策定するため、現在準備を進めております。この策定に当たりましては、関係部課による連携を図り、競技スポーツの振興策、レジャー等健康づくりの両面から検討を加え、最終的な目的としてはスポーツ、運動、こういったようなものを通して健康で明るい市民生活、社会生活を営むことができるように、こういったような目標

に向かって基本構想を進めていきたいというふうに考えております。

それから、体育指導委員の職務内容の関係なんですけれども、現在67名の体育指導委員につきまして、専門的な知識や技術を持って各領域ごとに指導をいただいております。この体育指導委員の設置の基本になるのが、スポーツ振興法という法律に基づいて西予市の体育指導委員の規則を設けておりますが、その中でも特にスポーツに関する技術指導、これが主になっておりますので、そういう分野で指導をいただいております。なお、近隣市町村を参考にしながら、2年間の任期の中で削減を含めまして、この委員の人数については検討していきたいというふうに考えております。

それから、3番目の社会教育分野での人づくりについてお答えをしたいというふうに思います。

議員ご指摘のとおり、まちづくりの基本は人づくりというのは、いつの時代も変わらないテーマであろうと思っております。

これまでの社会教育分野においては、関係団体やグループ活動による組織的な教育活動により互いに信頼関係を築き、自己を確立するための機会を拡充してまいりました。このことが既に人づくりであると考えますが、人生80年代となった現代、生涯学習社会を構築することが人づくりの大きな基盤になると考えております。そのことは、だれでもいつでもどこでも主体的に学ぶことのできる社会であります。すなわち学習したことが適切に評価され、学んだ知識や技術を地域社会で生かせる仕組みをつくるのが一番大切なことであるというふうに考えております。このことによって住民一人一人の学習意欲が高まり、自発的にそれぞれの地域の課題解決や、それぞれの地域のまちづくりの関心につながっていくというふうに考えております。このようなことで、教育部としては人づくり、地域づくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 浅野忠昭議員の事務の改善についてと地域の計画づくりについてのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

事務決裁規程は合併前に検討したもので、合併

後2年が経過し、見直しの時期に来ております。議員ご指摘の事例におきましては、行政改革大綱及び建設計画に取り上げております文書管理システムを導入した場合、パソコンのボタン一つで決裁が承認され、自動的に次の承認者へネットワーク上で流れていく仕組みとなっており、押印の必要がないなど事務の簡素化が見込まれるものであります。

本年度は担当課での検討会を発足させ、合併補助金での導入を前提とし、調査研究を行いました。最終的に電算基盤の導入に4,000万円以上の経費がかかるということで、現時点では断念した経緯がございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、これからは毎年職員数の減員が見込まれ、現行の事務の流れを維持することは難しい状況にあり、事務の改善が必要になると考えておりますので、事務決裁規程を含め可能な事務から本庁一本化へ移行するなどの事務の改善を図っていきたく考えています。

続きまして、地域の計画づくりについてお答えをいたしたいと思っております。

本定例議会に提案いたしております総合計画は、地方自治体の行財政運営の基本となる最上位計画であり、旧5町の合併によって新たに誕生した西予市にとっては第1次の計画となります。地方自治法第2条第4項の規定では、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と定められております。地方分権がいよいよ実行段階を向かえ、また三位一体の改革が進む中、将来の進むべき道を探りながら、個性的で自立した協働のまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

総合計画は、地域ごとに積み上げた計画というより、行政の総合的な経営指針として市民みんなのまちづくりの共通目標としての最上位計画となるものであります。したがって、計画策定に当たりましては、市政懇談会や地域審議会、まちづくり懇談会、アンケート等により市民から意見、提言をいただき、それらを基礎資料として職員プロジェクトや総合計画策定委員会、市民の代表で構成する総合計画審議会等で論議し、市の特性や市民ニーズ、時代潮流、発展的課題等を分析し、分野ごとに計画目標を定めたところであります。

す。

今まさに先行き不透明な時代を迎えております。変化の激しい社会であればあるほど自立が求められ、みずからのよって立つ基盤をしっかりと確立していくことが必要であるため、今後におきましては、この総合計画の基本理念に基づいてまちづくりを進めてまいります。どうか住民の皆さんには公民館、自治会、団体等で大いに地域振興の議論を願い、英知を結集して、その実践により活力ある地域づくりにご奮闘いただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 14番浅野忠昭君。

14番浅野忠昭君 事務の改善でありますけれども、財源の本当に厳しい時代でありますけれども、4,000万円といったら大金ではありますが、やっぱり事務効率を考えまして今後のことを見てみますと、これはもう早急に対応していただきたいと思っております。

そして、医療と健康づくりについてなんですけど、1点だけ伺いたします。

長野県に松川町というところがあるんですが、そこは地域と住民が一体となって健康問題、ほして病気予防に取り組んで大変効果を上げていて聞いておりますけれども、西予市としても、今医療費、保険が121億円使われているわけがございますから、健康づくり、体力づくりの効果がもし3%ぐらいでもアップしますと、3億6,000万円の税金がほかの財源に利用することができます。よって、この4つの課の連携をもちまして健康づくり、ほんで体力づくりにもっとふさわしい対策をしていただきたいと思っております。その辺の所見をお伺いたします。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 今ほどありました長野県の松川町につきましては、二十数年前から町民挙げての健康づくりに取り組んでおることは承知いたしております。この松川町の支援しております短大の教授を、合併前から旧宇和町、野村町はその先生を招聘いたしまして、それぞれ保健師等が研修をして、少しでもそういうよい面を取り入れて

いこうというような努力をいたしております。

今ほどありましたように、医療費につきましては、ちょうど今日の愛媛新聞の方に老人医療費の平成16年度の結果が出ておりましたけれども、愛媛県が1人当たり78万667円ということでありましたけれども、西予市の16年度の老人1人当たりの費用につきましては70万676円ということで、愛媛県下では下から4番目に低い医療費となっております。言われましたように、この4つの課が連携して、それぞれの住民の健康づくりに努めていくということは、当然先にも言いましたように健康寿命を延ばしていくためにもかなり重要なことですので、答弁いたしましたように連携して取り組んでまいりたいと、このように考えております。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 事務の改善についてですが、ただいま答弁させていただきましたように、当初は合併補助金を想定して検討いたしておりましたが、この合併補助金、ご存じのとおりでございますが、3年間で5億1,000万円というようなことで国の方から交付の予定でしたけれど、合併して2年間は経過しておりますので、2年間につきましては予定どおり交付を受けることができたのですけれど、残りにつきましては10年間、あと2年過ぎましたので8年間での交付となりました。合併補助金を予定しておりました事業につきまして若干検討を加えないといけないような状況になりました。浅野議員言われますように、こういう事務の改善といえますのは第一番に考えなければならぬことですので、今後財政担当ないしは事務担当課とも協議をしながら検討して、なるべく早い時期に実施をしていきたいと思っております。

以上です。

議長 次に、22番鍵原芳和君。

22番鍵原芳和君 議長から発言の許可をいただきましたので、私は次の3点について理事者の所見をお伺いをいたします。

まず第1点は、指定管理者制度導入についてであります。

法の一部改正による指定管理者制度により、地方自治体は本年9月までに公の施設管理について直営にするのか、あるいは新制度を導入するかの判断を迫られておるところでありまして、当市におきましても、昨年来関係条例の一部改正を初め、市内の7施設については経営診断等を実施され、制度導入に向けて取り組まれているところではありますが、今定例会においてそのほとんどが指定管理者の指定について提案をされているところでもあります。

現在、第三セクターが管理運営する多くの施設は、住民福祉の向上やあるいはまちづくりの拠点、地域活性化対策として公共的意義が大きく、本来赤字資質の見込まれる施設や事業が主であります。官から民へという、この制度の趣旨を考えれば当然直営は極力減らし、新制度を導入することが望ましいことでもあります。指定管理者として運営する施設は公のものであり、公共性を維持しながら経済性や効率を追求しなければなりません。効率を追求するのみでなく、住民サービスを向上させることが必要であり、運営によって得た果実をいかに地域に還元していただくかです。行政としては、地域経済の活性化につなげる仕組みをどう構築するかであると思います。この制度が職員の天下り先であったり、あるいは旧町の時代につくってきた第三セクターを継承していくためだけのものではならないと思っております。

今回の指定管理者制度導入に際しては、市は原則として非公募とされております。その理由は、設立の時期が新しいことや施設や事業が連携することにより、西予市全体の産業振興や交流人口の拡大、さらには地元雇用の創出等に一層の効果が期待されるとされております。当面は経営体質の強化が課題であり、一定期間は現在受託している第三セクターを優先して管理者として指定し、今後において順次公募に切りかえていくことが私も適切であると考えております。

そこで、お伺いしたいのは、中・長期的に見た場合、職員が逆に失職するおそれはないかという不安であります。このことは、ある施設の職員が今考えられておりまして、体感をされていることでもあります。それは管理委託等から指定管理者に切りかえる場合、従来の管理委託先である事業法人などの職員の雇用問題、さらには指定管理者が

更新時に再度選定をされなかった場合の職員の雇用問題等々があります。どちらの場合でも、その事業者が広く事業を展開をされていれば、その事業に吸収することで雇用問題は解決できますが、その事業だけを経営していた場合には職員が失職することにもなりかねないのではないかと、そういった不安感であります。

今回提案されとります指定については、今申し上げた事例はありませんし、将来もあり得ないことかもしれません。制度の導入や協定を急ぐのみでなく、指定管理者となる施設、事業体の職員に対しても本制度の内容について理解を求め、将来ともに安全、安心して職務に専念できるような指導を事業主に要請することも行政としては必要であると考えます。また、関係所管課においても、管理運営は指定管理者だということで安易な対応でなく、常に連携を取りながら、運営状況を把握しながら行政としての必要な指導、助言が大切なことであると思えます。

現状を見てもみますと、そのほとんどは行政が筆頭株主の第三セクターが多いわけでありまして、産業振興やブランド化への施策に反映していくべきだと考えます。本制度を普及することによって正規雇用から臨時雇用を促すようでは困るわけでありまして、指定管理者の契約期間満了とともに失業者が出ないよう、言われておりますように産業振興や交流人口の拡大、地元雇用の創出等に効果の上がるような、地域経済が活性化できる対応を望むものであります。

2点目に、自治体にとってはこの制度への導入によってさらなる経費の節減が求められていることは言うまでもありませんが、現行の第三セクター等に対する委託料について指定管理者制度を導入した場合、今後どのような対処をされるのか。私は、第三セクターの債権債務における行政の責任は出資範囲内いわゆる出資比率内及び協定に基づく負担を負うべきものと考えますが、今後における支援あるいは委託料についてどう対処をされるのか、理事者の所見をお伺いをいたします。

次に2点目ですが、集落の再編をどうお考えになるかについてお伺いをいたします。

今日、市町村合併などの動向の中で、地方分権のかけ声とは裏腹に、小規模な地域単位がますます自立性や主体性が失われつつあります。市の周辺部では今日なお人口減少、少子・高齢化は顕著

であり、このことは土地条件等の不利による農林業の低迷による生活の経済的基盤の弱体化、これを担う農林漁業従事者や後継者不足により農地、山林、住宅などの管理をするものがなくなりつつある、あるいはいなくなりつつある集落がふえているのが現状であります。参考までに平成17年度の国勢調査結果では、西予市の人口は4万4,949人です。5年前の国勢調査に比べますと、2,268人の減となっております。中で、宇和町だけが微増しております、0.3%程度ふえておるようですが、他の4町については6%から10%減少、人口の減少は顕著であります。

集落として伝統的行事や伝承文化、そして近隣とのつき合いなど、昔からなれ親しんできた当たり前の風景も大きく変わってまいりました。農林漁業離れが加速するにつれて集落としての自治機能そのものが弱体化した集落があちこちに見られるようになっておりまして、さらに農地の集積や担い手の育成、あるいは協業化や作業の受委託などの農業振興方策により、そこしかない、存在しない小規模集落では営農自体が難しい状況にあります。

これは実例ありますが、県境のある地域では、旧町時代に3つの集落が、住民の自主的な協議により自主合併をいたしました。その後、今24年たっておりわけでありまして、現在半減の7戸となっております、それも谷々に広域に散在をしております、自治区としての機能が果たしにくい状況となっている集落もあります。

市長の行政推進の基本スタンスは、夢のある町、隅々まで行き渡る行政、行政の情報を住民とともに共有することであり、それぞれの人が喜び、それぞれの地域が輝き、市民が納得する市政の推進であります。

さらに、西予市新市まちづくり基本方針では、地域の自治組織の強化と活性化が課題とされておりまして、合併を契機に、将来のまちづくりに向けて自治体形成の主役である住民の自治組織を地域の自立にとって望ましい基本単位やネットワークに再編、強化し、その活動を通じて自治と自立の意識改革やコミュニティーの活性化を図ることが重要課題と位置づけられております。

私が提起しておりますことは、周辺のごく一部の地域の問題かもしれませんが、この問題は単な

る統廃合では解決ができないと考えております。今後、高齢者の集合住宅や防災、防犯対策、救急救命等々含め、今後の集落再編をどのようにお考えになられておられるのか、一朝一夕には解決しがたい現実ではありますが、集落の再編について行政主導での取り組みが必要と考えます。理事者の所見をお伺いをいたします。

第3点目ではありますが、文書館の整備についてお伺いをいたします。

西予市城川文書館は、平成11年4月に金融機関の移転、新築に伴いまして寄贈を受けたものでありまして、使用されなくなった建物を再利用する形で開館されたもので、当時町立といたしましては、沖縄県の北谷町の公文書館に次ぐ全国で2番目の文書館として開館をしたものであります。その後、必要最小限の改修を経て今日に至っておりますが、建物も老朽化をしており、文書も旧町が合併をするまでの旧村の文書約4万点が保存されておりまして、満杯の状態でこれ以上の保管は困難な状況にあります。

文書館職員に照会をしたところにより、これまでの初期調査の状況を見てみますと、城川町については地域資料、行政文書ともに平成16年度までに文書館への受け入れを終え、概要データを作成されて保管をされておるようであります。平成16年度から平成17年度にかけて宇和の本庁調査、平成17年度後半には野村総合支所調査を終わりました、今後、平成18年度明浜総合支所調査、さらに平成19年度に三瓶総合支所調査が予定をされておるようであります。これまでのところ、旧5町の行政文書は無事保存をされている、このように聞いております。今後さらに精査が必要といわれており、専門的な知識やあるいは多くの時間と労力が必要であります。

公文書等は地域の歴史を知るための資料や遺産であり、地域の歴史や文化を踏まえて町おこしをする上でも貴重な資料であります。そのすべてを残すことは不可能であります。保存か処分かの基準のもと、専門家や市民による協議の中で、貴重な資料をどう地域で生かしていくのか議論が必要といわれています。先般も近隣市の資料館閉館に伴う公文書の廃棄や寄託資料の返却措置などについて文化行政の対応が指摘をされておりますが、今後市町村合併が一段落し、時がたつにつれ、やがては旧自治体の資料の散逸が始まり、さ

らに市役所本庁が新築の時期を迎えるころを考えますと、行政文書の安易な処分や消失、散逸が懸念をされるところでありまして、早急に対策を講じるべきだと考えます。

西予市建設計画におきましても、社会教育施設整備事業で文書館の建設が計画をされておりますが、ご案内の厳しい財政状況のもとでは事業の先送り、さらには凍結もやむを得ないではないか、このような判断をするわけでありまして、課題といたしまして文書保管場所の不足、空き部屋の有効活用、2つ目に人の不足、3つ目にシステムの強化、4つ目に市職員の協力等が上げられておりますが、とりわけ急がれるのは文書の臨時保管場所をどう確保するかであると思っております。当面の措置として、旧町の庁舎には活用されていない空き部屋がかなりあるわけでありまして、これらを文書保管室として有効に活用されてはどうかと考えるものであります。文書を分散して保管することは整理作業の効率上好まれることではありませんが、新しいやかたが建設されるまでの措置として貴重な公文書、歴史資料の消失、散逸を防ぐためにもぜひ必要と考えます。

住民が市政の主人公となるためには、市民一人一人が地域の過去と現在について正確な知識を持ち、それをもとに積極的な論議がされなければなりませんし、文書館はそのための情報を提供する場でもあります。西予市文書館システムの建設を含めて、今後の整備について理事者のお考えをお伺いをいたします。

以上、質問を終わります。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 鍵原議員の指定管理者制度についてと文書館の整備につきましてお答えをしたいと思います。

まず、指定管理者制度についてですが、この指定管理者制度の目的は、民間活力や競争原理の導入によりサービスの向上や効率的な管理、運営、コストの縮減を図ることにあることは言うまでもありません。そして、制度の導入を検討する前段としまして、公の施設の設置目的、第三セクター事業の継続の必要性について改めて検証する必要があります。その上で、社会情勢の変化による設置の必要性または運営状況等から、将来的には民

間移譲や休止または廃止という厳しい選択も視野に入れる必要があろうと考えております。

そうしたことも含めまして、制度導入と地域雇用の関係ですが、指定管理者の公募段階で施設の職員をそのまま雇用することを条件としたり、そうした運営方針を打ち出す団体を候補者として選定することで地域雇用に対する影響を極力抑制することといたしております。ただし、施設の運営状況によっては、人員の整理は当然必要になってくるものと思われますので、その点についてはご理解をいただきたいと存じます。なお、現時点では施設と第三セクターが一体となっている状況もあり、ほとんどの施設で非公募により現行の受託者を指定することとしたことから雇用の問題は生じておりません。

また、先般実施しました経営診断において、各第三セクターとも公共的意義、経営能力の点等において著しい問題点はなく、むしろ第三セクターとしての特異性、優位性を今後より発揮することで一層の地域振興を進めていくことができると判断されており、本市といたしましても、この結果に基づき各施設等の運営を推進してまいります。

2点目の委託料につきましては、それぞれの施設において過去数年間の実績があり、今回の制度導入に当たりましては、現行の委託料が適当であるかどうかの検討を行いました結果、施設の運営状況により若干の相違はありますが、制度導入初年度ということもあり、基本的には従来からの委託料とほぼ同額といたしております。しかし、指定管理者には施設運営の裁量権を大幅に移譲しており、特に利用料金制度を採用している施設では、みずからの経営努力で収益性の拡大を図ることも可能であります。今後の施設運営の状況によっては、いわゆる指定管理者のやる気を失わない範囲で委託料の減額も検討していかねばならないと考えております。そのためには各施設の機能及び効果を一層発揮できるよう要望、指導を行い、さらなる経費削減、効率的な運営を進めていく所存であります。

続きまして、文書館の整備についてお答えをいたします。

城川文書館の整備につきましては、行政改革大綱に取り上げております文書館システムの構築とあわせて検討する必要があるかと思いますが、このことにつきましては合併時から、本庁総務課

と城川文書館との連携により城川文書館を支える会の代表者であります国文学研究資料館安藤教授の指導を受けながら取り組みを始めております。

西予市の場合では、先進自治体で行われているような電算機器を導入し、各文書館の間でオンライン検索が行えるような段階までは今のところ厳しいかと思いますが、新庁舎の建設を見据えながら公文書館法に定められておりますとおり、公文書の適切な保管場所の確保及び整理、分類までは遂行していきたいと考えております。

そのための準備の第1段階としまして、旧町の保存文書が各総合支所のどの場所に、どの程度、どのように保管されているのか概数を把握する必要があり、議員ご指摘のとおり、平成19年度末にはこの調査を終了する計画といたしております。

その後の第2段階としましては、新たな場所が確保できるまでの間、文書の整理や分類のため臨時保管場所へ公文書を一時的に移動させる必要があり、その場所につきましては各総合支所の空き施設や廃校となりました学校施設などの利用を今後考えていきたいと思っております。しかしながら、旧町の文書は実に膨大であり、作業には人員の不足や財政事情の影響もあり、本庁舎の建設とあわせて長期的視野で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、私の方から集落の再編をどう考えるかについて回答させていただいたらと思っております。

集落で暮らし営まれた人々の生活は、独自の郷土文化やコミュニティーを築いてまいりました。しかしながら、生活の便利さや物の豊かさを求める余り、若者の都会への流出や核家族化によって、これまで受け継がれてきました生産活動の共同作業や伝統芸能、歴史、文化遺産の継承といった独自の風習や習慣、さらには住民の連携、融和までも崩壊の域に来ております。山間部の集落では過疎化、高齢化が著しい傾向にあり、加えて後継者労働不足から農地や山地の荒廃が進み、生産力の低下が顕著に見られるようになってまいりました。高齢者も長年住みなれた家から離れたくな

い、先祖伝来受け継いできた農地を手放したくないという消極的な守る姿勢が裏目となって、防災や医療または農地の荒廃などの問題を抱え、集落の存亡さえ危ぶまれる状態にあります。以前、大竹議員の質問もありましたけれども、高齢化率が50%を超えると集落機能が衰えると、集落崩壊の危機があるというようなことを言われておりましたけれども、西予市においても、この50%を超える集落が結構多くなってまいりました。

このような中で、議員ご質問のように、市の施政方針の基本には隔々まで行き渡る行政推進であり、諸施策を実施しながら集落の生活環境の整備などを進めるとともに、その存続と地域振興を図っていく所存ではありますが、その効果が低くさらに過疎化が進むと判断される場合には、地域あるいは個々の意思の尊重を前提とした上で、ご理解とご協力を求めながら集落の再編ということも検討しなければならぬと考えております。ただ、現状を見ますと、土地への愛着や経済的な問題、あるいは自治会所有の財産等複雑な住民感情も多くあるようで、現実的には非常に厳しい面も考えられます。

いずれにしても、行政機能、生産活動を適正にするために地域住民の皆さんの英知を結集していただくとともに、市といたしましても、再び地域の活力を取り戻すために地域はどうあるべきかの問題を投げかけながら精査をして、あわせて生活環境整備や若者の就労機会の確保を目指して企業の誘致、定住促進を図ってまいり所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 22番鍵原芳和君。

22番鍵原芳和君 指定管理者制度の関係でありますけれども、中には現在の第三セクター、従業員の賃金カットをしながら採算性を追求している事業体もありますし、ただ今までの運営に従って運営をされている、いろいろあるわけではありますが、とにかく最小限の市民負担、いわゆる税金で価値の高いサービスを提供するための自助努力が求められておるわけであります。

したがって、市民ニーズを踏まえ公共補てんの必要性について、今後具体的な市民負担、いわゆる税金をどこまで、例えば赤字になった場合には

補てんをするのか、そういった限度を示すべきと思うわけですが、言われますように施設それぞれ性格が異なっておりまして、一律には難しい問題でありますけれども、今部長が答弁されましたように、今までとほぼ同じ委託料ということでもありますけれども、委託料が従来と変わらないのであれば、あえて指定管理者制度にして採算とか公共サービスを追求する必要もないんじゃないか、直営でいいんじゃないかという気もいたしますので、やっぱり具体的な市民負担の限度を示すべきだと思うんです、予算あたりで。そこら辺、非常に難しい問題だと思いますので、今後検討していただきたいと思うわけですが、これについてはどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

議長 三好市長。

三好市長 今の鍵原議員の再質問については非常に重要な問題を秘めておると、このように思っておりますけれども、第三セクターのあり方と、あるいはそれに対する税のどれくらいほどの限度額が適切かと、これも非常に重要な問題でありますし難しい問題であると、このように思っております。そういうことを踏まえまして、私どもは17年度にコンサルを入れて第三セクターの今の状態を、いわゆる専門的な見地から見た場合にどう判断をされるかということの経営診断を入れさせていただきました。そのことを今、議員の皆さんにも以前ご説明をさせてもいただきましたし、税をそこへ安易に投入すべきでないということも私どももわかっております。

したがって、このコンサルの結果を総合的に判断をいたしまして、税の限度ということと、ただやみくもに減らしていくことについては、その地域のせつかく持つておる第三セクターの活力、雇用性というのを失う可能性がありますので、その辺のところは十分考慮をしながら今後の判断をしていこうと、このように思っているところでございます。

以上です。

議長 22番鍵原芳和君。

22番鍵原芳和君 文書館の関係、部長さんの

答弁で理解をしたわけでありますが、空き部屋の活用も今言われたように、庁舎の空き部屋とかあるいは廃校の利用、十分わかるわけでありますが、現況の活用の実態もある程度承知をいたしておるわけです。これは答弁は要りません。

ただ、文書のストッカーを空き部屋に無造作に積み上げておくというようなことではいけないんじゃないか。例えば簡易な書棚等を設置して、整然と整理ができておれば今後の精査事務とかあるいは活用について非常に効率的だというふうに思っております。このことは特に予算計上を必要としなくても、既存の予算の範囲内で。予算に余裕があるとは申しませんが、財政課長に怒られますので、それは申しませんが、そういう工夫をいただいて、有効活用の方法について検討されるようにあえて要望を申し添えて私の質問を終わります。答弁は要りません。

議長 次に、17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 通告いたしておりました質問案件につきまして、順次質問をさせていただきます。

今回の質問で答弁者につきましては、先日の愛媛新聞に西予市の人事異動が出ておりました。本年4月から現管理職を離れる方、また退職される方ばかりになりましたが、今後西予市の総合計画、「夢創造西予21」の具現化また実現できるような答弁、そして提言を期待いたしまして質問を始めさせていただきます。

西予市農業支援センターの現状とこれからにつきましてお尋ねをいたします。

1次産業の低迷している中、本議会で提出されております議案第9号に、西予市総合計画基本構想にありました、それぞれの地域特性に即し、多種多様な産品を生み出す農林水産業の町、また多種多様な産品を生み出す農林水産業を柱にした特色ある自立した産業構造の確立と、また基本目標4には本州すっぽり西予、豊かさを実感できる町といいまして、農業、林業、水産業、工業、商業、観光等々が上げられておるところでございます。

その中でお尋ねをいたしますが、日本の縮図のような気候、風土の中、旧5町の連携を取り、一体感をつくり、農業の活性化また夢の実現をする

ための方針を示していただきたい。例えば、一つの農産物を時間差、気候差、大野ヶ原から例えば田之浜まで、一つの品目を生産できないか、そのようなことにつきまして第1点お尋ねを申し上げます。

2点目は、各総合支所長に質問をいたします。

合併後2年を迎えようとしておりますが、先般のせいよ2月号に、先ほども議員が触れましたけれども、西予市の人口は4万4,949人ということになっておりまして、5年間で減りましたのが2,268人、4.8%でございます。明浜町は10.6%、宇和町は微増で0.3%ふえております。野村町は7.7%の減、城川町は8.8%、三瓶町は6.1%の減でございます。これらの中で、先般、企画調整の総合計画の中で説明がありましたけれども、27年度には現在の人口が4万2,500人を想定しているということでありましたが、明浜町の2005年が4,182人、これをコーホート要因法ということをやってみますと20年後、2025年でございますが2,367名出ております。これは5.6%になるわけでございますが、広報せいよにありますように、10%ずつ減っていきますとこれぐらいの人口になるということでございますが、少子・高齢化の中、中心地集中型の人口構成に今後なるんじゃないかと心配しているところでございます。そして、少子・高齢化の中、先ほど鍵原議員の質問にありましたが、20年たてば集落の崩壊が始まるんじゃないかと、こういうことで危惧をいたしておるところでございます。

また、市長の一般会計予算の説明の中で重点の第7点目でございますが、健全財政を構築するため確固たる信念を持って取り組みますと、それから合併しても何もよいことがないという声を耳にしますが、これはわかってない誤った認識の方々の発言ではなからうかということはおっしゃいましたが、私もそのとおりだと思っております。何もないうつというのはいないんですよ。みんな何かは憂えてる。

この財政が非常に厳しい中で、私どもはこれからの20年先の西予市のあり方につきましていろいろと私なりに考えておりますが、そのような中で、日本の中におきましたら西予市は条件不利の地方になります。ただし、西予市の中で条件不利の地方はあるわけでございます。今後条件不利の

地方が切り捨てられるのではないだろうかと大変心配しております。そのような現状の中で、総合支所の位置づけは今後ますます重要になるのではないかと思っております。各総合支所長に質問をいたします。

合併後2年経過して、旧町はどのように変わったかと思われませんか。また、旧町の市民の意識の変化はどうでしょうか。また、総合支所の職員の勤労意欲また意識はどのように変化しましたでしょうか。総合支所のこれからの組織はどのようにしたらいいのでしょうか。市民も巻き込んでみんなが考える問題ではございませんけれども、また持続性、必要性についてもお尋ねをいたします。市長にお尋ねすべきではございますけれども、現場感のある総合支所長にあえてお尋ねをいたします。

議長 大森部長。

大森産業部長 それでは、酒井議員1点目であり、西予市農業支援センターの現状とこれらについてのご質問にお答えをいたします。

西予市農業支援センターでは、地域特性を生かした活力ある農業を展開し、経営感覚にすぐれた効率的な農業経営の育成を目指し、総合的な農業指導の窓口として担い手への農用地の利用集積や担い手の確保育成を初め、各種事業推進の支援に取り組み、一定の成果が上がっているところでございます。特に、国の三位一体改革への対応した農業構造改革では、担い手に対し施策を集中する経営所得安定対策が決定をいたしました。平成19年度に向けた対策の取り組みの周知や担い手の対象となる集落営農の組織化、法人化の推進が不可欠であることから、関係機関が連携して取り組みの強化を図っているところでございます。

次に、農業の活性化の方針につきましては、輸入農産物の増加や消費者のニーズの多様化によって今後も産地間競争の激化が予想され、極めて厳しい状況であります。このような状況の中、これまでの栽培の見直しや新品種の転換、さらには新たな資源の創出により、市のブランド産品育成を戦略と位置づけ、安定した周年出荷による有利販売の展開を図ることが必要であり、今後JAと連携して研究に取り組んでいきたいと考えております。

先般、2月22日でありましたが、農業講演会がありました。議員の皆さんにも大勢出席していただきました。東京青果株式会社の上田専務さんのお話でありましたけれども、西予市の1,400メートルの標高差の中での周年出荷体制は容易に組めるのではないかとのご提言もいただきましたし、各地域を再調査、分析することによって、まだまだ西予市は可能性を秘めているという話もいただきました。

さらに、これは余り大きな会社ではありませんけれども、西予市の産品を売りたい、例えばほわいとファームのアイスクリーム、それから城川の八ム、もうこれは一部販売をさせていただいております。さらに、明浜の完熟ジュースも売りたいという話もございました。

西予市に潜在している資源というのは、住んでいる我々以上に想像以上のものがあるのではないかなというふうに思っております。あると思っております。ただ、それを販売する体制、流通も含めてそのことがまだまだでき上がっていない、そのことを構築することが非常に重要になってくるというふうに考えております。そういう意味でも、この支援センターが担っていくものはこれから重要な部分があるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 小玉明浜総合支所長。

小玉明浜総合支所長 酒井議員の2番目の総合支所長への質問ですが、1点目の、合併後約2年間経過をいたしておりますが、旧町はどのように変わったか、また旧町の市民の意識の変化についてお答えをいたします。

人はそれぞれの考え方、物のとらえ方などにつきまして千差万別あると思いますが、明浜総合支所長私なりでの感じ方を述べさせていただきます。

合併に至るまでには、旧町がそれぞれの段階で各種の検討会、説明会を開きまして、平成16年4月1日に合併となったわけでありまして、この時点では、財政上での三位一体改革が強く打ち出されてなく、財政的にも現段階に至るまで交付金の大幅減額が予想だにできなかったわけでございます。

また、当町も第1次産業主体であり、かんきつを中心とした農業、ちりめん、養殖漁業の水産業が主でございます。平成3年バブルの崩壊後、社会情勢の変化で、近年は価格の低迷で農漁業者の経営状況は疲弊をいたしまして、大変、今、悲鳴を上げているような状況でございます。平成16年9月の台風18号ほか数回の沿岸による潮風災害、また本年追い打ちをかけたダブルパンチの災害となっている状態でございます。このような中、私たちを取り巻く環境地理的、経済的、社会的状況は大きく変わりつつあります。ある関係者の方々の話を聞いてみますと、よいことは口には出しませんが、問いかけをいたしますと合併はよかったという人、そして合併の前の方がよかったという人、今の時の流れには逆らえないのではないかという声も聞かれております。

昨今になりますと、全国的にそれぞれの各分野において構造改革が推進をされております。これは強い国づくりへの方向づけがなされているものと思っております。私たちの地域におきまして、一部の地域に見合った生き残りの取り組みを感じているところでございます。また、旧町のとときに何件かの課題の積み荷があったわけですが、関係者の皆様方のご協力また議員諸氏におかれましてのご協力により、課題解決につき大変大きくさらに前進されましたこと、感謝を申し上げる次第でございます。

先日は、先ほど産業部長の方から申されましたが、東京青果の上田先生を迎えましての「産地が望むもの」という講演をいたしました。そして、西予市環境フォーラム、ごみゼロを目指しての環境型社会へのお集まり、皆さんはそれぞれの立場で危機感という共有の意識を持ち、それぞれの方々の市全体としての意識の対応がありますが、旧町といたしましても、総体的に合併して市民の意識の変化が見受けられていると感じているところでございます。

第2点目の、総合支所の職員の意欲また意識はどのように変化したかについてお答えを申し上げます。

合併当初、旧明浜町職員18名は本庁などに異動となり、2年目の平成17年4月1日は本庁からと各総合支所から明浜総合支所へとも出入りの異動があったわけでございます。2年目の異動につきましては他町からの異動の方、旧町職員が一

緒になり今までにない緊張感というものが伝わってきたわけでございます。さらに、全職員の職員研修を実施することによりまして、職員の意欲、意識が変わったことと思っております。今後、合併記念事業といたしまして本年の5月7日に南こうせつピクニックコンサートを計画をいたしておりますので、今までよりさらに縦の連携、横の連携でもって職員間の一体感を図り、全市的な意識が変わるものと思っております。

平成18年度は新たに大幅な人事交流があり、市職員全体が一体化とし、前進した総合支所がまた生まれるのではないかと考えているところでございます。今まで以上に、市長が提唱していただきましたグローバルな観点からローカルな実践が展開できることを推進すべきであると考えているところでございます。

第3点目の、総合支所のこれからの組織はどのようにしたらよいか、また存続性の必要性についてお答えをいたします。

総合支所は、本庁との連携のもとで市民へのサービスを提供していることはご承知のとおりでございます。組織自体のあり方につきましてはさまざまないろいろな角度から検討をいたし、本庁でできること、支所での機能のあり方など、機構改革も含めて進めなければならないと思っております。

存続性の必要性につきましては、昭和30前後に昭和の大合併があり、合併によつてのメリットデメリットは諸先輩が経験上認識の上で総合支所方式を採用したものであると思っております。総合支所方式を仮に存続できなくなるといふことであれば、社会的、経済的にも地域はさらにさらに冷えこむものと思われるものでございます。このことにつきましてはいろんな問題、諸課題等ありますが、時代を先取りし、市民への早期の周知、住民へのコンセンサスを得ることこそが重要な必要だと思っております。

以上でございます。答弁とさせていただきます。

議長 西本野村総合支所長。

西本野村総合支所長 酒井宇之吉議員の、合併後2年を経過して旧町はどのように変わったと思

われますか、市民の意識の変化はどのようにかのご質問でございますが、議員もご承知のように、5町が合併時の段階では現在の行政サービスを維持し低下させないという説明で町民は合併に賛成し西予市が誕生しましたが、想定外のことであったのか想定内であったのか、その後の国の行政改革、三位一体改革に伴います県の予算の厳しい見直し、補助金の削減、廃止等により、市の財政もその影響を受け、厳しい状況でございます。都市の経済は踊り場を脱して景気は回復基調にあるといわれておりますが、地方ではまだまだ回復の兆しが見えてきません。

第1次産業が主たる野村町でも、御多分に漏れず過疎化、少子・高齢化がさらに進み、後継者不足や農林産物の価格低迷により生産意欲が上がらないことに加えまして、主力業種であります建設業も公共工事の投資削減により受注量が減少し、経営は苦しく、新たな事業の展開をするのか、一部の業者では廃業を検討する状況にあります。町に少し元気が活気がなくなってさみしさを感じております。

反面、新しいまちづくりにつきましては、組織や各種団体などの統合により交流の輪も広がり、人を知り、語り、市民の意識に変化が見られ、一体感の醸成が進んできているのを感じております。

次に、総合支所の職員の意欲、意識の変化はとのご質問でございますが、総合支所の職員数は、合併前と比較すると一般行政職で55名減少をしております。昨年の人事異動により旧町の職員との交流があり、その結果を見ておりますが、職員の中に心のわだかまりも感じられませんし、各職場でそれぞれ協力し合って市民に接し、市職員としての意欲を持ち、仕事に取り組んでおります。

17年度に、待遇を初め初級、中級の職員研修が実施され、18年度も引き続き研修が実施されますので、ことわざにありますように、桃栗3年柿8年という言葉がございますが、今後において研修の成果が出てきて、市職員としての意識改革が図られ、実を結ぶものと期待をいたしております。

次に、総合支所のこれからの組織はどのようにしたら、また持続性、必要性についてのご質問でございますが、西予市にとって行政のスリム化、財政の健全化が喫緊の課題でございますが、住民

サービスを低下させないために総合支所方式を採用して合併をしておりますので、当分の間は持続すべきと思っております。

本市の面積は514平方キロと区域が広く、海岸部から山間部と変化に富み、地形的に複雑で集落も散在しているため、総合支所の持続性、必要性につきましては、今後本庁の庁舎建設計画を進めていく中で、支所としての窓口事務や危機管理に対応できる職員の配置体制をよく検討して、地域住民への情報を提供し詳しく説明をするとともに、市議会や地区の地域審議会で十分に議論し、理解を得た上で組織機構の改革については実行すべきと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 九鬼城川総合支所長。

九鬼城川総合支所長 今、先ほども出てまいりましたけれども、地域の皆さんからは合併しても何もいいことはないじゃないかという声をよくお聞きします。しかし、私はこの声を裏返せば、合併し、西予市が誕生したらきっと夢の持てる何か新しいまちづくりが始まるのではないかという大きな期待を市民の皆さんが持っていたいいるあらわれではないかというふうに思っています。総合支所として今何ができるのか、何をすべきなのか、合併効果に対する期待に小さいことからでもわかりやすく少しでも早く答えを出していく必要性を痛感しています。

城川においても行政の効率化、むだを排除し、少ない経費でより大きな効果を上げてほしいという切実な声や、住民自治の力が試されるときが来ているという声が当然あります。しかし、高齢化率50%を超えるような、いわゆる限界集落が点在する城川地域においては、長年培ってきた独自の集落機能を大切にしたいという声もあり、数字の上だけの合理性や対費用効果だけの議論では、住民が安心して暮らせるまちづくりはなかなかできないのではないかというふうに感じております。これらの相反する行政需要を両立させ、改革を実現する努力と知恵を出して、そして住民の皆さんの理解が得られるような説明責任をしっかりと果たすことが今まさに急務であり、その窓口としての総合支所の役割はまだまだ必要とされているというふうに思っています。

また、総合支所職員の意識も、合併当初は市役所職員というような呼ばれ方などをいたしまして、若干戸惑いや浮き足立って目標が定められないような状況にあったという反省をしております。今からの地域課題の解決には、行政主導の中央集権的な発想だけでなく、財源、税の配分を伴う地域分権といったような考え方を進め、地域の力を高める必要があり、地域活力が醸成されれば総合支所の役割も大きく変わるのではないかとこのように思っています。

しかし、当面は総合支所の役割、職責を明確にして、職員が自信を持って窓口での対応ができるように努め、先人の力により守り伝えられてきた城川地域の豊かな自然と人の輪、人情、伝統文化、これらをしっかりと後世に伝えることを基本理念として、新しい西予市づくりの中で地域の皆さんに信頼され、安心して何でも相談していただけるような、そんな総合支所でありたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 山本三瓶総合支所長。

山本三瓶総合支所長 それでは、引き続き三瓶総合支所の方からお答えをいたしたいと思いません。

まず1点目の、町の変化についてのご質問ですが、過去における合併事例から周辺の町は寂れていくのではないかと、こういった心配をする周囲の声はございますが、今のところ町の様子も合併により特に変わったと感じることはございません。ただ、周囲の心配いたします合併の影響がいつどのような形で出てくるのか、あるいは出ないのか、そのあたりは気にかかるころではあります。

次に、市民の意識の変化についてでございますが、今回の合併では大方の市民の皆さんが合併は避けて通れない、時代の流れ、こういった認識のもとで合併を受け入れ、2年を迎えたわけですが、その意識は今でも変わっていないものと思っております。また、そういった意識の中で、今は周辺地域に対するきめ細かな行政のサービスを住民は望んでいると、このようにも思っているところでもあります。

2点目の、職員に関するご質問でございますが、

職員が総合支所、本庁の区別なく常に意欲を持って職務に専念をいたしているところです。西予市の職員として仕事に取り組む姿勢はいつでもどこでも変わるところではございません。

また、合併に対する職員の意識であります、職員の間でも当初のころは、その意識に個人差があったように思います。合併を迎えた中で、自分の認識の甘さに気づいた者、あるいは率直に合併を実感した者、さまざまではないかと思えます。いずれにいたしましても、現在はおおむね同じような意識を持って現状を受けとめているものと思っております。

最後の、今後の総合支所のあり方についての質問でございますが、ご承知のように合併本来の目的であります行財政の効率化、一体的なまちづくり、そういった観点から総合支所方式の矛盾を指摘する意見もございます。将来の組織としては、総合支所には窓口業務、施設の維持管理業務など住民生活に密着した最低限の機能を残すことも考えられますが、何と申しましても住民サービスに直接かかわる大変重要な問題であります。したがって、総合支所のあり方は本庁方式への移行も含め大勢の意見を集約し、その上で最終的な総合支所のあり方を見きわめていくのがよいのではないかと、このように思っているところであります。

以上、答弁といたします。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 質問を1点と、それからお願いを2点ほどお願いしたいと思います。

農業支援センターでございますけれども、職員配置でございますが、西予市の職員が2名そしてJAから2名ということになっておりますが、これにつきまして非常に、かんきつ部分がJAひがしうわとにしうわ青果に分かれている分の連携をどのように、この農業支援センターの中で取られるのか。

なお、非常に今までの、私なりで見ますと農業支援センターそのものが非常に米作中心と申しますか、そのような形に現在まで来ているのではないかと思っております。それにつきまして、作物専門委員的なプロを育成してやっていくというようなこともできるのではないかと思いますが、

なお、産業創出課が今回できるわけございま

すが、その関係につきましても、この際でございますのでお尋ねをさせていただきたいと思いません。

それから、総合支所長さん、答弁ありがとうございました。皆さんの貴重なご意見を今後の我々議員活動の中で生かしていきたいと、かように思いますので、お礼を申し上げまして私の質問いたします。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、酒井議員の再質問についてお答えしますが、その前にまず、総合支所長4人の質問に対する回答といたしますが、意見を述べさせていただきました。そういう質問をいただくというのは非常にありがとうございます。総合支所長の力を見ていただいたと思いません。私も今回の人事配置の中で、本庁の部長経験をされた方をあえて総合支所長に3人することにいたしました。といいますのは、それだけ総合支所長というのは重責だと、このように思っておりますので、今の力を見ていただいたら総合支所長の力がわかっていただいと、このように判断をしておるところでございます。ありがとうございました。

それでは、酒井議員の農業支援センターの人員配置等々の問題について再度お答えをさせていただきますけれども。

確かに今の現段階では米作中心、いわゆる今の国が言われておる横断的な作物の体制づくりの中で、転作を中心とした物事の判断になり過ぎておる。農地の流動化いわゆる担い手育成といいますが、そういう一つのところの視点も持ちながらやっておりますけれども、どうしても米作中心のところがあるのかなというのはちょっと気になっておるところでございますが、これもあくまでも今の状況で立ち上げた段階でございます。今後は農業支援センターとしての力を大いに発揮をして、今言われるような専門委員の配置あるいは普及センター等々との国、県の方と連携できるような体制づくりもしっかりやっていかなければいけないとこのように思っておりますし、今度つくります産業創出課については、産業の育成というのを中心的には産業創出課に全部移していこうと思っております。その中で農業部門

がどのようにかかわって産業創出の中にやっていくかということも連携を深めてやっていこうと、このように思っております。

以上でございます。

議長 暫時休憩いたします。1時30分に再開をいたします。(休憩 午後0時21分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(再開 午後1時29分)

30番坂本隆重君。

30番坂本隆重君 私は通告により、住みたい住みよいまちづくりについてお尋ねをいたします。

西予市のシンボルとなる市の花、木、鳥、魚、昆虫が2月1日に制定され、レンゲソウ、ブナ、ウグイス、アジ、蛭に決まり、中でもレンゲソウはれんげ祭りで定着しており、レンゲソウの描かれた町バスも動く宣伝カーとして頑張ってきた経緯があり、明るく心を和ます花として今後全車に対応したらどうだろうか、お伺いいたします。

また、ブナは外国では森の母、森の医者と呼ばれ、キノコはマイタケ、ブナシメジ、環境の面では保水力においては緑のダムとして有名であります。そこで、各地域へも積極的に植樹をするお考えはあるのか、お伺いいたします。

次に、我が町を魅力ある町にするために、自然環境に恵まれ、また伝統文化と地域資源に恵まれ、いやしの文化等地域の魅力は豊富であります。今年度の予算に見るごとく南予の活性化、地域格差が拡大している現状打開のため、観光を切り口に移住推進型観光推進事業を東京、大阪など都市圏に農山漁村で生活したいと望んでいる人のための視察ツアーを募り、南予北部と南部で各25名程度を集め3泊4日で実施するとあるが、受け入れる側が西予市となれば、現状を見れば非常に恥ずかしい状態にあるのではないかと。

一例を挙げるならば、県道宇和三間線ではごみの不法投棄に対する立て札が、「警告ごみ捨てだめ」等30本余り立てられ、車の避難場所が上下線合わせて4カ所あるが、それもロープを張って使えなくしている。観光客から見れば嘆かわしく思うに違いありません。全市を挙げてごみの不法投棄をなくすべきであると思えます。

そこで、より美しくするために宇和川にニシキゴイを放流してはどうだろうか。農業集落排水施設、下水施設も完備しつつあり、清流を取り返し、子供たちが水の中で遊ぶ日も近いと思われます。全国的にもニシキゴイが町の中の小川で泳ぐ町があります。その名前を聞くにつけ、市民の手柄がうかがえるではないでしょうか。自然の大川にニシキゴイが泳ぐ町の名前は余り聞きません。近くでは、西条市、保内町ぐらいかと思います。宇和川の河川改修も進み、護岸も整備されてまいりました。特に、卯之町駅裏の河川公園は、十分管理されれば市民の憩う絶好の場所です。潤いのあるまちづくりの一貫として河川公園から三島神社橋上、れんげ団地横、宇和保育園、中川小学校横等が放流の適地と考えます。

専門家に聞きますと、20センチ以下の魚は鳥のえさになってしまいます。そこで、地域の池を借りて1年間飼育すれば30センチに育ちます。ニシキゴイ1匹200円で保護、放流経費合わせても20万円もあればできることです。毎年継続すること、自然保護、環境美化の面からも西予市のイメージアップになります。河川を訪れる方々を和ませ、青少年の情操教育の面からも効果が大きいものと期待できます。また、大雨でコイが逃げるとは思われませんが、黒ゴイが大雨でも逃げずに住み着いていることから、その心配は無用かと思われます。市の考え方をお聞きいたします。

次に、少子・高齢化対策についてお伺いいたします。

日本の人口も2007年より減少すると予測していたが、2年も早く減少に転じた。西予市も合併当時、平成16年4月1日の時点で4万7,043人が平成18年1月31日現在4万6,217人となり、1年と10カ月で826人の減少となり、月平均では37人の減少となっている。しかも、高齢化率は平成18年2月1日現在33.6%となっている。

そこで、少子・高齢化対策として、適齢期の人が多いので、積極的な結婚対策を打つべきだと思う。未婚者の多い要因は、基幹産業の第1次産業の低迷にあるのではないかと。ある地域の集落は崩壊しようとしています。それは、若者が住むにも収入がないことでもあります。今までは公共事業に兼業として収入を得ていましたが、その公共事業

もピーク時の半分となり、また企業誘致も望めない状態で、雇用創出には第1次産業の素材を生かした1.5次産業が必要で、海、山、里の豊富な地域資源を発掘し特産品化を図り、若者が住みたい、また環境づくりが必要である。

世相としては晩婚化、家族制度の崩壊、経済的問題、グループ活動の減少、核家族化、女性の社会進出、昔いたような世話人がいなくなった等、いろいろの要因があると思います。私も平成13年、宇和町の結婚推進委員をしていました。現在のように毎月5日結婚相談日を設けていて、神戸へのツアーや地域でのパーティー等出会いの機会を図ってきたが、個人の考え方や理想や結婚観も異なり、まとめることができませんでした。西予市になって5町からの選択肢ができたので可能性は高くなったと思います。

そこで、提案ですが、思い切った施策が必要と考え、強引とまではいかない見識の高い専従者と合併記念結婚祝い金50万円を出してはどうだろうか。真剣に取り組む時期に来ていると思います。お考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 坂本議員の住みたい住みよいまちづくりについて、最初の質問の市の花、木、鳥等の活用方法について答弁を申し上げます。

西予市の花、木、鳥、魚、昆虫にはそれぞれレンゲソウ、ブナ、ウグイス、アジ、蛍を選定し、去る2月1日に制定いたしました。この制定内容の周知、紹介につきましては、広報せいよ3月号及び西予市ホームページで行ったところであり、また本年度制作いたします市政要覧にも記載の予定であります。今後においても、観光等各種パンフレットにも折り込むなど、市のイメージアップを図っていきたくと考えております。

議員からご提案いただきました市の宣伝とイメージアップを図る上で、市の花に指定したレンゲソウを市の車に描くことはできないかということですが、レンゲソウに限らず他の鳥や魚等も対象にしたいと思えます。大変ユニークなアイデアをいただきありがとうございます。しかし、市所有の全車対象にするとすれば多額の経費が伴うことが予想されますので、今後検討していきたく

いと考えるので、よろしく願いをいたします。

また、ブナの木は植樹であります。自生している日本の南端は鹿児島県の高隈山ということであり、また野村ダム周辺には既にブナが植栽され生育しているという状況を見ますと、生育の可能性があると思われまますので、環境の面、自然保護の面等を考慮しながら公園や山地等集団的な植樹も検討していきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 大森産業部長。

大森産業部長 それでは、住みたい住みよいまちづくりについての宇和川にニシキゴイをとというご質問にお答えをいたします。

本質問は肱川上流漁業権の関係、また河川公園の関係、青少年の情操教育と環境など多岐にわたると思えますけれども、私の方でお答えをさせていただきます。

河川公園付近、宇和川の敷力所にニシキゴイの放流をすることはどうかというご質問であります。公共下水道、集落排水及び河川の整備も進んでおり、昔の清流に返りつつあると思っております。農山漁村を形成する西予市であります。里と総称される宇和川は美しく清らかに流れる宇和川があり、その川にニシキゴイが悠然と泳ぐ情景は想像するだけで心が和んでまいります。環境美化にも当然つながってくることでありますし、前向きに考えていきたいと考えております。

しかしながら、少し心配することがありますけれども、ご案内のとおり宇和川は肱川上流漁業組合の管轄でありまして、現にアユ、フナ、ウナギ等については相当の事業費で放流をしているという状況もあります。鑑札を持っていれば漁ができるということでもあります。ニシキゴイの放流は、観賞用で道行く人の目を楽しませてくれる目的でもありますので、その辺のことも含めて漁業関係者等とは十分協議をしていきたいと、検討してまいりたいと思っております。それと何より、河川沿いに住む人、地域の人の思いが一番重要になってくるのではないかなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 坂本議員の少子・高齢化対策について生涯学習課が進めております結婚推進委員会について説明をし、答弁といたしたいと思っております。

西予市結婚推進委員会が昨年7月に発足し、各町から推進委員を選出していただき、各地区の結婚を希望する人に結婚推進委員会への登録の呼びかけ、登録をしていただいた資料に基づきまして結婚推進委員さん間での情報交換、これに基づいていろいろな結婚推進活動をスタートいたしているところでございます。また、結婚相談につきましては、先ほど議員がお話になりましたように、旧宇和町時代が実施をしておりましたように毎月5日の日に本庁、中央公民館、明浜中央公民館で実施をいたしておるところであります。今、西予市になって2年目を迎えておるわけですがけれども、この結婚推進委員会で進めておる事業を当分の間は見守っていききたいというふうに考えておりますので、議員が提案していただきました専従者の問題あるいは祝い金の関係については、現在のところ考えておりません。

そこで、このような中、城川町で1組、宇和町で1組が、この結婚推進委員さんの活動によりまして結婚いたしております。18年度もこの方向で進めていきたいというふうに思っておりますけれども、特にこういったような結婚推進委員さんだけでなく、議員の皆さんにおかれましてはそれぞれの地域の有志でありますし、世話役としては一番現実の議員活動の中にもされておりますので、結婚推進についてもお骨折りをいただくと大変ありがたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いをしたらと思っております。

議長 30番坂本隆重君。

30番坂本隆重君 森部長からは力強いご返事をいただきまして、町バスのいろいろな市の花、木ほかにもいろいろシンボルとしての宣伝が出てくるんじゃないかというように非常に期待をしております。

これに関しては、宇和町当時にれんげのバスで県外へ行きますと、非常に県外の人がよく見てくださいました。そして、質問を受けました。そういったことで、レンゲの花というのは非常に清らか

で、心とます非常にいい花じゃと、そうであると私は信じておりますので、ぜひこれを積極的に展開していただきたいと思ひます。

そして、河野部長からの結婚祝い金の件でございますが、過去ずっと何年間、私は平成13年に公民館長のときに担当いたしましたして始めたことなんです、それ以後相当真剣に皆さん取り組みをされたと思ひます。紹介して成約というんですか、もう結納を交わされた人に対してはその紹介者に対して3万円を出そうとか、過去には出てきた経緯もあるんじゃないかと思ひますが、一向にらちが明かんのやないかということが現実問題だと思ひます。

それで、この50万円を経費と見るか投資と見るか、そういった判断も必要やないかと思ひます。それで、一つの案としては、今そんな考えはないとおっしゃいますならば一つ提案をしたいんですが、今、西予市長がごみを8億円もかかっているとを1億円減らそうやないかということをご提言されております。これを呼びかけて1億円減らした半分をこの祝い金に持ってきたら、仮に5,000万円だったら100組が誕生するわけです。これは、住民の参加によってそういうことがなし遂げられるわけです。だから、今ごみを1億円減らすんだしたら、もうあと5,000万円減らそうやないかと、みんなが。それで、その祝い金になるんだしたら生きてくるんやないかと。

ということは、これ一つにごみの投棄の問題も関連するんですが、やはりごみを減量しよう、なくしようやないかと言ったって、やはり努力目標を定めてやらんと住民はついてこないと思ひます。そやから、ここで発想の転換を図って、5,000万円を祝い金として皆さんに、100組に与えるんだと、皆さん協力してくれんかというような方策もあつてはいいんじゃないかという考えを私は持つのですが、その点についてちょっとご返事をいただいたら。ただ、経費と見るか、そういうことをちょっと基本的な考え方をお聞きしたい。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 坂本議員の結婚祝い金の関係なんですけれども、先ほど議員が石城公民館長をされておつた当時の、俗に言う成立したとき、この

結婚推進委員会活動でカップルが生まれた場合、この場合は3万円出しておりました。現在も、この結婚推進委員会の予算内での推進委員さんがいろいろな活動をされて生まれたカップル、先ほど城川に1つと宇和町で1つと言ひましたけれども、この分の世話をしていただいた推進委員さんには結婚式に呼ばれて経費も要るということで、3万円同じように経費を出しておるわけですけれども。

先ほどの祝い金50万円の関係については、この結婚推進委員会の予算の中でそれを計上していくということになると、とても金額的に無理がいきますので考えておりませんというような答弁をさせていただいたわけですけれども、先ほどごみの関係も含めまして、いろいろ市民のごみ問題のやる気や目的なんかの意識づけにというふうな話があつたわけですけれども。

例えば、去年の4月から今年の3月30日まで西予市に婚姻届を出された件数が143件あります。これに50万円掛ければ、とても5,000万円以上超すわけですけれども。それと近隣市町村の結婚祝い金の関係で調査をしてみますと、伊方町については、農業後継者といいますか1次産業の後継者については10万円支給をされておりますけれども、それ以外のところの市町村にはありませんので、これを先ほどのような議員の話から検討するというということになると、教育部の結婚推進委員会という枠から福祉の関係とか、いろいろな部署等協議をして検討していかなければならない、このように思つております。

議長 30番坂本隆重君。

30番坂本隆重君 まことにありがとうございました。それで、子育て支援センターとか子育ての分野においては今、取り組みが非常になされておるんですが、子育て以前のここを通り抜けなかつたらいけないのが結婚じゃないかと思ひます。そこへ入れば子供はある程度、出生率が1.29ですか、そんなぐらゐ出てるわけですから、自動的に子供はある程度は生まれてくると思ひます。ここに到達するまでが子孫繁栄のための一つのこれが結婚が前提になるわけです。

だから、この子育てがあるんじゃないかという発想の前には子づくりがあるんじゃないかという発想

です。それには結婚をしなかったら子供は生まれてこない。だから、あくまでもこのテンポが今ぬるい。結婚の適齢期に来た人が早く結婚をするような状況をつくってやるということが、やはり一番の先決やないかと思しますので、ぜひそういったことをお願いして私の再質問を終わりたいと思います。

議長 答弁要りません。

30番坂本隆重君 申しわけございませんが、西予市の展望として子育てもいいんですが、市長のお考え、もしございましたら。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、最後に再質問についてお答えさせていただきます。

今ほどおっしゃるとおり、結婚問題というのはやはり人口の問題と非常にかかわってきまして、重要な問題だと私どもも認識しております。ただ、結婚とは一般的に、法的にも言いますと両性の精神的肉体的結合であると言われますけれども、単に2人が愛しただけでできるわけではありません。したがって、お互いが理解をし合って初めて結婚とはできるわけありますので。だから、単なる投資という一つの考え方では結婚というのは難しいのではなからうかと、このように判断をしております。

ただ、今後の一つの考え方の中では、結婚推進委員会とあわせて、この西予市の中でNPO法人みたいなのが誕生していくような流れのことができたら非常にいいのではなからうかという個人的な考えはあります。そういうところほど柔軟に対応して、また結婚に対する推進に対してできる可能性もあると、そういうところについては先ほどのごみの減量化に伴う支援措置といいますか、そのことを考えていいのではなからうかと、このように判断をしております。

以上でございます。

議長 以上で一般質問を終結いたします。

これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次会はあす3月10日午前9時より会議を開きます。

散会 午後1時59分

平成18年第1回西予市議会定例会会議録(第2号)

1.招集年月日 平成18年3月9日 教 育 長 二 宮 宇 明
 1.招集の場所 西予市議会議場 総務企画部長 森 英 二
 1.開 議 平成18年3月9日 建 設 部 長 安 藤 芳 夫
 午前9時00分 産 業 部 長 大 森 俊 彦
 1.散 会 平成18年3月9日 生活福祉部長 松 本 正 志
 午後1時59分 教 育 部 長 河 野 豊 昭

1.出席議員
 1番 田 中 剛 明浜総合支所長 小 玉 岩 康
 2番 松 山 清 野村総合支所長 西 本 貞 夫
 3番 宇都宮 明 宏 城川総合支所長 九 鬼 則 夫
 4番 松 島 義 幸 三瓶総合支所長 山 本 正 男
 5番 元 親 孝 志 病院総括事務長 上 甲 福 重
 6番 嶋 川 武 文 消防本部消防長 荒 井 安 憲
 7番 沖 野 健 三 総 務 課 長 炭 倉 貞 明
 8番 森 川 一 義 財 政 課 長 清 水 忠 夫
 9番 亀 井 秀 男 企画調整課長 清 水 享 司

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 吉 良 孝 一
 議 事 係 長 井 上 千 浪

1.議 事 日 程 別紙のとおり

1.会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1.会 議 の 経 過 別紙のとおり

1.欠 席 議 員

20番 山 本 昭 義

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
 助 役 別 宮 静
 収 入 役 三 好 藤 治

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

開議 午前9時00分

議長 ただいまの出席議員は30名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありであります。

(日程1)

議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許可いたします。

5番元親孝志君。

5番元親孝志君 おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきますと思います。

昨日、市長より平成18年度の当初予算の説明がありました。大変厳しい予算になっております。そこで、これから5年、10年後の西予市の財政見通しが一体どうなるのか、そのことにつきまして、まず質問をさせていただきたいと思っております。

三位一体の改革のあらしが日本じゅうの地方自治体の財政を直撃いたしております。三位一体とはもともと宗教用語であり、今問題になっている三位一体の改革の三位とは国庫補助金、地方交付税の削減と税源移譲を指しており、三位一体という言葉を使うとすれば国と県と市町村の関係がまさしくそれに該当すると思っております。国がくしゃみをすれば市町村が風邪を引くという、非常に密接な関係にあることは申し上げるまでもありません。これから行われるすべての国の改革は、西予市にすべて降りかかってまいります。

三位一体の改革とは、これ自体が目的ではなくあくまでも手段であります。本来の目的とは、財政改革と地方分権であり、これを達成する手段が三位一体の改革ということになります。なぜ、これほどまでに三位一体の改革が重要であり急を要するのか、それは言うまでもなく国の財政が待っ

たなしの段階に来ているからにほかなりません。

今、国と地方を合わせた債務残高は、2005年9月の段階で800兆円を突破しました。借入れも含めると、既に1,000兆円を超えているというのが大方の見方であります。国の税収が50兆円規模ですので、税収の1割を返済に充てたとしても200年かかる計算になります。しかし、現実には借金を返済するのに毎年新たに30兆円借金をして返済しているのが現状であります。1,000兆円という借金のお化けが出ているにもかかわらず、だれも驚かない、まことに不思議な国だと私は思います。こんなことがいつまでも続くとは到底考えられません。

そこで、出てきたのがプライマリーバランスの黒字化であります。プライマリーバランスの黒字化とは、過去の借金の元利償還金をとりあえず除いた国の歳入歳出を、借金をしないで予算が組めるようにしようという考え方であります。ちなみに、2005年末のプライマリーバランスは15兆9,000億円の赤字でした。政府はこれを2011年までに黒字化すると言っております。15兆円という金額が一体どれぐらいの金額なのか、到底ぴんときません。そこで、国の一般会計の中から、この金額に該当する予算を調べてみますと、ちょうど地方交付税額がほぼこの金額に該当します。要するに、今後5年間で地方交付税をゼロにするに等しい額の歳出削減を国は実施しなすと言っているわけであります。いろいろ不満があっても、国が財政破綻を起こさないためには避けて通れないハードルであります。

プライマリーバランスの黒字化を実施した場合、西予市は一体どうなるのでしょうか。先ほど申し上げましたように、地方交付税をゼロにするに等しい額の歳出削減を実施しない限り、この目標は到底達成できません。西予市の平成17年度の地方交付税額は118億円であります。これに等しい額の削減が今後5年間で実施されるとすれば、単年度で22億円から23億円の削減ということになります。

先般の財政課長の説明によれば、18年度の当初予算額は前年度対比23億1,000万円の減額ということでありました。偶然かもしれませんが、数字が一致いたします。他の条件が変わらないとすれば、来年度以降も毎年20億円に近い額が減額されるということになります。5年間で1

00億円の減額ということでありませぬ。

そもそも西予市の適正な予算規模とは一体幾らなのでしょう。国が適正な財政運営を将来行うと仮定すれば、当然毎年発行している30兆円の赤字国債をやめなければなりません。そうすると国の一般会計規模が50兆円規模になります。今の60%であります。これが今の日本の適正財政規模であり、これを西予市に当てはめると、17年度の当初予算額が250億円規模でありますので、これの60%すなわち150億円が当面の適正財政規模ということになります。100億円減額になります。これも先ほどの額と一致いたします。

結論を申し上げますと、そう遠くない時期に西予市の財政規模は150億円近くになると考えるのが正しいのではないのでしょうか。もし、そうならなかったとしたら、消費税が15%以上になっているか、この国が財政破綻を起こしているときだと私は思います。

1月15日付の愛媛新聞に自治体破綻法浮上という記事がありました。三位一体の改革後の課題として、多額の借金を抱えた地方自治体を民間企業のように破綻再建させる新たな法制度の導入が今検討されております。また、同じ日に財務大臣が、歳出面の見直しは聖域なくやる、社会保障や地方交付税の改革なしには進まないというふう述べられ、2007年度はさらに一段の歳出抑制に取り組む方針を明らかにされております。西予市として、これにどのように立ち向かうのか、抜本的な改革を実施しなければ破綻法の適用を受けることになりかねないのではないかと心配をいたしております。年度当初に当たり、西予市の将来の短期、中期の財政見通しをどのように見ておられるのか、あわせて市長の改革への取り組みの決意について伺いをいたします。

次に、第2点目といたしまして、自治基本条例の制定について伺いをいたします。

さきの12月の一般質問におきまして、山本英男議員が同じ質問をされ、助役の答弁では、条例制定はいわば時期尚早であり今後の市政運営の一考にしたいという程度の答弁でありましたが、あえて再度質問させていただきたいと思っております。

自治基本条例、一般的にはまちづくり基本条例と言っている自治体がほとんどですが、これは答弁にもありましたように地方自治体の憲法であり

ます。新しい国がスタートすれば、まず取りかかるのが憲法の制定であります。今回の平成の大合併が過去の2度の合併と大きく違う点は、過去の2度にわたる合併は中央集権国家としての体制固めであったのに対して、今回の平成の大合併は地方分権社会への体制づくりという、全く180度方向転換をするための合併であるという点であります。いわば明治以来続いた廃藩置県から廃県置藩に逆戻りをするという新しい国づくりが今始まろうとしているわけでありませぬ。今日までの自治体運営には地方自治法が厳然として存在し、地方が口を挟む余地は全くといっていいほどありませんでした。しかし、今地方自治法の改正も含めて大幅に変わろうといたしております。そのような時代変化の中で大ざっぱに言えば、自治法をバイブルとする時代は終わったと考えるべきではないのでしょうか。

当然それに変わる新しい仕組みとして、条例の制定が全国で始まっているのではないかと思います。特に、地方分権の推進で自治体の枠組みや自治を実現する仕組みを整えることが必要不可欠になってまいりました。今の自治法では、市民参加や市民協働、情報公開などの自治運営に当たっての基本となる事項に関する規定が存在しませぬ。これでは不十分であり、これでは理想とする分権社会をつくることはできません。西予市には市民憲章もまだできておりませぬ。合併という新しい枠組みができて、このまちが何を目指して今後どのようなまちづくりを進めていくのか、市民にわかる形を示さなければなりません。過去の憲章のようにおざなりのものではなく、だれからも愛されだれでもが口をついて出てくるような生きた憲章、条例制定が必要不可欠だと思います。例えば昨年、総務常任委員会で視察を行いました群馬県草津町の町民憲章には「歩み入る者にやすらぎを去りゆく者にしあわせを」と書かれておりました。観光を基幹産業とする草津町に最もふさわしい憲章であると私は感心をいたしました。

このように市民憲章、自治基本条例の制定は、これから始まる行政と市民の協働作業の指針であり、以前のようなつくることを目的の憲章、条例ではなく、使うことを目的とした憲章、条例をつくるべきだと思います。例えば、市長のあいさつの中には、頻繁に市民憲章、まちづくり、条例が引用され、市民と行政は条例に照らし合わせて議

論できるような関係を持つべきだと思います。条例は行政がつくるものと思われがちですが、立法権を持つ議会がつくることも可能であります。しかし、今回はあえて、行政、議会、市民の協働作業でつくるべきだと思います。そのことによってお互いが尊重し合い、利用しやすい生きた憲章、条例ができるのではないかと思います。

西予市はスタートに立ってどれだけの条例がくれるのか、このできいかんがこれからの西予市を決めるのではないかと思います。再度理事者の考えをお伺いしたいと思います。

最後に、リーダーの育成についてお伺いをいたします。

戦国時代甲斐の国主武田信玄が、「人は城、人は石垣、人は堀、情けは見方、仇は敵なり」と言った言葉は余りにもよく知られた言葉ですが、時代がどのように変わっても人の大切さは今も昔も全く同じであります。自治体であれ会社組織であれ、地域社会においてもそれを動かすのは人であり、よくするも悪くするもつまりは人です。このような中で、地域社会においては極端に若者が減少いたしております。少子・高齢化はとどまるところを知らず、限界集落といわれる地域が毎年ふえております。

このような現状の中で、一番心配されることは地域のリーダーが不在になることであります。以前はどの村にも口やかましく地域の世話をする世話役がいました。あるいは全国の農産物の産地に行けば、それを押し広めた強力な集落営農のリーダーがいたことがわかります。しかし、今第1次産業の衰退とともに、とにかく集落にリーダーがいなくなりました。特に戦後の民主化は個人主義を極度に助長し、田舎においてすら例外でなくなりました。これから財政がさらに厳しくなることを想定すれば、当然自立することが求められ地域のことは地域でやるしかありません。しかし、残念なことは、これをリードしていくリーダーがいなくなっているという現実であります。

このような現状を見かねて、農水省も2006年度の新規事業で集落営農のリーダー育成を喫緊の課題と位置づけ、集落営農育成確保緊急支援事業を立ち上げました。集落の方針づくりから組織化、法人化までを後押ししてもらいリーダーを育成するに対して20億円を計上し、全国500地区を想定して活動費を助成する方針であります。

これとは別に自治体の人材育成も活発であります。徳島県上勝町の人づくりの取り組みとしての一休塾、内子町では昭和60年から農家、役場、農協等で構成する知的農村塾を開催していることは有名であり、それぞれに効果を上げていることも事実であります。

いずれにしても人づくりは息の長い取り組みであり、まさにローマは一日にして成らずであります。西予市においても、人づくりに対して真剣に取り組むべきであると私は思います。厳しい財政の中でメリハリをつけ、特化すべきことは思い切って特化すべきだと思います。夢のあるまちづくりとは、とりあえず人づくりだと私は思います。講義、研修、実践を繰り返し強靱なリーダーを育成すべきであり、そのための投資として優秀な講師陣、研修費、活動費を支援すべきだと私は思います。21世紀、西予市が豊かで誇りあるまちになるためには、とりあえず優秀な地域リーダーづくりから始めるべきだと思いますが、市長の考えをお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 どうもおはようございます。

きょうは傍聴席にこのように多くの方が来ていただきまして、本当にありがとうございます。このような一般質問のときに、これだけの方が来ていただきますと、私ども議員の方々も気合いが入るし、緊張したいいい影響の討論ができるのではなからうかと、このように思っております。

元親議員の質問にお答えいたしますけれども、いつもすごく勉強されておられまして鋭い質問でありますので、私どもも心を入れて答えなくちゃいけないと、このように思っております。

まず、私の方からは、今の一番最初の今後の財政見通しと改革断行の決意についてご質問にお答えしたいと思っております。

財政見通しに伴う改革の断行でございますけれども、これにつきましては昨日私の方の所信表明演説で詳細にわたって述べました。したがって、重複は避けさせていただきますけれども、基本的には入るを図りて出るを制す、先を図りて今を制すの精神で、この改革を進めていきたいと、このように思っております。

今、国の言われておりますプライマリーバランスについて少し言わせていただきますと、今議員も質問の中で言われました、歳出のみでプライマリーバランスを黒字化するという考えで国はあるのではないんじゃないかと私は思っております。歳出削減というのは一つの大きな、最初は出してきておりますけれども、基本的には経済理論的に言いますと、この経済理論に基づく経済政策ということから考えてみますと、経済成長率を高目に誘導をいたしまして長期金利を低位安定とした場合には、経済活性化に伴う税収の自然増ということになるかと思えます。これは経済理論ではありますが、そこを一つの考えに持っていることは間違いないと、このように思っております。だから、政府はプライマリーバランスの黒字化に向けて、今の私の言った考えやあるいは税制改正等々諸政策で実施するのではないかと、このように私は期待をしております。

西予市の財政見通しでございますけれども、今までずっとお示しをさせていただきました数値でございますが、この平成16年度決算における主な政策の報告書、これも出させていただきました。その中の21ページに歳入と歳出のことを細かく、小さい数でありますが出させていただいております。これは平成30年度までの数字を示したところでございますけれども、平成30年の段階で193億円ぐらいの数字をこのように見通しておりますが、現在のところ、これが私どもが中・長期的に見る数字としては、現段階においては現市政が一番近いと、このように思っております。

以上です。

議長 別宮助役。

別宮助役 元親議員の自治基本条例、さらには市民憲章につきましてお答えをいたします。

合併前の旧町には、1町を除く4町で町民憲章が制定をされておったわけでありまして。これはまちづくりのシンボルとして町民の心の支えになっておりました。こうした憲章は、法律として扱われるものではなく、町の個性や象徴、また誇り、市民の理想や志、あるいはまた誓約的な意味合いを持つものかと思うわけでございます。

市民憲章は、市民にその意義が理解され、自発

的行動意欲を喚起をいたしまして、実践運動を通してその精神が広がり、市民参加のまちづくりの総合的な根拠となり続けるならば、そこに市民の町への誇りや愛着が生まれ、夢のあるまちづくりの基礎となるものと考えております。

この市民憲章につきましては、合併協議の中でも合併後制定をする、このような取り組みになっておるわけでございます。先ほど元親議員の方からご指摘がございましたとおり、西予市民に最もふさわしく、だれもが理解でき実践できる皆さんに易しい憲章を制定するようなことを検討してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

2点目の自治基本条例でございますけれども、自治体が制定する各種の条例は行政運営上の根拠となるものでございます。住民の権利、義務、負担の根拠、あるいは行政運営の内部管理や公の施設の設置及び管理に関するものなど適用対象を規定をいたし、義務、強制力、罰則といった法的実効性が生まれてくるものであろうというふうに思っております。

自治基本条例は、日本憲法の理念いわゆる主権が国民に存すること、国政が国民の厳粛な信託によるもの、権威は国民に由来し、権力は国民の代表がこれを保持し、その福祉を国民が享有することの憲法の理念をヒントにまちづくりを推進する手法として、各自治体の主体は市民であることを明確にする、このようなものであろうかというふうに思っております。したがって、この条例ができますと、自治体の憲法としての総合計画や他の条例よりも上位に位置する、市が定めます最高規範となります。市は他の条例等の制定、改廃に当たりまして、基本はこの条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければなりません。

これまでは、それぞれの条例等により行政を運営してまいりました。特に支障はないわけでございます。本定例議会に提案しております西予市第1次総合計画の基本理念といたしまして、協働、自立のまちづくりを掲げております。この協働、自立が、地方分権社会の構築が進められる中、これからのまちづくりの一つのキーワードになってくるといふふうに考えております。

行政、市民の協働によるまちづくりを進めていく上では、地方自治の本旨にのっとり、市民とその信託を受けた市、議会、市長との間で、将来に

わたり共有すべき考え方や自治を実現していくための仕組みをみずから定めることというのは大変重要だというように考えておりますし、行政手法の選択肢としてさらに今後研究を深めていきたいと、このように考えておるわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 続きまして、地域リーダーの育成についてお答えをいたしたいと思っております。

まちづくりの主役は、いつの時代にもありましてそこに住む住民が主役であり、町という舞台でまちづくりを演じるのは紛れもなく住民お一人お一人でございます。

しかし、幸せを追求するそうした活動には必ずその核になるリーダーが必要でありますし、またこれまで存在しておりました。これが、まちづくりは人づくりといわれるゆえんではないかと思っております。知識だけでなく高い識見と情熱、みずから考え行動できる魅力ある人のところには、魅力ある人を育てるシステムが自然と生まれてまいります。人づくりのためには、そのシステムづくりが大変重要になってくると思っております。人は必ず年をとっていきますので、次世代の担い手を常に育てていかなければなりません。これは地域コミュニティづくりだけのものだけではなく、農林漁業や商工業などあらゆる分野で言えることであります。

こうしたすぐれた経営者や地域リーダーを養成するためには、これまでも行政や農林漁業関係者を初め関係機関が連携して、認定農業者の育成や新規就農者の掘り起こし、中核担い手の集団的組織化及び支援、経営相談あるいは指導、マーケティング等の情報提供、また公民館や社会教育等を通じて鋭意取り組んできたところであります。人は語るべき人生を持ち、親は子へ、子はそれを孫へ伝えるということがあります。それぞれの分野で活躍いただいている優秀なリーダーが農林漁業、商工業にあってはすぐれた経営を、地域づくりにあっては熱き思いの郷土愛を、子や孫に永々と継承していただければ産業が、町が輝きを増してまいります。

今後、いろいろな外郭団体が主催する地域おこし研修会やまちづくり活動事業、講師等派遣事

業、アドバイザー事業等がございますので、これらも活用しながら、また行政の各事業課が総合的な連絡調整を行って、経営や地域づくりの優秀なリーダー養成に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 5番元親孝志君。

5番元親孝志君 ここでは2点まで再質問ができるということでございますので、2問再質問させていただきたいと思っておりますが、その第1点目として、3月6日、ここで全員協議会が行われました。その折に、市長の答弁にありましたが、今の第三セクターの経営状況が非常にどことも悪いと。その悪い原因というのは、それをつくる段階で、市長は英語でニーズとウオンツということを使われましたが、必要だからつくったのではなく欲しいからつくった、だからスタートの段階で若干の誤りがあったがゆえに、今の現状の第三セクターの運営が非常に厳しいというふうな説明がありまして、私もまさにそのとおりだというふうに非常に理解をしたわけでございますが。

そこで、今度は逆に、私市民の立場で行政に申し上げたいわけですけれども、これからの行政運営ですが、行政は何がしたいかというのではなく何をしなければいけないか。これは先ほどの第三セクターの問題と同じ局面になるのではないかなというふうに思っております。それは、何を言いたいかといいますと、昨日市長の方からいろいろ説明がありましたけれども、その中で市長の施政方針7重要施策と、7項目の重要施策が上げられましたけれども、その中で私1つ抜けとるんやないかなということを感じました。それは何が抜けるかということ、今の情報化社会に対応する市長の姿勢がそこに上げてないということでもあります。情報化社会とは、今のケーブルテレビあるいはまたインターネットのブロード環境づくりでございますけれども、今日本の社会で一番必要とされるのは、私はまさにこれだというふうに認識をいたしております。ところが、7つの重要施策の中に、西予市はこれを上げておられません。これは財政が厳しいから避けておられるのか、それとも市長みずからその必要性を認めておられないから今回の重要施策に上がってないのか、この点を

まず1点、お伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、再質問についてお答えをさせていただきます。

後ほどニーズとウオツツのことも、別の議員の方のご質問にお答えしようという考えではありましたが、今ほど出ましたのでニーズとウオツツの違い、必要性和欲との違いについて、私は基本的にそういう行政はやはりニーズで動くべきだという考え方を持っておりますので、これもまたご理解をいただきたい、このように思っております。

今ほど言われました情報社会への対応ということで、昨日の私の施政方針の中の7つの重点の中から抜けておると言われまして、非常に私も心配をしながら聞いておったところでありますが、あくまでもあれはまず18年度の予算に対する重点的な施政方針でありまして、情報化社会に対する対応というのは、していかななくてはいけない重要なことであることは認識をしております。

特に、CATVにつきましては、まだ答申を受けていないという段階でございまして、答申を受けた上で今後どのようにしていくかということ、また議員の皆さんや市民の皆さんと一緒に決断をさせていただくと。だから、答申を受けん段階で予算計上はなかなかできづらいというところでありまして、CATVの必要性っていうのは皆さんも認識されておられますし、議員の皆さんも研修、昨日もありましたけれども視察研修で十分勉強されておられるところでありまして、このことについては答申を受けた後に判断をし、必要であれば予算計上というふうに向けていきたいと思っております。今はその段階でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長 5番元親孝志君。

5番元親孝志君 第2点目といたしまして、地域リーダー育成について再質問させていただきたいと思っております。

失礼な言い方をしますと、今の森企画部長の答

弁は少し概論というんですか、客観論的過ぎるんじゃないかなと。もう少しせっぱ詰まったものが私は欲しかったんですけども。

といいますのは、先般私は鳥取県の智頭町という町に行っていました。鳥取県智頭町の中でも一番田舎であります新田地区という世帯数17戸、人口50名という小さな村に視察に行ってきたわけですが、そこで非常に関心をいたしましたのは、わずか17戸の過疎高齢化の見本のような村で毎月1回カルチャー教室を実施されておりました。平成11年からスタートして、この前行ったときに70回目を数えておりました。

そこで一番びっくりしたのは、その講師の方々のリストであります、それを見てさらにびっくりしたんですけども、もう日本で名のある例えば中坊弁護士さんですとか、それから東大名誉教授でありました大森彌、地方自治の最高権威者といわれておりましたが、そういう方ですとか、それから尼崎市の市長、白井文市長ですとか、そういった面々がずらっと並んで、それを毎月1回開催をされておるということに大変驚きを感じたわけですが、今まさにそういうふう全国的に、やはり地域のリーダーの育成をどうするかということは真剣に取り組まれております。西予市においてはそういった傾向が私は若干見えないんじゃないかなという思いがいたしておりました、これからの町をつくるということは、先ほども言いましたけれども人がつくるわけでありまして、どうしても人の教育をしていかなければこれからの西予市、幾ら目標を掲げても達成できないんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、この核となるリーダーはやはり行政主導で私はつくっていただきたい。そのためにはそれなりの投資が要りますので、それは行政として惜しまれては困るんじゃないかなという思いで質問をさせていただきましたので、森部長に再度お伺いしますが、市として私の今の質問に対して、今後取り組んでいく気持ち、実際に市政、行動に移す気持ちがあるかないか、そのことを再質問させていただきまして終わりたいと思っております。

議長 三好市長。

三好市長 一応、今の元親議員の質問について森部長の方でありましたけど、私の方にちょっと答えさせていただきます。

今、鳥取県の智頭町の新田地区というところですが、すごいところだなあと聞いておりますし、そういうところの研修に行かれたことにも驚きを感じております。私もぜひ一緒に連れて行っていただいたらありがたかったなと、このような思いでありますけれども、今言われる中で思い出しておりましたのが、ケネディー大統領が最初に大統領に出て所信をやられた教書の中で、いわゆる国民は自分に何をしてくれるのではなしに自分が国に何をできるのかということが大事だっていうことをケネディーが最初に言うておりますが、今からやはり地域のリーダーを考えたときには、地域のリーダーがみずから自分らがこの西予市に何ができるのかという発想でやられているところが、やはりすばらしくなるのではなからうかと思っております。恐らく新田地区というところはそういうところではなからうかと思ひながら聞かせていただきました。

なるほど行政指導でリーダーを育て上げることも確かに大切でございますけれども、しかしながらそれ以上に大事なことは、地域の中でみずからリーダーが育っていくと、そういう環境づくり、そういうリーダーが地域の中で育って、そういう役割を果たしていただいたらありがたいなと思っております。行政も地域リーダーに向けてのいろいろな育成については努力をいたしますが、ともにそういう力も発揮していただきたいと、このように思うところでございます。

以上です。

議長 次に、26番山本安男君。

26番山本安男君 平成18年第1回定例会におきまして、一般質問の機会をいただきましたので、通告により質問させていただきます。

質問の前段に一言申し上げさせていただきますが、以前の一般質問の中でご提案をしておりました西予市内小学校全児童に対して防犯ベルの貸与についてであります。本年度貸与時期の差はありましたけれども、全小学校に配備が完了し、西予市内小学校足並みそろえた防犯ベルの貸与の対策ができ上がりましたと教育部よりの報告をいた

いただきました。大変喜んでおるものでございます。また、数々の防犯対策の実施においては、西予警察内の防犯協会の協力や教育委員会、ライオンズクラブ、また地域のボランティアの方々の支援があり実施できましたとの報告も聞き及んでおります。その真心からのご支援に対して、大変感謝いたしているものでございます。今後さらに官民力を合わせて、未来を託す幼い児童の身辺に起こっている残忍な被害から守るために、防犯意識の向上に努力することをお誓い申し上げて質問に移させていただきます。

初めに、公営住宅階段に手すりの設置についてお伺いをいたします。

ご存じのとおり、公営住宅下松葉団地は3棟から成り立っております。建築後、約26年から28年たっているとされており、3棟とも3階建てであります。全く手すりがつけられていない団地となっております。

3階に入居されておりますIさんは10年ほど住居されておりますが、奥さんが身障者で足が悪くなり、3階までの上りおりにご主人の手を借りながらの生活で、手すりのない階段に大変苦慮されておられます。また、団地内の3棟の数の方に聞き取り調査を行ってみますと、将来は必ず手すりをつけてほしいとの声が返ってきました。ちなみに、団地内の身障者の方の世帯は15世帯と聞き及んでおる状態ですので、手すりの必要性が高いと思われれます。一人の人間の生命は地球よりも重いとあります。手すりは転倒防止策の一つでもありますし、安心、安全の公営住宅へ改善すべきだと思います。

以前に市の方にも要望し、担当の調査員も下見に来ているとのことでございますが、手すりの設置について今後どのような計画でしょうか、お伺いをいたします。

次に、古代ロマンの里づくり進捗状況についてお伺いをいたします。

産・官・学いわゆる地域、行政、大学が協働で、三位一体になって発掘調査が進められております。歴史を掘る、文字どおりの古代文化の足跡をたどり、今ここに日の目を見る古代ロマンの里が開かれるときが来たことを思いますと、胸の高鳴りを覚えます。

私は、旧宇和町議会の折に、ある方から私の山に古墳があるが宇和町がもう少し管理をしてほし

いと要望を受け、一般質問に取り上げたことがあります。その中で、宇都宮町長当時は、愛媛大学考古学研究室の下條信行教授に依頼して発掘調査を行っているとの答弁があり、古代遺跡と里山の共生を求めて発掘し保存して、住民が活用できるものに仕上げたいとの答弁でありました。それが、今の古代ロマンの里構想の産声であり、第一声であったわけでございます。以来10年余りの発掘調査を重ねて、宇和の古墳が歴史上重要な位置にあることが見えてきたと大学側では報告されております。

遺跡には、永長上横田遺跡、田苗真土遺跡、山田細狩遺跡、岩木原田遺跡、上松葉谷川遺跡、笠置峠古墳、岩木赤坂古墳等、代表的な7つの遺跡をつづりましたけれども、いずれも南予最古の弥生土器や南予最古の竪穴住居石室、またよろいかぶとを出した赤坂古墳等、1000年から1600年前の文化遺産であるといわれております。宇和盆地になぜこのような形で古墳が存在しているかを調査し保存して、後世につなげる責務があると私は思うのであります。大学教授の方々、学識経験者の方々も大変応援をいただいております。これまでの古代ロマンの里構想、発掘調査や整備上の現状、これまでの経過を関係各位に中間発表としてお尋ねをしたいと思います。

終わりに、考古館の建設についてお尋ねをいたします。

古墳から出たものや地域の出土品の展示室、復元や整理が行われる場所、または立体地図や写真展示等が行える考古館的な建物が必要であると思われる。建設場所の設定はどのようになっておられるのかも関係各位にお尋ねをしたいと思います。

以上2点、よろしく願いいたします。

議長 安藤建設部長。

安藤建設部長 山本議員の1点目、公営住宅階段に手すりの設置についてのご質問にお答えいたします。

公営住宅は、住民の福祉を増進する目的を持って供給される施設であります。このため公営住宅及び共同施設の管理を適正かつ合理的に行い、入居者に対しては、当該施設には必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持管理するよう義務づけられております。

議員ご指摘のとおり、公営住宅下松葉団地は昭和53年から55年に3棟とも3階建てで建設され、階段9カ所は手すりが設置されていない現状であります。入居者につきましては、65歳以上の高齢者が15名、また歩行に支障を来している方が3階に入居されておりますので、手すり等の整備が必要であると認識してるところであります。このことにつきましては、平成18年度より入居者の皆様と協議の上、手すりの設置に急を要する場所から整備を図り、入居者の安全確保に努めたいと考えております。

今後、公営住宅に関する管理につきましては、入居者の方々と調整を図り、住み心地のよい安全で安心な住宅管理に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 山本議員の古代ロマンの里づくりについての質問にお答えをしたいと思います。

まず、平成7年の岩木赤坂遺跡の発掘調査以来、旧宇和町における弥生時代並びに古墳時代の主要な遺跡を愛媛大学考古学研究室の協力を得ながら調査をしてまいってきております。特に、古代ロマンの里構想では、古墳時代の笠置峠古墳、小森古墳、岩木赤坂古墳、ナルタキ古墳などを重要な拠点として位置づけられました。このうち笠置峠古墳とナルタキ古墳の発掘調査が今年度までで終了いたしました。この発掘後の整理研究も愛媛大学が中心に進められており、先ほど山本議員が言われましたように、古代の宇和盆地が南予の中心的役割を果たしたことが判明してまいりました。

こうした成果をもとにした本構想は、これまでの議論で基本的な全体計画が固まり、今後は笠置峠古墳の整備、ナルタキ地区の整備など個別の整備についての議論を進めていく必要が出てきました。昨年度、県の補助を受けて笠置峠古墳の竪穴式石室の複製を作成するなど、既に一部については整備に向かって取り組んでいる現状であります。

また、出土品の展示など学習拠点となる考古館の建設予定地については、現在のところ白紙の状

態であり、建設予定地選定委員会のあり方等について行政内部で十分検討をしながら、議会等の助言もいただきながら、このことについては進めてまいりたいというふうに考えております。

議長 26番山本安男君。

26番山本安男君 手すりの設置については前向きなご答弁をいただきまして、まず下松葉団地の皆様方には時期おくれのいいお年玉ができたこと、このように解釈いたしております。今後さらに、安全対策を目指して心配りをしていただきたいと思っております。

2点目の古代ロマンの里の構想の件ですが、もう少し具体的に時間をとって発表をしていただきたかったのでございますが、地域の活用方法についてで1点だけ質問させていただきますと、地元の関与といいますか、地元住民の手をかりながらの発掘調査でございましたし、今後またいろんな意味で利用していく上において、学校、教育の上から生徒諸君のボランティア的な関与、こうしたものにもぜひ利用しやすいような形で教育部の方で対案ができていますかどうか、この点についてお伺いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 山本議員の地元といいますか、この古代ロマンの里構想ででき上がった構想についての利用あるいは運営、こういったようなものについては、やはりすべての市民の方が利用できて、しかもそれに参加ができるような方法をとっていききたいというふうに思っております。

ただ、今現在、古代ロマンの里が旧宇和町の石城地区を対象に出発をしておりますので、その石城地区というのは5つの集落を集めた意味での石城地区ということにとらえていただいたらと思うんですけども、その中にあります石城小学校、ここの児童・生徒、この子らの体験学習あるいは総合的な学習の時間で利用をしていくと、あるいは笠置文化保存会、こういったような地元の文化団体、こういったような方々が展開している地域おこし、村づくり、こういったようなものについても、この古代ロマンの里構想の中に盛り込

んでいけるまちづくりをしていきたいというふうに考えております。

議長 次に、31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 私は、先ほど元親君が今後の西予市、将来にわたっての市が何をすべきかということについて質問をいたしました。私はもう喫緊のことについて質問いたしたいと思いません。

その1つ、平等の定義と意識改革を、2つ目、結婚の意義と子育て支援をとということで質問いたします。

合併して満2年を迎えようとしておりますが、西予市は1つであり平等であるべきとはだれもが願うところであります。しかしながら、いつも市長が申されるように、西予市は実に日本列島を凝縮したように、地形そして大きな気候の違いがあります。当然のことですが、歴史、文化、風土それぞれ旧5町それぞれ異なっております。それらの違いを考えたとき、すべてを一律平等にすることは到底無理なことであると思っております。

しかし、平等、対等、これは最小限の約束事項であり当然であると思っております。しからば平等の定義をどこに置くかであると思っております。私は、平等とは住む地域において住民の満足度ではかるべきであると思っております。例えば、水道料金がある地域では月額2万円であり、またある地域では月額5,000円というところもあります。当然のことですが不平等であり、統一すべきということになります。しかし、前者は公的施設ですべてを公費で賄っておる、後者は金額は安いけれど管理は個人また地域で行うため、干ばつ、豪雨、洪水等小さな天気の変化にも左右され、絶えず取水口に走るなど多大の労力や心労が必要となっております。これらを相殺すれば双方の満足度、裏を返せば不満足度は平等であると思っております。料金の差があるから、また労力がかかるから不平等という考えは改めなければならないと思っております。

ほかにも不平等と思われることがありますが、中にはそれが平等であったり、また反対に平等と思われることが実際は不平等であることも認識しなければなりません。かといって、その状態をいつまでも放置することは許されません。行政として、それぞれの地域が文化的で心身とも

に平等で生活ができるように、何事にも優先して自省を図るべきだと思います。平和で安全、安心の西予づくりをするために、一層頑張らなければならないと思います。

加えて申しますが、実は私、先般、大先輩との意見交換をする機を得ました。先輩は旧5町それぞれに特性を持っている。それを違いを違いと認め、その特性を生かせる産業の育成を図るべきである。農林産業においても地域ならではの新製品を発掘すること。1次産業、また1・5次産業、または流通に至るまで一括して行う。地域、農業、行政が一丸となって行うべきである。すなわちブランド化などゾーンづくりが大切であると力説されました。まさに、私もそのとおりであると思います。

2点目、結婚の意義と子育て支援を。

結婚問題と少子化問題は表裏一体であることは、ご案内のとおりであります。西予市においても結婚推進委員を立ち上げ、カップルづくりに精力的に取り組んでおられることは高く評価されます。しかし、その成果がなかなか上がらないのが現実であります。1つには、市内に若者の働く場所のないこと、また学校を過ぎれば都会に若者が流れていくこと、これは危惧すると思います。私が思うには、結婚を単なる男女の結びつきと勘違いをしているものがあるのではないかと疑念を持つものであります。

結婚の意義について内閣府が行った世論調査では、男女ともに上位3位までは次のような結果がありました。1位は、精神的に安らぎを得ることができる。2位、子供を産み育てることは生きがいを感じる。3、お互いにすべてを高め合える仲間であるので人間として成長できるとありました。まさにそのとおりであります。私はその上に、結婚は人間社会を維持発展させるための基礎であり、社会構成の基盤をなすものであると考えてるのであります。

したがって、結婚はこの世に生を受けたものの義務であるといっても過言ではないと思います。現実の社会の構造を見ましても、医療・福祉、特に老後の介護、年金等を考えたとき、昔のように幼児、幼年、少年、成年、壮年、そうして老年と人口のバランスのとれた社会に戻らなければ、安定した社会はできないと思います。高齢者が安心して暮らせるのも若者のおかげであるという、そ

の気持ちも持たねばならないと思います。しかし、このことは順送りであります。そういうことを肝に銘じなければならないと思います。若者が結婚もせず子供の養育を怠ったならば、社会制度はたちまち崩壊することは火を見るよりも明らかであります。今市民全体が危機意識を持って取り組む必要があると思います。

そこで、提案ですが、苦しい中でも結婚をして子供を育てる、家庭を支えるために、市民全体で広く薄く子育て支援を行うために、子育て支援税なるものをお願いし、全市民で子育てをサポートする体制をつくれれば、未婚の方も結婚への考えが変わるのではないかと思います。何よりも市民全体が子供は我々の子供である、宝であるという意識が高まれば、現在危機を抱きながら登園、登校の幼児や児童・生徒の安全性が高まるものと確信をするのでございます。市民の皆様のご理解とご協力、そして市長、理事者のお答えをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、浅野豊重議員の平等の定義と意識改革について、ご質問についてお答えさせていただきます。

今ほどの浅野議員のご質問は、権利の平等を問われとるのではなしに、恐らく行政条件の平等を問われておるといふご質問だと思いますので、その観点からお答えさせていただきたいと思いません。

議員が言われる平等とは住む場所における満足度であると、実にこれは名言であると思っておりますし、私も賛同するところでございます。私はこのことをグローバルに考えてローカルに実践しようと言わせていただいております。西予市は海あり山あり里あり、あるいは川がその間にぬってありまして、実に自然に富んで起伏のある地形でございます。したがって、そこでの生活実態も、それから生まれた風習や習慣やあるいは伝統芸能も異なっておるといふのが実態でございます。合併した1つの西予市が、それを一定の枠にはめるような行政施策を当然すべきではないと思いません。大切なことは、違いを認め合うということだと思います。例えば、道路の整備一つとって

も、リアス式海岸や平野部、あるいは山岳地帯での1平方当たりの投資額は異なっております。一定のそれで予算額を投資することは不平等であると思っております。

しかし、水道料のような生活環境整備においては、市内の例えば上水道の料金を考えてみますと、高いところと安いところで2.5倍の差がありますけれども、これはどうかと思っております。やはりこれは行政課題として取り組んでいく必要があるのではなかろうかと、このように思います。

先ほども元親議員のご質問の中に再質問で答えさせていただきましたが、ニーズとウオントツであります。すなわち必要なものと欲によるものとの違いを行政はしっかり把握する必要があると思っております。旧5町の住民の方が隣の町にあるから自分の町にもあるべきであるという1つのウオントツから、西予市には4つの温泉ができてしまいました。このことが赤字体質の連鎖が生まれておるといってございまして、このようなウオントツの平等要求は今後避けるべきであると、私はこのように思っております。私はまとまりのある西予市を創造するために、全体を見ること、違いを認め合うことを根本として、グローバルに考えてローカルに実践すると、ともに作る西予市を考えていきたいと思っております。

以上です。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 それでは、2点目の結婚の意義と子育て支援をについてお答えをいたします。

西予市はもちろんでありますが、日本国内におきましても、少子化問題は国政の大きな課題として取り上げられております。政府は少子化対策の担当大臣を設置して、その対策を強化しているところでありますが、この西予市におきましても出生人口が年々減少しているのが現状であります。ここ10年間の動向を見ましても、平成7年の西予市全体の出生者数は369名でありましたが、平成17年には281名と、88名、24%の減少であります。少子化問題は将来の社会の維持、発展を考えると非常に重要な問題であり、その対策を強めていかなければならないことは論を待

つまでもありません。少子化の原因につきましては、いろいろなことが考えられるわけですが、まず高学歴化による晩婚化、男女の未婚者の増加が大きな理由であろうと思われま

す。浅野議員のご指摘にもありましたように、男女の結婚とはお互いの愛をさせることは言うまでもありませんが、家庭をつくり社会を構築していくという大きな役割を担っていくのも事実であります。西予市におきましては、子育てを支援していくために、平成16年度に西予市次世代育成支援行動計画を策定し、子育て支援ネットワークを構築して西予市内での子育て支援を推進しておりますが、さらに関係機関との連携強化を図り、子育てに適した環境づくりに努めていかなければならないのはもちろんのことです。

その一つの方法として、子育て支援税を創設して市民の意識の向上と子育て支援に充てるようご提案していただきましたが、確かに市民全体の意識、啓発と財源確保のための目的税の創設は大きな意味合いを持ち、大きな力を発揮するものと思われま

す。愛媛県が県内の森林資源を守り育てていくために環境税を課して、県民ぐるみで取り組みを進めていることはご承知のとおりであります。しかしながら、この税の創設は市民に大きな負担を強いることも事実であります。また、子育て支援は1つの自治体だけの問題ではなく、年金問題を初めとして日本国内全体での大きな問題であります。西予市としても独自のアイデアと施策を子育て支援の問題に取り組んでいく必要があるということは認識いたしております。

西予市では、本年4月からごみの分別を細分化して資源化を図り、ごみの減量化に努めて1億円の削減を目指していますが、例えばそれによって生み出される財源を子育て支援に回していくことも一つの方法であります。市民一人一人の皆さんのごみの減量化へ努力していくことが西予市の子育てにつながっていく、そのようなシステムづくりも検討してまいりたいと思っております。

また、具体的な子育て支援のニーズの把握にも努めてまいらなければなりません。そこで、子育てに関する具体的な問題、課題、意見等を受け付けることのできる子育て支援相談窓口をつくってまいります。浅野議員ご指摘のとおり、子育て支援は西予市の未来にとって大変大きく重要な課題であります。関係機関との連携のもと積極的に推

進してまいりたいと、このように考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長 31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 前向きなお答えをいただきましてありがとうございます。が、ともすればこれは市民に対する意識改革のみにとらえられるような感じもいたしますが、行政としてこれらの改革が可能になる誘導的そして機運を高めることが、これは何より必要であるとういうように考えますので、もう一度市長のかたい決意をお願いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、浅野議員の再質問でございますけれども、かたい決意ということでございますが、これは私どもが行政をやる以上、住民の方のいろいろな思いを行政の中に反映するというのが根本でございますので、そういうご質問を受けたことについてお答えしたことについては、行政の中でしっかりとらえてやっていくということにさせていただきます。

以上でございます。

議長 暫時休憩をいたします。10時30分に再開をいたします。(休憩 午前10時15分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(再開 午前10時30分)

16番岡山清秋君。

16番岡山清秋君 きょうは兵頭議長の奥さんも見えておられるようでございますので、気合いを入れてやりたいと思います。

私は体育系の人間とっております。現在も体育関係またソフトボール協会等のお世話もさせていただいている関係で、そちらの方の質問といたしますが、ご提案を1件だけ述べさせていただいたと思います。

お手元に配付しておりますように、国体の誘致と指導者並び選手の育成についてということになります。

ご承知のとおり、愛媛県では2017年に愛媛国体として開催県として決定したところであります。60年に1度の国体会場となることは、我々県民にとってもこの上ない喜びであると思いません。愛媛国体を成功させるには県民が一丸となり、この大会の取り組みに準備万端整えていくことが重要であると考えます。

今期の冬季オリンピックでは、多くの国々から多くの選手と多種目の競技が展開されたところでありますが、我が国の参加チームもおおのメダル取得の希望を抱いて日ごろの練習成果をいかなく発揮されたと思いますが、なかなかメダルに届くにはいま一步であり残念と思っておりましたが、フィギュアスケートの荒川選手の見事な演技で待望の金メダルを見ることができ、世界中の誰もが感動をし、人々に希望と勇気を与えてくれました。

愛媛県では、先日オープン試合を白星でスタートした愛媛FCの勝ち上がりもあり、2005年には四国アイランドリーグの設立によりリーグ戦が展開されており、今後においてサッカーに野球にと期待をされているところであります。愛媛県体育協会でも2017年の国体に向け、スポーツを通じて青少年の育成とジュニア層の競技力の強化を目指して、県体育協会長の亀会長を中心に、スポーツを愛する県民として、現在「ひめっこ募金」をスタートしているところであります。

国体の選手として出場するためには、並大抵の努力では切符を得ることは難しいことであると思われれます。県下において運動施設の完備された市町村も多くあると思われれますが、西予市の中でも過去において国体に参加された方も数多くあり喜ばしいことでありますが、我が西予市からソフトボールや相撲、柔道、剣道等の種目の誘致並びにチームの育成とそして指導者、選手の育成をしたいものと考えます。スポーツをすることで心身ともに豊かで健全な育成ができるものと思われれます。

現在、西予市内にはソフトボールの公認審判員の3種の取得者が100人、2種が20人、1種が15人おります。ちなみに、3種の審判員は県内の大会の審判ができ、2種審判員は四国大会までのゲーム審判ができます。1種審判員は全国大会の審判ができることになっております。愛媛国体までにはかなりの1種審判員が、この西予市の

中にも育つことと思われま。種目の誘致が成功すれば、彼らの意欲もわいてくるのではないでしょう。

三好市長が描かれているスポーツ立市のまちづくりに絶好の題材であると私は考えます。現在全国的に、少子化を過ぎ超少子化時代を迎えたところではありますが、スポーツ熱を上げることは進行している過疎化に歯どめをかけ、超少子化の解消にもつながるものと信じております。若者に夢を与えてやるということも私どもの仕事ではないでしょうか。

16年に合併した西予市には、現在野村球場と宇和球場の2つの球場があります。昨年できた野村町の乙亥会館もあります。少し手を加えればどこにも引けをとらない施設だと思えます。全国的に経済状況の悪い中、県も西予市も財政状況は極めて厳しいものがあり、現在も私の後方から清水財政課長がにらみつけている、そう思っておりますが、少しずつ景気も上向きであり10年後のことでもあります。市内各地の多目的グラウンドの整備をしつつ各団体とも協議をされ、ぜひ種目の誘致、いち早く手を上げていただき、また指導者と選手の育成の強化が必要であると私は考えますが、少年少女に希望の持てる市長のお考え、また担当所管のお考えをお伺いし、私の質問を終わります。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、岡山議員の質問についてお答えをさせていただきます。

岡山議員自身が非常にスポーツを愛されスポーツ万能であるということもありますし、スポーツの体協の指導者という立場もあらわれて、この国体の誘致には並々ならぬ思いがあつてのご質問だと、このように思っております。

国体誘致種目につきましては、愛媛県が手づくり国体を提唱されておりますように、西予市としても現状のスポーツ施設の有効利用等、選手、役員等の派遣人員に対する宿泊施設等も考慮して、誘致種目の選定をしたいと考えております。

質問にありますソフトボールにつきましては、誘致の施設基準は規定の競技場が8面 2会場以上での可能もありますが 必要で、選手、役員の宿泊人員は864名の確保が必要となります。

相撲の場合は、規定の競技場1会場で、選手、役員の宿泊人数は611名となっております。

西予市の現有施設では、乙亥会館の相撲施設が国体種目の選定基準を満たしておりますので、相撲競技とソフトボール競技を誘致したいと、このように考えております。その他の種目につきましては、近隣市町村の動向を配慮しながら協力体制を整えていきたいと思えます。

平成18年度には、スポーツ立市ビジョンを策定いたしますので、この中で議論をし、競技性、レジャー及び健康づくりの各方面を網羅した新しいスポーツの振興策を構築します。2017年の愛媛国体に向け、若者に夢を持たせる競技スポーツの推進と、楽しみながら健康づくりを目的にしたスポーツの取り組みを今後とも考えていきたいと思っております。

再度であります。ぜひとも相撲はとれると思えますが、ソフトボールについても近隣市町と一緒に連携をしてやって、ぜひ国体の誘致に向けてやっていきたいと、このように思っております。

以上です。

議長 16番岡山清秋君。

16番岡山清秋君 ただいまの答弁、前向きな答弁だったと思えます。子供たちも多分、今後喜んだ結果になるのではなかろうかと思えます。

これは10年、11年後のことでもあります。当然今の小学生の低学年の児童たちがほとんどの対象になるのではなかろうかと思えます。今後においては、そういった意味においても各市内の学校関係、指導者関係、連絡を密にさせていただいて、これから優秀な選手の人材をつくり上げていただきたいと思えます。

そして、今答弁の中には相撲とソフトボールと言われましたけれども、相撲は確かに立派な施設がありますが、ソフトボールについては先ほど私はあえて野村球場と宇和球場と申しましたけれども、国体の開催のみならばそれで十分対応はできると思うんですが、国体をやるとなればそれまでのあらゆる施設の当然整備も今からしなければならぬと思えます。どうせするのならば、先ほど言いましたように、多目的グラウンド等の市内のグラウンドを整備されて国体に間に合わずよう

すれば、国体のみならずその前後においても、国体、全国レベルの大会等が誘致できるはずです。国体は11年後ですけれども、それまでに整備ができればレベルの高いいろんな種目が誘致できると思います。

そういう意味においても、国体のみならず前後においても、そういったことが可能であるということもこれからの施設の整備づくり等に頭を置いていただいて、全国レベルの大会をすとなれば先ほど市長も申したように、かなりの人がこの西予市にやってくるわけです。当然宿泊もしなければなりません。地域の活性化にもつながるだろうと思います。そういった意味におきまして、ぜひともそのような夢を現実のものにさせていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長 答弁は要りますか。

(16番岡山清秋君「要りません」と呼ぶ)
要望といたします。

次に、14番浅野忠昭君。

14番浅野忠昭君 通告により、3点につきまして一般質問を行います。

まず、医療と健康づくりについてお尋ねをいたします。

平成17年度西予市国民健康保険特別会計当初予算を見ますと、52億3,200万円となっています。また、西予市老人保健特別会計予算は69億2,011万円となっております。合計いたしますと121億5,211万3,000円となり、毎月10億円が医療費として支払いをされている勘定となります。もちろん我々の医療と健康を守るためでもありますので、仕方のないこととはいえ、今後我々団塊の世代が定年を迎え高齢化はますます進行することが予想される今、医療費も増大してまいります。国民健康保険の基金も底をついているようでもありますので、国民健康保険税の値上げも考えられるのではないかと思います。今後の見通しについてお伺いをいたします。

また、病人になるのを手をこまねいて待っているのではなく、予防面についてもいろいろ施策はされていることであろうと思いますが、具体的にお教えいただきたいと思います。

私は医療費のPRをすべきであり、意識改革が必要ではないかと思えます。それは自分の健康は自分で守るということであり、元気な中高年をつくることではないでしょうか。そのためには国保の担当の市民生活課、予防面や栄養指導を行っている健康づくり推進課、高齢者学級などの担当の生涯学習課、具体的に体を動かし楽しんでする軽スポーツの習得などの文化体育振興課などの横の連携が必要ではないかと思われます。このことはどの分野についても言えることで、旧態依然の縦割り社会から脱皮をしていただきたいと思っております。そのような連携は取っているのか、市の指導方針についても伺いをいたします。

特に、市長は西予市をスポーツ立市と位置づけられていますが、青少年の競技スポーツだけでなく、健康や医療費の削減につながるスポーツ立市であってもほしいと思えます。この推進に当たっては、大まかな指導でなく各地域での末端浸透は大切であり、西予市には67名の体育指導委員さんが配置されていると聞いておりますが、体育指導委員の内容等をお伺いをいたします。

また、各種の委員の削減には私は賛成ではございませんが、体育指導委員については、予算面や人員の確保については厳しい財政事情ではありますが、市民の健康をつくり守っていくという大切な役割があると思われしますので、柔軟な姿勢で臨んでいただきたいと思っております。市当局のお考えをお伺いいたします。

第2点は、事務の改善であります。

合併のすり合わせと見直しは種々されているところでございますが、事務の改善や見直しについてはどのように改善されているのかお尋ねをいたします。

先日、私はある課長さんのところに行きました。決裁中でありましたので、しばらく待たせていただくことにしました。決裁中の文書挟みが山のようになっておりましたが、手際よく印鑑を押していました。終わったなと思い近寄ろうとすると、今押した書類を印鑑をかえて、また押していくではありませんか。あれっと思い、終わるのを待って何で2回も押すのと尋ねますと、課長専決というのがあり、金額も100万円まではすべてこのようにしなくてはならないということでした。仕事とってしまえばそれまでですが、今の時代にもっと便利にできないことはないと思われ

ます。パソコンの機能からしても、金額で専決人を打ち出しできれば、2度押しは不必要だと思われます。

私は仕事の手抜きを奨励する気はありません。新規採用者は退職者の2分の1ということであり、人が減るということは、毎年職員の仕事の量はふえてくるということです。職員にはむだな仕事はささず、合理的でスムーズな事務処理となりますよう、事務の改善等に配慮を望むものであります。その余った時間を新しい西予市のために努力していくのが、本来の事務改善ではないでしょうか。基本的な考え方をお伺いいたします。

第3点は、西予市の人づくり政策と地域の振興計画についてお尋ねをいたします。

平成18年度予算も、三位一体改革の影響により、非常に苦勞されたと聞いております。各種事業の大幅削減や見直し事業もあったと思われます。しかしながら、人づくり、人材育成についてはよどみ停滞なく推進すべきものだと考えます。私は、まちづくりの基本は人づくりであろうと思っておりますが、人材育成の方策をお伺いいたします。

私の友人に内子町の方がおります。内子はそれぞれの地区住民と行政との協働で地域の振興計画が作成されていると聞きました。これは旧町単位でなく、小学校、公民館単位の計画であります。各地区で、自治会単位で職員も張りつけて計画書を作成したと聞きました。西予市の総合計画も、それぞれ個々の自治会の上に立った総合計画であるのが本来の姿ではないかと思われまます。

西予市は514平方キロという、県下の市の中では最大の面積を持っております。海拔もゼロメートルから1,400メートルと温度差、気候、言葉も皆違います。それぞれ個々の町の顔や、同じ町でも地区や自治区の顔を大事にし、西予の融和、融合を図る必要があると思えます。そのためには、自分たちの地域の未来を見詰め、総合していかなければなりません。西予の人材育成とあわせて地域の計画づくりを考えていかなければならないと思えます。お考えをお伺いいたしまして、以上で一般質問を終わります。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 それでは、1点目の医療と

健康づくりの前段部分についてお答えをいたします。

国民健康保険制度につきましては、被保険者の高齢化や低所得者層の増加などの構造的な問題を抱える中、近年の不況に伴う所得の減少により、極めて厳しい状況にあります。平成17年度の決算見込みでは、現段階で財政調整基金は約5,600万円取り崩すようにしておりますが、国の特別調整交付金の交付決定額によっては基金を取り崩さなくても決算できるのでないかと考えております。平成18年度の予算案につきましては税率を据え置きにしておりますが、不足する財源として財政調整基金を約2億8,000万円取り崩して計上をいたしております。それにより、基金残高は平成18年度末で約5,500万円となりますが、18年度の老人保健医療費の抛出額については、算定計数の減少により当初予算計上額よりも減額されると思われまますので、基金残高は幾分ふえてくるのでないかと推測いたしております。

また、老人医療につきましても、急速に進展する高齢化とともに生活習慣病の増加、医療技術の高度化等により、1人当たりの医療費はふえ続けることが予想されております。今後の医療費の伸びによっては近い将来保険税率の引き上げもやむを得ない状況でないかと心配をいたしているところであります。

国保財政の認識を深めていただくためにも、広報せいよでの掲載を初め、医療費通知、重複受診、多受診者の訪問指導等による医療費の現状周知と受診コードの見直し等を図っておりますが、老人医療費の場合は加齢による病気の発生で、高齢化が続く限り、その抑制には限度があるのではないかと考えております。

医療費を抑制する手段として、国保会計では保険事業費を計上して、健康づくり推進課と歩調を合わせて、昨年には「西予市健康づくり計画2014、元気だ西予」を策定し、健康づくりスローガンを発表いたしました。この計画の基本方針に基づき、医師会、保健師、栄養士、保健推進委員が中心となって健診事業、生活習慣病予防の健康教育、栄養教育を行い、すべての市民が元気で安心して生活できる活力ある社会の実現を目指し、1次予防、2次予防に取り組んでおるところであります。

近年の死亡の最大原因はがん、心臓病、脳卒中

であり、いずれも生活習慣が大きく関与いたしております。生活習慣を改善し、疾病予防を図るために、今月の12日に第2回目の西予市健康づくりセミナーを宇和文化会館で開催いたしますので、市民の皆さんや議員各位におかれましてもぜひご参加をいただきたいと存じます。

また、昨年オープンいたしましたクアテルメ宝泉坊における温泉を利用した水中運動教室も大変好評であります。健康づくりにも大変有効な運動でありますので、皆さんのご利用を期待いたしております。

さらに、介護予防面におきましては、本年4月より新しく地域支援事業が創設され、この中で65歳以上のすべての高齢者を対象に健康診査、要介護、要支援になるおそれのある高齢者を対象とした運動機能の向上、栄養改善、閉じこもり予防を含めた介護予防事業なども実施いたしますので、市民の皆さんが積極的に自分の健康は自分で守る意識を身につけていただきたいと、このように考えております。

なお、今後の取り組みにつきましては、ご指摘いただきましたように、健康づくりについての連携は必要かつ重要なことであると認識いたしておりますので、市長部局はもちろんのこと教育部局との連携も深め、市民生活課、健康づくり推進課、生涯学習課、文化体育振興課の4つの課が連携を取りながら各事業を推進し、市民の意識改革を含め、平均寿命だけでなく健康寿命の延伸を図り、医療費の抑制や元気な中高年の増員に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 浅野議員のスポーツ立市の位置づけ、体育指導委員の職務内容、社会教育分野における人づくりについてお答えをいたします。

スポーツ立市に向けての基本構想については、18年度中に策定するため、現在準備を進めております。この策定に当たりましては、関係部課による連携を図り、競技スポーツの振興策、レジャー等健康づくりの両面から検討を加え、最終的な目的としてはスポーツ、運動、こういったようなものを通して健康で明るい市民生活、社会生活を営むことができるように、こういったような目標

に向かって基本構想を進めていきたいというふうに考えております。

それから、体育指導委員の職務内容の関係なんですけれども、現在67名の体育指導委員につきまして、専門的な知識や技術を持って各領域ごとに指導をいただいております。この体育指導委員の設置の基本になるのが、スポーツ振興法という法律に基づいて西予市の体育指導委員の規則を設けておりますが、その中でも特にスポーツに関する技術指導、これが主になっておりますので、そういう分野で指導をいただいております。なお、近隣市町村を参考にしながら、2年間の任期の中で削減を含めまして、この委員の人数については検討していきたいというふうに考えております。

それから、3番目の社会教育分野での人づくりについてお答えをしたいというふうに思います。

議員ご指摘のとおり、まちづくりの基本は人づくりというのは、いつの時代も変わらないテーマであろうと思っております。

これまでの社会教育分野においては、関係団体やグループ活動による組織的な教育活動により互いに信頼関係を築き、自己を確立するための機会を拡充してまいりました。このことが既に人づくりであると考えますが、人生80年代となった現代、生涯学習社会を構築することが人づくりの大きな基盤になると考えております。そのことは、だれでもいつでもどこでも主体的に学ぶことのできる社会であります。すなわち学習したことが適切に評価され、学んだ知識や技術を地域社会で生かせる仕組みをつくるのが一番大切なことであるというふうに考えております。このことによって住民一人一人の学習意欲が高まり、自発的にそれぞれの地域の課題解決や、それぞれの地域のまちづくりの関心につながっていくというふうに考えております。このようなことで、教育部としては人づくり、地域づくりを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 浅野忠昭議員の事務の改善についてと地域の計画づくりについてのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

事務決裁規程は合併前に検討したもので、合併

後2年が経過し、見直しの時期に来ております。議員ご指摘の事例におきましては、行政改革大綱及び建設計画に取り上げております文書管理システムを導入した場合、パソコンのボタン一つで決裁が承認され、自動的に次の承認者へネットワーク上で流れていく仕組みとなっており、押印の必要がないなど事務の簡素化が見込まれるものであります。

本年度は担当課での検討会を発足させ、合併補助金での導入を前提とし、調査研究を行いました。最終的に電算基盤の導入に4,000万円以上の経費がかかるということで、現時点では断念した経緯がございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、これからは毎年職員数の減員が見込まれ、現行の事務の流れを維持することは難しい状況にあり、事務の改善が必要になると考えておりますので、事務決裁規程を含め可能な事務から本庁一本化へ移行するなどの事務の改善を図っていきたく考えています。

続きまして、地域の計画づくりについてお答えをいたしたいと思っております。

本定例議会に提案いたしております総合計画は、地方自治体の行財政運営の基本となる最上位計画であり、旧5町の合併によって新たに誕生した西予市にとっては第1次の計画となります。地方自治法第2条第4項の規定では、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と定められております。地方分権がいよいよ実行段階を向かえ、また三位一体の改革が進む中、将来の進むべき道を探りながら、個性的で自立した協働のまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

総合計画は、地域ごとに積み上げた計画というより、行政の総合的な経営指針として市民みんなのまちづくりの共通目標としての最上位計画となるものであります。したがって、計画策定に当たりましては、市政懇談会や地域審議会、まちづくり懇談会、アンケート等により市民から意見、提言をいただき、それらを基礎資料として職員プロジェクトや総合計画策定委員会、市民の代表で構成する総合計画審議会等で論議し、市の特性や市民ニーズ、時代潮流、発展的課題等を分析し、分野ごとに計画目標を定めたところであります。

す。

今まさに先行き不透明な時代を迎えております。変化の激しい社会であればあるほど自立が求められ、みずからのよって立つ基盤をしっかりと確立していくことが必要であるため、今後におきましては、この総合計画の基本理念に基づいてまちづくりを進めてまいります。どうか住民の皆さんには公民館、自治会、団体等で大いに地域振興の議論を願い、英知を結集して、その実践により活力ある地域づくりにご奮闘いただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 14番浅野忠昭君。

14番浅野忠昭君 事務の改善でありますけれども、財源の本当に厳しい時代でありますけれども、4,000万円といったら大金ではありますが、やっぱり事務効率を考えまして今後のことを見てみますと、これはもう早急に対応していただきたいと思っております。

そして、医療と健康づくりについてなんですけど、1点だけ伺いたします。

長野県に松川町というところがあるんですが、そこは地域と住民が一体となって健康問題、ほして病気予防に取り組んで大変効果を上げていて聞いておりますけれども、西予市としても、今医療費、保険が121億円使われているわけがございますから、健康づくり、体力づくりの効果がもし3%ぐらいでもアップしますと、3億6,000万円の税金がほかの財源に利用することができます。よって、この4つの課の連携をもちまして健康づくり、ほんで体力づくりにもっとふさわしい対策をしていただきたいと思っております。その辺の所見をお伺いたします。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 今ほどありました長野県の松川町につきましては、二十数年前から町民挙げての健康づくりに取り組んでおることは承知いたしております。この松川町の支援しております短大の教授を、合併前から旧宇和町、野村町はその先生を招聘いたしまして、それぞれ保健師等が研修をして、少しでもそういうよい面を取り入れて

いこうというような努力をいたしております。

今ほどありましたように、医療費につきましては、ちょうど今日の愛媛新聞の方に老人医療費の平成16年度の結果が出ておりましたけれども、愛媛県が1人当たり78万667円ということでありましたけれども、西予市の16年度の老人1人当たりの費用につきましては70万676円ということで、愛媛県下では下から4番目に低い医療費となっております。言われましたように、この4つの課が連携して、それぞれの住民の健康づくりに努めていくということは、当然先にも言いましたように健康寿命を延ばしていくためにもかなり重要なことですので、答弁いたしましたように連携して取り組んでまいりたいと、このように考えております。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 事務の改善についてですが、ただいま答弁させていただきましたように、当初は合併補助金を想定して検討いたしておりましたが、この合併補助金、ご存じのとおりでございますが、3年間で5億1,000万円というようなことで国の方から交付の予定でしたけれど、合併して2年間は経過しておりますので、2年間につきましては予定どおり交付を受けることができたのですけれど、残りにつきまして10年間、あと2年過ぎましたので8年間での交付となりました。合併補助金を予定しておりました事業につきまして若干検討を加えないといけないような状況になりました。浅野議員言われますように、こういう事務の改善といいますのは第一番に考えなければならぬことですので、今後財政担当ないしは事務担当課とも協議をしながら検討して、なるべく早い時期に実施をしていきたいと思っております。

以上です。

議長 次に、22番鍵原芳和君。

22番鍵原芳和君 議長から発言の許可をいただきましたので、私は次の3点について理事者の所見をお伺いをいたします。

まず第1点は、指定管理者制度導入についてであります。

法の一部改正による指定管理者制度により、地方自治体は本年9月までに公の施設管理について直営にするのか、あるいは新制度を導入するかの判断を迫られておるところでありまして、当市におきましても、昨年来関係条例の一部改正を初め、市内の7施設については経営診断等を実施され、制度導入に向けて取り組まれているところではありますが、今定例会においてそのほとんどが指定管理者の指定について提案をされているところでもあります。

現在、第三セクターが管理運営する多くの施設は、住民福祉の向上やあるいはまちづくりの拠点、地域活性化対策として公共的意義が大きく、本来赤字資質の見込まれる施設や事業が主であります。官から民へという、この制度の趣旨を考えれば当然直営は極力減らし、新制度を導入することが望ましいことでもあります。指定管理者として運営する施設は公のものであり、公共性を維持しながら経済性や効率を追求しなければなりません。効率を追求するのみでなく、住民サービスを向上させることが必要であり、運営によって得た果実をいかに地域に還元していただくかです。行政としては、地域経済の活性化につなげる仕組みをどう構築するかであると思います。この制度が職員の天下り先であったり、あるいは旧町の時代につくってきた第三セクターを継承していくためだけのものではならないと思っております。

今回の指定管理者制度導入に際しては、市は原則として非公募とされております。その理由は、設立の時期が新しいことや施設や事業が連携することにより、西予市全体の産業振興や交流人口の拡大、さらには地元雇用の創出等に一層の効果が期待されるとされております。当面は経営体質の強化が課題であり、一定期間は現在受託している第三セクターを優先して管理者として指定し、今後において順次公募に切りかえていくことが私も適切であると考えております。

そこで、お伺いしたいのは、中・長期的に見た場合、職員が逆に失職するおそれはないかという不安であります。このことは、ある施設の職員が今考えられておりまして、体感をされていることでもあります。それは管理委託等から指定管理者に切りかえる場合、従来の管理委託先である事業法人などの職員の雇用問題、さらには指定管理者が

更新時に再度選定をされなかった場合の職員の雇用問題等々があります。どちらの場合でも、その事業者が広く事業を展開をされていれば、その事業に吸収することで雇用問題は解決できますが、その事業だけを経営していた場合には職員が失職することにもなりかねないのではないかと、そういった不安感であります。

今回提案されとります指定については、今申し上げた事例はありませんし、将来もあり得ないことかもしれません。制度の導入や協定を急ぐのみでなく、指定管理者となる施設、事業体の職員に対しても本制度の内容について理解を求め、将来ともに安全、安心して職務に専念できるような指導を事業主に要請することも行政としては必要であると考えます。また、関係所管課においても、管理運営は指定管理者だということで安易な対応でなく、常に連携を取りながら、運営状況を把握しながら行政としての必要な指導、助言が大切なことであると思えます。

現状を見てみますと、そのほとんどは行政が筆頭株主の第三セクターが多いわけでありまして、産業振興やブランド化への施策に反映していくべきだと考えます。本制度を普及することによって正規雇用から臨時雇用を促すようでは困るわけでありまして、指定管理者の契約期間満了とともに失業者が出ないよう、言われておりますように産業振興や交流人口の拡大、地元雇用の創出等に効果の上がるような、地域経済が活性化できる対応を望むものであります。

2点目に、自治体にとってはこの制度への導入によってさらなる経費の節減が求められていることは言うまでもありませんが、現行の第三セクター等に対する委託料について指定管理者制度を導入した場合、今後どのような対処をされるのか。私は、第三セクターの債権債務における行政の責任は出資範囲内いわゆる出資比率内及び協定に基づく負担を負うべきものと考えますが、今後における支援あるいは委託料についてどう対処をされるのか、理事者の所見をお伺いをいたします。

次に2点目ですが、集落の再編をどうお考えになるかについてお伺いをいたします。

今日、市町村合併などの動向の中で、地方分権のかけ声とは裏腹に、小規模な地域単位がますます自立性や主体性が失われつつあります。市の周辺部では今日なお人口減少、少子・高齢化は顕著

であり、このことは土地条件等の不利による農林業の低迷による生活の経済的基盤の弱体化、これを担う農林漁業従事者や後継者不足により農地、山林、住宅などの管理をするものがなくなりつつある、あるいはいなくなりつつある集落がふえているのが現状であります。参考までに平成17年度の国勢調査結果では、西予市の人口は4万4,949人です。5年前の国勢調査に比べますと、2,268人の減となっております。中で、宇和町だけが微増しております、0.3%程度ふえておるようですが、他の4町については6%から10%減少、人口の減少は顕著であります。

集落として伝統的行事や伝承文化、そして近隣とのつき合いなど、昔からなれ親しんできた当たり前の風景も大きく変わってまいりました。農林漁業離れが加速するにつれて集落としての自治機能そのものが弱体化した集落があちこちに見られるようになっておりまして、さらに農地の集積や担い手の育成、あるいは協業化や作業の受委託などの農業振興方策により、そこしかない、存在しない小規模集落では営農自体が難しい状況にあります。

これは実例ありますが、県境のある地域では、旧町時代に3つの集落が、住民の自主的な協議により自主合併をいたしました。その後、今24年たっておりわけでありまして、現在半減の7戸となっております、それも谷々に広域に散在をしております、自治区としての機能が果たしにくい状況となっている集落もあります。

市長の行政推進の基本スタンスは、夢のある町、隅々まで行き渡る行政、行政の情報を住民とともに共有することであり、それぞれの人が喜び、それぞれの地域が輝き、市民が納得する市政の推進であります。

さらに、西予市新市まちづくり基本方針では、地域の自治組織の強化と活性化が課題とされておりまして、合併を契機に、将来のまちづくりに向けて自治体形成の主役である住民の自治組織を地域の自立にとって望ましい基本単位やネットワークに再編、強化し、その活動を通じて自治と自立の意識改革やコミュニティーの活性化を図ることが重要課題と位置づけられております。

私が提起しておりますことは、周辺のごく一部の地域の問題かもしれませんが、この問題は単な

る統廃合では解決ができないと考えております。今後、高齢者の集合住宅や防災、防犯対策、救急救命等々含め、今後の集落再編をどのようにお考えになられておられるのか、一朝一夕には解決しがたい現実ではありますが、集落の再編について行政主導での取り組みが必要と考えます。理事者の所見をお伺いをいたします。

第3点目ではありますが、文書館の整備についてお伺いをいたします。

西予市城川文書館は、平成11年4月に金融機関の移転、新築に伴いまして寄贈を受けたものでありまして、使用されなくなった建物を再利用する形で開館されたもので、当時町立といたしましては、沖縄県の北谷町の公文書館に次ぐ全国で2番目の文書館として開館をしたものであります。その後、必要最小限の改修を経て今日に至っておりますが、建物も老朽化をしており、文書も旧町が合併をするまでの旧村の文書約4万点が保存されておりまして、満杯の状態でこれ以上の保管は困難な状況にあります。

文書館職員に照会をしたところにより、これまでの初期調査の状況を見てみますと、城川町については地域資料、行政文書ともに平成16年度までに文書館への受け入れを終え、概要データを作成されて保管をされておるようであります。平成16年度から平成17年度にかけて宇和の本庁調査、平成17年度後半には野村総合支所調査を終わりました、今後、平成18年度明浜総合支所調査、さらに平成19年度に三瓶総合支所調査が予定をされておるようであります。これまでのところ、旧5町の行政文書は無事保存をされている、このように聞いております。今後さらに精査が必要といわれており、専門的な知識やあるいは多くの時間と労力が必要であります。

公文書等は地域の歴史を知るための資料や遺産であり、地域の歴史や文化を踏まえて町おこしをする上でも貴重な資料であります。そのすべてを残すことは不可能であります。保存か処分かの基準のもと、専門家や市民による協議の中で、貴重な資料をどう地域で生かしていくのか議論が必要といわれています。先般も近隣市の資料館閉館に伴う公文書の廃棄や寄託資料の返却措置などについて文化行政の対応が指摘をされておりますが、今後市町村合併が一段落し、時がたつにつれ、やがては旧自治体の資料の散逸が始まり、さ

らに市役所本庁が新築の時期を迎えるころを考えると、行政文書の安易な処分や消失、散逸が懸念をされるところでありまして、早急に対策を講じるべきだと考えます。

西予市建設計画におきましても、社会教育施設整備事業で文書館の建設が計画をされておりますが、ご案内の厳しい財政状況のもとでは事業の先送り、さらには凍結もやむを得ないではないか、このような判断をするわけでありまして、課題といたしまして文書保管場所の不足、空き部屋の有効活用、2つ目に人の不足、3つ目にシステムの強化、4つ目に市職員の協力等が上げられておりますが、とりわけ急がれるのは文書の臨時保管場所をどう確保するかであると思います。当面の措置として、旧町の庁舎には活用されていない空き部屋がかなりあるわけでありまして、これらを文書保管室として有効に活用されてはどうかと考えるものであります。文書を分散して保管することは整理作業の効率上好まれることではありませんが、新しいやかたが建設されるまでの措置として貴重な公文書、歴史資料の消失、散逸を防ぐためにもぜひ必要と考えます。

住民が市政の主人公となるためには、市民一人一人が地域の過去と現在について正確な知識を持ち、それをもとに積極的な論議がされなければなりませんし、文書館はそのための情報を提供する場でもあります。西予市文書館システムの建設を含めて、今後の整備について理事者のお考えをお伺いをいたします。

以上、質問を終わります。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 鍵原議員の指定管理者制度についてと文書館の整備につきましてお答えをしたいと思います。

まず、指定管理者制度についてですが、この指定管理者制度の目的は、民間活力や競争原理の導入によりサービスの向上や効率的な管理、運営、コストの縮減を図ることにあることは言うまでもありません。そして、制度の導入を検討する前段としまして、公の施設の設置目的、第三セクター事業の継続の必要性について改めて検証する必要があります。その上で、社会情勢の変化による設置の必要性または運営状況等から、将来的には民

間移譲や休止または廃止という厳しい選択も視野に入れる必要があろうと考えております。

そうしたことも含めまして、制度導入と地域雇用の関係ですが、指定管理者の公募段階で施設の職員をそのまま雇用することを条件としたり、そうした運営方針を打ち出す団体を候補者として選定することで地域雇用に対する影響を極力抑制することといたしております。ただし、施設の運営状況によっては、人員の整理は当然必要になってくるものと思われまますので、その点についてはご理解をいただきたいと存じます。なお、現時点では施設と第三セクターが一体となっている状況もあり、ほとんどの施設で非公募により現行の受託者を指定することとしたことから雇用の問題は生じておりません。

また、先般実施しました経営診断において、各第三セクターとも公共的意義、経営能力の点等において著しい問題点はなく、むしろ第三セクターとしての特異性、優位性を今後より発揮することで一層の地域振興を進めていくことができると判断されており、本市といたしましても、この結果に基づき各施設等の運営を推進してまいります。

2点目の委託料につきましては、それぞれの施設において過去数年間の実績があり、今回の制度導入に当たりましては、現行の委託料が適当であるかどうかの検討を行いました結果、施設の運営状況により若干の相違はありますが、制度導入初年度ということもあり、基本的には従来からの委託料とほぼ同額といたしております。しかし、指定管理者には施設運営の裁量権を大幅に移譲しており、特に利用料金制度を採用している施設では、みずからの経営努力で収益性の拡大を図ることも可能であります。今後の施設運営の状況によっては、いわゆる指定管理者のやる気を失わない範囲で委託料の減額も検討していかねばならないと考えております。そのためには各施設の機能及び効果を一層発揮できるよう要望、指導を行い、さらなる経費削減、効率的な運営を進めていく所存であります。

続きまして、文書館の整備についてお答えをいたします。

城川文書館の整備につきましては、行政改革大綱に取り上げております文書館システムの構築とあわせて検討する必要があるかと思っておりますが、このことにつきましては合併時から、本庁総務課

と城川文書館との連携により城川文書館を支える会の代表者であります国文学研究資料館安藤教授の指導を受けながら取り組みを始めております。

西予市の場合では、先進自治体で行われているような電算機器を導入し、各文書館の間でオンライン検索が行えるような段階までは今のところ厳しいかと思っておりますが、新庁舎の建設を見据えながら公文書館法に定められておりますとおり、公文書の適切な保管場所の確保及び整理、分類までは遂行していきたいと考えております。

そのための準備の第1段階としまして、旧町の保存文書が各総合支所のどの場所に、どの程度、どのように保管されているのか概数を把握する必要があり、議員ご指摘のとおり、平成19年度末にはこの調査を終了する計画といたしております。

その後の第2段階としましては、新たな場所が確保できるまでの間、文書の整理や分類のため臨時保管場所へ公文書を一時的に移動させる必要があり、その場所につきましては各総合支所の空き施設や廃校となりました学校施設などの利用を今後考えていきたいと思っております。しかしながら、旧町の文書は実に膨大であり、作業には人員の不足や財政事情の影響もあり、本庁舎の建設とあわせて長期的視野で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、私の方から集落の再編をどう考えるかについて回答させていただいたらと思っております。

集落で暮らし営まれた人々の生活は、独自の郷土文化やコミュニティーを築いてまいりました。しかしながら、生活の便利さや物の豊かさを求める余り、若者の都会への流出や核家族化によって、これまで受け継がれてきました生産活動の共同作業や伝統芸能、歴史、文化遺産の継承といった独自の風習や習慣、さらには住民の連携、融和までも崩壊の域に来ております。山間部の集落では過疎化、高齢化が著しい傾向にあり、加えて後継者労働不足から農地や山地の荒廃が進み、生産力の低下が顕著に見られるようになってまいりました。高齢者も長年住みなれた家から離れたくな

い、先祖伝来受け継いできた農地を手放したくないという消極的な守る姿勢が裏目となって、防災や医療または農地の荒廃などの問題を抱え、集落の存亡さえ危ぶまれる状態にあります。以前、大竹議員の質問もありましたけれども、高齢化率が50%を超えると集落機能が衰えると、集落崩壊の危機があるというようなことを言われておりましたけれども、西予市においても、この50%を超える集落が結構多くなってまいりました。

このような中で、議員ご質問のように、市の施政方針の基本には隔々まで行き渡る行政推進であり、諸施策を実施しながら集落の生活環境の整備などを進めるとともに、その存続と地域振興を図っていく所存ではありますが、その効果が低くさらに過疎化が進むと判断される場合には、地域あるいは個々の意思の尊重を前提とした上で、ご理解とご協力を求めながら集落の再編ということも検討しなければならぬと考えております。ただ、現状を見ますと、土地への愛着や経済的な問題、あるいは自治会所有の財産等複雑な住民感情も多くあるようで、現実的には非常に厳しい面も考えられます。

いずれにしても、行政機能、生産活動を適正にするために地域住民の皆さんの英知を結集していただくとともに、市といたしましても、再び地域の活力を取り戻すために地域はどうあるべきかの問題を投げかけながら精査をして、あわせて生活環境整備や若者の就労機会の確保を目指して企業の誘致、定住促進を図ってまいり所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 22番鍵原芳和君。

22番鍵原芳和君 指定管理者制度の関係でありますけれども、中には現在の第三セクター、従業員の賃金カットをしながら採算性を追求している事業体もありますし、ただ今までの運営に従って運営をされている、いろいろあるわけではありますが、とにかく最小限の市民負担、いわゆる税金で価値の高いサービスを提供するための自助努力が求められておるわけにあります。

したがって、市民ニーズを踏まえ公共補てんの必要性について、今後具体的な市民負担、いわゆる税金をどこまで、例えば赤字になった場合には

補てんをするのか、そういった限度を示すべきと思うわけではありますが、言われますように施設それぞれ性格が異なっておりまして、一律には難しい問題でありますけれども、今部長が答弁されましたように、今までとほぼ同じ委託料ということでもありますけれども、委託料が従来と変わらないのであれば、あえて指定管理者制度にして採算とか公共サービスを追求する必要もないんじゃないか、直営でいいんじゃないかという気もいたしますので、やっぱり具体的な市民負担の限度を示すべきだと思うんです、予算あたりで。そこら辺、非常に難しい問題だと思いますので、今後検討していただきたいと思うわけではありますが、これについてはどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

議長 三好市長。

三好市長 今の鍵原議員の再質問については非常に重要な問題を秘めておると、このように思っておりますけれども、第三セクターのあり方と、あるいはそれに対する税のどれくらいほどの限度額が適切かと、これも非常に重要な問題でありますし難しい問題であると、このように思っております。そういうことを踏まえまして、私どもは17年度にコンサルを入れて第三セクターの今の状態を、いわゆる専門的な見地から見た場合にどう判断をされるかということの経営診断を入れさせていただきました。そのことを今、議員の皆さんにも以前ご説明をさせてもいただきましたし、税をそこへ安易に投入すべきでないということも私どももわかっております。

したがって、このコンサルの結果を総合的に判断をいたしまして、税の限度ということと、ただやみくもに減らしていくことについては、その地域のせつかく持つておる第三セクターの活力、雇用性というのを失う可能性がありますので、その辺のところは十分考慮をしながら今後の判断をしていこうと、このように思っているところでございます。

以上です。

議長 22番鍵原芳和君。

22番鍵原芳和君 文書館の関係、部長さんの

答弁で理解をしたわけでありますが、空き部屋の活用も今言われたように、庁舎の空き部屋とかあるいは廃校の利用、十分わかるわけでありますが、現況の活用の実態もある程度承知をいたしておるわけです。これは答弁は要りません。

ただ、文書のストッカーを空き部屋に無造作に積み上げておくというようなことではいけないんじゃないか。例えば簡易な書棚等を設置して、整然と整理ができておれば今後の精査事務とかあるいは活用について非常に効率的だというふうに思っております。このことは特に予算計上を必要としなくても、既存の予算の範囲内で。予算に余裕があるとは申しませんが、財政課長に怒られますので、それは申しませんが、そういう工夫をいただいて、有効活用の方法について検討されるようにあえて要望を申し添えて私の質問を終わります。答弁は要りません。

議長 次に、17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 通告いたしておりました質問案件につきまして、順次質問をさせていただきます。

今回の質問で答弁者につきましては、先日の愛媛新聞に西予市の人事異動が出ておりました。本年4月から現管理職を離れる方、また退職される方ばかりになりましたが、今後西予市の総合計画、「夢創造西予21」の具現化また実現できるような答弁、そして提言を期待いたしまして質問を始めさせていただきます。

西予市農業支援センターの現状とこれからにつきましてお尋ねをいたします。

1次産業の低迷している中、本議会で提出されております議案第9号に、西予市総合計画基本構想にありました、それぞれの地域特性に即し、多種多様な産品を生み出す農林水産業の町、また多種多様な産品を生み出す農林水産業を柱にした特色ある自立した産業構造の確立と、また基本目標4には本州すっぽり西予、豊かさを実感できる町といいまして、農業、林業、水産業、工業、商業、観光等々が上げられておるところでございます。

その中でお尋ねをいたしますが、日本の縮図のような気候、風土の中、旧5町の連携を取り、一体感をつくり、農業の活性化また夢の実現をする

ための方針を示していただきたい。例えば、一つの農産物を時間差、気候差、大野ヶ原から例えば田之浜まで、一つの品目を生産できないか、そのようなことにつきまして第1点お尋ねを申し上げます。

2点目は、各総合支所長に質問をいたします。

合併後2年を迎えようとしておりますが、先般のせいよ2月号に、先ほども議員が触れましたけれども、西予市の人口は4万4,949人ということになっておりまして、5年間で減りましたのが2,268人、4.8%でございます。明浜町は10.6%、宇和町は微増で0.3%ふえております。野村町は7.7%の減、城川町は8.8%、三瓶町は6.1%の減でございます。これらの中で、先般、企画調整の総合計画の中で説明がありましたけれども、27年度には現在の人口が4万2,500人を想定しているということでありましたが、明浜町の2005年が4,182人、これをコーホート要因法ということをやってみますと20年後、2025年でございますが2,367名出ております。これは5.6%になるわけでございますが、広報せいよにありますように、10%ずつ減っていきますとこれぐらいの人口になるということでございますが、少子・高齢化の中、中心地集中型の人口構成に今後なるんじゃないかと心配しているところでございます。そして、少子・高齢化の中、先ほど鍵原議員の質問にありましたが、20年たてば集落の崩壊が始まるんじゃないかと、こういうことで危惧をいたしておるところでございます。

また、市長の一般会計予算の説明の中で重点の第7点目でございますが、健全財政を構築するため確固たる信念を持って取り組みますと、それから合併しても何もよいことがないという声を耳にしますが、これはわかってない誤った認識の方々の発言ではなからうかということではございましたけれども、私もそのとおりだと思っております。何もないうつというのはいんですよ。みんな何かは憂えてる。

この財政が非常に厳しい中で、私どもはこれからの20年先の西予市のあり方につきましていろいろと私なりに考えておりますが、そのような中で、日本の中におきましたら西予市は条件不利の地方になります。ただし、西予市の中で条件不利の地方はあるわけでございます。今後条件不利の

地方が切り捨てられるのではないだろうかと大変心配しております。そのような現状の中で、総合支所の位置づけは今後ますます重要になるのではないかと思っております。各総合支所長に質問をいたします。

合併後2年経過して、旧町はどのように変わったかと思われませんか。また、旧町の市民の意識の変化はどうでしょうか。また、総合支所の職員の勤労意欲また意識はどのように変化しましたでしょうか。総合支所のこれからの組織はどのようにしたらいいのでしょうか。市民も巻き込んでみんなが考える問題ではございませんけれども、また持続性、必要性についてもお尋ねをいたします。市長にお尋ねすべきではございますけれども、現場感のある総合支所長にあえてお尋ねをいたします。

議長 大森部長。

大森産業部長 それでは、酒井議員1点目であり、西予市農業支援センターの現状とこれらについてのご質問にお答えをいたします。

西予市農業支援センターでは、地域特性を生かした活力ある農業を展開し、経営感覚にすぐれた効率的な農業経営の育成を目指し、総合的な農業指導の窓口として担い手への農用地の利用集積や担い手の確保育成を初め、各種事業推進の支援に取り組み、一定の成果が上がっているところでございます。特に、国の三位一体改革への対応した農業構造改革では、担い手に対し施策を集中する経営所得安定対策が決定をいたしました。平成19年度に向けた対策の取り組みの周知や担い手の対象となる集落営農の組織化、法人化の推進が不可欠であることから、関係機関が連携して取り組みの強化を図っているところでございます。

次に、農業の活性化の方針につきましては、輸入農産物の増加や消費者のニーズの多様化によって今後も産地間競争の激化が予想され、極めて厳しい状況であります。このような状況の中、これまでの栽培の見直しや新品種の転換、さらには新たな資源の創出により、市のブランド産品育成を戦略と位置づけ、安定した周年出荷による有利販売の展開を図ることが必要であり、今後JAと連携して研究に取り組んでいきたいと考えております。

先般、2月22日でありましたが、農業講演会がありました。議員の皆さんにも大勢出席していただきました。東京青果株式会社の上田専務さんのお話でありましたけれども、西予市の1,400メートルの標高差の中での周年出荷体制は容易に組めるのではないかとのご提言もいただきましたし、各地域を再調査、分析することによって、まだまだ西予市は可能性を秘めているという話もいただきました。

さらに、これは余り大きな会社ではありませんけれども、西予市の産品を売りたい、例えばほわいとファームのアイスクリーム、それから城川の八ム、もうこれは一部販売をさせていただいております。さらに、明浜の完熟ジュースも売りたいという話もございました。

西予市に潜在している資源というのは、住んでいる我々以上に想像以上のものがあるのではないかなというふうに思っております。あると思っております。ただ、それを販売する体制、流通も含めてそのことがまだまだでき上がっていない、そのことを構築することが非常に重要になってくるというふうに考えております。そういう意味でも、この支援センターが担っていくものはこれから重要な部分があるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 小玉明浜総合支所長。

小玉明浜総合支所長 酒井議員の2番目の総合支所長への質問ですが、1点目の、合併後約2年間経過をいたしておりますが、旧町はどのように変わったか、また旧町の市民の意識の変化についてお答えをいたします。

人はそれぞれの考え方、物のとらえ方などにつきまして千差万別あると思いますが、明浜総合支所長私なりでの感じ方を述べさせていただきます。

合併に至るまでには、旧町がそれぞれの段階で各種の検討会、説明会を開きまして、平成16年4月1日に合併となったわけでありまして。この時点では、財政上での三位一体改革が強く打ち出されてなく、財政的にも現段階に至るまで交付金の大幅減額が予想だにできなかったわけでございます。

また、当町も第1次産業主体であり、かんきつを中心とした農業、ちりめん、養殖漁業の水産業が主でございます。平成3年バブルの崩壊後、社会情勢の変化で、近年は価格の低迷で農漁業者の経営状況は疲弊をいたしまして、大変、今、悲鳴を上げているような状況でございます。平成16年9月の台風18号ほか数回の沿岸による潮風災害、また本年追い打ちをかけたダブルパンチの災害となっている状態でございます。このような中、私たちを取り巻く環境地理的、経済的、社会的状況は大きく変わりつつあります。ある関係者の方々の話を聞いてみますと、よいことは口には出しませんが、問いかけをいたしますと合併はよかったという人、そして合併の前の方がよかったという人、今の時の流れには逆らえないのではないかという声も聞かれております。

昨今になりますと、全国的にそれぞれの各分野において構造改革が推進をされております。これは強い国づくりへの方向づけがなされているものと思っております。私たちの地域におきましても、部分的にも地域に見合った生き残りの取り組みを感じているところでございます。また、旧町のとときに何件かの課題の積み荷があったわけですが、関係者の皆様方のご協力また議員諸氏におかれましてのご協力により、課題解決につき大変大きくさらに前進されましたこと、感謝を申し上げる次第でございます。

先日は、先ほど産業部長の方から申されましたが、東京青果の上田先生を迎えましての「産地が望むもの」という講演をいたしました。そして、西予市環境フォーラム、ごみゼロを目指しての環境型社会へのお集まり、皆さんはそれぞれの立場で危機感という共有の意識を持ち、それぞれの方々の市全体としての意識の対応がありますが、旧町といたしましても、総体的に合併して市民の意識の変化が見受けられていると感じているところでございます。

第2点目の、総合支所の職員の意欲また意識はどのように変化したかについてお答えを申し上げます。

合併当初、旧明浜町職員18名は本庁などに異動となり、2年目の平成17年4月1日は本庁からと各総合支所から明浜総合支所へとも出入りの異動があったわけでございます。2年目の異動につきましては他町からの異動の方、旧町職員が一

緒になり今までにない緊張感というものが伝わってきたわけでございます。さらに、全職員の職員研修を実施することによりまして、職員の意欲、意識が変わったことと思っております。今後、合併記念事業といたしまして本年の5月7日に南こうせつピクニックコンサートを計画をいたしておりますので、今までよりさらに縦の連携、横の連携でもって職員間の一体感を図り、全市的な意識が変わるものと思っております。

平成18年度は新たに大幅な人事交流があり、市職員全体が一体化とし、前進した総合支所がまた生まれるのではないかと考えているところでございます。今まで以上に、市長が提唱していただきましたグローバルな観点からローカルな実践が展開できることを推進すべきであると考えているところでございます。

第3点目の、総合支所のこれからの組織はどのようにしたらよいか、また存続性の必要性についてお答えをいたします。

総合支所は、本庁との連携のもとで市民へのサービスを提供していることはご承知のとおりでございます。組織自体のあり方につきましてはさまざまないろいろな角度から検討をいたし、本庁でできること、支所での機能のあり方など、機構改革も含めて進めなければならないと思っております。

存続性の必要性につきましては、昭和30前後に昭和の大合併があり、合併によつてのメリットデメリットは諸先輩が経験上認識の上で総合支所方式を採用したものであると思っております。総合支所方式を仮に存続できなくなるといふことであれば、社会的、経済的にも地域はさらにさらに冷えこむものと思われるものでございます。このことにつきましてはいろんな問題、諸課題等ありますが、時代を先取りし、市民への早期の周知、住民へのコンセンサスを得ることこそが重要な必要だと思っております。

以上でございます。答弁とさせていただきます。

議長 西本野村総合支所長。

西本野村総合支所長 酒井宇之吉議員の、合併後2年を経過して旧町はどのように変わったと思

われますか、市民の意識の変化はどのようにかのご質問でございますが、議員もご承知のように、5町が合併時の段階では現在の行政サービスを維持し低下させないという説明で町民は合併に賛成し西予市が誕生しましたが、想定外のことであったのか想定内であったのか、その後の国の行政改革、三位一体改革に伴います県の予算の厳しい見直し、補助金の削減、廃止等により、市の財政もその影響を受け、厳しい状況でございます。都市の経済は踊り場を脱して景気は回復基調にあるといわれておりますが、地方ではまだまだ回復の兆しが見えてきません。

第1次産業が主たる野村町でも、御多分に漏れず過疎化、少子・高齢化がさらに進み、後継者不足や農林産物の価格低迷により生産意欲が上がらないことに加えまして、主力業種であります建設業も公共工事の投資削減により受注量が減少し、経営は苦しく、新たな事業の展開をするのか、一部の業者では廃業を検討する状況にあります。町に少し元気が活気がなくなってさみしさを感じております。

反面、新しいまちづくりにつきましては、組織や各種団体などの統合により交流の輪も広がり、人を知り、語り、市民の意識に変化が見られ、一体感の醸成が進んできているのを感じております。

次に、総合支所の職員の意欲、意識の変化はとのご質問でございますが、総合支所の職員数は、合併前と比較すると一般行政職で55名減少をしております。昨年の人事異動により旧町の職員との交流があり、その結果を見ておりますが、職員の中に心のわだかまりも感じられませんし、各職場でそれぞれ協力し合って市民に接し、市職員としての意欲を持ち、仕事に取り組んでおります。

17年度に、待遇を初め初級、中級の職員研修が実施され、18年度も引き続き研修が実施されますので、ことわざにありますように、桃栗3年柿8年という言葉がございますが、今後において研修の成果が出てきて、市職員としての意識改革が図られ、実を結ぶものと期待をいたしております。

次に、総合支所のこれからの組織はどのようにしたら、また持続性、必要性についてのご質問でございますが、西予市にとって行政のスリム化、財政の健全化が喫緊の課題でございますが、住民

サービスを低下させないために総合支所方式を採用して合併をしておりますので、当分の間は持続すべきと思っております。

本市の面積は514平方キロと区域が広く、海岸部から山間部と変化に富み、地形的に複雑で集落も散在しているため、総合支所の持続性、必要性につきましては、今後本庁の庁舎建設計画を進めていく中で、支所としての窓口事務や危機管理に対応できる職員の配置体制をよく検討して、地域住民への情報を提供し詳しく説明をするとともに、市議会や地区の地域審議会で十分に議論し、理解を得た上で組織機構の改革については実行すべきと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 九鬼城川総合支所長。

九鬼城川総合支所長 今、先ほども出てまいりましたけれども、地域の皆さんからは合併しても何もいいことはないじゃないかという声をよくお聞きします。しかし、私はこの声を裏返せば、合併し、西予市が誕生したらきっと夢の持てる何か新しいまちづくりが始まるのではないかという大きな期待を市民の皆さんが持っていたいいるあらわれではないかというふうに思っています。総合支所として今何ができるのか、何をすべきなのか、合併効果に対する期待に小さいことからでもわかりやすく少しでも早く答えを出していく必要性を痛感しています。

城川においても行政の効率化、むだを排除し、少ない経費でより大きな効果を上げてほしいという切実な声や、住民自治の力が試されるときが来ているという声が当然あります。しかし、高齢化率50%を超えるような、いわゆる限界集落が点在する城川地域においては、長年培ってきた独自の集落機能を大切にしたいという声もあり、数字の上だけの合理性や対費用効果だけの議論では、住民が安心して暮らせるまちづくりはなかなかできないのではないかというふうに感じております。これらの相反する行政需要を両立させ、改革を実現する努力と知恵を出して、そして住民の皆さんの理解が得られるような説明責任をしっかりと果たすことが今まさに急務であり、その窓口としての総合支所の役割はまだまだ必要とされているというふうに思っています。

また、総合支所職員の意識も、合併当初は市役所職員というような呼ばれ方などをいたしまして、若干戸惑いや浮き足立って目標が定められないような状況にあったという反省をしております。今からの地域課題の解決には、行政主導の中央集権的な発想だけでなく、財源、税の配分を伴う地域分権といったような考え方を進め、地域の力を高める必要があり、地域活力が醸成されれば総合支所の役割も大きく変わるのではないかとこのように思っています。

しかし、当面は総合支所の役割、職責を明確にして、職員が自信を持って窓口での対応ができるように努め、先人の力により守り伝えられてきた城川地域の豊かな自然と人の輪、人情、伝統文化、これらをしっかりと後世に伝えることを基本理念として、新しい西予市づくりの中で地域の皆さんに信頼され、安心して何でも相談していただけるような、そんな総合支所でありたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 山本三瓶総合支所長。

山本三瓶総合支所長 それでは、引き続き三瓶総合支所の方からお答えをいたしたいと思いません。

まず1点目の、町の変化についてのご質問ですが、過去における合併事例から周辺の町は寂れていくのではないかと、こういった心配をする周囲の声はございますが、今のところ町の様子も合併により特に変わったと感じることはございません。ただ、周囲の心配いたします合併の影響がいつどのような形で出てくるのか、あるいは出ないのか、そのあたりは気にかかるころではあります。

次に、市民の意識の変化についてでございますが、今回の合併では大方の市民の皆さんが合併は避けて通れない、時代の流れ、こういった認識のもとで合併を受け入れ、2年を迎えたわけですが、その意識は今でも変わっていないものと思っております。また、そういった意識の中で、今は周辺地域に対するきめ細かな行政のサービスを住民は望んでいると、このようにも思っているところでもあります。

2点目の、職員に関するご質問でございますが、

職員が総合支所、本庁の区別なく常に意欲を持って職務に専念をいたしているところです。西予市の職員として仕事に取り組む姿勢はいつでもどこでも変わるところではございません。

また、合併に対する職員の意識であります、職員の間でも当初のころは、その意識に個人差があったように思います。合併を迎えた中で、自分の認識の甘さに気づいた者、あるいは率直に合併を実感した者、さまざまではないかと思えます。いずれにいたしましても、現在はおおむね同じような意識を持って現状を受けとめているものと思っております。

最後の、今後の総合支所のあり方についての質問でございますが、ご承知のように合併本来の目的であります行財政の効率化、一体的なまちづくり、そういった観点から総合支所方式の矛盾を指摘する意見もございます。将来の組織としては、総合支所には窓口業務、施設の維持管理業務など住民生活に密着した最低限の機能を残すことも考えられますが、何と申しましても住民サービスに直接かかわる大変重要な問題であります。したがって、総合支所のあり方は本庁方式への移行も含め大勢の意見を集約し、その上で最終的な総合支所のあり方を見きわめていくのがよいのではないかと、このように思っているところであります。

以上、答弁といたします。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 質問を1点と、それからお願いを2点ほどお願いしたいと思います。

農業支援センターでございますけれども、職員配置でございますが、西予市の職員が2名そしてJAから2名ということになっておりますが、これにつきまして非常に、かんきつ部分がJAひがしうわとにしうわ青果に分かれている分の連携をどのように、この農業支援センターの中で取られるのか。

なお、非常に今までの、私なりで見ますと農業支援センターそのものが非常に米作中心と申しますか、そのような形に現在まで来ているのではないかと思っております。それにつきまして、作物専門委員的なプロを育成してやっていくというようなこともできるのではないかと思いますが、

なお、産業創出課が今回できるわけございま

すが、その関係につきましても、この際でございますのでお尋ねをさせていただきたいと思いません。

それから、総合支所長さん、答弁ありがとうございました。皆さんの貴重なご意見を今後の我々議員活動の中で生かしていきたいと、かように思いますので、お礼を申し上げまして私の質問いたします。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、酒井議員の再質問についてお答えしますけれども、その前にまず、総合支所長4人の質問に対する回答といたしますが、意見を述べさせていただきました。そういう質問をいただくというのは非常にありがとうございます。総合支所長の力を見ていただいたと思いません。私も今回の人事配置の中で、本庁の部長経験をされた方をあえて総合支所長に3人することにいたしました。といいますのは、それだけ総合支所長というのは重責だと、このように思っておりますので、今の力を見ていただいたら総合支所長の力がわかっていただいと、このように判断をしておるところでございます。ありがとうございました。

それでは、酒井議員の農業支援センターの人員配置等々の問題について再度お答えをさせていただきますけれども。

確かに今の現段階では米作中心、いわゆる今の国が言われておる横断的な作物の体制づくりの中で、転作を中心とした物事の判断になり過ぎておる。農地の流動化いわゆる担い手育成といいますが、そういう一つのところの視点も持ちながらやっておりますけれども、どうしても米作中心のところがあるのかなというのはちょっと気になっておるところでございますが、これもあくまでも今の状況で立ち上げた段階でございます。今後は農業支援センターとしての力を大いに発揮をして、今言われるような専門委員の配置あるいは普及センター等々との国、県の方と連携できるような体制づくりもしっかりやっていかななくてはならないとこのように思っておりますし、今度つくります産業創出課については、産業の育成というのを中心的には産業創出課に全部移していこうと思っております。その中で農業部門

がどのようにかかわって産業創出の中にやっていくかということも連携を深めてやっていこうと、このように思っております。

以上でございます。

議長 暫時休憩いたします。1時30分に再開をいたします。(休憩 午後0時21分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(再開 午後1時29分)

30番坂本隆重君。

30番坂本隆重君 私は通告により、住みたい住みよいまちづくりについてお尋ねをいたします。

西予市のシンボルとなる市の花、木、鳥、魚、昆虫が2月1日に制定され、レンゲソウ、ブナ、ウグイス、アジ、蛭に決まり、中でもレンゲソウはれんげ祭り定着しており、レンゲソウの描かれた町バスも動く宣伝カーとして頑張ってきた経緯があり、明るく心を和ます花として今後全車に対応したらどうだろうか、お伺いいたします。

また、ブナは外国では森の母、森の医者と呼ばれ、キノコはマイタケ、ブナシメジ、環境の面では保水力においては緑のダムとして有名であります。そこで、各地域へも積極的に植樹をするお考えはあるのか、お伺いいたします。

次に、我が町を魅力ある町にするために、自然環境に恵まれ、また伝統文化と地域資源に恵まれ、いやしの文化等地域の魅力は豊富であります。今年の県の予算に見るごとく南予の活性化、地域格差が拡大している現状打開のため、観光を切り口に移住推進型観光推進事業を東京、大阪など都市圏に農山漁村で生活したいと望んでいる人のための視察ツアーを募り、南予北部と南部で各25名程度を集め3泊4日で実施するとあるが、受け入れる側が西予市となれば、現状を見れば非常に恥ずかしい状態にあるのではないかと。

一例を挙げるならば、県道宇和三間線ではごみの不法投棄に対する立て札が、「警告ごみ捨てだめ」等30本余り立てられ、車の避難場所が上下線合わせて4カ所あるが、それもロープを張って使えなくしている。観光客から見れば嘆かわしく思うに違いありません。全市を挙げてごみの不法投棄をなくすべきであると思えます。

そこで、より美しくするために宇和川にニシキゴイを放流してはどうだろうか。農業集落排水施設、下水施設も完備しつつあり、清流を取り返し、子供たちが水の中で遊ぶ日も近いと思われます。全国的にもニシキゴイが町の中の小川で泳ぐ町があります。その名前を聞くにつけ、市民の手柄がうかがえるではないでしょうか。自然の大川にニシキゴイが泳ぐ町の名前は余り聞きません。近くでは、西条市、保内町ぐらいかと思います。宇和川の河川改修も進み、護岸も整備されてまいりました。特に、卯之町駅裏の河川公園は、十分管理されれば市民の憩う絶好の場所です。潤いのあるまちづくりの一貫として河川公園から三島神社橋上、れんげ団地横、宇和保育園、中川小学校横等が放流の適地と考えます。

専門家に聞きますと、20センチ以下の魚は鳥のえさになってしまいます。そこで、地域の池を借りて1年間飼育すれば30センチに育ちます。ニシキゴイ1匹200円で保護、放流経費合わせでも20万円もあればできることです。毎年継続すること、自然保護、環境美化の面からも西予市のイメージアップになります。河川を訪れる方々を和ませ、青少年の情操教育の面からも効果が大きいものと期待できます。また、大雨でコイが逃げるとは思われませんが、黒ゴイが大雨でも逃げずに住み着いていることから、その心配は無用かと思われます。市の考え方をお聞きいたします。

次に、少子・高齢化対策についてお伺いいたします。

日本の人口も2007年より減少すると予測していたが、2年も早く減少に転じた。西予市も合併当時、平成16年4月1日の時点で4万7,043人が平成18年1月31日現在4万6,217人となり、1年と10カ月で826人の減少となり、月平均では37人の減少となっている。しかも、高齢化率は平成18年2月1日現在33.6%となっている。

そこで、少子・高齢化対策として、適齢期の人が多いので、積極的な結婚対策を打つべきだと思う。未婚者の多い要因は、基幹産業の第1次産業の低迷にあるのではないかと。ある地域の集落は崩壊しようとしています。それは、若者が住むにも収入がないことでもあります。今までは公共事業に兼業として収入を得ていましたが、その公共事業

もピーク時の半分となり、また企業誘致も望めない状態で、雇用創出には第1次産業の素材を生かした1.5次産業が必要で、海、山、里の豊富な地域資源を発掘し特産品化を図り、若者が住みたい、また環境づくりが必要である。

世相としては晩婚化、家族制度の崩壊、経済的問題、グループ活動の減少、核家族化、女性の社会進出、昔いたような世話人がいなくなった等、いろいろの要因があると思います。私も平成13年、宇和町の結婚推進委員をしていました。現在のように毎月5日結婚相談日を設けていて、神戸へのツアーや地域でのパーティー等出会いの機会を図ってきたが、個人の考え方や理想や結婚観も異なり、まとめることができませんでした。西予市になって5町からの選択肢ができたので可能性は高くなったと思います。

そこで、提案ですが、思い切った施策が必要と考え、強引とまではいかない見識の高い専従者と合併記念結婚祝い金50万円を出してはどうだろうか。真剣に取り組む時期に来ていると思います。お考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 坂本議員の住みたい住みよいまちづくりについて、最初の質問の市の花、木、鳥等の活用方法について答弁を申し上げます。

西予市の花、木、鳥、魚、昆虫にはそれぞれレンゲソウ、ブナ、ウグイス、アジ、蛍を選定し、去る2月1日に制定いたしました。この制定内容の周知、紹介につきましては、広報せいよ3月号及び西予市ホームページで行ったところであり、また本年度制作いたします市政要覧にも記載の予定であります。今後においても、観光等各種パンフレットにも折り込むなど、市のイメージアップを図っていきたくと考えております。

議員からご提案いただきました市の宣伝とイメージアップを図る上で、市の花に指定したレンゲソウを市の車に描くことはできないかということですが、レンゲソウに限らず他の鳥や魚等も対象にしたいと思えます。大変ユニークなアイデアをいただきありがとうございます。しかし、市所有の全車対象にするとすれば多額の経費が伴うことが予想されますので、今後検討していきたく

いと考えるので、よろしく願いをいたします。

また、ブナの木は植樹であります。自生している日本の南端は鹿児島県の高隈山ということであり、また野村ダム周辺には既にブナが植栽され生育しているという状況を見ますと、生育の可能性があると思われまますので、環境の面、自然保護の面等を考慮しながら公園や山地等集団的な植樹も検討していきたいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 大森産業部長。

大森産業部長 それでは、住みたい住みよいまちづくりについての宇和川にニシキゴイをとというご質問にお答えをいたします。

本質問は肱川上流漁業権の関係、また河川公園の関係、青少年の情操教育と環境など多岐にわたると思えますけれども、私の方でお答えをさせていただきます。

河川公園付近、宇和川の敷力所にニシキゴイの放流をしてはどうかというご質問であります。公共下水道、集落排水及び河川の整備も進んでおり、昔の清流に返りつつあると思っております。農山漁村を形成する西予市であります。里と総称される宇和川は美しく清らかに流れる宇和川があり、その川にニシキゴイが悠然と泳ぐ情景は想像するだけで心が和んでまいります。環境美化にも当然つながってくることでありますし、前向きに考えていきたいと考えております。

しかしながら、少し心配することがありますけれども、ご案内のとおり宇和川は肱川上流漁業組合の管轄でありまして、現にアユ、フナ、ウナギ等については相当の事業費で放流をしているという状況もあります。鑑札を持っていれば漁ができるということでもあります。ニシキゴイの放流は、観賞用で道行く人の目を楽しませてくれる目的でもありますので、その辺のことも含めて漁業関係者等とは十分協議をしていきたいと、検討してまいりたいと思っております。それと何より、河川沿いに住む人、地域の人の思いが一番重要になってくるのではないかなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 坂本議員の少子・高齢化対策について生涯学習課が進めております結婚推進委員会について説明をし、答弁といたしたいと思っております。

西予市結婚推進委員会が昨年7月に発足し、各町から推進委員を選出していただき、各地区の結婚を希望する人に結婚推進委員会への登録の呼びかけ、登録をしていただいた資料に基づきまして結婚推進委員さん間での情報交換、これに基づいていろいろな結婚推進活動をスタートいたしているところでございます。また、結婚相談につきましては、先ほど議員がお話になりましたように、旧宇和町時代が実施をしておりましたように毎月5日の日に本庁、中央公民館、明浜中央公民館で実施をいたしておるところであります。今、西予市になって2年目を迎えておるわけですがけれども、この結婚推進委員会で進めておる事業を当分の間は見守っていききたいというふうに考えておりますので、議員が提案していただきました専従者の問題あるいは祝い金の関係については、現在のところ考えておりません。

そこで、このような中、城川町で1組、宇和町で1組が、この結婚推進委員さんの活動によりまして結婚いたしております。18年度もこの方向で進めていきたいというふうに思っておりますけれども、特にこういったような結婚推進委員さんだけでなく、議員の皆さんにおかれましてはそれぞれの地域の有志でありますし、世話役としては一番現実の議員活動の中にもされておりますので、結婚推進についてもお骨折りをいただくと大変ありがたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いをしたらと思っております。

議長 30番坂本隆重君。

30番坂本隆重君 森部長からは力強いご返事をいただきまして、町バスのいろいろな市の花、木ほかにもいろいろシンボルとしての宣伝が出てくるんじゃないかというように非常に期待をしております。

これに関しては、宇和町当時にれんげのバスで県外へ行きますと、非常に県外の人がよく見てくれました。そして、質問を受けました。そういったことで、レンゲの花というのは非常に清らか

で、心とます非常にいい花じゃと、そうであると私は信じておりますので、ぜひこれを積極的に展開していただきたいと思ひます。

そして、河野部長からの結婚祝い金の件でございますが、過去ずっと何年間、私は平成13年に公民館長のときに担当いたしましたして始めたことなんです、それ以後相当真剣に皆さん取り組みをされたと思ひます。紹介して成約というんですか、もう結納を交わされた人に対してはその紹介者に対して3万円を出そうとか、過去には出てきた経緯もあるんじゃないかと思ひますが、一向にらちが明かんのやないかということが現実問題だと思ひます。

それで、この50万円を経費と見るか投資と見るか、そういった判断も必要やないかと思ひます。それで、一つの案としては、今そんな考えはないとおっしゃいますならば一つ提案をしたいんですが、今、西予市長がごみを8億円もかかっているとを1億円減らそうやないかということをご提言されております。これを呼びかけて1億円減らした半分をこの祝い金に持ってきたら、仮に5,000万円だったら100組が誕生するわけです。これは、住民の参加によってそういうことがなし遂げられるわけです。だから、今ごみを1億円減らすんだしたら、もうあと5,000万円減らそうやないかと、みんなが。それで、その祝い金になるんだしたら生きてくるんやないかと。

ということは、これ一つにごみの投棄の問題も関連するんですが、やはりごみを減量しよう、なくしようやないかと言ったって、やはり努力目標を定めてやらんと住民はついてこないと思ひます。そやから、ここで発想の転換を図って、5,000万円を祝い金として皆さんに、100組に与えるんだと、皆さん協力してくれんかというような方策もあつてはいいんじゃないかという考えを私は持つのですが、その点についてちょっとご返事をいただいたら。ただ、経費と見るか、そういうことをちょっと基本的な考え方をお聞きしたい。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 坂本議員の結婚祝い金の関係なんですけれども、先ほど議員が石城公民館長をされておつた当時の、俗に言う成立したとき、この

結婚推進委員会活動でカップルが生まれた場合、この場合は3万円出しておりました。現在も、この結婚推進委員会の予算内での推進委員さんがいろいろな活動をされて生まれたカップル、先ほど城川に1つと宇和町で1つと言ひましたけれども、この分の世話をしていただいた推進委員さんには結婚式に呼ばれて経費も要るということで、3万円同じように経費を出しておるわけですけれども。

先ほどの祝い金50万円の関係については、この結婚推進委員会の予算の中でそれを計上していくということになると、とても金額的に無理がいきますので考えておりませんというような答弁をさせていただいたわけですけれども、先ほどごみの関係も含めまして、いろいろ市民のごみ問題のやる気や目的なんかの意識づけにというふうな話があつたわけですけれども。

例えば、去年の4月から今年の3月30日まで西予市に婚姻届を出された件数が143件あります。これに50万円掛ければ、とても5,000万円以上超すわけですけれども。それと近隣市町村の結婚祝い金の関係で調査をしてみますと、伊方町については、農業後継者といいますか1次産業の後継者については10万円支給をされておりますけれども、それ以外のところの市町村にはありませんので、これを先ほどのような議員の話から検討するというということになると、教育部の結婚推進委員会という枠から福祉の関係とか、いろいろな部署等協議をして検討していかなければならない、このように思っております。

議長 30番坂本隆重君。

30番坂本隆重君 まことにありがとうございました。それで、子育て支援センターとか子育ての分野においては今、取り組みが非常になされておるんですが、子育て以前のここを通り抜けなかつたらいけないのが結婚じゃないかと思ひます。そこへ入れば子供はある程度、出生率が1.29ですか、そんなぐらゐ出てるわけですから、自動的に子供はある程度は生まれてくると思ひます。ここに到達するまでが子孫繁栄のための一つのこれが結婚が前提になるわけです。

だから、この子育てがあるんじゃないかという発想の前には子づくりがあるんじゃないかという発想

です。それには結婚をしなかったら子供は生まれてこない。だから、あくまでもこのテンポが今ぬるい。結婚の適齢期に来た人が早く結婚をするような状況をつくってやるということが、やはり一番の先決やないかと思しますので、ぜひそういったことをお願いして私の再質問を終わりたいと思います。

議長 答弁要りません。

30番坂本隆重君 申しわけございませんが、西予市の展望として子育てもいいんですが、市長のお考え、もしございましたら。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、最後に再質問についてお答えさせていただきます。

今ほどおっしゃるとおり、結婚問題というのはやはり人口の問題と非常にかかわってきまして、重要な問題だと私どもも認識しております。ただ、結婚とは一般的に、法的にも言いますと両性の精神的肉体的結合であると言われますけれども、単に2人が愛しただけでできるわけではありません。したがって、お互いが理解をし合って初めて結婚とはできるわけありますので。だから、単なる投資という一つの考え方では結婚というのは難しいのではなからうかと、このように判断をしております。

ただ、今後の一つの考え方の中では、結婚推進委員会とあわせて、この西予市の中でNPO法人みたいなのが誕生していくような流れのことができれば非常にいいのではなからうかという個人的な考えはあります。そういうところほど柔軟に対応して、また結婚に対する推進に対してできる可能性もあると、そういうところについては先ほどのごみの減量化に伴う支援措置といいますか、そのことを考えていいのではなからうかと、このように判断をしております。

以上でございます。

議長 以上で一般質問を終結いたします。

これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次会はあす3月10日午前9時より会議を開きます。

散会 午後1時59分

平成18年第1回西予市議会定例会会議録(第3号)

1.招集年月日 平成18年3月10日 教 育 長 二 宮 宇 明
 1.招集の場所 西予市議会議場 総務企画部長 森 英 二
 1.開 会 平成18年3月10日 建 設 部 長 安 藤 芳 夫
 午前9時00分 産 業 部 長 大 森 俊 彦
 1.散 会 平成18年3月10日 生活福祉部長 松 本 正 志
 午後1時25分 教 育 部 長 河 野 豊 昭

1.出席議員

1番 田 中 剛
 2番 松 山 清
 3番 宇都宮 明 宏
 4番 松 島 義 幸
 5番 元 親 孝 志
 7番 沖 野 健 三
 8番 森 川 一 義
 9番 亀 井 秀 男
 10番 名 本 修 三
 11番 河 野 作 生
 12番 藤 井 朝 廣
 13番 浅 野 泰 義
 14番 浅 野 忠 昭
 15番 三 好 幸 夫
 16番 岡 山 清 秋
 17番 酒 井 宇之吉
 18番 兵 頭 勇
 19番 山 本 英 男
 20番 山 本 昭 義
 21番 梅 川 光 俊
 22番 鍵 原 芳 和
 23番 菊 地 ミスギ
 24番 宇都宮 二 朗
 25番 岡 田 周 三
 26番 山 本 安 男
 27番 平 野 武 男
 28番 大 竹 忠 盛
 29番 二 宮 元
 30番 坂 本 隆 重
 31番 浅 野 豊 重

1.欠席議員

6番 嶋 川 武 文

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
 助 役 別 宮 静
 収 入 役 三 好 藤 治

明浜総合支所長 小 玉 岩 康
 野村総合支所長 西 本 貞 夫
 城川総合支所長 九 鬼 則 夫
 三瓶総合支所長 山 本 正 男
 病院総括事務長 上 甲 福 重
 消防本部消防長 荒 井 安 憲
 総 務 課 長 炭 倉 貞 明
 財 政 課 長 清 水 忠 夫
 企画調整課長 清 水 享 司

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 吉 良 孝 一
 議 事 係 長 井 上 千 浪

1.議 事 日 程 別紙のとおり

1.会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1.会 議 の 経 過 別紙のとおり

| 議 事 日 程 | | |
|---------|-----|---|
| 1 承認第 | 1号 | 専決処分第1号の承認を 求めることについて（平 成17年度西予市一般会 計補正予算（第9号）） |
| 議案第 | 5号 | 宇和町公共下水道根幹的 施設の建設工事委託に関 する基本協定の一部を変 更する協定について |
| 議案第 | 6号 | 西予市総合計画基本構想 について |
| 議案第 | 7号 | 西予市行政手続等におけ る情報通信の技術の利用 に関する条例制定につい て |
| 議案第 | 8号 | 西予市長期継続契約に関 する条例制定について |
| 議案第 | 9号 | 西予市市民憩の家条例制 定について |
| 議案第 | 10号 | 西予市宇和運動公園条例 制定について |
| 議案第 | 11号 | 西予市ふれあいの森林施 設条例制定について |
| 議案第 | 12号 | 西予市宇和福祉センター 条例制定について |
| 議案第 | 13号 | 西予市老人憩の家条例制 定について |
| 議案第 | 14号 | 西予市野村高齢者工芸館 条例制定について |
| 議案第 | 15号 | 西予市農村公園条例制定 について |
| 議案第 | 16号 | 西予市野村飼料混合施設 条例制定について |
| 議案第 | 17号 | 西予市農林漁業後継者住 宅条例制定について |
| 議案第 | 18号 | 西予市職員の管理職手当 等の特例に関する条例制 定について |
| 議案第 | 19号 | 西予市議会議員の報酬及 び費用弁償等に関する条 例の一部を改正する条例 制定について |
| 議案第 | 20号 | 西予市特別職の職員で非 常勤のものの報酬及び費 用弁償に関する条例の一 部を改正する条例制定に ついて |
| 議案第 | 21号 | 西予市特別職の職員で常 勤のものの給与等に関す る条例の一部を改正する 条例制定について |
| 議案第 | 22号 | 西予市教育長の給与、勤 務時間その他の勤務条件 に関する条例の一部を改 正する条例制定について |
| 議案第 | 23号 | 西予市職員の特殊勤務手 当に関する条例の一部を 改正する条例制定につい て |
| 議案第 | 24号 | 西予市職員等の旅費に関 する条例の一部を改正す る条例制定について |
| 議案第 | 25号 | 西予市水道事業職員の給 与の種類及び基準に関す る条例の一部を改正する 条例制定について |
| 議案第 | 26号 | 西予市消防本部職員の特 殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例制 定について |
| 議案第 | 27号 | 西予市職員の給与に関す る条例の一部を改正する 条例制定について |
| 議案第 | 28号 | 西予市部設置条例の一部 を改正する条例制定につ いて |
| 議案第 | 29号 | 西予市行政改革推進委員 会設置条例の一部を改正 する条例制定について |
| 議案第 | 30号 | 西予市船員法に係る証明 に関する条例の一部を改 正する条例制定について |
| 議案第 | 31号 | 西予市手数料徴収条例の 一部を改正する条例制定 について |
| 議案第 | 32号 | 西予市図書館条例の一部 を改正する条例制定につ いて |
| 議案第 | 33号 | 西予市宇和文化の里条例 の一部を改正する条例制 |

| | | | |
|---------|---|---------|--|
| 議案第 34号 | 定について 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 48号 | 館建設基金条例を廃止する条例制定について 西予市三瓶デイサービスセンター基金条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 35号 | 西予市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 49号 | 西予市宇和町特定農山村地域活性化推進基金条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 36号 | 西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 50号 | 西予市通学費補助条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 37号 | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 51号 | 城川町人口定住促進に関する条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 38号 | 西予市農林水産業振興事業基盤整備用機械使用料条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 52号 | 宇和町丙種墓地設置及び管理条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 39号 | 西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 53号 | 宇和町稻生墓地設置及び管理条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 40号 | 西予市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 54号 | 市道路線の認定について |
| 議案第 41号 | 西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 55号 | 市道路線の廃止について |
| 議案第 42号 | 西予市林道整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 56号 | 西予市営土地改良事業の施行について |
| 議案第 43号 | 西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 57号 | 西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について |
| 議案第 44号 | 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 58号 | 西予市特別養護老人ホーム松葉寮及び西予市宇和老人短期入所施設の指定管理者の指定について |
| 議案第 45号 | 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 59号 | 西予市軽費老人ホームれんげの指定管理者の指定について |
| 議案第 46号 | 西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 60号 | 西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 47号 | 西予市野村町地域文化会 | 議案第 61号 | 西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について |
| | | 議案第 62号 | 西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について |
| | | 議案第 63号 | 西予市いきがいデイサービスセンターの指定管理 |

| | | | | | |
|-----|-----|---|-----|-----|-----------------------------------|
| | | 者の指定について | | | ついて |
| 議案第 | 64号 | 西予市身体障害者サービスセンターの指定管理者の指定について | 議案第 | 80号 | 西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 65号 | 西予市特別養護老人ホームしいのき園及び西予市野村老人短期入所施設の指定管理者の指定について | 議案第 | 81号 | 西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 66号 | 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について | 議案第 | 82号 | 西予市湊筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 67号 | 西予市野村学園の指定管理者の指定について | 議案第 | 83号 | 西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 68号 | 西予市三瓶サービスセンターの指定管理者の指定について | 議案第 | 84号 | 西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 69号 | 西予市精神障害者小規模作業所の指定管理者の指定について | 議案第 | 85号 | 西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 70号 | 西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について | 議案第 | 86号 | 西予市有料駐車場の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 71号 | 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について | 議案第 | 87号 | 平成17年度西予市一般会計補正予算(第10号) |
| 議案第 | 72号 | 西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について | 議案第 | 88号 | 平成17年度西予市授産場特別会計補正予算(第3号) |
| 議案第 | 73号 | 西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について | 議案第 | 89号 | 平成17年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第 | 74号 | 西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について | 議案第 | 90号 | 平成17年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第 | 75号 | 西予市野村農業公園の指定管理者の指定について | 議案第 | 91号 | 平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号) |
| 議案第 | 76号 | 西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について | 議案第 | 92号 | 平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算(第4号) |
| 議案第 | 77号 | 西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について | 議案第 | 93号 | 平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号) |
| 議案第 | 78号 | 西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について | 議案第 | 94号 | 平成17年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 議案第 | 79号 | 西予市城川特産品センターの指定管理者の指定に | | | |

| | | | | |
|---------|--|---|--------|--|
| 議案第 95号 | 平成17年度西予市農業 集落排水事業特別会計補 正予算(第6号) | 2 | 陳情第 1号 | 介護老人保健施設事業会 計予算 新天神橋の歩道建設を求 める陳情について |
| 議案第 96号 | 平成17年度西予市公共 下水道事業特別会計補正 予算(第5号) | | 陳情第 2号 | 野村高等学校横林分校・ 湊筋分校記念碑建立補助 金を求める陳情について |
| 議案第 97号 | 平成17年度西予市上水 道事業会計補正予算(第 3号) | | 陳情第 3号 | 精神障害者小規模作業所 「たんぼぼ工房」設置主 体に関する陳情について |
| 議案第 98号 | 平成17年度西予市病院 事業会計補正予算(第2 号) | | 陳情第 4号 | 「違法伐採問題への取組 みの強化を求める意見 書」の提出を求める陳情 について |
| 議案第 99号 | 平成17年度西予市野村 介護老人保健施設事業会 計補正予算(第2号) | | | |
| 議案第100号 | 平成18年度西予市一般 会計予算 | | | |
| 議案第101号 | 平成18年度西予市授産 場特別会計予算 | | | |
| 議案第102号 | 平成18年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計予算 | | | |
| 議案第103号 | 平成18年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 予算 | | | |
| 議案第104号 | 平成18年度西予市国民 健康保険特別会計予算 | | | |
| 議案第105号 | 平成18年度西予市老人 保健特別会計予算 | | | |
| 議案第106号 | 平成18年度西予市介護 保険特別会計予算 | | | |
| 議案第107号 | 平成18年度西予市港湾 整備事業特別会計予算 | | | |
| 議案第108号 | 平成18年度西予市簡易 水道事業特別会計予算 | | | |
| 議案第109号 | 平成18年度西予市農業 集落排水事業特別会計予 算 | | | |
| 議案第110号 | 平成18年度西予市公共 下水道事業特別会計予算 | | | |
| 議案第111号 | 平成18年度西予市上水 道事業会計予算 | | | |
| 議案第112号 | 平成18年度西予市病院 事業会計予算 | | | |
| 議案第113号 | 平成18年度西予市野村 | | | |

本日の会議に付した事件

| | | | | | | |
|---|-----|-----|--|-----|-----|--|
| 1 | 承認第 | 1号 | 専決処分第1号の承認を 求めることについて（平 成17年度西予市一般会 計補正予算（第9号）） | | | 部を改正する条例制定に ついて |
| | 議案第 | 5号 | 宇和町公共下水道根幹的 施設の建設工事委託に関 する基本協定の一部を変 更する協定について | 議案第 | 21号 | 西予市特別職の職員で常 勤のものの給与等に関す る条例の一部を改正する 条例制定について |
| | 議案第 | 6号 | 西予市総合計画基本構想 について | 議案第 | 22号 | 西予市教育長の給与、勤 務時間その他の勤務条件 に関する条例の一部を改 正する条例制定について |
| | 議案第 | 7号 | 西予市行政手続等におけ る情報通信の技術の利用 に関する条例制定につい て | 議案第 | 23号 | 西予市職員の特殊勤務手 当に関する条例の一部を 改正する条例制定につい て |
| | 議案第 | 8号 | 西予市長期継続契約に関 する条例制定について | 議案第 | 24号 | 西予市職員等の旅費に関 する条例の一部を改正す る条例制定について |
| | 議案第 | 9号 | 西予市市民憩の家条例制 定について | 議案第 | 25号 | 西予市水道事業職員の給 与の種類及び基準に関す る条例の一部を改正する 条例制定について |
| | 議案第 | 10号 | 西予市宇和運動公園条例 制定について | | | |
| | 議案第 | 11号 | 西予市ふれあいの森林施 設条例制定について | 議案第 | 26号 | 西予市消防本部職員の特 殊勤務手当に関する条例 の一部を改正する条例制 定について |
| | 議案第 | 12号 | 西予市宇和福祉センター 条例制定について | | | |
| | 議案第 | 13号 | 西予市老人憩の家条例制 定について | 議案第 | 27号 | 西予市職員の給与に関す る条例の一部を改正する 条例制定について |
| | 議案第 | 14号 | 西予市野村高齢者工芸館 条例制定について | 議案第 | 28号 | 西予市部設置条例の一部 を改正する条例制定につ いて |
| | 議案第 | 15号 | 西予市農村公園条例制定 について | 議案第 | 29号 | 西予市行政改革推進委員 会設置条例の一部を改正 する条例制定について |
| | 議案第 | 16号 | 西予市野村飼料混合施設 条例制定について | 議案第 | 30号 | 西予市船員法に係る証明 に関する条例の一部を改 正する条例制定について |
| | 議案第 | 17号 | 西予市農林漁業後継者住 宅条例制定について | 議案第 | 31号 | 西予市手数料徴収条例の 一部を改正する条例制定 について |
| | 議案第 | 18号 | 西予市職員の管理職手当 等の特例に関する条例制 定について | 議案第 | 32号 | 西予市図書館条例の一部 を改正する条例制定につ いて |
| | 議案第 | 19号 | 西予市議会議員の報酬及 び費用弁償等に関する条 例の一部を改正する条例 制定について | 議案第 | 33号 | 西予市宇和文化の里条例 の一部を改正する条例制 |
| | 議案第 | 20号 | 西予市特別職の職員で非 常勤のものの報酬及び費 用弁償に関する条例の一 | | | |

| | | | | | |
|-----|-----|---|--|-----|---|
| | | 定について | | | 館建設基金条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 | 34号 | 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 48号 |
| | | | | | 西予市三瓶デイサービスセンター基金条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 | 35号 | 西予市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 49号 |
| | | | | | 西予市宇和町特定農山村地域活性化推進基金条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 | 36号 | 西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 50号 |
| | | | | | 西予市通学費補助条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 | 37号 | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 51号 |
| | | | | | 城川町人口定住促進に関する条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 | 38号 | 西予市農林水産業振興事業基盤整備用機械使用料条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 52号 |
| | | | | | 宇和町丙種墓地設置及び管理条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 | 39号 | 西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 53号 |
| | | | | | 宇和町稻生墓地設置及び管理条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 | 40号 | 西予市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 54号 |
| | | | | | 市道路線の認定について |
| 議案第 | 41号 | 西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 55号 |
| | | | | | 市道路線の廃止について |
| 議案第 | 42号 | 西予市林道整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 56号 |
| | | | | | 西予市営土地改良事業の施行について |
| 議案第 | 43号 | 西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 57号 |
| | | | | | 西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 44号 | 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 58号 |
| | | | | | 西予市特別養護老人ホーム松葉寮及び西予市宇和老人短期入所施設の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 45号 | 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 59号 |
| | | | | | 西予市軽費老人ホームれんげの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 46号 | 西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 60号 |
| | | | | | 西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 47号 | 西予市野村町地域文化会 | | 議案第 | 61号 |
| | | | | | 西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について |
| | | | | 議案第 | 62号 |
| | | | | | 西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について |
| | | | | 議案第 | 63号 |
| | | | | | 西予市いきがいデイサービスセンターの指定管理 |

| | | | | | |
|-----|-----|---|-----|-----|-----------------------------------|
| | | 者の指定について | | | ついて |
| 議案第 | 64号 | 西予市身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について | 議案第 | 80号 | 西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 65号 | 西予市特別養護老人ホームしいのき園及び西予市野村老人短期入所施設の指定管理者の指定について | 議案第 | 81号 | 西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 66号 | 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について | 議案第 | 82号 | 西予市湊筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 67号 | 西予市野村学園の指定管理者の指定について | 議案第 | 83号 | 西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 68号 | 西予市三瓶デイサービスセンターの指定管理者の指定について | 議案第 | 84号 | 西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 69号 | 西予市精神障害者小規模作業所の指定管理者の指定について | 議案第 | 85号 | 西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 70号 | 西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について | 議案第 | 86号 | 西予市有料駐車場の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 71号 | 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について | 議案第 | 87号 | 平成17年度西予市一般会計補正予算(第10号) |
| 議案第 | 72号 | 西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について | 議案第 | 88号 | 平成17年度西予市授産場特別会計補正予算(第3号) |
| 議案第 | 73号 | 西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について | 議案第 | 89号 | 平成17年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第 | 74号 | 西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について | 議案第 | 90号 | 平成17年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第 | 75号 | 西予市野村農業公園の指定管理者の指定について | 議案第 | 91号 | 平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号) |
| 議案第 | 76号 | 西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について | 議案第 | 92号 | 平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算(第4号) |
| 議案第 | 77号 | 西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について | 議案第 | 93号 | 平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号) |
| 議案第 | 78号 | 西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について | 議案第 | 94号 | 平成17年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 議案第 | 79号 | 西予市城川特産品センターの指定管理者の指定に | | | |

| | | | | |
|---------|--|---|--------|--|
| 議案第 95号 | 平成17年度西予市農業 集落排水事業特別会計補 正予算(第6号) | | | 介護老人保健施設事業会 計予算 |
| 議案第 96号 | 平成17年度西予市公共 下水道事業特別会計補正 予算(第5号) | 2 | 陳情第 1号 | 新天神橋の歩道建設を求 める陳情について |
| 議案第 97号 | 平成17年度西予市上水 道事業会計補正予算(第 3号) | | 陳情第 2号 | 野村高等学校横林分校・ 湊筋分校記念碑建立補助 金を求める陳情について |
| 議案第 98号 | 平成17年度西予市病院 事業会計補正予算(第2 号) | | 陳情第 3号 | 精神障害者小規模作業所 「たんぼぼ工房」設置主 体に関する陳情について |
| 議案第 99号 | 平成17年度西予市野村 介護老人保健施設事業会 計補正予算(第2号) | | 陳情第 4号 | 「違法伐採問題への取組 みの強化を求める意見 書」の提出を求める陳情 について |
| 議案第100号 | 平成18年度西予市一般 会計予算 | | | |
| 議案第101号 | 平成18年度西予市授産 場特別会計予算 | | | |
| 議案第102号 | 平成18年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計予算 | | | |
| 議案第103号 | 平成18年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 予算 | | | |
| 議案第104号 | 平成18年度西予市国民 健康保険特別会計予算 | | | |
| 議案第105号 | 平成18年度西予市老人 保健特別会計予算 | | | |
| 議案第106号 | 平成18年度西予市介護 保険特別会計予算 | | | |
| 議案第107号 | 平成18年度西予市港湾 整備事業特別会計予算 | | | |
| 議案第108号 | 平成18年度西予市簡易 水道事業特別会計予算 | | | |
| 議案第109号 | 平成18年度西予市農業 集落排水事業特別会計予 算 | | | |
| 議案第110号 | 平成18年度西予市公共 下水道事業特別会計予算 | | | |
| 議案第111号 | 平成18年度西予市上水 道事業会計予算 | | | |
| 議案第112号 | 平成18年度西予市病院 事業会計予算 | | | |
| 議案第113号 | 平成18年度西予市野村 | | | |

開議 午前9時00分

議長 ただいまの出席議員は29名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります。

(日程1)

議長 日程第1、承認第1号「専決処分第1号(平成17年度西予市一般会計補正予算(第9号))の承認を求めることについて」から議案第113号「平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」についてまでの110件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は議案順に大綱の質疑のみでお願いします。

まず、承認第1号「専決処分第1号(平成17年度西予市一般会計補正予算(第9号))の承認を求めることについて」の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第5号「宇和町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について」の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第6号「西予市総合計画基本構想について」の質疑を行います。

26番山本安男君。

26番山本安男君 学校教育に関するページが114ページに記載してあります中で、私はずっと以前から紫外線の対策についていろいろと質問をしたり、また手だてを加えていただき実績を上げた経験がございますが、この基本構想の中に「夢創造西予21」の中に、特に学校関係の弱年齢層の生徒諸君に影響を受ける紫外線の対策、これがちょっと探してみたところ、記載がしてありませんが、指導の中で取り組まれていく順序はお聞きしておりますけれども、その文言の中でこれを加えていただけるような形でご検討願えれば、目に見えた形での対策、基本構想が定まってくると思うのでございますが、教育部長の方にお尋ねをしたいと思います。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 ただいまの山本議員の紫外線関係については、旧宇和町時代から随分と議会やその他の関係でご指摘があり、推進をしております。ほてある程度27校と5校の32校で紫外線対策については対策が講じられておるといふふうに考えております。それで、これからもその運営におきましては、十分言われる紫外線対策について推進をしていきたいというふうに思っておりますし、この分については、大綱ですので、実施計画の中で推進をしていきたいというふうに考えております。

議長 31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 109ページ、国保、年金、生活保護の中で、生活保護についてちょっとお尋ねをいたしますが、平成16年に市内全体で217世帯あるということになっておりますが、この選定基準はどことも違いはないと思っておりますが、その資格等にどこか疑問があるのか、そういうことで、今後国それから地方の負担金も変わってくるんじゃないかというようなことも言われておりますが、資格を審査する、これは今までは各町村で回ったかのように思っておりますが、今後はどのようにしていくのか、現在してあるのか、そういうことと、何よりもほかに正直者がばかを見るというような形で、本当にこの人らにはあげたいなという者にあげられずに、そうでない、ちょっとこの人らという人が保護を受けるとかというようなことがないようにせねばならないと、こういうふうに思っておりますが、まず世帯が非常にばらつきがあります、地区によって、非常に多いとこと少ないところがある、やはりそれらの審査の仕方とか、どういう原因でこうなっているのかということと、その2点を聞かせていただきたいと思います。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 この生活保護の基準につきましては、いわゆる国が示しておる収入基準あるいは資産基準それに基づいてすべて実地調査した上でこの認定をいたしておりますが、ここに上が

っております数値につきましては、合併以前までについては、地方局の権限ですべて認定しておりましたが、16年4月以降につきましては、西予市福祉事務所のケースワーカーがそれぞれの家庭を訪問して実態調査をした上で認定いたしておりますので、それぞれのばらつきにつきましては、いわゆる申請が上がっておるかどうか、その点にもかかわってくるだろうと思います。いずれにいたしましても、基準そのものがすべて全国統一の基準で認定は行っております。

以上です。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 総括で市長にお尋ねを申し上げます。

夢創造ということでございますので、こちらに計画案が出ておりますが、実質向かうべき方向性を定めた形と考えております。それで、現実とどれぐらいの形が現状、将来を見越したときにギャップが出る形が、少子・高齢化の中で出るわけでございますけれども、現実ここまでするために、実際はどれぐらいの夢という形が、現在から達成できるなという形がどれぐらいのパーセントであるか、お示ししていただけたらと思います。例えば、27年が昨日申しあげました4万2,500でしたか、の予定、実質はシミュレーションしますと2,000ぐらいの差があったと思います。そこら辺でそのギャップをどのぐらいにとどめてこの計画書を立ち上げたのか、そのあたりをお聞かせ願ったらと思います。

非常に夢に向かうべき方向性はよくできていると思うんですけれども、実際現実に実現できる可能性がどれぐらいのものであるのか、総体的にお答え願ったらと思います。

議長 三好市長。

三好市長 一応この総合計画というのは、ご案内のとおり10年をめどとした計画でございますから、それに実施計画として前期5年、後期5年という実施計画をつくっていきます。その段階で、実施計画の段階でどれだけ、例えば前期計画をやった中で、達成できるかどうかの状況に応じて後期計画を実施計画としてやっていくというこ

とになろうと思います。したがって、この「夢創造西予21」につきましては西予市総合計画については、基本としてはこういうことに向かっていくということでございますから、その段階で何割ということをごに言うことは避けるべきであろうと、このように思っております。したがって、私どもとしては、ここに書いてある方向に向かっていくと。その中で前期の実施計画と後期の実施計画、その中でローリングを行って修正すべきものは修正していく方向にやっていきたいと思っております。

以上です。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 といいますと、先日の一般質問にも結構ございました少子・高齢化の推進、地区別、集落別のいろんな構造的な要素が変わってきたら、それに応じて対応して政策をまた後期計画で練っていくと、こういうことございますか。

議長 三好市長。

三好市長 一応実施計画としてはそういう段階に進めていくと、このように思っております。

以上です。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第7号「西予市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について」から議案第17号「西予市農林漁業後継者住宅条例制定について」までの11件に対する質疑を行います。

9番亀井秀男君。

9番亀井秀男君 それでは、私の方から議案第17号についてご質問させていただきます。

西予市農林漁業後継者条例ということで出しているところであります。そしてまた、狩江にありますように4戸の住宅を建設していただきました。おかげをもちまして立派なものができましたが、ここに条例の中にありますように、第9条、家賃

は近傍の同種の賃貸住宅と均衡を失わないように定めるという規定がございますが、私ども農業後継者は市長さんもお承知のように、後継者は親がかりでありますし、また都会からやってきて、イターンということで一生懸命努力をしておりますが、収入がかなり少ないということで、一般住宅並みの賃借料では、とても入れないんじゃないかという危惧をしております。

そしてまた、もう一点は、3カ月の敷金という形もありますが、私も聞き及ぶ中では、松山の近辺で、これは例外になるかもしれませんが、学生住宅に徐々に敷金はなしという形をとっておられるようでございますので、後継者住宅につきまして、これから住宅難解消はできますが、後継者が入りやすいような賃金体系を考えていただきたいと思っております。農業は第1次産業は今からますます就労人口が激減してまいりますので、その点もご加味いただきまして、この条例を後継者が入りやすい方向性を考えていただきたいと思っております。ひとつご答弁をお願いいたします。

議長 大森産業部長。

大森産業部長 この件に関しましては、第1次産業が非常にこういう状況でありますので、特に家賃については慎重に検討をいたしました。

しかしながら、これは農業後継者の住宅だけではない、今後厳しい状況はいずれの産業についても同じような状況は抱えておると思っております。さまざまなケースが今後出てくるのではないかなど。その中で当初から基準を やっぱり基準は基準として例外はつくるべきではないと。基準に基づいた今家賃を設定をしておるところでございます。農林業後継者の限定の住宅をつくったことも初めてでありまして、それはほかの産業についても厳しい状況に置かれている人はあるわけでありますので、この基準でご理解をいただきたい。ただ原則的には1戸1人、1家族と考えておりますけれども、その辺は運用面でお二人が入っていたくとかというようなことは十分可能であるというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 亀井議員と補足するわけでございますが、第4条の入居する資格ができる者という条件を具備するものでなければならないという中で、非常に対象者が限定されるという問題がございますので、とみに、そして今までの住宅行政っていいのですが、建設部に所管があった部分だろうと思うんですけども、今回初めて産業部門で、産業を育成するために農林業、農産業、1次産業を育成するためにこの住宅が建てられたという目的をかんがみましてひとつご考慮をよろしく、市長の裁量でできるということもございまして、そのあたりは考慮して、入所のしやすい形また家賃につきましても、敷金につきましてもご考慮をしていただきたいと、あえて私の方も述べさせていただきます。

議長 大森産業部長。

大森産業部長 先ほども申しましたように、この4条の関係でもありますが、あくまでも農林漁業に限った住宅と、これを建設したこと自体一歩進んだ状況でありますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第18号「西予市職員の管理職手当等の特例に関する条例制定について」から議案第33号「西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について」までの16件に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第34号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」から議案第46号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの13件に対する質疑を行います。

24番宇都宮二郎君。

24番宇都宮二郎君 議案第43号でございますが、連帯保証人の数の緩和というようなことで大変よろしいことと思っております。

しかしながら、その保証人の人数についてであ

りますが、3人以上を2人に、2人以上を1人となって本当に利用しやすいような形にはなっております。実際的にはその保証人の一人が、配偶者の方が多いのではなからうかと思えます。一家族の中でご主人がお金を借って、奥さんが保証人になるというのは、ちょっとおかしいのではないかと思うんです。それで、附則がどっかで、一等親と申しましょうか、同一家族はいけないというような項目を設けたらどうかと思えます。その点どうでしょうか。

議長 大森産業部長。

大森産業部長 そのことを話していきますと、これはもうまた最初に話が返るわけでありまして、奥さんも含めて、奥さんとかには限りませんが、家族ということを含めて緩和をしてきたというのは、さきの議会でそういう意味でしてきたわけでありまして、あえてまたもとに戻すとか、その辺を別な規則で定めて、家族はできないということは、基本的に考え方として、前の議決を否定するような部分にもなってまいりますので、この条例でご理解をいただきたいと思いません。

議長 24番宇都宮二郎君。

24番宇都宮二郎君 その趣旨はわかるんです。ですが、総額4,300万円ですか、その10倍の4億3,000万円、こういう多額なお金を動かす上でそういう責任もありますし、私はそれを強く訴えたいと思えます。

議長 大森産業部長。

大森産業部長 当然安全を期すためには、今のような方法が大事な部分もあると思えますけれども、非常に厳しい経済情勢の中では、安全面を優先していくのか、できるだけ多くの皆さんに借りやすい状況をつくっていくのかという問題がありますけれども、今まで問題があったということもありません。こういう経済情勢を考えていきますと、それなりのリスクはあっても、そちらの方を優先をしたいと考えております。

議長 ほかに質疑はありませんか。

5番元親孝志君。

5番元親孝志君 平成18年度の当初予算、先般もいろいろ一般質問ありましたが、大変厳しい当初予算になったわけですが、この厳しい財政事情っていうのは、恐らく来年以降も尾を引くであろうというふうに思っておるわけですが、ことしは幸いにして財政調整基金もありましたし、そういった関係で減額ながら当初予算が組めたと思えますが、来年の状況を見ますと、非常に素人が見ても厳しいんじゃないかというふうに思うわけですが、そうやってきますと、来年以降はことしのような手法では来年度予算は組みにくいんじゃないかというふうに思っております。そうすると、じゃあどうするかという話なんですけど、やはり根本的な、抜本的な見直しをやらない限り、単年度単年度大変これ厳しい予算編成を強いられるというふうに心配をいたしております。そこで、抜本的な改革が何があるかということなんですけど、私が1つ提案したいのは、先般四国中央市は取り上げておりましたが、例えば保育所それから幼稚園、これの民営化の検討は市長はあるのかなのかということと、それからちょっと後先になりますが、公立図書館、これ私総務委員会の方でも提案をしましたが、皆さんちょっと時期尚早やないかという反応ではあったんですけども、この図書館につきましても、私は公立図書館の一つの使命は終わったんじゃないかなという思いがいたしております。じゃあこれを廃止するかというと、議論がいろいろ出てきますので、ここは廃止まではいかななくても、NPOあたりでこれを運営していただくような方向で検討されてはどうかというふうな思いもありますし、そしてまた、野村町の場合ですと、野村町の公立図書館は、道路を挟んで総合支所の前にあるわけですが、総合支所はご承知のように、野村町であれば3階ががらあきでございますので、図書館を3階に持って行って、例えば教育課をそこに持ってくれば、教育課の中で図書貸し出し等ぐらいはできるんじゃないかなと。わざわざ2つ建物を持って人件費を使う必要はないんじゃないかなというふうな思いがいたしております。そういうことを踏まえて、やはり公立図書館それから保育所、幼稚園あたりの抜本的な見直しをしていかなければ

いけない時期が来てるんじゃないかと思いますが、その点につきまして市長の考えをお伺いしたいと思います。

議長 元親議員、どの議案での質問ですか。

5番元親孝志君 それでは、流れからいきますと、第34号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」という項目の関連質問とさせていただきますと思います。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午前9時28分)

議長 再開をいたします。(再開 午前9時29分)

元親議員、ただいまの質問に対しては、予算の審議のときに説明をしたいと思いますが、構いませんか。

(5番元親孝志君「はい、結構です」と呼ぶ)

ほかに質疑はありませんか。

21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 ちょっと説明をお願いをしたいなと思っております。

議案第38号で、農業基盤の機械の使用料を1,000円アップというんですけれども、この基準を示してほしいかなと思っております。基本的に城川町から継続してこの機械を運用している部分であると思います。ちょうど城川町の中では、この使用料というのは、一般の使用料の50%を基準としてという、だから基本的に50%補助がこの中に存在しているよっていう形の中で基盤整備、いろんなことをやってきたいきさつがあります。この説明の中で1,000円を上げますよということ、いろんな修理とか燃料とかいろんなことがございましたけれども、その辺が業者の中ではそんなに動いてないのに、何でこういう形の中で上がってくるのかなと、理由はわからなくてもいいです。だから、その基準をどこもってやったかということ。

もう一点、それから議案第44号です。

この関連で質疑をさせていただきたいんですが、湯屋で8㎡までで682円、それで8㎡を超

えるものに対して52円、これ合併処理場の中で量がふえていくから、これだけに対応しますよということだと思うんです。今まで処理場に関してはそういう形の中で処理をされているんですけども、今まで心配をしていた分があります、この処理ということに関して。いろんな市の中の施設がありますけれども、その中で4カ所お湯を使っている部分があります。それに対して、環境に対してそのことを苦慮している部分もありますが、その湯の処理に関してもそういう一つのものの考え方の中にあるんじゃないかと思っております。だから、合併処理槽の容量がどうなっているのか、その辺もちょっと関連で教えていただきたいなと思っております。

以上です。

議長 大森産業部長。

大森産業部長 まず、機械の使用料の件でありますけれども、一番大きな原因は、平成8年に改正以降、改正をしております。非常に現実とはちょっと離れた金額の設定で今まであったということがございます。それでその基準、大体1,000円アップになっておるわけありますけれども、中にはもう既に存在しないような機械もあるわけですし、その中で重機を使用する費用をまず燃料費から修繕料、借上料とか重量税まで含めて計算をして、稼働時間で計算してどれぐらいの費用が要るかということで、1時間当たりの計算を出しておるものでございます。

議長 安藤建設部長。

安藤建設部長 公共下水道の料金でございますけれども、湯屋に関しましては、これ野村町に今現在公共下水道を供用開始しておりますので、そこで野村町に湯屋、銭湯とか公共浴場ですか、その分がありますので、今一般家庭では、8トン以上は147円と、そして20トン以上が157円という料金設定をしておりますので、この湯屋等につきましては、大量の排水が出ますので、その分に関しまして、同じ値段ではちょっと湯屋の方が、どこの市町村も湯屋に関しましてはそういう大量に汚水を流すので、料金に軽減措置をして50円にするということで、消費税を入れて52円

なんですけれども、処理能力でだめだと、かかるという意味ではございません。

議長 21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 第44号で再度関連で、これを質問をいたしました温泉施設の中で、現状の中でそのままもう流しているという現状があります。やっぱりそれを一番心配してEM菌とか何かでそれを川の中で浄化をしながらという、そういう今までの経緯があります。その辺についての施設の整備に関して考えてほしいと。その辺はどのように考えられておられるのかということです。今西予市の中の温浴施設の中で、温浴に使ったものが、基本的に浄化槽の中に入らなくてそのままの放流をされている施設、あると思います。その辺で環境を汚染している部分があるが、その辺に対して、これは関連ですので、申しわけございませんが、その辺に対してもひとつお考えを願いたいなということだけでございます。

議長 安藤建設部長。

安藤建設部長 ちょっと今先ほどの質問、ちょっと取り違えておりましたのですが、今現在公共施設で銭湯とかふろをやっとるんですけども、まずほとんどの施設で単独浄化槽ですか、その浄化槽を備えておられるんですけれども、そこから辺で流し放しという施設はちょっとないんじゃないかと、私は承知いたしておりますが。

議長 21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 恐れ入ります。

その辺の調査をお願いをしたいなと思っております。それで終わりです。

議長 次に、議案第47号「西予市野村町地域文化会館建設基金条例を廃止する条例制定について」から議案第53号「宇和町稲生墓地設置及び管理条例を廃止する条例制定について」までの7件に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第54号「市道路線の認定に

ついて」から議案第56号「西予市営土地改良事業の施行について」までの3件に対する質疑を行います。

31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 議案第54号の「市道路線の認定について」ということでありますが、先般課長はいろいろ舗装もでき、整備もできているので市道に認定するというようなことを言われましたが、まだ田舎の方では、実際大事なところで舗装もできてないというところが市道になってないところもあります。そういう場合もやはり必要に応じて市道にするということもひとつお願いしたい。ぜひそういうことも考えてほしいと思っております。

議長 安藤建設部長。

安藤建設部長 市道認定につきましては、市道格付委員会にも当然諮って皆さんの承認を得るわけですけれども、未舗装だから市道にしないとか、そういう条件ではございません。やっぱり生活道路としての一応市道の用途条件がありますので、その分で条件を満たしておれば、市道に格上げというのは、当然考えられることでございます。

議長 次に、議案第57号「西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について」から議案第69号「西予市精神障害者小規模作業所の指定管理者の指定について」までの13件に対する質疑を行います。

2番松山清君。

2番松山清君 議案第57号でこの議案を見ますと、市長がみずから理事長として指定管理者に指定しているという形態になっておりますが、この指定管理者制度というのを導入された目的と伺いますが、それがかんがみると、やはり文化会館の今の運営形態、評議委員会とかいろいろあると思っておりますけれども、そういった形で運営するのが、もうちょっと時代おくれになってきているのではないかとこのように私は思うわけです。この後の指定管理者の中でもまた出てくると思いますが、やはり指定管理者というのは、それ

だけの責任を持ってみずからが経営するという感覚でその施設の管理とか維持運営をしていかななくてはならない。そういうのに対して、やはりその指定管理者制度ができたから、この制度を導入したんだよというのでは、指定管理者制度を導入する目的が達成されないのではないかということが懸念されるわけでありまして、ここ指定されるのは当然財団法人ですから、理事長が指定されることになると思いますが、この際そういったところの、もう一つ今までやってきたやり方に対しても見直しをかけて効率的に指定管理者制度を運用していかないといけないと、私は思うんですけども、理事者のお考えをお伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 今回の松山議員の質問についてお答えいたしますけれども、これも非常に重要なご質問だと思って受けとめております。私自身も今までの中ではこういう形の、いわゆる市の理事者が入って、旧町では旧の理事者がそれぞれ責任者として、その団体の代表をやっておったというのが現状だと思います。

しかし、この指定管理者制度の中でそれが果たしていいのかなということになりますと、余りいいことではないと、このように思いますし、いわゆる民法なんかの契約で言いますと、総務契約の禁止規定等とも考えてみますと、余りいい制度ではないかと、いいやり方ではないかと思っております。したがって、私としては、今後その総会がある段階、あるいは第三セクター等々に私や助役が社長をしておりますが、そこには取締役会、総会の段階でしっかりした説明をさせていただいて交代をしていきたいという考えでおります。とりあえず現段階ではまだその総会、取締役会がありませんので、このような名前をさせていただいておるのが現実でございますから、ご理解のほどよろしくお願いたします。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 ただいまの市長の答弁に関連しているわけですが、市長の今の答弁は、助役、収入役、執行部も含めてということ

でしょうか、市長一人ということでしょうか、それのご答弁をちょっとお聞きしといたらと思えます。

議長 三好市長。

三好市長 このことにつきましては、例えば第三セクターという一つに限って例を例えて話しますと、私も助役も代表者としての地位をするのはしないよということございまして、取締役としては入ることについては何ら第三セクターはやはり行政との関連が非常に深うございますので、取締役としては入って構わないかと、このように思っておりますが、代表者としては、私どもは入っていないという認識であります。

以上でございます。

議長 次に、議案第70号「西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について」から議案第86号「西予市有料駐車場の指定管理者の指定について」までの17件に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 続いて、予算に関する質疑を行います。

まず、議案第87号「平成17年度西予市一般会計補正予算(第10号)」から議案第99号「平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの13件に対する質疑を行います。

5番元親孝志君。

5番元親孝志君 ページ数で言いますと44ページの総務費なんですけども、総務費の電算管理費委託料というのがありまして、ソフトウェア開発保守委託料ということで1,626万8,000円の減額がなされておるわけですが、これはきのうの説明で おとといですか、入札減ということであったと思うんですが、まず当初の予定価格は幾らであったのかお伺いしたいんですが。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 予定価格ということですから、今現在ちょっと手元に資料を持ち合わせてお

りませんので、すぐ担当課と連絡をしましてご連絡させていただきたいと思いますので、休憩をとっていただきたいと思います。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午前9時47分)

議長 引き続き会議を開きます。(再開 午前10時00分)

森総務企画部長。

森総務企画部長 ただいまのご質問に答弁をさせていただきますと思います。

電算管理費委託料、ソフトウェア開発保守委託料1,620万8,000円の減額で、予定価格は幾らかということだったと思うんですけど、GIS航空写真の撮影の方の予定価格が1,900万円で落札額が900万円、1,000万円の減額であります。入札減でございます。

そしてもう一つ、統合型GISの整備業務の方の予定価格が800万円に対しまして落札額が490万円でございます。そして実際には、これは予定価格と落札額の関係ですので、実際ここに上げております減額につきましては、それぞれ開発保守委託料の既決予算が6,639万2,000円で、その分決定が5,018万4,000円、それに健康管理システム改造委託料14万7,000円を加えまして差し引き1,620万8,000円を減額いたしております。

以上でございます。

議長 5番元親孝志君。

5番元親孝志君 今ほどの落札価格を聞きますと、ものによっては半額以下というふうな数字が出ておるわけですが、単純に思うことは、予定価格が本当に適正であったのかどうかというふうな疑問も出てくるんじゃないかと思うんですが、それと当初の見積もりが安いというのは、行政にとって大変ありがたいことであろうと思うんですが、今後懸念されることは、このGISシステムっていうのは、これからいろんなソフトウェアがどんどんどんどん当然開発されていくし、市としても購入されていくと思うんですが、そうした場合に、当初落札された人が一つ

の既得権ができて、あと随契的な取り扱いで当初の入札減を回収できる仕組みになってないかという心配をするわけですが、この保守点検委託料につきましても、単年度契約でいくのか、あるいはまた2年目からは随契でいかれるのか、あるいは2年目にもやはりこのような競争入札をされるのか、そこら辺の契約システムがどうなっておるかということをお伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 このGISの関係につきましては、予定価格から相当低くなったということは、1番を入れられた方と2番を入れられた方が相当の差があったということでありまして、予定価格の適正化については、私どもはそれなりの計算をした上で入れておるわけでありまして、予定価格は適正であるという判断でやっております、入札される方々がそれぞれ入札の落札の考えを持ってやられたわけありますから、それに対して私どもは安く入れていただいたことに対しては、行政としてはありがたいと、このように思っております。

また、次の来年度につきましてはどうするのかということは、今のところまだ最終的な判断をしておりませんが、基本としては、また入札をするという形に考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 28番大竹忠盛君。

28番大竹忠盛君 補正予算の53ページで、生活交通バス対策事業費の補正を組まれておるわけですが、当初予算約2,700万円、トータルで7,700万円の予算であります。今後の見通し等について、同じような額が今後とも必要になってくるのか、見通しがわかればお教えをいただきたいというふうに思います。

それから、関連で申しわけないわけですが、さきの一般質問の中で、私は西予市の一体化を図る上からも、早く西予市全体の交通体系を検討すべきではないかという質問をいたしましたし、この点につきましては、市民の皆さんの関心も高いことであろうと推測をいたしております。

その折に検討委員会を立ち上げて検討していくという旨のお話があったわけでありますが、所管外でございますので、状況が十分わかりかねておるわけでありますが、検討委員会の検討経過等がわかればお教えいただきたいと思ひますし、きょうわからないようでしたら、逐次やっぱり広報等でも検討経過については市民の皆さんに知らせていく必要があるのではないかなと、こんな思ひを持っておりますので、現状わかる範囲でお答えをいただきたい。わからないようでしたら、また後ほど伺いたいと思ひます。

議長 清水企画調整課長。

清水企画調整課長 宇和島バスの補助金でありますけれども、今回5,000万円余りの補正をしております。昨年が4,944万3,000円ございましたので、137万6,000円の増額となっております。これは合併した折に重点地域に指定をされました。14年、15年、16年の3カ年に係りましては、県の方から特別な補助金がありました。17年度につきましては、この指定が外れましたので、今回増額になっておるわけですが、あわせて乗車密度が非常に少ない区間がございますので、これにつきましても、また県、国の補助金が減額になってまいります。したがって、今の段階で試算はできませんけれども、今回の5,000万円を超える額が次年度も出てくるのではないかと心配しておりますが、宇和島バスの方でも会社の方でも合理化を初めいろいろ取り組んでいただいておりますので、この分については、見通しの金額は今発表できませんけれども、ちょっと増額になるという考えを持っております。

それから、2点目の総合バスのシステムの関係ですが、通学バスを管理しております学校教育課、それから福祉バスを管理しております福祉事務所、それから健康づくり推進課、それから生活バスを担当しております企画調整、ここで4課で随時協議をしながら進めてまいっております。

そこで、以前にもご報告があったと思ひますけれども、野村地区の方で福祉バスの運行を開始します。それからあわせて、野村釜川線、これは旧野村町で平成13年に宇和島バスですが

廃止をされました。そのままの状態になっておまして、地元からも大変強い要望がありましたので、この間につきまして、2月には試験運行をいたしております。3月1日から有料運行を今代替バスとして運行が開始しております。

それから、以前に一般質問でいただいたと思ひますけれども、城川 - 宇和間の直通便、これにつきましては、今現在宇和島バスと協議中ですが、高校生徒の通学等もあわせて、先日宇和島バスの方から見通しをいただきました。朝と晩の2便について直通便を運行するというところで調整をいただいております。これは多分4月1日からの運行開始になると思っております。

それから、そのほか地域によってはキ口当たりの運賃、あるいは地域によっては定額運賃というところがございますが、こういったものについても総合システムを構築するためには、幾らかの調整をさせていただかなければならないというふうに考えておりますので、今後におきましても、担当課の方でそれぞれ協議をして、市民の皆さんに親しんでいただけるバス運行について進めていきたいと思っております。

それから、3点目の公表ですけれども、これにつきましても広報紙等を利用して随時お知らせをしていきたいと思っております。

議長 28番大竹忠盛君。

28番大竹忠盛君 関連で、これはお願いをしておきたいと思ひますが、若干私が調査しておる範囲では、料金等に不公平が若干あるような気がいたしております。これからの検討の中では、市民がひとしく利益を享受できるような形でぜひご検討を賜りたいと、これはお願いでございます。

議長 24番宇都宮二郎君。

24番宇都宮二郎君 不用額について質問をしたいと思ひます。

昨年はたしか7億数千万円だったと思うんですが、ことは271億円の中の10億何千万円というような不用額で、その中には光センサーのような入札減がほとんどだと思ひますが、財政厳しい中での予算の組み立てが少し甘かったのではなからうかなと感ずるわけでござい

す。その中でお知らせを願いたいのは、災害復旧費の不用額は、これは県と国の方へ返還と申しましょうか、そういうことはしなくてはならない金額でしょうか。

議長 三好市長。

三好市長 宇都宮議員の前段の部分についてちょっと私の方から言わせていただきますが、今ほどは恐らく不用額やなしに減額のことと言われたのではないのでしょうか。不用額はまだ出ておりません。だからあくまでもこれは3月補正は減額でございますから、その辺だけご理解をいただきたいと思います。

後段は担当部長の方から話をさせます。

議長 大森産業部長。

大森産業部長 お答えをいたします。

特に災害につきましては、減額が多く出ておりますけれども、これは入札減とかということも当然ありますが、一番大きな原因といたしましては、災害は報告を県の方にいたします。それもかなり早目に報告を求められます。その報告をすることによってある程度額が絞られてきますので、それをオーバーした、仮にはっきりした金額がオーバーした場合には認めてくれません。ですから、報告時には箇所も含めまして多めに多めに報告をいたしますので、特に災害についてはこういう状況が起きてまいります。

それと補助金の返還ということですが、これは多く報告をして、中で査定の段階で切られて補助対象になったものでありますので、補助金の返還ということは生じてまいりません。

議長 5番元親孝志君。

5番元親孝志君 ページ数でいきますと81ページになるんですが、農林水産業費2目19節ですけれども、西予市産材木造住宅建設促進事業補助金2,010万円の減額ということになっておりますが、これは当初予算たしか3,000万円を組んでおりまして、消化できなかったものが2,010万円だろうと思うんですが、これは議会の方も低迷する林業の振興になればということで議

会承認をしてきたわけですけれども、実際やってみると3分の1しか利用されてないという結果に終わっておりまして、当然これを反映して18年度当初予算は1,500万円に減額をされていたと思うんですけれども、こういう結果に終わった原因というのは一体どのように分析されとんか、まずお伺いしたいんですが。

議長 大森産業部長。

大森産業部長 この事業が実質的に稼働したのが今年の6月であります。聞いてみますと、やっぱり3月から4月、5月にかけての建築が非常に多いということも聞いております。

それと、この制度と似た制度が旧野村町でも定住促進事業でありました。それから、それは城川にもあったと思います。というようなことで、実際ことしの件数としては23件、この制度は23件の利用しかありませんでしたので、分析といえればそういうことが減った原因であるということでございます。

議長 元親議員、質問は3回までとなっておりますが。

(5番元親孝志君「全体で」と呼ぶ)

違う、この項目について。議案第87号について3回までと申し合わせをしております。

元親議員、構いませんか、それで。了解します。

(5番元親孝志君「できれば」と呼ぶ)

特に許可をいたします。

5番元親孝志君 ありがとうございます。

今ほど原因の分析がありましたが、私もこれちょっと心配になりましていろいろ私なりに調査いたしました結果、今回の補助対象になる要件がちょっと厳しいかったんじゃないかなという意見が出ております。というのは、今回のこの補助対象になっとるのは、木造住宅をやる場合に、構造材だけに対象になってるということで、実際は、例えば壁の下地材とか屋根の下地材、そういったものは対象外で、標準的な50坪までの家を建てるとすると、この補助対象になるのが最大で30万円ぐらいと。ここが限度額を50万円設定されておりましたが、50万円の補助対象にしようとする

れば、やっぱり100坪近い家を建てなければ満額とれないというふうなことで、今回新年度以降、やはり補助基準というこの対象基準をもう少し拡大されるべきやないかなという思いがするんですが、せっかく50万円限度ということを設定されておれば、それが最大使えるような条件緩和をしていくべきだろうと思いますし、またあわせて100坪を建てるような人に、逆に補助金を出す必要はないのではないかなという思いもするんです。やはり100坪建てるというと、それなりの資産家であるわけですから、そういった人に補助金を出す必要もないわけで、やっぱり補助金の経済的効果とそれから当初の目的であります森林振興にどう役立てるかということのやっぱり内容、補助金のあり方というか、そういう見直しを一回されて新年度事業を実施されるべきじゃないかなという思いがいたしますが、その点どうでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長 大森産業部長。

大森産業部長 まず、100坪の問題につきましては、私もここではっきりそれはやっぱり難しいのではないかなと。どこに基準を置くかということが随分と難しい問題になってまいりますのですが、まだ一年もたっていない状況の中で、今ご提案をいただきましたような問題点とかが実際のところ把握できておりません。ただいまの意見は真摯に受けとめ、また今後に生かしていきたいと思っております。

議長 31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 157ページ、農業振興費についてですが、昨年は12億円の予算がありましたが、今年は4億6,000円と、非常に削減しておりますが、この原因と 違うん。

(「ページが違う」と呼ぶ者あり)

失礼しました。

議長 取り消しますか。

(31番浅野豊重君「はい」と呼ぶ)

10番名本修三君。

10番名本修三君 予算書の99ページと10

0ページに載っておるわけですが、誇れる地域づくり活動事業補助金1,000万円組んでいただいておりますが、この中で予算説明書を読みますと、非常に範囲が西予市も地域として範囲が広いと、そういう中で対象項目 あれっ、一般会計じゃないですか。

(「違う、補正や」と呼ぶ者あり)

議長 補正です。

取り消しますか。

(10番名本修三君「はい」と呼ぶ)

次に、議案第100号「平成18年度西予市一般会計予算」の質疑を行います。

名本修三君。

10番名本修三君 先ほどは済みませんでした。

それでは、一般会計の予算だそうですので、先ほどの質疑をさせていただいたと思います。

誇れる地域づくり活動支援事業、先ほどページ数は申し上げましたが、99ページと次の項目の100ページとに載るとるわけでございますが、1,000万円組んでいただいておりますが、この予算説明書を読みますと、非常に事業的にも内容的にも広い範囲をカバーするような形であるわけでございますが、これはいろんな地域から要望が出てくると思うんですが、これは当初の予算であって、補正を組んであと対応される考えがあるのかないのか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

それから、あと101ページでしたか、地域自治活動支援事業補助金1,863万3,000円ということで組んであるわけでございますが、これはいろんな補助金を包括してこういう形にしたということで、これも説明書に書いてあるわけですが、どのような補助内容を統括してこういう金額になったのか、ご説明をお願いをしたいと思います。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 名本議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

誇れる地域づくり活動事業費補助金1,000万円ですけれど、これ後今後補正もあるのかとい

うことだったと思いますけれど、地域の要望等を聞き取りをいたしまして今回当初予算に計上いたしております。財政も厳しい折でありますので、一応こういう建設事業に対する補助金につきましては、原則当初予算で対応をしていきたいという考えにあります。

以上です。

そして、次の地域自治支援事業補助金ですけれど、これはもちろん今言われましたように、新規ではありませんが、この内容、1世帯当たり1,000円ということと、20世帯未満の自治組織につきましては一律2万円という交付の要綱で補助するようにいたしておりますけど、この内容につきまして、ちょっと担当課長の方が詳しいと思いますので、担当課長の方から答弁をさせていただきたいと思います。

議長 清水企画調整課長。

清水企画調整課長 この自治活動支援補助金1,863万3,000円ありますが、これは17年度までそれぞれコミュニティー補助金として支出しております。これも明浜、宇和地区につきましては、1世帯2万8,000円あるいは1世帯当たり700円、ほかの3地区についてはそれぞれコミュニティー事業、コミュニティー活動をした実績に伴って補助金を出していたというものがございます。これも合併当初調整をすることになっていたわけですが、これも住民の周知期間がないということもありまして、暫定で2年間旧町扱いを行うということで持って上がった補助金ではありますが、今回見直しをしまして、全市1世帯1,000円ということで統一したコミュニティー補助金、自治運営補助金であります。

議長 19番山本英男君。

19番山本英男君 具体的に個々のものではないんですが、市長さんにお伺いします。

一般論として、市長さん先日ウォンツでつくられたものかニーズであったのか、そういう表現されて関心して聞いたんですが、一般論として、ウォンツで始めた、あるいはその当時はニーズ、必要があったというものであって始められた

事業、そういったものについて、どう見ても先行きが読み取れないと、見通しが暗いといったような場合、極端に言うと、契約をして、さらには施行していく過程であっても、そこで事業を打ち切るといような英断、そういったものがなされ得るのか、可能性として、ひとつ伺いたい。

先日はその若い人と話をしておいて、国の方でつくったハイテク船マリンライナーですか、100キロぐらいで走る超ハイテク船、あれ使わずにどうも宙に浮いておるとい状態、それに類するようなものが、市においても将来できる可能性はないのか、そこらあたりとの関連でちょっと伺いたいなと思って質問しました。よろしく願います。

議長 三好市長。

三好市長 山本議員の、私が昨日もちょっと話しました中のウォンツとニーズの関係でございますが、行政というのは、行政ニーズに合ったことをやはり私どもが持つとる財源でやっていくというのが正しいことでありまして、欲を言ったら幾らでも欲がありますけれども、欲と一つの、皆さんがいろいろな要望をされる中で、それを問題と本当の行政ニーズの間には差があると思っております。それをすべてニーズととらえてやった場合には、大きな間違いを生じる可能性があるということで昨日もお答えするときに言ったわけでございますけれども、今後契約とその施行の段階でその差が生じたときにはどうかということでありまして、契約の前段階で、もうそれはウォンツであるかニーズであるかという判断をすべきだと、このように思っております。もう契約に至った段階には、なかなか困難性が生じると。例えば、国等との補助がもう入ったものについて、途中からなかなかやめることはできないというのが現実だと思っております。

しかし、財政事情を勘案して、それが本当にニーズではないと、単なるウォンツであって、将来の展望がないときには、英断を下さなくてはいけないときもあるかもしれないと、そういう考えにあります。

以上です。

議長 23番菊地ミスギ君。

23番菊地ミスギ君 民生費ですね、113ページの特別養護老人ホーム建設補助金のことについてちょっとお伺いしたいのですが、9,818万円の補助金予算出されておりますが、私は補助金制度が変わったのであろうと承知をしておりますが、もう少し詳しく説明願いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 この特別養護老人ホームへの補助金9,818万円につきましては、市独自の補助金として受け取ってもらって結構だと思います。この特別養護老人ホームにつきましては、国の方が平成18年の施行分から補助金ではなしに交付金制度に変わったわけでありまして、国から県の方へ交付金としておろしてくるようになります。その財源移譲をされた分にあわせて県が負担いたしまして、約1億28万円ぐらいだったと思いますけど、その分が法人の方へ交付されず。市の方の補助基準といたしましては、以前の議員の全員協議会の折にもご説明いたしておりますけども、総事業費の8分の1相当額について補助をするということですので、それで計算した金額が9,818万円となっております。

以上です。

(17番酒井宇之吉君「議長、関連」と呼ぶ)

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 ただいまの部長の説明はよくわかるんですけども、この件につきましては、全協で何度もやった試算された形の経緯がございますので、決着した形の指標を全協に出したような資料を、この予算がこうなったというやつをお示しして、議員に全部配付をお願い申し上げます。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 それでは、今ほどありました事業費の分につきましては、表にいたしまして、今議会中に提出するよういたします。

議長 22番鍵原芳和君。

22番鍵原芳和君 2点だけお伺いをいたしたいと思います。

まず、予算書は73ページでございます。

総務費の総務管理費であります。15節工事請負費1,071万円の計上でございますが、これ特に説明はございませんでしたが、総合支所との連絡会において、城川総合支所の防水工事分だというふうにお聞きをしておりますし、そのように理解をいたしておるところであります。したがって、この件につきましては、旧町時代からこの防水あるいは修繕費、予定をいたしておったところでありまして、当時約9,000万円ぐらいの見積もりというか、予定額であったと思うわけですが、その後いろいろ協議をされたようでありまして、大体6,000万円ぐらいかかるのではないかな、このような話も聞いておるところであります。したがって、今回1,000万円の工事ということですが、これは同じような工事を小出しをいたしますと、諸経費もかかりますし、その他経費もかかりますし、むだな経費が非常にかかるというふうに素人ながら思うわけですが、そのための財源も合併時に特に持ち寄ったというふうに思っておりますので、そのことを言うつもりはございません。非常に厳しい財政のもとでこういった配慮をいただいておりますが、この工事で補修が終わったということではないと思います。したがって、ひとつこのことを十分ご理解をいただいて、必要な補修工事については早急にご配慮をいただきたい、このように思っております。ある程度の不安感からあえて申し上げさせていただきます。

それからもう一点、78ページであります。委託料の中のソフトウェア開発保守委託料7,900万円余り計上をされております。昨年度の当初予算が3,800万円でありました。したがって倍増をとるわけですが、特別な理由があるであろうというふうに思いますけれども、先ほどの補正でも1,600万円の減額ということでございましたんですが、素人で余りわかりませんが、主な内容について内容の説明をお願いしたいと思います。

以上です。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 鍵原議員のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

工事請負費1,071万円、確かに言われましたように城川総合支所の庁舎改修であります、これですべて終わるということではありません。言われますように、小出しにすると諸経費とかいろいろ要ります。それもよくわかっておりますけれど、どうしても財源の見通しの立たないようなこともございまして、先送りしておるものもありますけれど、もう必要、何と申しますか、雨漏りとか、もうどうしても放っておくと、後々経費がかさむものにつきまして、今回改修をするようなことにさせていただいておりますので、また財政担当と今後のことは協議しながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

そして、委託料7,968万5,000円についてですけど、この件につきましても、担当課長の方から資料を取りそろえないと、ちょっとどの分に幾らというような委託料いろいろありますので、そのようなことで説明させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

議長 22番鍵原芳和君。

22番鍵原芳和君 昨年当初と比べて、特別な内容だけでいいと思います。詳しいことはわしらも余りわからないので、主な増額の理由、特別な内容があるんだろうというふうに思っております。

議長、後で結構です。

議長 この質問に対しましては、後ほど答弁をさせます。

7番沖野健三君。

7番沖野健三君 144ページの衛生費第2目の塵芥処理費のことなんですけども、ごみに関しては、市長も1億円を減額するということである政策をされとることに対しましては非常に敬意を表して、私も一市民として減額に協力しなければいけないというふうに思っておりますが、残念ながら、予算で少しは減った予算を立てられるかなと思うたら、残念ながら400万円ぐらいふえと

るんですか、非常に残念なんですけども。そういう中で4月1日より事業所のごみの有料化ということで、私も1日の排出量が15キロ以上ですが、その事業所に対しては手数料として10キログラムにつき100円というような値段を、これは委託業者に払うんですか。それはいいとして、1日排出量15キロ以上の事業所が西予市にどれぐらいあるか。

そして、これが減量化にどうつながるのかということをお伺いしたいんですが。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 今ほどの質問であります。

まず、1点目のごみの塵芥処理費全体で見ました場合に前年対比459万6,000円増額いたしておりますが、この予算上の比較につきましては、17年度予算の当初の段階で、広域ごみ処理の費用が2分の1計上でありました。今年度18年度の当初予算につきましても、広域処理につきましては1億円削減した当初予算にしております。それと、他の費用につきましても若干半年分の予算計上にしておりまして、それらを通常の予算ベースで見た場合につきましては、ごみの委託料運搬処理それと収集、それらを合わせた分での予算上での処理につきましては、通年で見た場合です。その場合については、約4,500万円ぐらいの減額になったような計算といたしております。これにつきましては、まださらに分別を深めていけば、それなりの減額はされるものと思っております。

それと、あとの事業系のごみにつきましては、言われましたように、本年4月1日から一応事業系としてそれぞれ出していただくということでありまして、この処分料につきましては、市の方へ負担していただくということになります。

これの減量の効果といいますか、それにつきましては、従来一般廃棄物としての家庭用系のごみの中にまじっておりましたので、それを分けることによって生活から出てくるごみ量は減ってくるというような認識であります。

以上です。

議長 7番沖野健三君。

7番沖野健三君 予算の方はいいでしょう。

それと、第2点目の事業所のごみについて、事業所へ収集業者というのがこれ見ますと、市からの委託業者も入ってるんです。そしたらもちろんその業者が収集した場合は、もちろん委託料というのが減るわけなんですよ、事業所も委託料払うんですから。そうでしょう。だからちょっとこの点が私も納得、合点がいかないということなんで、もう少しほかの方法を講じられた方がええんじゃないかなと思うんです。というのは、例えば事業所に対しては、もう少しごみ袋の値段を上げるとか、そういう方法の方が、まだはつきりするんじゃないかというように思うんです。委託業者を見たら、市からの委託しとる業者も入ってますし、そういうところが一緒に一般のごみと事業所のごみとまざってしまったら、事業所のごみはどれぐらいあるかっていうのはわからないんじゃないかと思うんです。その点についてもう一度質問いたします。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 お答えいたします。

現在のところこの事業系のごみにつきまして、大手の事業系があるのが、大体宇和と野村ぐらいになるんじゃないかなと想定しておりますけれども、この事業系のごみにつきましては、一般の生活ごみとは別の方法で収集していただくということになっております。

それと、一般ごみの収集業者の委託料が減っていないということでもありますけれども、これにつきましては、生活から出てくるごみへの回収その量は減りましても、回収する回数については変更がありませんので、その分については委託料はそのままということになっております。

以上です。

議長 12番藤井朝廣君。

12番藤井朝廣君 沖野さんの関連ですが、実はきのうのこと相談がありまして、この委託業者また普通の一般の業者、確認をとられて決められたのか。聞くところによりますと、何もこの話は一切業者になかったという話を聞いておりますけど、そのあたりはどうなっておるのでしょうか、

きょうついでだからお伺いしたいと思います。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 ただいまの件であります。業者との協議、正式な協議はいたしておりませんけれども、どうもこの事業系のごみについては、いわゆる市が指定しておる処理場以外の場所へ持ち込んでいたという事例が発見されまして、それでいわゆる市内から出てくるごみについては、市が責任を持って処理しなければならないということでもありますので、あえてそういう事例があったために、西予市としては事業系のごみを別に収集するという方針に切りかえたところであります。

この業者につきましては、先ほど言いましたように正式な調整はしておりませんけれども、口頭による調整はしておるということ聞いております。

議長 12番藤井朝廣君。

12番藤井朝廣君 結構だと思いますけれども、口頭と言われました、本当に口頭ですか。私の聞いた範囲では、何も話なかったと。できたら最初にそういうことがあるんだって言うていただきたいという意見がありましたけど、結果はいいですけど、これからお願いいたします。

議長 三好市長。

三好市長 2人の事業系の一般ごみのことについてお答えさせていただきます。

基本としては、これは法的な問題でありますけれども、事業系の一般ごみは、その事業者も責任があるわけでありまして、それと一般廃棄物でございますから、市が責任もあるという、両方が責任を持ってやらなくては行けないと。家庭の一般ごみと違うわけでありまして、したがって、それについては、事業者負担もそれなりに持ってもらうなくちゃいけないというのが私の考え方でありまして、そのことも受けとめて、一度もう少し高い値段を私どもは設定したんですけども、協議をさせていただいて、ちょっと低目に設定したということもご理解をいただきたい、このように思ってお

ります。

以上でございます。

議長 7番沖野健三君。

7番沖野健三君 今の市長の答弁なんですが、私は別に事業所からそういう特別にお金を取るということに対しての批判はしてないんです。これはもう当然だと思ってます。けども、やり方によっては、市の委託業者も入るとるんですよ、収集業者の中に。その事業系のごみを収集する人、それでは一般の家庭から出るごみとの収集日というのを分けるんですか。ただその事業所だけに収集に行くんですか、その委託業者っていうのは。ほんなら、事業所が今までそういう収集場所に持っていったごみは、自分ところまでにはとりにくるわけですよ、事業所まで。それをちょっとお答え願いたいんですが。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

事業系のごみにつきましては、それぞれ事業者と業者との契約に基づいて出していただくということになりますので、その請け負った業者がそれぞれの事業所へとりに行くということになります。ですから、生活から出てくるごみとは一緒にしないで、それぞれの契約された業者に引き取っていただくということになります。

それと、市の指定しておる業者が仮に事業系のごみを集める場合におきましては、時間とかその辺は十分ずらした上で、一般廃棄物の処理に支障のないように行うということになっております。

以上です。

議長 31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 大変遅くなりました。

先ほど言ったようにページ数で157ページ、農業振興費の中で、去年は12億円、今年は4億6,000円という形で非常に減額になっております。この原因がどこにあるか。補助に対しましてはたくさん補助がありまして、農業をしておる者にとっては大変ありがたいと思うのであります

けれども、本当に西予市の地域の農業を守り発展をさすということになれば、私は各地区において、やはり試験とか研究等にもっと力を入れて、適地適作のそういうものを掘り起こす、その必要があるんじゃないかというように思っております。そしてそういうことがある程度できてから個人に普及をするというようにしたらどうかというように思っております。今までちょっと最近はありませんけれど、補助をもらうからやるかというような補助の仕方がありましたので、そういうことはないようにして、ぜひともやはり試験、研究の方にその補助を回すということにしていたきたいと、こういうように考えております。

以上です。

議長 大森産業部長。

大森産業部長 お答えをいたします。

この減った農業振興費であります。約8億円の減額になっておりますけれども、これはすべてハードの部分の減額であります。まず、大きなものとしては、三瓶地区の光センサーへの補助金、それから城川のトマト選果機の補助金、それから明浜後継者住宅の減、城川加工センターの減、このハードの分の減が大きなものでございます。そのほかの補助金につきましては、ただ他の補助金と同じレベルで財政上減った部分はありますけれども、研究費を減すとか、そういうようなことは行っておりません。

議長 31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 いや、僕が言ったのは、研究費を減すじゃなしに、むしろそういう方面に力を入れてほしいと、こういうことを言ったのであります。

議長 大森産業部長。

大森産業部長 その辺は私も非常に答えにくい部分もありまして、今後のことにつきましては、十分にそれは検討をしていきたいと思っております。

議長 1 番田中剛君。

1 番田中剛君 文化振興費について質問いたします。

265 ページ、町並み保存対策費の中の町並み建造物修理補助金であります。17 年度ではほとんどの額が不執行となっていると思います。しかしながら、18 年度当初には、例年より多い額を計上されておりますが、その根拠をお伺いいたします。

あわせて、延び延びとなっております重要伝統的建造物群選定の見通しをお伺いいたします。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 田中議員の町並み建造物修理補助金の 2,000 万円の増額の関係なんですけれども、中町の地域指定を予定しておる住民の方々の要望額が昨年よりかふえておることの事実があるということと、それから重伝建に選定された場合には、市単独の補助金以外の増額が見込める、そういうことの期待もありまして、市民と申しますか、町並みのエリアに入っておる方々からの要望が出ておりましたので、前年度より増額をこの分についてはさせていただきました。

それと関連するわけなんですけれども、その上に緊急対策補助金 200 万円なんですけれども、これも台風とかあるいは災害、そういったようなものに緊急に対応してほしいという要望がありましたので、この分についても増額を計上させていただいております。

それから、重伝建の選定に向けての見通しでございますけれども、重伝建の指定選定に向けての事務は鋭意進めておりますけれども、私たちが希望、期待をしておる方向に現在のところ、まだ至っておりません。

以上です。

議長 1 番田中剛君。

1 番田中剛君 ただいま部長さんの答弁の中に、「ナカノマチ」という表現をされました。「ナカノチョウ」で行政は統一されておると思うんですが、この周知徹底をよろしくお伺いいたします。

あわせて、重要伝統的建造物群、大体何月をめぐりに選定されるのか、お伺いいたします。

議長 三好市長。

三好市長 重伝建保存地区の選定の今の過程の問題でございますが、これも私も鋭意努力をしておるところでございます。まずその前段では、あの地域がやはりいわゆる文化としての価値のふさわしい地域にしていこうと。そうすることによって国の認められることがあるんじゃないかということが大きな目標でございます。したがって、先哲記念館のあり方についてもいろいろ問われた中で、国の方からも問われてきているし、地域からも問われてきました。そういうことで、先哲記念館をあのようやりかえさせていただいて、文化度の高い方向に、あるいは教育価値の高い方に持っていったということでありまして、これが大きな一歩進んだと、このように思っております。その中で、年 2 回の国の文化庁の方に審議会がありますけれども、その年 2 回の審議会の方向に向けて今鋭意努力をしておるところでございます。ご理解のほどよろしくお伺いいたします。

議長 8 番森川一義君。

8 番森川一義君 79 ページの愛媛県電子自治体協議会負担金と西予地区防犯協会負担金と負担金にしてはちょっと金額が多いと思いますが、財政的に厳しい折に負担金はできるだけ少なくすべきだと思っております。どのようにこの負担金が使われているのか、説明していただきたいと思っております。

議長 森総務企画部長。

森総務企画部長 森川議員のご質問にお答えをさせていただきます。と思っております。

まず、愛媛県電子自治体協議会の負担金ですけれども、これにつきましては、先ほど議案第 7 号で条例制定をお願いした関係なんですけれども、この協議会の運営費に対して負担をするものでありまして、それぞれ積算 加盟しております愛媛県下の市町の中で人口割とか人口構成比の指数をも

とにいたしまして均等割、人口割を積算いたしまして、西予市の場合、429万9,000円という数字が出ております。

西予市の防犯協会の負担金ですけれど、防犯協会も合併いたしまして、この負担金を今まで同様積算により出してしておりますけれど、人件費とかその辺の防犯協会の運営費となっております。

議長 14番浅野忠昭君。

14番浅野忠昭君 衛生費に関して1件お伺いをいたします。

先般、三瓶の区町会で薬剤の無料配布について市民生活課より、今まで各地区に配布してありました消毒用の融剤・乳剤を来年度より配布をしないと聞いておりますが、各区長さんからは強い要望がありまして、環境衛生面等の問題等から本年度同様継続してほしいとの強い要望がありました。それで、今後の見通しについてお伺いをしたいと思います。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 この防疫薬剤につきましては、旧宇和町と明浜町、三瓶町が合併前から無料配布をしていたわけでありまして、しかし、野村町、城川町につきましては、地区から要望があった場合は、あっせんしていただいておりまして、公費による購入はしておりませんでした。それで、合併協議会の折には、その点について調整できませんでしたので、今回調整する必要が迫られ、このように配布しないというようなことに統一したわけでありまして、その理由といたしましては、近年環境の下水につきましては、浄化槽の整備がかなり進んでおり、いわゆる汚水そのものが表面に出てきている状態が非常に少なくなっているということもあります。それらを加味しましたのと、あわせて非常に逼迫した財政事情でありますので、どうしてもこの費用につきまして削減する必要があるので、当初3町の防疫薬剤420万円ぐらいを予定していたわけですが、これをずっと続けていくということが非常に厳しいということで、今回査定の折にも減額されたわけでありまして、一応今後の無料配布につきましては、18年度以降中止にしたいと、

このように考えております。

議長 16番岡山清秋君。

16番岡山清秋君 私は産業建設常任委員会に所属をしておりますが、総務委員会に関係すること、委員会の方に私行きませんので、あえてこの場で質問をさせていただきます。といいますのは、当初並び先ほどの補正にもいろいろな補助金というのがあつたわけでありまして、この補助金というのは、大変に市民にとってはありがたいときもあるし、時にはありがたくないときもあるのが補助金のように思います、私は。といいますのは、教育部長、1点お聞かせをいただきたいんですが、先ほどの補正の中にも通学費の補助がありました。これは今回は減額をされておりました、二百幾らだったと思うんですが。18年度の当初の中にも当然出ております数字が、減額の数字ぐらゐのものが当初予算に出ておつたようでありまして、以前に私は総務委員会の方にもちょっとお調べをしてくれんかということで言つておつたことが、この助成金の使用方法といいますか、利用方法といいますか、通学の距離についての取り決めがあつたように思います。先般も4キロ、6キロという通学の距離のことを言われました。これが今回見直しをされてどのようになつたのか、はっきり定かではないんですが、聞き忘れかもしれませんが、この距離を設定すると、以前にも申しましたが、1つの集落の中で、同じ地域の方が、極端に言えば、今私のおるところから教育部長がおると、この間の距離だけでもその距離に満たないと、極端な話ですよ。なつた場合に、私は補助をいただく、教育部長はいただかないと、そういったのが極端な話、出てくるんです。そういったことの件が市内の中にどれくらいあるのか、そういった方の申し入れが。私のところ同じ部落じゃのに、ないのよと言われる方が。そういったことの調査というものはされましたか。

そして、されてないのならされてない、構いませんが、そういったことについての対応として、この距離の取り決めをされると、そういったことになつたので、できれば4キロなら4キロ、ただしというのを何かどっかに入れておけば、何らかの形で対応ができるんじゃないか、私勝手な言い方ですけども、行政ですから、それは線は引

かなければいけないというのは百も承知ですが、やはり市民の方、そういった父兄の方、おられるということは事実だろうと思いますので、あくまでも行政だからといって線を引くというのは、これは考えていただければならないことではなからうかと思えます。わかりましたか、教育部長。そういうことで、極力調査をされてないならば、新年度もやがて始まりますので、それまでに自転車とかヘルメットとか、そんなものの購入をされなければならない。あるものについては、同じ地域内でも、補助が私はある、私はないというようなことにならないようにしていただきたいと思うわけです。よろしくをお願いします。

議長 河野教育部長。

河野教育部長 岡山議員の通学費の補助金の関係なんですけれども、今議員が言われましたように、32校の学校があります。そこに通っておる児童・生徒の居住地からの距離もちろん千差万別で、近いところ、遠いところ、あるいはその道の行程におきましても、上り下りあるいは非常に狭小の道から大きな道からいろいろあるわけですが、それでちょうど合併しまして2年間で学校教育課の担当者が、すべて32校の補助金を申請されておる児童・生徒の距離については実測をさせていただきました。それをもとに今回補助金の条例廃止にあわせて見直しをさせていただいたわけですが、この見直しの基準になります小学校、中学校4キロ、6キロ、こういったような数字は、西予市独自の数字4キロ、5キロというような数字ではなく、近隣市町の通学距離補助金、ほかのところは規則で出ておりますけれども、そこを勘案をしまして今回見直しをさせていただいております。そのような関係で、一番最初の提案理由の説明のときにも申し上げましたけれども、最寄りの駅から学校へ行くまでの定期の3分の2を徒歩で通学しておる子供たちには定期の全額の3分の2を出してございましたけれども、今回、年間小学生については、一律1万2,000円というような方法で改正をさせていただきましたし、それから中学生の自転車通学の生徒に対しましては、自転車それから雨がっぱ、これの購入費の限度額3万5,000円というような方法で改正をさせていただく方向で議案

を提案させていただいております。そのように現在32校に通っております児童・生徒の通学費の補助に際しましては、西予市の予算事情と勘案しながら補助金を出していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただけたらと思えます。

議長 二宮教育長。

二宮教育長 私の方からもちょっと答弁させていただきます。

議員のおっしゃいました集落内で、Aさん、Bさんが4キロに足りないとか、5キロに足りない場合には、集落内でいろんな問題が生じるというお話しございました。検討の中には、例えば1つの集落の中の集会所を起点にしたかどうかというような話もありました。しかしながら、結構広い集落もございまして、そこらを起点にすると、また問題が生じるというようなこともございまして、一応通学距離については、学校から自宅までという基本路線は守っていかないとけないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長 16番岡山清秋君。

16番岡山清秋君 ご答弁ありがとうございます。

今ほどの件で、市長にお願いしますが、今回この条例は廃止をされるんでしょう。廃止をされるわけですが、18年度からは規則ということで市長さんの判断でできると思うんです。だから市長さん、ぜひともそういった保護者のことも考えていただいて、やはり公平な目で判断をしていただいて、そこら辺の補助を出すのならば、公平に出していただきたいと思えます。

以上です。

議長 三好市長。

三好市長 今ほどの岡山議員の再質問についてお答えいたしますけれども、今ほど教育長が言いましたとおり、公平性、平等性っていうのは、それが平等で公平かという問題があると思えますので、非常に難しい問題でございまして、市長と

しての規則になりますと、ある程度の裁量権が働いてくるというお考えのもとで言っていたのもんだと思っておりますけれども、この辺も非常に難しい問題ですので、あくまでも公平、平等という頭の中で判断をさせていただくということでご答弁をさせていただいたらと思います。

以上でございます。

議長 21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 ちょっとだけわからない部分がありますのでご説明を願いたいと思います。

農業費の中の野菜安定対策事業補助金これが1点、それからあとケールリサイクル事業補助金この件、それとあともう一点、三滝ロッジ管理委託料とふるさと交流館管理委託料が計上されております。最後の件につきましては、指定管理者の件もあらうと思います。それから、これを基礎にしながらこの施設を有効に使っていく方向づけの礎で計上をしてあるのか、その辺をご答弁願ったらと思っております。

以上です。

議長 21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 済みません。

一番最初に言った159ページの中の負担金及び交付金の中の下から2番目の行です。野菜安定対策事業補助金であります。

それから、もう一つの分に関しましては、ずっと161ページの今の補助金の続きの下から1、2、3、4、5行前の分であります。

それから、最後の分に関しましては、商工費の中の195ページの三滝ロッジとふるさと交流館、その分についてでございます。

議長 大森産業部長。

大森産業部長 まず、野菜安定基金でありますけれども、これはキュウリ、ナス、ピーマンに対するものでありまして、価格の、どういたしますか、年間の3年を平均するわけでありましてけれども、それで下回った場合にはこの基金から補てんをしていくという制度でございます。

それから次に、ケールのしぼりかすりサイクル

事業でありますけれども、これは株式会社グリーンヒルでケールをしぼって青汁を生産をするわけですが、そのしぼりかすを飼料としてリサイクルをしたいということに対する設備の補助金であります。

それから、三滝ロッジの委託料につきましては、これはふるさと交流館も含めてでありますけれども、あくまでも再興をするということで、そのために委託料は考えられるのは300万円という予算を組んでおる予算であります。ただこれは先般の協議会の中でお話をしたとおり、ちょっと手が拳がらなかったということで、この予算は現在のところ、宙に浮いているという状況にはなっております。ただ、今後あきらめたわけではありません。引き続き何とか指定管理者が確保できるように努力はしてまいります。

議長 21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 ちょっと再質問させていただきます。

農業費の今の2点につきまして、その3品目、価格安定化、これだろうと思います。それ3品目ですけれども、その辺で全部対応ができるのか、この金額で対応できるのかなと、ちょっと心配をしております。

それと、ケールかすの分に関しましても、これは指定管理者のところをそれを飼料化されるのか、どこでされるか、この2点だけお願いをいたします。

議長 大森産業部長。

大森産業部長 まず、安定基金の関係でありますけれども、これは金額に合わせて、つまり逆算してこの範囲内でおさまるようにやっています。過去の平均の金額と差があるから、ある分だけどんどん出すという状況には、もう予算に限りがありますので、本来ならずと積み立ててきて、その中で安定的にやればいいわけですがけれども、毎年過去の平均よりは少しずつ下がってきておりますので、毎回ゼロになります。そういうことでこの予算の範囲の中でやるということになってまいります。

それから、ケールの話につきましては、もうこ

れすべて株式会社グリーンヒルの会社で行います。

議長 28番大竹忠盛君。

28番大竹忠盛君 財政課長にお尋ねをいたしたいと思いますが、16年度が一般会計ベースで約280億円、17年度が270億円ということで、かなりな大型事業も展開をされてまいっておりますし、さらには企業会計、特別会計等でも大型事業が進んでおるわけでございます。私は将来の財政状況について危惧をするものでありますが、さまざまな借入金があるわけでございますが、償還金のピークと申しますか、それはいつごろを想定されておりますか、わかりましたらお教えをいただきたいと。ただ、私が住んでおる地域も農村集落排水事業をやっていただきまして、非常に家庭内の環境、地域内の環境、よくなって虫も飛び交うということで、これらの事業は非常に大切な事業と位置づけをいたしておりますが、かなり大型事業がメジロ押しとなっておりますので、将来の財政状況がどうなるのかなと、こんな危惧を持っております。お手元に資料があるようでしたら、概略で結構でございますので、お教えをいただきたいと思っております。

議長 清水財政課長。

清水財政課長 ただいまの公債費のピークの時点でございますが、前方全員の議員さんの前で一応財政のシミュレーションをご説明したかと思っております。その中で、今後8年後で約43億8,000万円程度の償還が見込まれております。これは、実はその時点でもお話ししたかと思っておりますけれども、合併後10年を過ぎますと交付税の減額が生じてまいります。それでその交付税の減額とそして公債費の償還のピークとはちょうど重なり合っていくということで大変懸念をいたしております。

以上でございます。

議長 2番松山清君。

2番松山清君 144ページの塵芥処理費についてお伺いしたいんですが、先ほどの松本部長の

答弁で、1億円のごみ処理費用を削減するということに対して、大体4,500万円ぐらい予算ベースで通年で削減されるのではないかという見通しを話されたと思うんですけども、大変難しい問題に対してそういう見通しが立ったということに対して敬意を表したいと思いますが、市民の方でもたまたまそういう環境委員とかフォーラム等がありまして、かなり1億円削減に対する興味といいますか、関心が高まっているというふうに今思っております。この削減はあと残りどうやって1億円という目標に達成させようということと考えられるのかということをお伺いしたいわけでありまして。

先ほど申しましたように、市民の方もかなりやる気になっておりますが、ごみの削減というのに関しては、3つの分野で削減しないといけない。1つは、今やっております市民の分野でありますし、第2点目は、やはり処理の委託費、八幡浜の処理場にかかわる分も大きいですし、また大野開発に持っていくなどのそういった処理に関する委託費、もう一つは収集費です。いろんな3点セットといいますか、そこらを全部突き詰めていかないとこの削減というのは図れないのじゃないかと思うわけです。その中でまたいろんな苦労や困難はあるかと思うんですけども、そこらをどういうふうな形で今後削減に取り組んでいこうというのか、それをお伺いしたいと思うわけでございます。

それで、同じようなことなので、八幡浜の処理の単価についてでも、聞くところによると、西予市から持ち込まれるごみの単価と八幡浜の市民が持ち込む単価とに差異があるということも聞くわけですけども、そういったところで把握されている点があれば、またそれもお伺いしたい。

それと、第3点目としては、塵芥処理費に関しては、きょうの補正予算でもありましたように、約8億4,000万円が最終的に塵芥処理費として計上されとるわけです。当初予算におきましては、ここに書いてあるように459万円のアップということで6億1,200万円という計上になつとるわけですが、この計上の仕方で、私は去年もちょっとこの計上の仕方は半年分しかできてない分があるんで、ちょっとそれに対して疑義を申し上げたわけですが、この予算の半年分しか計上しないということが、例えば半年後に何か財源が

あるから、半年分しか計上しないという手法なのか、例えば袋の売り上げなんかだったら、通年で見込まれると思うんですけども、ごみ袋の。あるいは交付税なんかにしても通年で見込まれると思うわけですが、その財源と予算の計上の仕方、これが今回補正予算を見ても8億4,000万円という金額が出てくる以上は、ちょっとここに違和感を感じるわけですが、その点に関して、通年ペースでやっぱりやるべきじゃないかという、私たち等気持ちがあるわけですけども、それについてまた見解をお聞かせ願いたいと思います。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 それでは、ごみの削減問題でありますけれども、言われましたように、住民市民の関心が非常に高まっております。ですので、この機会に4月から4分類15品目に分けて収集するというので、全市内このように統一しておきます。それによりまして、いわゆる今まで廃プラスチックにつきましてはすべて埋め立てごみとして、いわゆる大野開発での処分をしておりましたけれども、それは17年度予算での城川町での廃プラ圧縮減容機を設置いたしましたので、これが18年度から稼働することになります。それらを合わせまして運搬費と処理費で計算いたしますと、それと雑プラスチック、それらもリサイクルに回しますので、全体で7,900万円ぐらいの減額につながっていくんじゃないかと試算をいたしております。

それと、あと燃える、今まで燃やすごみとして回収しておりました宇和町の新聞等のごみです。これらが、いわゆる今まで定期回収ではなしに、どういたしますか、古紙回収をPTAとかその辺で回収していただいておりますけれども、これも定期回収に回すということで、これによる燃えるごみが、若干今までPTA等の回収が3カ月なり4カ月に1回というようなこともありまして、燃やすごみの中に入っとりましたので、それらも回収により減額されるということ、それとあわせて、生ごみにつきましても、できるだけ家庭内で処理してもらう、あるいはまた公共施設等で大型のごみ処理機等も設置していただきまして、それで生ごみも減らすということで、それらを合わせ

まして大体3,000万円近く削減できるというような見込み立てて、それに今全市で取り組んでいきたいと、このように考えております。

それともう一件、八幡浜へ持ち込んでいたトン当たりの処理費であります、4万3,067円ですが、それにつきましては、八幡浜市につきましては、個人が負担しておられるわけじゃないし、市の事業費の中で一般会計の中で処理をされておると思いますので、直接それに係る費用としては、予算内での処理費になるから、単価当たりはほぼ同じ単価で計算されてきておりますので、差異はないものと考えております。

あと3点目につきましては、財政課長の方から答弁をさせていただきます。

議長 清水財政課長。

清水財政課長 3点目の予算の計上のあり方でございますが、これは実は予算編成の段階で、財政課としましては、一般財源が約242億円の見通しを立てておりました。その見通しの中で、実際現課から要求された額がそれを約22億円程度上回る数字が出ておったわけでありまして、そこで、約22億円から財政課の方の査定あるいは市長の査定等々で削減をあるいはカットをいたしまして、残りがどうしても財源不足となるものが約6億円ございました。その6億円弱を5億7,000万円ですか、今回当初予算に5億7,000万円の財政調整基金を取り崩したわけです。ただその後において補正予算の集計をする中で減額補正が出ましたので、その中で約2億7,000万円ほど財調にまた返したというような経緯がございます。それで、その財政調整基金の5億7,000万円は、先般のこの議会でも私ご説明いたしましたけれども、財政調整基金そのものが12月段階で約8億円しかございませんでした。そうなると、今のごみの関係あるいは県営事業負担金あるいは過疎バス、そういった積み残し部分を3億円を充て込んでいきますと、財政調整基金も足りないという現象が起きてまいりました。そういったことで、今回は3億円は補正でどうしても上げざるを得ないという経緯がございます、今回ごみの問題は半額しか計上することができなかったというようなことでございます。したがって、今後繰越金等が出ましたら、その時点で今の

ごみの塵芥処理費は計上してまいりたいと、このように考えております。

議長 5 番元親孝志君。

5 番元親孝志君 先ほど条例制定の折に質問しましたら、ここで質問するようと言われましたので再度質問させていただきたいと思いますが、今ほども説明ありましたように、平成 18 年度の当初予算というのは大変ご苦労をされたというふうに今お聞きをするわけですけれども、財政事情というのは今回が最後で、あとうまくいくのであれば、それは別に問題ないと思いますが、今るる財政課長の説明を聞いておりますと、一番大変なのが 8 年後がこれがピークに来るといような話でございまして、さらなる財政の厳しさというのは継続されていくわけですけれども、今年度の当初予算につきましては、財調基金の取り崩し等とか、もうもろもろで何とか運営できておるわけですが、来年以降のことを考えますと、どうしても今の手法ではやはり無理があるんじゃないかなというふうな、私は思いがいたします。そういたしますと、西予市自治体そのものの抜本的な運営の仕組みとあり方というものを検討していかないと、毎年財政、財政、財政でもう振り回されて、我々政治で出てきたつもりでございしますが、どうもいつの間にか、もう財政の中に入れられてしまっていて、我々の政治を語る場所もだんだん少なくなっているんじゃないかなという心配をいたしとるわけですが、そういったことを考える中で抜本的な改革、これはやはり避けて通れないんじゃないかなという思いがいたしております。じゃあその抜本的改革は何かということなんですが、先ほども言いましたが、1 つは図書館のあり方、公立図書館のあり方を検討される必要があるんじゃないかというふうに思います。というのは、公立図書館ができた時代背景を考えますと、恐らく終戦後のある時期にできたと思いますが、当時は確かに一般の人にとって書物というものは高価であったし、そう簡単にまた書店が近くにあるわけでもないですから、購入できなかった、そういう中で公立図書館というものが生まれたと思います。今我々の環境、本に関する環境を見ますと、もうそこらじゅうに書店があり余っております。明屋もあれば宮脇もありますし薦

屋もあります。そういう中で公立図書館の管理運営を見ますと、西予市で人件費が約 1 億円余りかかっておるわけですが、これを例えば N P O 法人、市の職員を退職された方、あるいは学校の先生を退職された方、本に対する理解のある方々が N P O 法人を立ち上げていただいてそこで管理運営をしていただくと。そして市はそれに対する新しい書物に関して蔵書の分だけ計上するというふうな形が考えられるんじゃないかというのが一つありますし、もう一点は、先ほど言いましたように、これから総合支所がいっぱい空き室が出てきます。図書館がまた別の建物であります。そういったものを総合支所の中に持ち込んで、そして例えば教育課あたりをそこにセットにすれば、教育課の職員が中で貸し出し等は可能ではないかなというふうな考え方もできると思いますが、そういったことを含めて、やはり抜本的な今までの仕組みのあり方を再検討される必要があるんじゃないかというふうに思います。

それからあわせて、先ほども言いましたが、四国中央市が当初予算の中で新聞に出ておりましたけれども、公立幼稚園、公立保育園、こういったものも今の指定管理者制度の流れの中で、やはり民営化という方向も検討していく必要もあるんじゃないかなというふうに思います。そのことにつきまして、これは市長の決断になるわけですが、市長はどういうふうに考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 今ほど元親議員がおっしゃられますとおり、財政というのが非常に逼迫しておる状態の中で、どうしてもいろいろ財政中心に振り回されるというのが今の現実でもありますし、しかしながら、財政自身がやはりこれは政治であろうと、私は思っております。その財政のお金の使い方によって大幅に変わってくるわけですから、議員の方々と私どもがどのように市民のためのお金を使っていくかということをこの場で議論をしながらやっていくというのが、一番のやはり根本問題だと思いますので、私は財政問題、非常に重要視しておるところでございます。

今のお話の中で、図書館のあり方にまず第 1 点言われましたけれども、私はこれは実質賛成でこ

ざいまして、私は、図書館はやはり指定管理者制度の中で、今おっしゃるようなNPO法人等々にやっていくのが適切だと、私はそのように思っております。そういう指示を教育委員会部局の方に、今後の課題として、してくださいということを今投げかけておるところでございます。今後のあり方、まずしかしながら、その前段では、図書館の時間延長、今まで時間延長をようしませんでした。それが公務のあり方で、公務というのは非常に硬直化します。したがって、まずそういうところから打開していく。時間延長をことしからやらせていただきます。そしてその流れの中で今の指定管理NPO法人の方に私もぜひ持っていくことを教育委員会部局の方にこれはお願いすると、市長部局からお願いをする立場で今やっておりますところでございます。

次に、保育園のあり方でございますけれども、これは西予市の行政改革大綱の中で保育園の今後の問題についても言及をしておりますところでございます。現実的には、旧宇和の中では、既に民間という形で宇和施設協会の方に保育園が委託をしておりますというような状況で、実質公立と委託している保育園がどちらがしっかりしておるかどうかにについては、ここには言及は避けましても、委託して悪くなったという話は聞いておりません。そういう段階で、今後の中の大きな行革の問題としてお互い研究をしていくという段階で今はとめさせていただきます。と思っております。

以上でございます。

議長 質疑も尽きたようでありますが、ここで先ほどの浅野豊重議員の質問に対しまして、大森産業部長の方から調査研究費のことでございますが、おわびと答弁がございます。許可をいたしません。

大森産業部長。

大森産業部長 先ほどの浅野議員さんの研究費についての質問でありますけれども、ちょっと失礼な言い方をしたかなと反省をしております。再度答弁をさせていただきます。

今までこれは農業だけではありませんけれども、行政はハードな部分に重きを置いて投資をしてきた感は否めないというふうに思っております。今盛んに西予市の1,400メートルの標高

差の中でどういう作物をやり、周年出荷体制をつくっていくかとか、昨日の酒井議員の支援センターの話の中でも、一般質問の中でもお話をさせていただきましたけれども、西予市の持っている潜在的な資源というものは、相当豊富なものがあると思っております。こういうことの掘り起こし、それからそれらの販売体制、こういうソフトな部分で今から相当調査研究をしていかなければならないと、いうふうに考えております。そういう財政的なちょっと面がありますけれども、このことはしっかり次期部長に引き継いでいきたいと考えております。大変失礼しました。

議長 では、議案第100号の「平成18年度西予市一般会計予算」の質疑をこれで終結といたします。

暫時休憩いたします。午後1時10分に再開をいたします。(休憩 午前11時45分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(再開 午後1時10分)

森総務企画部長。

森総務企画部長 一般会計予算の質疑は終結いたしました。答弁ができてなかった部分がありますので、電算委託料につきましてお答えをいたしたいと思います。

昨年度の予算計上額に比較をいたしまして倍以上の金額になっておりますが、各委託料多少増減はございますが、増額の主な原因は、GISの整備業務委託料が17年度の補正で計上いたしまして、それを引き続いてやります関係で、本年度は3,000万円予算を計上した関係でこのように高額になっております。

以上でございます。

議長 次に、議案第101号「平成18年度西予市授産場特別会計予算」から議案第113号「平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの13件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 90ページ、国保の特会な

んですが、この中で健康世帯の表彰、これ280万円あります。これは、これからは予防ということに力を入れるべきであると、そういうことで、実は先般の国保運営委員会におきましてもこの問題が出まして、年に一度でありますけれども、集団健診この受診率を引き上げるためにそういうことに使ってはというようなことも出ておりました。確かに奨励金制度は悪くはないと思っておりますが、一つ心配なのは、その奨励金をするがため、あと一カ月、あと10日というようなときになった場合に、この世帯表彰があるために、もうちょっと我慢しようかというようなことで、やはり病院に行かなくなって、それが大病を引き起こすというようなことになりはしないかということはこの間も出ておりましたし、実は私もちょっとそういうことを考えておる次第でございますが、これらを考えたときに、当然健康世帯表彰、これも大事であると思います。日ごろの健康管理に十分注意をされて頑張ってきておるということは、非常に喜ばしいことではありますけれども、先ほど言ったように、集団健診これを皆さんでやっぱりお互いに励ましながら、誘いながら健診を受けるということは、今後あとにおいての大きい病気を引き起こさないというためにも大事であって、この辺を2つをどうするかということが今からの課題であると思います。本来ならば、私は厚生委員会ではありますが、後で検討するのでありますが、皆さんにやはりこの点をひとつ知っていただいて、今後どうあるべきかということを知らし、またその答えもいただきたいと思っております。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 ただいまの質問でございますが、先般の国保運営協議会の折にもこのような健康表彰についてどうあるべきか意見をいただいたところでございます。そのときにもお話ししたわけではありますが、現在取り組んでおりますのは、その年度年度で無受診であった方について表彰をしておるわけですが、この無医療ということは、3年も4年も続いたりした場合は、やっぱり今言われましたことも十分懸念されることもあろうと思います。

また、その折にもお答えいたしておりますけれ

ども、いわゆる無受診者につきましては、市が行っております健康診断、基本健診あるいはがん検診、それらの受診を勧奨いたしまして、とにかく自分の健康についてはもう自分が守っていくという意識づけをまずしていった、その上でなおかつ健康であられることは大変素晴らしいことでもありますので、そのような方に対しては健康表彰をしばらくの間は継続していきたいと、このように考えております。

議長 31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 私も厚生委員でありますので、これ以上深くは申しませんが、今からのやはり予防医療ということにおいては、やはりそういう関心を市民の方につけて、そしてやはり健診を受けさすということも非常に大事なことでありということをつけ加えておきます。

以上です。

議長 ただいま議題となっております案件のうち、一部議案についてこれより採決を行います。

承認第1号及び議案第5号並びに議案第87号から議案第99号までの13件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

まず、承認第1号の承認を求めることについてをお諮りいたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号「専決処分第1号(平成17年度西予市一般会計補正予算(第9号))の承認を求めることについて」は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号についてお諮りいたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号「宇和町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席願います。

起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第87号についてお諮りいたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第87号「平成17年度西予市一般会計補正予算(第10号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席願います。

起立多数であります。よって、議案第87号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第88号から議案第99号までの12件についてお諮りいたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で討論を終結とします。

お諮りいたします。

これらの採決は一括採決といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。

議案第88号「平成17年度西予市授産場特別会計補正予算(第3号)」から議案第99号「平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの12件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、議案第88号から議案第99号までの12件は原案のとおり決定いたしました。

ただいま採決をした15件を除く議案については、お手元に配付いたしております各常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

(日程2)

議長 次に、日程第2、陳情第1号「新天神橋の歩道建設を求める陳情について」から陳情第4号「違法伐採問題への取組みの強化を求める意見書」の提出を求める陳情について」の4件を一括議題といたします。

この陳情につきましては、お手元に配付いたしております陳情文書表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

各常任委員会においては、各議案並びに陳情について、十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会の審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次会は3月24日午後1時30分より会議を開きます。

散会 午後1時25分

平成18年第1回西予市議会定例会会議録(第4号)

- | | | | |
|---------|------------|----------------------|---------|
| 1.招集年月日 | 平成18年3月24日 | 収 入 役 | 三 好 藤 治 |
| 1.招集の場所 | 西予市議会議場 | 教 育 長 | 二 宮 宇 明 |
| 1.開 議 | 平成18年3月24日 | 総務企画部長 | 森 英 二 |
| | 午後1時30分 | 建 設 部 長 | 安 藤 芳 夫 |
| 1.閉 会 | 平成18年3月24日 | 産 業 部 長 | 大 森 俊 彦 |
| | 午後3時25分 | 生活福祉部長 | 松 本 正 志 |
| 1.出席議員 | | 教 育 部 長 | 河 野 豊 昭 |
| 1番 | 田 中 剛 | 明浜総合支所長 | 小 玉 岩 康 |
| 2番 | 松 山 清 | 野村総合支所長 | 西 本 貞 夫 |
| 3番 | 宇都宮 明 宏 | 城川総合支所長 | 九 鬼 則 夫 |
| 4番 | 松 島 義 幸 | 三瓶総合支所長 | 山 本 正 男 |
| 5番 | 元 親 孝 志 | 病院総括事務長 | 上 甲 福 重 |
| 6番 | 嶋 川 武 文 | 消防本部消防長 | 荒 井 安 憲 |
| 7番 | 沖 野 健 三 | 総 務 課 長 | 炭 倉 貞 明 |
| 8番 | 森 川 一 義 | 財 政 課 長 | 清 水 忠 夫 |
| 9番 | 亀 井 秀 男 | 企画調整課長 | 清 水 享 司 |
| 10番 | 名 本 修 三 | 1.本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 11番 | 河 野 作 生 | 事 務 局 長 | 吉 良 孝 一 |
| 12番 | 藤 井 朝 廣 | 議 事 係 長 | 井 上 千 浪 |
| 13番 | 浅 野 泰 義 | 1.議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 14番 | 浅 野 忠 昭 | 1.会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 15番 | 三 好 幸 夫 | 1.会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 16番 | 岡 山 清 秋 | | |
| 17番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 18番 | 兵 頭 勇 | | |
| 19番 | 山 本 英 男 | | |
| 20番 | 山 本 昭 義 | | |
| 21番 | 梅 川 光 俊 | | |
| 22番 | 鍵 原 芳 和 | | |
| 23番 | 菊 地 ミヌギ | | |
| 24番 | 宇都宮 二 朗 | | |
| 25番 | 岡 田 周 三 | | |
| 26番 | 山 本 安 男 | | |
| 27番 | 平 野 武 男 | | |
| 28番 | 大 竹 忠 盛 | | |
| 29番 | 二 宮 元 | | |
| 30番 | 坂 本 隆 重 | | |
| 31番 | 浅 野 豊 重 | | |

1.欠席議員
なし

1.地方自治法第121条により
説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
助 役 別 宮 静

議 事 日 程

- | | | | | |
|---|----------|---|----------|--|
| 1 | 議案第 53 号 | 宇和町稲生墓地設置及び管理条例を廃止する条例制定について撤回の件 | 議案第 22 号 | 西予市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 2 | 議案第 6 号 | 西予市総合計画基本構想について | 議案第 23 号 | 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 7 号 | 西予市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について | 議案第 24 号 | 西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 8 号 | 西予市長期継続契約に関する条例制定について | 議案第 25 号 | 西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 9 号 | 西予市市民憩の家条例制定について | 議案第 26 号 | 西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 10 号 | 西予市宇和運動公園条例制定について | 議案第 27 号 | 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 11 号 | 西予市ふれあいの森林施設条例制定について | 議案第 28 号 | 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 12 号 | 西予市宇和福祉センター条例制定について | 議案第 29 号 | 西予市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 13 号 | 西予市老人憩の家条例制定について | 議案第 30 号 | 西予市船員法に係る証明に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 14 号 | 西予市野村高齢者工芸館条例制定について | 議案第 31 号 | 西予市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 15 号 | 西予市農村公園条例制定について | 議案第 32 号 | 西予市図書館条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 16 号 | 西予市野村飼料混合施設条例制定について | 議案第 33 号 | 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 17 号 | 西予市農林漁業後継者住宅条例制定について | 議案第 34 号 | 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 18 号 | 西予市職員の管理職手当等の特例に関する条例制定について | 議案第 35 号 | 西予市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第 19 号 | 西予市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について | | |
| | 議案第 20 号 | 西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について | | |
| | 議案第 21 号 | 西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について | | |

| | | | | | |
|-----|-----|---|--|-----|---|
| | | 制定について | | | 地域活性化推進基金条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 | 36号 | 西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 50号 西予市通学費補助条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 | 37号 | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 51号 城川町人口定住促進に関する条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 | 38号 | 西予市農林水産業振興事業基盤整備用機械使用料条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 52号 宇和町丙種墓地設置及び管理条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 | 39号 | 西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 54号 市道路線の認定について |
| 議案第 | 40号 | 西予市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 55号 市道路線の廃止について |
| 議案第 | 41号 | 西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 56号 西予市営土地改良事業の施行について |
| 議案第 | 42号 | 西予市林道整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 57号 西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 43号 | 西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 58号 西予市特別養護老人ホーム松葉寮及び西予市宇和老人短期入所施設の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 44号 | 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 59号 西予市軽費老人ホームれんげの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 45号 | 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 60号 西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 46号 | 西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 61号 西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 47号 | 西予市野村町地域文化会館建設基金条例を廃止する条例制定について | | 議案第 | 62号 西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 48号 | 西予市三瓶デイサービスセンター基金条例を廃止する条例制定について | | 議案第 | 63号 西予市いきがいデイサービスセンターの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 49号 | 西予市宇和町特定農山村 | | 議案第 | 64号 西予市身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について |
| | | | | 議案第 | 65号 西予市特別養護老人ホームしいのき園及び西予市野村老人短期入所施設の指定管理者の指定について |

| | | | |
|---------|-------------------------------|----------|------------------------------|
| 議案第 66号 | 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について | 議案第 83号 | 西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 67号 | 西予市野村学園の指定管理者の指定について | 議案第 84号 | 西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について |
| 議案第 68号 | 西予市三瓶デイサービスセンターの指定管理者の指定について | 議案第 85号 | 西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 69号 | 西予市精神障害者小規模作業所の指定管理者の指定について | 議案第 86号 | 西予市有料駐車場の指定管理者の指定について |
| 議案第 70号 | 西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について | 議案第 100号 | 平成18年度西予市一般会計予算 |
| 議案第 71号 | 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について | 議案第 101号 | 平成18年度西予市授産場特別会計予算 |
| 議案第 72号 | 西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について | 議案第 102号 | 平成18年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 議案第 73号 | 西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について | 議案第 103号 | 平成18年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算 |
| 議案第 74号 | 西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について | 議案第 104号 | 平成18年度西予市国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第 75号 | 西予市野村農業公園の指定管理者の指定について | 議案第 105号 | 平成18年度西予市老人保健特別会計予算 |
| 議案第 76号 | 西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について | 議案第 106号 | 平成18年度西予市介護保険特別会計予算 |
| 議案第 77号 | 西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について | 議案第 107号 | 平成18年度西予市港湾整備事業特別会計予算 |
| 議案第 78号 | 西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について | 議案第 108号 | 平成18年度西予市簡易水道事業特別会計予算 |
| 議案第 79号 | 西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について | 議案第 109号 | 平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 議案第 80号 | 西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について | 議案第 110号 | 平成18年度西予市公共下水道事業特別会計予算 |
| 議案第 81号 | 西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について | 議案第 111号 | 平成18年度西予市上水道事業会計予算 |
| 議案第 82号 | 西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者 | 議案第 112号 | 平成18年度西予市病院事業会計予算 |
| | | 議案第 113号 | 平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算 |
| | | 陳情第 1号 | 新天神橋の歩道建設を求 |

- める陳情について
- 陳情第 2号 野村高等学校横林分校・
溪筋分校記念碑建立補助
金を求める陳情について
- 陳情第 3号 精神障害者小規模作業所
「たんぽぽ工房」設置主
体に関する陳情について
- 陳情第 4号 「違法伐採問題への取組
みの強化を求める意見
書」の提出を求める陳情
について
- 追加 議案第 1 1 4号 西予市ギャラリーしろか
わ条例の一部を改正する
条例制定について
- 議案第 1 1 5号 西予市デイサービスセン
ター条例の一部を改正す
る条例制定について
- 議案第 1 1 6号 西予市営住宅管理条例の
一部を改正する条例制定
について
- 議案第 1 1 7号 平成 1 7年度西予市一般
会計補正予算（第 1 1
号）
- 議案第 1 1 8号 平成 1 7年度西予市公共
下水道事業特別会計補正
予算（第 6号）
- 意見書案第 1号 違法伐採問題への取組み
の強化を求める意見書
（案）の提出について
- 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- | | | | | |
|---|----------|---|----------|--|
| 1 | 議案第 53 号 | 宇和町稲生墓地設置及び管理条例を廃止する条例制定について撤回の件 | 議案第 22 号 | 西予市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 2 | 議案第 6 号 | 西予市総合計画基本構想について | 議案第 23 号 | 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 7 号 | 西予市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について | 議案第 24 号 | 西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 8 号 | 西予市長期継続契約に関する条例制定について | 議案第 25 号 | 西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 9 号 | 西予市市民憩の家条例制定について | 議案第 26 号 | 西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 10 号 | 西予市宇和運動公園条例制定について | 議案第 27 号 | 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 11 号 | 西予市ふれあいの森林施設条例制定について | 議案第 28 号 | 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 12 号 | 西予市宇和福祉センター条例制定について | 議案第 29 号 | 西予市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 13 号 | 西予市老人憩の家条例制定について | 議案第 30 号 | 西予市船員法に係る証明に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 14 号 | 西予市野村高齢者工芸館条例制定について | 議案第 31 号 | 西予市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 15 号 | 西予市農村公園条例制定について | 議案第 32 号 | 西予市図書館条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 16 号 | 西予市野村飼料混合施設条例制定について | 議案第 33 号 | 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 17 号 | 西予市農林漁業後継者住宅条例制定について | 議案第 34 号 | 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 18 号 | 西予市職員の管理職手当等の特例に関する条例制定について | 議案第 35 号 | 西予市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第 19 号 | 西予市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について | | |
| | 議案第 20 号 | 西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について | | |
| | 議案第 21 号 | 西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について | | |

| | | | | | |
|-----|-----|---|--|-----|---|
| | | 制定について | | | 地域活性化推進基金条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 | 36号 | 西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 50号 西予市通学費補助条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 | 37号 | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 51号 城川町人口定住促進に関する条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 | 38号 | 西予市農林水産業振興事業基盤整備用機械使用料条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 52号 宇和町丙種墓地設置及び管理条例を廃止する条例制定について |
| 議案第 | 39号 | 西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 54号 市道路線の認定について |
| 議案第 | 40号 | 西予市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 55号 市道路線の廃止について |
| 議案第 | 41号 | 西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 56号 西予市営土地改良事業の施行について |
| 議案第 | 42号 | 西予市林道整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 57号 西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 43号 | 西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 58号 西予市特別養護老人ホーム松葉寮及び西予市宇和老人短期入所施設の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 44号 | 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 59号 西予市軽費老人ホームれんげの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 45号 | 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 60号 西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 46号 | 西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 | 61号 西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 47号 | 西予市野村町地域文化会館建設基金条例を廃止する条例制定について | | 議案第 | 62号 西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 48号 | 西予市三瓶デイサービスセンター基金条例を廃止する条例制定について | | 議案第 | 63号 西予市いきがいデイサービスセンターの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 49号 | 西予市宇和町特定農山村 | | 議案第 | 64号 西予市身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について |
| | | | | 議案第 | 65号 西予市特別養護老人ホームしいのき園及び西予市野村老人短期入所施設の指定管理者の指定について |

| | | | |
|---------|-------------------------------|----------|------------------------------|
| 議案第 66号 | 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について | 議案第 83号 | 西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 67号 | 西予市野村学園の指定管理者の指定について | 議案第 84号 | 西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について |
| 議案第 68号 | 西予市三瓶デイサービスセンターの指定管理者の指定について | 議案第 85号 | 西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について |
| 議案第 69号 | 西予市精神障害者小規模作業所の指定管理者の指定について | 議案第 86号 | 西予市有料駐車場の指定管理者の指定について |
| 議案第 70号 | 西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について | 議案第 100号 | 平成18年度西予市一般会計予算 |
| 議案第 71号 | 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について | 議案第 101号 | 平成18年度西予市授産場特別会計予算 |
| 議案第 72号 | 西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について | 議案第 102号 | 平成18年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 |
| 議案第 73号 | 西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について | 議案第 103号 | 平成18年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算 |
| 議案第 74号 | 西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について | 議案第 104号 | 平成18年度西予市国民健康保険特別会計予算 |
| 議案第 75号 | 西予市野村農業公園の指定管理者の指定について | 議案第 105号 | 平成18年度西予市老人保健特別会計予算 |
| 議案第 76号 | 西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について | 議案第 106号 | 平成18年度西予市介護保険特別会計予算 |
| 議案第 77号 | 西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について | 議案第 107号 | 平成18年度西予市港湾整備事業特別会計予算 |
| 議案第 78号 | 西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について | 議案第 108号 | 平成18年度西予市簡易水道事業特別会計予算 |
| 議案第 79号 | 西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について | 議案第 109号 | 平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 議案第 80号 | 西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について | 議案第 110号 | 平成18年度西予市公共下水道事業特別会計予算 |
| 議案第 81号 | 西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について | 議案第 111号 | 平成18年度西予市上水道事業会計予算 |
| 議案第 82号 | 西予市溪筋農林水産物処理加工施設の指定管理者 | 議案第 112号 | 平成18年度西予市病院事業会計予算 |
| | | 議案第 113号 | 平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算 |
| | | 陳情第 1号 | 新天神橋の歩道建設を求 |

- める陳情について
- 陳情第 2号 野村高等学校横林分校・
溪筋分校記念碑建立補助
金を求める陳情について
- 陳情第 3号 精神障害者小規模作業所
「たんぽぽ工房」設置主
体に関する陳情について
- 陳情第 4号 「違法伐採問題への取組
みの強化を求める意見
書」の提出を求める陳情
について
- 追加 議案第 1 1 4号 西予市ギャラリーしろか
わ条例の一部を改正する
条例制定について
- 議案第 1 1 5号 西予市デイサービスセン
ター条例の一部を改正す
る条例制定について
- 議案第 1 1 6号 西予市営住宅管理条例の
一部を改正する条例制定
について
- 議案第 1 1 7号 平成 1 7年度西予市一般
会計補正予算（第 1 1
号）
- 議案第 1 1 8号 平成 1 7年度西予市公共
下水道事業特別会計補正
予算（第 6号）
- 意見書案第 1号 違法伐採問題への取組み
の強化を求める意見書
（案）の提出について
- 議員派遣の件について

開議 午後1時30分

議長 ただいまの出席議員は31名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

監査委員から提出されました定例監査結果報告書はお手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

(日程1)

議長 日程第1、「議案第53号宇和町稲生墓地設置及び管理条例を廃止する条例制定について撤回の件」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 議案第53号で提案いたしました宇和町稲生墓地設置及び管理条例を廃止する条例の事件撤回請求書について、撤回理由のご説明を申し上げます。

本条例の廃止は、稲生墓地の管理運営状況をかんがみ、丙種墓地と同様に公の施設として位置づけることが適当でない判断したことから提案いたしました。稲生墓地は旧宇和町が設置した公設墓地であり、他の公設墓地と同様に公の施設として位置づける必要であることから、本議案を撤回するものであります。

したがって、新条例を制定する折に合わせて本暫定条例を廃止させていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第53号宇和町稲生墓地設置及び管理条例を廃止する条例制定について撤回の件」を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、「議案第53号宇和町稲生墓地設置及び管理条例を廃止する条例制定について撤回の件」を承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま撤回承認をいただきました議案第53

号について、日程第2より削除いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、削除することに決定いたしました。

(日程2)

議長 日程第2、議案第6号「西予市総合計画基本構想について」から議案第113号「平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」についてまでの94件と陳情4件の98件を一括議題といたします。

各常任委員会における審査の経過と結果につきまして、各常任委員長の報告を求めます。

まず、亀井総務常任委員長の報告を求めます。

亀井秀男総務常任委員長 それでは、ただいまから総務常任委員会の審査の報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議におきまして、当常任委員会に付託されました議案27件、陳情1件は、3月13日から16日までの4日間、委員会を開催し審査を行いました。審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告のとおり、議案27件は原案のとおり可決決定、陳情1件は不採択とそれぞれ決した次第であります。

以下、付託事件に関する審査の概要及びその総括としまして、市長、助役、収入役、教育長の出席のもと理事者との懇談を行いました。それらの中で特に議論され、あるいは委員より指摘、要望いたしました事項の概要をご報告申し上げます。

最初に、CATV事業について申し上げます。

この事業は、現代社会においてはぜひとも実施したい事業の一つであり、検討委員会の役割としてはこの事業をいかに安く、いかに広く全体に普及していくか、方法論の検討ではないかと考えます。2011年の地上デジタル放送への切りかえ時に発生する難視聴区域の問題とあわせて総体的に検討されたい。

また、IT社会においてインターネットが使えるブロードバンド環境の整備は必要不可欠なことであり、CATV事業と情報通信の問題は切り離して、できることから早く取り組まれるよう要望いたします。

これに対して、理事者から、委員会へ諮問し答申を受けるということは、住民の方々の意見を聞くということであり、重要なことと考えている。CATV事業については、先週諮問に対する方針をいただきましたが、細かい費用の部分は含まれていないため、今後はどの程度市の財政負担になるかの検討が必要になってきます。採算がとれる住宅密集地は民間へ開放し、事業実施の可能性があるととしても、周辺部を行政がどこまでできるかなどの試算をした上で、ある程度の段階で判断をしたいと説明がありました。

次に、市が納めている団体への負担金と補助金の交付についてであります。

経費節減が強く叫ばれている中で、市が負担金を納めている団体はしっかり機能するとともに、意義のある団体であるかどうかを行政改革の中で検証する必要があるのではないのでしょうか。

また、市の補助金の中には世帯数割などで一律に交付するなど、わずかな金額の補助金をいろいろな形で交付しているものが見受けられます。行政が行う支援は、過疎や高齢化が深刻な地域など幾ら頑張ってもなかなか自立できない、そういうところへ行政として何をすべきか、何ができるかを考えるべきであり、今回の地域事業活動支援金のように一律に一世帯当たり1,000円の補助金は、公平という点からすれば適当かもしれませんが、補助金の本質的な面から考えると、事業に対して行う補助金と支援しなければ自立できない場合の補助金があり、補助金の交付にはめり張りが必要ではないのでしょうか。

これに対して、理事者から、負担金については数多くの実態があることを把握しており、厳しい財政状況とも勘案しながら今後の研究課題といたします。自治集落への支援のあり方については、地区公民館のあり方とあわせて自治組織の再編、超高齢化や過疎の問題、地域振興のための財源であった納税奨励金の廃止、集会所の改修などさまざまな問題を含んでいます。しかし、一集落に関することは独自性が尊重されるべきであり、行政が積極的に立ち上がるべきではありませんか。住民の皆さんが協力してごみの減量化を図り、経費節減が実現すれば、そのお金を自治組織が使える財源にしたいという考えを持っており、実現できるように努力したいと説明がありました。

次に、債務負担行為についてであります。

債務負担行為に関しては、厳しい財政事情にかんがみて慎重に対処されるよう意見がありました。

次に、いろいろなところで経費節減を実施している状況の中で、本庁舎の清掃業務委託料の予算が計上されているが、自分たちの職場はみずから手できれいにするという姿勢を示すとともに、職員の来客者に対するあいさつを徹底してはいかがでしょうか。

これに対して、理事者から、各課によって方法は違いがありますが、事務室は当番制で掃除をしています。トイレなどの共用部分の清掃はオービーシステム有限会社へ委託しております。あいさつにつきましては毎日朝礼を行って徹底していますので、よくなってきたという意見を聞くようになりましたと報告がありました。

次に、指定管理者制度の活用についてであります。

オービーシステム有限会社が委託を受け管理している施設につきましては、オービーシステム有限会社を指定管理者に指定して、経費節減を図る検討をされてはどうでしょうか。

これに対して、理事者から、例えば文化の里の管理であれば、重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた時点で、指定管理者制度の活用と文化の里振興室の存続などを全体的な検討を行う考えであり、重伝建の選定を最優先課題として取り組む考えであります。

オービーシステム有限会社につきましては、主に病院や給食業務や看護助手職員を雇用し、派遣していただいています。この方法は、旧宇和町時代に財政再建団体に陥ったことがあり、その教訓から生まれた雇用体系であり、経費節減になっていることは明らかであります。

3つの文化会館の管理運営については、将来的に本体部分の管理運営を指定管理者に指定する財団法人によってという考えを持っており、時期的なものを含め検討するよう考えていると説明がありました。

次に、経費節減と職員の能力向上への取り組みについてであります。

経費節減が強く言われている中で、国民保護計画書の作成委託料が計上されていますが、職員の能力や専門性を高めるためにも職員の手でつくり上げる発想が必要ではないのでしょうか。あわせ

て、電算に関する保守、管理費等の予算がかなり高額になっているため、リース契約の見直し、データの入力などあらゆるものを精査し、経費の節減に努め、休日出勤の超過勤務手当を代休で対応するなど、一層の経費節減に努められたい。

これに対して、理事者から、計画書策定については、総合計画や行政評価システムと同様に職員の手でつくり上げることが基本的な考えとしています。しかし、今回のケースは職員ができる範疇を超えているという判断によるものです。電算関係の予算については、ふえ過ぎている気がしています。職員にも指示をしていますけれども、今のところ専門性やチェック機能を高める以外に方法はないように思われますが、なお検討いたします。

超過勤務手当については、現在制限を設けた中での実施と、休日出勤の行事などは代休での対応をしていると説明がありました。

次に、区長の役職の改選時期と任期についてであります。

各自治組織で改選時期が異なっているため、何かと取りまとめが難しい状況であり、行政が西予市の一体感を出すために自治組織や民主団体の役員改選時期と任期統一に向けた調整を要望いたします。

これに対して、理事者から、地域から要請があれば調整に入ることは可能と考えますが、一度、区長にアンケートをとって意向を聞いてみると説明がありました。

次に、成人式についてであります。

今年の成人式は西予市全体で盛大に開催できたと感じており、今後も一般の方々に来ていただけるように会場を開放して、メジャーな人を招聘するなどイベントの充実を図る方法がよいのではないのでしょうか。

これに対して、理事者から、今年は西予市全体での開催ということで、旧町時代は和服を禁じていた町もあって心配しておりましたが、最終的には80%の出席率があり、一安心しました。何人かに意見を聞いてみましたが、和服はよかったという意見のある一方で、負担がふえたという親の意見もありました。今後の成人式のあり方につきましては、成人者が自分たちでつくっていく方向性がよいのではないかという考えを持っているとの説明がありました。

次に、農協支所廃止に伴う行政窓口、農協の金融窓口、郵政の窓口の集約についてであります。

旧東宇和地区内の農協支所は平成19年3月に一部が廃止される方向であり、公民館活用の新しい提案として住民サービスという視点から、公民館へ行けばいろいろなおこなことができるように3つの窓口を集約することを行政主導で検討されてはいかがでしょうか。

これに対して、理事者から、農協より支所の廃止に対する相談がない状況であります。一部の郵便局から公民館を貸してほしいという話が来ており、郵便局では行政の仕事もしますということも聞いています。場合によっては、郵便局に行政の仕事を任せるとも可能になることや、協力し合うことによってお互いがプラスになるという考えを持っているとの前向きな姿勢の説明がありました。

終わりに、陳情第2号「野村高等学校横林分校・溪筋分校記念碑建立補助金を求める陳情について」、3月15日に陳情書の提出者である河野義安氏に出席を願って、願意の説明を受け理解を深めることをいたしました。

審査では、西予市の財政状況が非常に厳しいことや、他の記念碑建立の状況を見ましても、記念碑に関する人たちがそれぞれの思いを込めて浄財を募り建立されている方法が一般的であるといった意見が出され、採決の結果、不採択とすべきものと決した次第であります。

以上、今定例会で付託されました議案等につきまして申し上げましたが、適切な審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げ、総務常任委員会の報告を終わります。

平成18年3月24日、総務常任委員長亀井秀男。

どうも失礼しました。

議長 次に、坂本厚生常任委員長の報告を求めます。

坂本隆重厚生常任委員長 当委員会に付託となりました議案30件、陳情1件の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも全会一致にて決定した次第であります。

以下、審査の過程におきまして特に議論がなさ

れました事項について、その概要の報告を申し上げます。

最初に、議案第12号から議案第14号までの3件については、宇和福祉センター、野村町、三瓶町の各老人憩いの家並びに野村高齢者工芸館の各施設を市の直営施設とするための条例制定であり、これまでの暫定条例を廃止して新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第34号は、野村保育所の定員を30名ふやすための条例改正であり、現在の超過定員を正すものであります。職員の充足状況についての懸念はないとの報告でありました。

議案第35号は、厚生労働省の軽費老人ホームの設置運営要綱改正に伴う条例制定であります。

議案第36号は、敬老祝金条例について、年齢の基準日を9月15日から9月1日に変更するものであります。

次に、議案第37号は、介護保険法の一部改正を受けて、平成18年度から平成20年度の3カ年の収支計画に基づいて保険料の改正を行うものであります。対象は第1号被保険者であります。

第2号被保険者の対象年齢を下げるとの話を聞くと、どうなっているのかとの質疑に対し、国の方で引き下げの議論がなされているが、現在の40歳を30歳に引き下げる方向ではないかとの答弁でした。

また、1号被保険者については、西予市はグループホームがふえ続けている状況であり、保険料を上げなければやっていけない。平成18年度からの3年間の計画では、現在の12施設にプラス2施設までを想定して算定しているとの答弁でした。

グループホームの設置は市の同意が必要か。また、市としての今後について考えはできているのかとの質疑に対しては、平成18年度から市町村に権限が移譲される。グループホームについては、新規2施設を含めて平成20年度までは14施設を限度としているとの答弁でした。

次に、議案第46号、野村病院に心療内科、皮膚科、麻酔科を増設する条例の改正であります。

議案第48号は、三瓶介護サービスの特別会計廃止に伴う基金条例の廃止であります。

議案第52号は、旧宇和町の丙種墓地について、各地区の墓地であり公の管理にはそぐわないことから、条例を廃止するものであります。

議案第58号から議案第69号までについては、市の行政改革に伴う市所有の各施設の管理運営を指定管理者にゆだねるための条例制定であります。

次に、議案第100号「平成18年度西予市一般会計予算」について。

まず、第2款総務費、戸籍住民基本台帳費の出産祝い金は、第1子3万円、第2子5万円、第3子10万円を贈るものであります。

次に、第3款民生費、老人福祉費の特別養護老人ホームかめの杜建設補助金9,818万円は、三瓶の特老新設補助であります。これは事業費の8分の1の補助であり定額ではありません。

生活交通路線巡回バス運営費は、野村の福祉バスを6月まで維持することで、宇和の巡回バスの委託料であり、なお4款衛生費、保健衛生総務費の巡回バス委託料は週2回三瓶から城川、さらに明浜へと温泉を巡回するバスであります。30人乗り以下の市有バスを用いて3カ月間試行するものであり、関連して全体の計画を立てるべきとの意見が出ましたが、児童福祉総務費の用地購入費については、宇和保育園の用地購入に宇和福祉の里基金の流用は問題があるのではないかとの意見がありました。

これに対し、基金条例の目的、運用等を検討し、妥当との結論になりました。

生活保護費においては、扶助費が4億6,900万円に上ることから、その認定方法等について質問が出ましたが、現在226世帯であり、十分審査して認定しているとの答弁でした。

次に、4款衛生費、浄化槽設置補助について各町の割り当ての有無について質疑があり、これに対して、各町の割り当てはあり、合計で100基であるとの答弁でした。

さらに、委員から、ダム上流の町として環境の面等を考慮して県の方へ上乗せを要望すべきではないかとの意見があり、機会があれば要望していきたいとの答弁でございました。

塵芥処理費については、昨年と同程度の計上であり、広域処理費については半年分の計上となっております。ごみの分別収集処理を進め、約1億円の予算節約とのことであり、市民に分別の大切さを徹底するため、ごみ袋の値上げを検討してはどうかという意見に対して、ほかの委員からも地域によりこれまでの経緯で違いがあり、慎重

にとの結論となりました。

また、ごみ焼却施設については、広域化がうたわれており、早急に県も含め協議を進めるべきではないかとの意見があり、これに対して、県は大洲、八幡浜、伊方と一緒にするように考えているが、大洲と八幡浜で緊急度に差があり難しいとの答弁でした。

次に、議案第104号「平成18年度西予市国民健康保険特別会計予算」については、事業勘定約53億円であるが、国保財政基金からの繰り入れが2億8,000万円に上り、残額は約5,000万円と非常に厳しい状況にあります。ことしについては、老人保健への拠出金が減る可能性があり、年度末には基金残高1億円は確保できる予定とのことでありました。

保険事業費のうち、報奨費として健康世帯表彰制度について、その功罪について意見が分かれましたが、存続することで決定いたしました。

11診療所の勘定については、周木と二及以外は赤字であり、交通事情を勘案しながらの統合も考えるときが来ているのではないかとの意見がありました。

次に、議案第105号「平成18年度西予市老人保健特別会計予算」は、歳入、歳出各69億円余りで前年並みの予算であります。

議案第106号「平成18年度西予市介護保険特別会計予算」は、歳入、歳出おのおの約41億8,000万円であります。平成18年度からの制定変更並びに保険料改正により、前年比2,700万円の増であります。今年度から、介護予防事業がふえております。

次に、議案第112号「平成18年度西予市病院事業会計予算」は、宇和、野村病院を合わせて約35億円の予算であります。両病院ともに地域の基幹病院として整備されてきましたが、近年の制度変更により、医師不足が深刻になっております。医師不足の影響は医療単価にも響くとともに、2次救急体制がとれない事態も予想され、まことに深刻な状況であります。理事者を筆頭に医師確保に全力を傾注されたいと思います。

次に、議案第113号「平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」は、約4億1,700万円の予算であります。制度改正変更による介護給付費の減少により、入所率の向上を図らねば経営が困難になってきているが、現在

100%に近い入所者である。また、グループホームの増加が競合要因になってきている。

次に、陳情第3号「精神障害者小規模作業所「たんぼ工房」設置主体に関する陳情について」は、ことし10月からの制度改正により法人格を持たない施設が苦境に立たされている。宇和には市立の松葉作業所もあり、福祉施設として同じ位置づけをした上で今後の対応を考えるべきであり、採択いたしました。

以上、当委員会に付託されました全議案について慎重に審査を行いましたので、ご報告をいたします。

平成18年3月24日、厚生常任委員会委員長 坂本隆重。

議長 次に、岡山産業建設常任委員長の報告を求めます。

岡山清秋産業建設常任委員長 産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案39件の審査結果は、お手元に配付されております委員会審査結果報告書のとおりであります。いずれも全会一致で原案どおり可決いたしました。

以下、審査の過程におきまして特に議論された事項3点につき、その概要を申し上げます。

まず第1点は、議案第17号「西予市農林漁業後継者住宅条例制定について」であります。

このことについて、委員から、今後の後継者限定住宅の建設計画についての質疑がありました。

これに対し、理事者から、平成18年度に明浜町田之浜地区に用地買収と用地造成をし、19年度に建設を予定しております。さらに、同町俵津地区でも計画があるとの答弁でした。

さらに、委員から、入居家賃の設定根拠について質疑がありました。

これに対し、理事者から、一般住宅における最も安い基準で設定をしているとの答弁でした。

これを受け、他の委員から、Iターンの若者は100万円前後の収入であり、そのうち家賃として年間30万円を支払うことは厳しいのではないかとの質疑がありました。

これに対し、理事者から、一般住宅との整合もあり、ここだけ特例として安くはできなく、家賃

設定に関しては相当慎重に審議し決定したものであり、現段階ではこの案で運用したいが、所得の関係で入居者がいないという状況が起こってはならないので、将来における課題としたいとの答弁でありました。

これを受け、委員から、第1次産業を取り巻く状況は厳しく、後継者が育ち、気軽に入居ができるように家賃設定を引き続き検討してほしいとの意見がありました。

次に第2点は、指定管理者の指定に関する事です。

このことについて、委員から、市内各施設の指定管理者が次々指定されている中で、城川町にある三滝ロッジ、ふるさと交流館がまだ決定を見ていない状況についての質疑がありました。

これに対し、理事者から、公募したが手は上がり、また公募の段階では委託料の提示をしていなかったとの答弁でした。

これを受け、委員から、今後なるべく早く可能な範囲の委託料を提示し、意欲のある経営者があられるよう努められたいとの要望がありました。

これに対し、理事者から、1月に閉鎖をして以降、多くのファンから再開を望むメールが届いており、当施設は農山村地域の象徴であり、失ってはならないものの一つである。再公募は次の段階とし、まずは手が上がりかけていた人に再度条件提示をしたいとの答弁がありました。

次に第3点は、平成18年度西予市一般会計予算中、間伐材出荷促進対策事業についてであります。

このことについて、委員から、補助金の対象に財産区有林が含まれていないことについての質疑がありました。

これに対し、理事者から、財政厳しい折、財産区は特別公共団体であるから、市民への助成を優先したとの答弁でした。

これを受け、委員から、ほとんどが群集林の地区もあり、例として平成17年度の城川町における間伐材の出荷比率の提示を求めたのであります。

これに対し、理事者から、個人が3分の1、財産区を含む地区分収林が3分の2であるとの回答がありました。

これを受け、委員から、現実として私有林が少

ない現状であり、市内山林の間伐を全体的に推進するという観点から、財産区の出荷分についても含めていただくよう再検討の要望がありました。

以上のほか、西予市産材木材住宅建設促進事業の補助対象部材について、また用地対策における未登記案件の早期処理について、それぞれ質疑応答あるいは要望がありました点、付言いたしておきます。

次に、陳情2件についての報告を申し上げます。

審査結果については、いずれも採択と決しました。

そのうち陳情第1号は「新天神橋の歩道建設を求める陳情について」。

現地調査を行った結果、当橋梁は幅員が狭い上、大型車の往来も多く歩行に危険が伴う状態と判断できます。よって、歩道設置の必要性を認識するところではありますが、市当局においては財政事情も考慮され、調査、設計段階で十分な検討をした上で事業に着手されるよう要望をいたします。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

平成18年3月24日、産業建設常任委員会委員長岡山清秋。

議長 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

30番坂本隆重君。

30番坂本隆重君 今、総務委員会の方から委員長の報告がありましたんですが、その中でCATVに関しての報告がありましたが、これについてお伺いをいたします。

西予市は非常に難視聴地区が多いために情報格差が生まれているんじゃないかと。というのは、今、世間では経済格差、所得格差とかといわれていますけど、相当数の情報を受けることができなくて、今テレビ放送なんか難視聴地区が多いと思うんですが、これを解消するにはやはりCATVを拡充していく以外には、昔の共聴制度を、ああいうなもんを積極的に取り組んでいかなかったらいかんのかなと。

これは総務省の認可になりますけど、いずれに

してもデジタル放送が、全域にデジタル放送化されるのが2011年7月と大体聞いておりますが、そのときには今のアナログはだめになってくるわけです。そうすると、アナログをデジタルに変換するとかというようなことはCATVであれば可能なわけです。そういった面において、今幸いにして野村CATV、それから三瓶のCATV、これ八西ですか、そこがあります。ですから、今の野村CATVを母体にしながら三瓶を取り込んで西予市に拡大を図っていったらと、これ一番簡単なやり方だと思っておりますが、その点もう期限があと5年しかないわけです、デジタル化されるのが。早急にやはり取り組むべきやないかと思っておりますが、その点について理事者側のお考えは。先ほどの件についてはちょっと……。

議長 委員長に求めますか。

30番坂本隆重君 委員長、結果は。

議長 9番亀井秀男総務委員長。

亀井秀男総務常任委員長 ケーブルテレビは、私どもも西予市が一体化となるためには大変必要ではないかと市長さんに進言いたしました。今のところ、金額的なものがあるということで、今11年までというはっきり答えは出てないんですが、考えさせてくれというお考えだと思います。私は、これ以上はちょっと差し控えさせていただきます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結といたします。

お諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

まず、議案第6号「西予市総合計画基本構想について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第7号から議案第17号までの11件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号「西予市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について」から議案第17号「西予市農林漁業後継者住宅条例制定について」までの11件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第7号から議案第17号までの11件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第18号から議案第33号までの16件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第18号「西予市職員の管理職手当等の特例に関する条例制定について」から議案第33号「西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について」までの16件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第18号から議案第33号までの16件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第34号から議案第46号までの13件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第34号「西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について」から議案第46号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの13件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第34号から議案第46号までの13件は原案のとおり決定いたし

ました。

次に、議案第47号から議案第52号までの6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第47号「西予市野村町地域文化会館建設基金条例を廃止する条例制定について」から議案第52号「宇和町丙種墓地設置及び管理条例を廃止する条例制定について」までの6件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第47号から議案第52号までの6件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第54号から議案第56号までの3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第54号「市道路線の認定について」から議案第56号「西予市営土地改良事業の施行について」までの3件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第54号から議案第56号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第57号から議案第69号までの13件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第57号「西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について」から議案第69号「西予市精神障害者小規模作業所の指定管理者の指定について」までの13件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第57号から議案第69号までの13件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第70号から議案第86号までの17件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第70号「西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について」から議案第86号「西予市有料駐車場の指定管理者の指定について」までの17件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第70号から議案第86号までの17件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第100号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第100号「平成18年度西予市一般会計予算」については委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第100号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第101号から議案第113号までの13件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第101号「平成18年度西予市授産場特別会計予算」から議案第113号「平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの13件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、議案第101号から議案第113号までの13件は原案のとおり決定いたしました。

次に、陳情4件について採決いたします。

まず、陳情第1号「新天神橋の歩道建設を求める陳情について」及び陳情第3号「精神障害者小規模作業所「たんぼ工房」設置主体に関する陳情について」並びに陳情第4号「「違法伐採問題への取組みの強化を求める意見書」の提出を求める陳情について」は委員長の報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、陳情第1号及び陳情第3号並びに陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第2号「野村高等学校横林分校・溪筋分校記念碑建立補助金を求める陳情について」は委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。(休憩 午後2時28分)

議長 再開いたします。(再開 午後2時29分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第114号「西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について」から議案第118号「平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)」までの5件及び意見書案第1号の提出について並びに議員派遣の件を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって、7件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

議長 まず、追加日程第1、議案第114号「西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について」から議案第116号「西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」までの3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

河野教育部長。

河野教育部長 議案第114号「西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

ギャラリーしろかわの館長は条例上、教育長が当たることになっておりますが、館長職に職員を配置することにより職務の連携も密にでき、職員の意識向上及び職場の活性化を図ることが可能となります。

以上の理由により、館長等の充て職制度を廃止するため本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 松本生活福祉部長。

松本生活福祉部長 議案第115号「西予市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した利用料金の変更に伴い、西予市游の里デイサービスセンターの運営の見直しを行い、日曜日を休館日とするため、本条例の一部を改正するものであります。

4月からの介護保険法改正により、施設の規模別に利用単価が設定され、前年度の実績により大きく収入が変わるようになります。游の里デイサービスセンターについては、年じゅう無休で営業できる体制で臨んできましたが、法改正により、無休で営業した場合に月々の利用者数が900人を超えるため、利用単価が10%以上の減になります。

現在施設を管理運営している社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会では安定して利用者にサービスが提供できるよう努力しておりますが、従来の運営方法では利用単価が下がることによる収入減が生じるため、管理運営にも影響が出かねません。日曜日を休館日とすることにより、月平均利用者を900人以内に調整し、あわせて人件費の削減に努め、游の里デイサービスセンターの安定的な運営を継続し、利用者のサービスを維持していきたいと考えております。

なお、日曜日を休みにすることによる利用者への影響については、福祉の里デイサービス及びあんしんの家で対応が可能と考えております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い

申し上げます。

議長 安藤建設部長。

安藤建設部長 議案第116号「西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、公営住宅法施行令の改正に伴い、入居者を公募しようとしている市営住宅に、世帯構成や心身の状況から見て既存の入居者が入居することが適切であると認められる場合は、公募によらずに当該市営住宅へ入居することを可能とする特定入居事由を拡大するため、本条例の一部を改正するものであります。

この改正によりまして、入居当初から世帯人数に対し狭い規模の住宅に居住している場合、また子供が大きくなり現在の間取りでは不相当である場合及び知的障害者が作業場に近い市営住宅に移転することが適当である場合などが、公募によらず特定入居の対象となるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第114号から議案第116号までの3件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

採決は議案ごとに行います。

まず、議案第114号「西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について」は

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、議案第114号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第115号「西予市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、議案第115号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第116号「西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、議案第116号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第2、議案第117号「平成17年度西予市一般会計補正予算(第11号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 議案第117号「平成17年度西予市一般会計補正予算(第11号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

補正の主な内容につきましては、歳出では、去る3月1日付で本市を被告とする損害賠償請求訴訟の提起があり、今後の訴訟の対応について訴訟代理人弁護士に委任することから、その着手金63万円を計上するものであります。

また、歳入では、地方交付税の決定により追加計上するものであり、さらにその追加計上によって財政調整基金繰入金を減額とする措置を講ずるものであります。

これによりまして、歳入歳出予算の総額は27

1億1,659万8,000円となりました。

なお、今回の補正では、市道奈良野名場連線改良工事を初めとする27事業の繰越明許費を計上いたしております。

以上、ご説明いたしました。詳細な点につきましては担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 清水財政課長。

清水財政課長 それでは、予算書の4ページの第2表繰越明許費の繰越理由についてご説明を申し上げます。

4ページをお開き願います。

まず初めに、3款の民生費、1項の社会福祉費、事業名が市道奈良野名場連線改良事業の3,080万円の繰越してありますが、これは工事用地の取得行使に伴い、価格面におきまして地権者との協議に不測の日数を要したために繰越すものであります。なお、完成は平成18年7月31日の見込みとなっております。

次に、中心市街地活性化事業2,348万4,000円ですが、これは平成17年12月1日の道路工事分の契約後、側溝や側溝がたあるいは街灯の色決めを行い、製品を発注いたしましたが、いずれも既製品はなく受注生産であることから生産に30日を要したこと。また、降雨などの影響によりまして繰越すものであります。なお、完成は平成18年5月20日の見込みとなっております。

次に、中浦地区排水路改修事業380万円ですが、これは工法の選定、それから地元との調整に不測の日数を要したために工事の発注がおくれ、繰越すものであります。完成は平成18年6月下旬の見込みとなっております。

次に、県営蔵貫地区農道用地購入事業525万円ですが、これは愛媛県が土地取得価格の決定で不測の日数を要したために事業の進捗がおくれ、繰越すものであります。なお、完成は平成18年7月末日の見込みとなっております。

次に、林道白木ケ城線開設事業3,880万円ですが、これは当初予定しておりました残土処理場が使用できなくなったために、路線内の残土処理場が可能かどうか検討を行った結果、

用地の選定、協議、承諾に不測の日数を要したことから年度内完成が困難となり、繰り越すものであります。なお、完成は平成18年6月30日の見込みとなっております。

次に、林道小振鍵山線開設事業4,600万円ですが、これは起点部の墓地移転について土地の所有者、地元住民との協議及び変更設計に不測の日数を要したことから年度内完成が困難となったことにより、繰り越すものであります。なお、完成は平成18年6月30日の見込みとなっております。

次に、林道中筋鉢ヶ森線開設事業6,200万円ですが、その中のうち中筋工区ですが、これは起点付近の現地掘削におきまして当初想定していた土質よりも粘り性が強く、ダンプ、トラック等の運転が困難で小運搬での処理しかできないことから、起点付近での残土処理が困難かどうかを検討を行った結果、用地選定、協議、承諾に不測に日数を要したことから年度内完成が困難となり、繰り越すものです。なお、完成は平成18年6月30日の見込みとなっております。

また、溪筋工区ですが、この工区におきましては計画時点におきまして林道施工地の土地の使用及び立木の補償について土地所有者に承諾を得て事業を進めていましたが、実施に当たり実際のつぶれ地の面積や土地の立木の補償について同意が得られず、線形の変更をするにも適切な場所がないことから、建設委員長、地権者及び市の3者で再三にわたる交渉を行い、その交渉、承諾に不測に日数を要したことから年度内完成が困難となり、繰り越すものであります。なお、完成は平成18年6月30日の見込みとなっております。

次に、林道内場樽線開設事業2,530万円ですが、これはのり面保護工事施工に当たり、崩土面が急傾斜で軟弱な土質であるために施工機械の設置、資材搬入等において不測の日数を要することとなったために繰り越すものであります。なお、完成は平成18年6月30日の見込みとなっております。

次に、林道白木ケ城線排水路改修事業205万7,000円ですが、これは林道白木ケ城線開設工事のおくれにより、関連工事である排水路改修工事の年度内完成が困難となり、繰り越すものであります。なお、完成は18年6月30日

の見込みとなっています。

次に、林道小振鍵山線排水路改修事業 7 8 万 1, 0 0 0 円ですが、これは林道小振鍵山線開設工事のおくれによりまして、関連工事であります排水路改修の工事の年度内完成が困難となり、繰り越すものであります。なお、完成は 1 8 年 6 月 3 0 日の見込みとなっています。

次に、漁港利用調整事業 6, 3 2 9 万円ですが、これは事業実施に当たり、施工地内にヒラメ養殖場があり、建物及び用水設備の移動、撤去時期等の物件補償についてヒラメ養殖業者との協議に不測の日数を要し年度内完成が見込めなくなったことにより、繰り越すものです。なお、完成は 7 月 3 1 日の見込みとなっています。

次に、道整備交付金事業 1 億 4, 2 5 9 万 2, 0 0 0 円ですが、これはそのうちに旧町地区 2 7 7 号線につきましては用地買収の交渉時に買収予定地に差し押さえがあることがわかり、国税局との協議及び地権者との協議に多大な時間を要し、用地買収がおくれたため年度内完成が見込めなくなったことにより、繰り越すものであります。なお、完成は 1 8 年 9 月 3 0 日の見込みとなっています。

もう一つは、旧町地区 6 7 号線ですが、これにつきましては工事施工箇所が公共水道建設工事と競合し、工事期間調整に不測の日数を要したために工事の着手がおくれ、年度内完成が見込めなくなったことにより繰り越すものであります。なお、完成は 1 8 年 6 月 3 0 日の見込みとなっています。

もう一つは、多田地区の 1 2 7 号線ですが、この路線につきましては工事の施工に伴い発生する水質汚濁問題について地元との調整に不測の日数を要したために年度内完成が見込めなくなったことにより、繰り越すものであります。なお、完成は 9 月 3 0 日の見込みとなっています。

次に、市道中川地区 1 0 2 号線改良事業 1 2 8 万 9, 0 0 0 円ですが、これは用地補償交渉におきまして一部補償交渉が難航し、補償物件の撤去にかかる期間に不測に日数を要したために年度内完成が見込めなくなったことにより、繰り越すものであります。なお、完成は 8 月 3 1 日の見込みとなっております。

次に、市単独道路改良事業 2 億 1, 4 0 0 万 7, 0 0 0 円ですが、そのうちの旧町地区

9 6 号線につきましては、これは県との河川占用協議に不足の日数を要したために繰り越すものであります。完成は 9 月 2 0 日の見込みとなっています。

もう一つは、石城地区 1 6 5 号線、これにつきましては工事施工上、障害となる補償物件内の資産の移転先の問題について所有者との調整に不測の日数を要しているため繰り越すものであります。なお、完成は 7 月 2 5 日の見込みとなっています。

それから、下宇和地区 5 8 号線ですが、これにつきましては工事に係る用地について、農産物の収穫期まで用地の立入調査ができず不測の日数を要しております。また、補償物件の移転に不測の日数を要したために繰り越すものであります。なお、完成は 9 月 2 0 日の見込みとなっています。

それからもう一つは、石城地区 8 号線、この路線につきましては古代ロマンの里構想の一部をなすナルタキ古墳への山道に面しており、地元及び関係各課との調整に不測の日数を要したために繰り越すものであります。なお、完成は 8 月 3 1 日の見込みとなっています。

それから、中川地区 2 6 号線、2 7 号線、3 0 号線につきましては、これは終点の一部用地に八幡浜地方局所有の土地改良財産がありまして、そこで改築申請にかかる期間を必要とし、許認可がおくれたために繰り越すものであります。なお、完成は 1 8 年 8 月 3 1 日の見込みとなっています。

それから、1 級路線 3 号線につきましては、工事に係る用地買収及び物件補償の交渉に不測の日数を要したために繰り越すものです。なお、完成は 1 0 月 3 1 日の見込みとなっています。

それから、最後にもう一本、石城地区 1 8 5 号線ですが、これは県との河川占用協議及び物件補償の交渉に不測の日数を要したため繰り越すものであります。なお、完成は 1 0 月 3 1 日の見込みとなっています。

次に、市道荷刺大西線、大西鎌田西線改良事業 4, 6 5 0 万円ですが、これは事業施工における迂回路の位置決定、調整に不測の日数を要したために繰り越すものです。なお、完成は 7 月末の見込みとなっています。

それから次に、市単独道路改良事業 3, 7 6 3

万5,000円ですが、これは岡上線、深山線、荷刺大西線がありますけども、その中で岡上線につきましては水道管移設に不測の日数を要したため繰り越すものであります。また、深山線につきましては保安林解除に不測の日数を要したために繰り越すものであります。それから、荷刺大西線、鎌田西線につきましては設計に不測の日数を要したために繰り越すものであります。いずれも7月末の見込みとなっています。

それから、市道本村窪ケ市線改良事業2,600万円ですが、これは工事の着手箇所を選定するに当たり、地元との調整に不測の日数を要したために繰り越すものであります。なお、完成は9月30日の見込みとなっています。

次に、市道今田中学校線改良事業8,592万3,000円ですが、これは本路線の改良区間の7割が保安林指定区間となっており、当初より解除についての協議をしていましたが、起点付近には治山施設も設置されていることから保安林解除となるまでの期間に時間を要したので繰り越すものであります。なお、完成は9月30日の見込みとなっています。

次に、市単独道路改良事業8,418万円ですが、これは市道和泉109号線であります。これは、かんきつの採取、出荷時期には地元農家の車両を優先しての施工となったために作業効率が低下し、年度内完了が見込めなくなったために繰り越すものであります。なお、完成は5月31日の見込みとなっています。

それからもう一つは、市道鳴山116号線ですが、これは路側擁壁掘削時に推定岩盤線に岩が出ず、擁壁タイプを変更する必要が生じてまいりました。そこで、擁壁タイプの検討、工事現場の調整時に不測の日数を要したために年度内完了が見込めなくなったために繰り越すものであります。なお、完成は5月31日の見込みとなっています。

それからもう一本、市道下泊281号線ですが、これは地元との工事期間の調整時にかんきつの出荷の最盛期が終わる1月中旬以降から施工にしてほしいとの要望があり、1月20日からの施工としたために年度内完了が見込めなくなったため繰り越すものであります。なお、完成は6月30日の見込みとなっています。

次に、中川原橋測量業務ポーリング調査県事業

負担金272万5,000円ですが、これは中川原橋下流部の魚成川護岸改修におきまして現況と国調とのずれがあり、境界確認及び地権者の了解を得るのに不測の日数を要しております。また、下流部の改修の見込みが立たないと橋の改修に取り組めない状況であったために、橋の設計委託がおくれ、年度内完成が見込めなくなったことから繰り越しをするものであります。なお、完成は7月末日の見込みとなっています。

次に、まちづくり交付金事業6,828万1,000円ですが、これは6,828万1,000円のうち、商店街及び卯之町町並み舗装整備事業があります。そこで、この事業の中で施工予定箇所が公共下水道への宅内引き込み工事が重なり、地元との調整に不測の日数を要し工事着手がおくれたため、繰り越すものであります。なお、完成は7月31日の見込みとなっています。

それからもう一つ、市道旧町地区196号線があります。これは事業推進に当たり、ルート選定についての地元調整に不測の日数を要し、用地補償の着手がおくれたため繰り越すものであります。なお、完成は18年9月30日の見込みとなっています。

それからもう一つ、卯之町町並み整備活用計画事業があります。これは平成17年、18年度にかけての委託事業でありまして、17年度事業分の業務内容として住民参加のワークショップを実施して町並み整備の意見の抽出を行ってまいりましたが、十分な課題抽出や問題把握はできておらず、17年度分の業務が年度内に履行できないために繰り越すものであります。なお、完成は8月31日の見込みとなっています。

次に、高質空間形成施設あずまや設置事業630万円ですが、地元調整に不測の日数を要したために繰り越すものであります。なお、完成は7月末の見込みとなっています。

次は、災害復旧費ですが、災害復旧費の中で農地災害復旧事業3,445万8,000円、それから農業用施設災害復旧事業3,047万3,000円、16年災河川災害復旧事業343万5,000円、それから16年災道路災害復旧事業5,860万9,000円、17年災道路災害復旧事業9,265万6,000円のいずれも災害査定後に直ちに入札ができるよう、予算措置や国、県とも協議を進め、順次入札をして年度

内発注に努めてまいりましたが、十分な工期をとることができないものや工法等の協議などで不測の日数を要し年度内完了が見込めないものにつきまして繰り越すものであります。なお、完成は農地、農業用施設災害復旧事業費は10月末日、それから16年災河川災害復旧事業は8月31日、そして16年災道路災害及び17年災道路災害につきましては12月31日の完成見込みとなっております。

続きまして、歳入の方へ参ります。

8ページをお開き願います。

8ページの地方交付税であります。今回は5,102万1,000円を追加いたしております。それで、16年度との比較でございますが、普通交付税、特別交付税、それからもう一つ臨時財政対策債、これを加えましての16年度の合計が124億9,000万円となっております。それに対しまして、17年度につきましては122億8,600万円でありまして、約2億円の減額となっております。

そして、今ほどの地方交付税の5,100万円を追加したことによりまして、その下の17款の繰入金の財政調整繰入金5,000万円を減額をいたしております。

以上でございます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

2番松山清君。

2番松山清君 今回の補正63万円が裁判の着手金というようなご説明がありましたが、これどういふ事案があったのか具体的な説明を求めます。

議長 炭倉総務課長。

炭倉総務課長 西予市の方へ訴訟ということで、損害賠償請求というようなことで2,625万円の価格を、それから証印の印紙代、これが10万1,000円。これは、三瓶におきまして道路をつけたことによって、その道路から水が浸入して家が沈下したというようなことで訴えを起こされておる案件であります。

以上であります。

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第117号については、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第117号「平成17年度西予市一般会計補正予算(第11号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、議案第117号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第3、議案第118号「平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

安藤建設部長。

安藤建設部長 議案第118号「平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、年度末の事業費支払いに係る一時借入金の設定を行うことに伴い、歳出において公債費で一時借入金利子99万5,000円を計上し、施設整備費で委託料を同額減額するものであります。

また、4ページの宇和处理区及び野村処理区の公共下水道事業について年度内の施工は困難になったことに伴い、繰越明許費3億5,632万1,000円を計上いたしております。

繰り越しの理由でございますが、宇和处理区の2億8,472万1,000円は、これは旧町地区に5工区に分けて実施いたしておるわけでござ

いますが、ここの本工事は交通量の多い国道内での作業を要することから、交通影響を軽減するため夜間工事を実施することといたしておりましたが、周辺住民より工事に伴う騒音、振動問題についての懸念を指摘されたことにより、その調整に不測の日数を要するため繰り越しをするものであります。完了予定は平成18年9月30日となる見込みであります。

野村処理区の7,160万円でございますが、川上地区の2工区分でございますが、工事の設計に当たりまして4カ月を要する設計が、その過程において予想していなかったルート選定及び工法の変更を必要とする箇所が生じたため、その設計に当初の予定期間が延びました。それによりまして、設計変更、契約変更等に不測の日数を要したため繰り越しをするものであります。完成は平成18年9月30日を予定いたしております。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第118号については、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第118号「平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、議案第118号

は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第4、意見書案第1号「違法伐採問題への取組みの強化を求める意見書(案)」の提出について」を議題といたします。

事務局長に朗読いただきます。

吉良事務局長 違法伐採問題への取組みの強化を求める意見書(案)。

森林は木材など林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止など多くの機能を通して、古来より国民生活に深くかかわってきた。また、今日、地球温暖化、生物の多様性の確保など地球規模での環境問題が大きく取り上げられ、改めて森林の果たす役割の重要性が認識されるとともに持続可能な森林経営への取組みが求められている。

しかしながら、森林の維持管理の基盤である林業は、近年木材価格の長期にわたる低迷によって採算性が著しく低下し、間伐等の育林施策が放棄された森林が増加する状況にある。こうした中、京都議定書が昨年2月に発効され、日本は3.9%の森林吸収源対策に取り組むこととなっているが、森林整備を進めるための財源問題が大きなネックとなっており、目標達成が困難な状況となっている。

このような状況に加え、持続的な森林経営への取組みを世界的規模で阻害するものの一つに、違法伐採による木材輸出が挙げられている。これまで先進国首脳サミットにおいて違法伐採の防止策が検討されてきたが、昨年7月のグレンイーグルスサミットにおいて違法伐採に取り組むことが森林の持続可能な管理に向けた第一歩である旨の合意が改めてなされたところである。

世界有数の木材輸入国である我が国の輸入材の中には、違法伐採材が約2割を占めているといわれている。この量は我が国の年間生産量に匹敵するほどであり、林業不振の最大の原因にもなっている。我が国の林業を蘇生し、持続的な経営を確立するには国産材の利用を促進し、生業としての流れを確保していくことが最も重要である。

よって、国におかれては、違法に伐採された外材の輸入を禁止し、国内林業の振興を図り、国際的な公約とした森林整備を早急に進められたく、次の事項について実行されるよう強く要望する。

1、政府は、違法伐採された外材の流入を根絶するため監視体制をより強化し、徹底した調査を行い、その状況を明らかにし、流出元の国との交渉を強化することに努めること。また、外材の輸入に当たっては、違法性のないものであることの証明を求め、証明のないものの輸入については取りやめよう強く求めること。

2、低コストで安定的な国産材生産供給システムの確立を図るとともに、公共施設、公共事業を初め、住宅等の木材化対策の充実や木質資源のバイオマス利用等、木材の利用促進を優先的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月24日、愛媛県西予市議会。

提出先、内閣総理大臣小泉純一郎、外務大臣麻生太郎、経済産業大臣二階俊博、環境大臣小池百合子、農林水産大臣中川昭一、林野庁長官川村秀三郎。

議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論はなしと認めます。

お諮りいたします。

この表決は起立によって行います。

意見書案第1号「違法伐採問題への取組みの強化を求める意見書(案)の提出について」を決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数です。よって、意見書案第1号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第5、「議員派遣の件に

ついて」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、「議員派遣の件について」は、本件のとおり承認することに決定をいたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合は議長にご一任を願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩をいたします。(休憩 午後3時19分)

議長 再開いたします。(再開 午後3時21分)

以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会のあいさつがあります。

三好市長。

三好市長 それでは、平成18年度第1回西予市議会定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月12日に178チームが参加し大洲市で開催されました県クラブ対抗駅伝競技大会では、西予市体協Aチームが2位に大差をつけて初優勝を飾るとい、大変明るくうれしいニュースが飛び込んでまいりました。選手の皆さんはもちろん、チームを陰で支えてこられた体育協会の方々に対し、深い敬意と祝福の言葉を贈りたいと思います。まことにおめでとうございます。

今回の優勝は、新聞記事の中にも触れられておりましたけれども、本市の合併により旧町の有力選手がそろったことにより得られたものであります。まさに、旧町単位ではなかなか実現できないことでも、5町が一致協力すればすばらしい成果が得られるという合併効果の一つが具現化したものであります。

今後、西予市づくりの上で旧5町の特性や資源の効率的な連携と一丸となった取り組みにより、想像以上の相乗効果が得られることを確信するとともに、そのためには同じ目標に向かって相互の理解と協力が不可欠であると改めて認識したところであります。

さて、今期定例会では、3月8日から本日までの17日間にわたる会期で、条例制定、改廃、平成18年度一般会計予算及び特別会計の当初予算等重要案件につきましてご審議をいただきました。特に、18年度予算につきましては、三位一体改革の影響により歳入不足となり、特別職給与や議員報酬の一部カット、一般職員の各種手当の見直し等を含め大変厳しい内容となりました。

また、本会議の一般質問、議案質疑、委員会審議の中で、それぞれの立場で貴重なご意見や鋭いご指摘をいただきました。このご意見等を平成18年度の予算執行に当たり十分心して努め、この難局を乗り切っていく所存であります。

所信表明の中でも申し上げましたように、大変厳しい財政状況が続きますけれども、事務事業の徹底的な見直しによる歳出の縮減を図らざるを得ない現実をご賢察いただき、行政と議会が一体となって本市の発展と福祉の増進を目指していきたいと思います。

本定例議会でご決定いただきました議案につきましては、着実に執行いたしますとともに職員と一丸となりまして自立できる西予市の実現に向けたゆまぬ努力を続ける覚悟であります。今後とも議員の皆様のご協力、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして閉会のごあいさつとさせていただきます。長い間ありがとうございました。

議長 これをもって平成18年第1回西予市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後3時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

平成18年第1回西予市議会定例会議決結果表

| 議案番号 | 件名 | 議決年月日 | 議決結果 |
|---------|---|---------|------|
| 議会報告第1号 | 常任委員会の視察研修報告について | 18.3.10 | 報告 |
| 承認第1号 | 専決処分第1号の承認を求めることについて(平成17年度西予市一般会計補正予算(第9号)) | 18.3.10 | 原案承認 |
| 議案第5号 | 宇和町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について | 18.3.10 | 原案可決 |
| 議案第6号 | 西予市総合計画基本構想について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第7号 | 西予市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第8号 | 西予市長期継続契約に関する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第9号 | 西予市市民憩の家条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第10号 | 西予市宇和運動公園条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第11号 | 西予市ふれあいの森林施設条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第12号 | 西予市宇和福祉センター条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第13号 | 西予市老人憩の家条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第14号 | 西予市野村高齢者工芸館条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第15号 | 西予市農村公園条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第16号 | 西予市野村飼料混合施設条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第17号 | 西予市農林漁業後継者住宅条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第18号 | 西予市職員の管理職手当等の特例に関する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第19号 | 西予市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第20号 | 西予市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第21号 | 西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第22号 | 西予市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第23号 | 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第24号 | 西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第25号 | 西予市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第26号 | 西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第27号 | 西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第28号 | 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |

| 議案番号 | 件名 | 議決年月日 | 議決結果 |
|---------|---|---------|------|
| 議案第 29号 | 西予市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 30号 | 西予市船員法に係る証明に関する条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 31号 | 西予市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 32号 | 西予市図書館条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 33号 | 西予市宇和文化の里条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 34号 | 西予市保育所条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 35号 | 西予市軽費老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 36号 | 西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 37号 | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 38号 | 西予市農林水産業振興事業基盤整備用機械使用料条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 39号 | 西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 40号 | 西予市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 41号 | 西予市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 42号 | 西予市林道整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 43号 | 西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 44号 | 西予市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 45号 | 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 46号 | 西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 47号 | 西予市野村町地域文化会館建設基金条例を廃止する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 48号 | 西予市三瓶デイサービスセンター基金条例を廃止する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 49号 | 西予市宇和町特定農山村地域活性化推進基金条例を廃止する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 50号 | 西予市通学費補助条例を廃止する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 51号 | 城川町人口定住促進に関する条例を廃止する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |

| 議案番号 | 件名 | 議決年月日 | 議決結果 |
|---------|---|---------|------|
| 議案第 52号 | 宇和町丙種墓地設置及び管理条例を廃止する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 53号 | 宇和町稻生墓地設置及び管理条例を廃止する条例制定について | 18.3.24 | 撤回承認 |
| 議案第 54号 | 市道路線の認定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 55号 | 市道路線の廃止について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 56号 | 西予市営土地改良事業の施行について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 57号 | 西予市宇和文化会館の指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 58号 | 西予市特別養護老人ホーム松葉寮及び西予市宇和老人短期入所施設の指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 59号 | 西予市軽費老人ホームれんげの指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 60号 | 西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 61号 | 西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 62号 | 西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 63号 | 西予市いきがいデイサービスセンターの指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 64号 | 西予市身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 65号 | 西予市特別養護老人ホームしいのき園及び西予市野村老人短期入所施設の指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 66号 | 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 67号 | 西予市野村学園の指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 68号 | 西予市三瓶デイサービスセンターの指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 69号 | 西予市精神障害者小規模作業所の指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 70号 | 西予市明浜ふるさと創生館の指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 71号 | 西予市あけはまオートキャンプ場の指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 72号 | 西予市明浜塩風呂の指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 73号 | 西予市明浜民宿故郷の指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 74号 | 西予市物産会館どんぶり館の指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 75号 | 西予市野村農業公園の指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 76号 | 西予市野村青汁工場の指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 77号 | 西予市城川産地形成等促進施設の指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |

| 議案番号 | 件名 | 議決年月日 | 議決結果 |
|---------|-----------------------------------|---------|------|
| 議案第 78号 | 西予市城川食肉加工センターの指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 79号 | 西予市城川特産品センターの指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 80号 | 西予市城川農産物加工センターの指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 81号 | 西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 82号 | 西予市湊筋農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 83号 | 西予市野村畜産総合振興センターの指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 84号 | 西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 85号 | 西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 86号 | 西予市有料駐車場の指定管理者の指定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第 87号 | 平成17年度西予市一般会計補正予算(第10号) | 18.3.10 | 原案可決 |
| 議案第 88号 | 平成17年度西予市授産場特別会計補正予算(第3号) | 18.3.10 | 原案可決 |
| 議案第 89号 | 平成17年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号) | 18.3.10 | 原案可決 |
| 議案第 90号 | 平成17年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第2号) | 18.3.10 | 原案可決 |
| 議案第 91号 | 平成17年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号) | 18.3.10 | 原案可決 |
| 議案第 92号 | 平成17年度西予市老人保健特別会計補正予算(第4号) | 18.3.10 | 原案可決 |
| 議案第 93号 | 平成17年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号) | 18.3.10 | 原案可決 |
| 議案第 94号 | 平成17年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) | 18.3.10 | 原案可決 |
| 議案第 95号 | 平成17年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号) | 18.3.10 | 原案可決 |
| 議案第 96号 | 平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号) | 18.3.10 | 原案可決 |
| 議案第 97号 | 平成17年度西予市上水道事業会計補正予算(第3号) | 18.3.10 | 原案可決 |
| 議案第 98号 | 平成17年度西予市病院事業会計補正予算(第2号) | 18.3.10 | 原案可決 |
| 議案第 99号 | 平成17年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号) | 18.3.10 | 原案可決 |
| 議案第100号 | 平成18年度西予市一般会計予算 | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第101号 | 平成18年度西予市授産場特別会計予算 | 18.3.24 | 原案可決 |

| 議案番号 | 件名 | 議決年月日 | 議決結果 |
|---------|--------------------------------------|---------|------|
| 議案第102号 | 平成18年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第103号 | 平成18年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算 | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第104号 | 平成18年度西予市国民健康保険特別会計予算 | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第105号 | 平成18年度西予市老人保健特別会計予算 | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第106号 | 平成18年度西予市介護保険特別会計予算 | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第107号 | 平成18年度西予市港湾整備事業特別会計予算 | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第108号 | 平成18年度西予市簡易水道事業特別会計予算 | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第109号 | 平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計予算 | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第110号 | 平成18年度西予市公共下水道事業特別会計予算 | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第111号 | 平成18年度西予市上水道事業会計予算 | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第112号 | 平成18年度西予市病院事業会計予算 | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第113号 | 平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算 | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第114号 | 西予市ギャラリーしろかわ条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第115号 | 西予市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第116号 | 西予市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第117号 | 平成17年度西予市一般会計補正予算(第11号) | 18.3.24 | 原案可決 |
| 議案第118号 | 平成17年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号) | 18.3.24 | 原案可決 |
| 陳情第1号 | 新天神橋の歩道建設を求める陳情について | 18.3.24 | 採 択 |
| 陳情第2号 | 野村高等学校横林分校・湊筋分校記念碑建立補助金を求める陳情について | 18.3.24 | 不採 択 |
| 陳情第3号 | 精神障害者小規模作業所「たんぽぽ工房」設置主体に関する陳情について | 18.3.24 | 採 択 |
| 陳情第4号 | 「違法伐採問題への取組みの強化を求める意見書」の提出を求める陳情について | 18.3.24 | 採 択 |
| 意見書案第1号 | 違法伐採問題への取組みの強化を求める意見書(案)の提出について | 18.3.24 | 原案可決 |
| | 議員派遣の件について | 18.3.24 | 承 認 |